

# 目 次

## ○第1号（3月4日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長提出議案の概要説明	5
日程第 4 一般質問について	1 2
◇清水健一君	1 2
◇南 千晴君	2 1
◇松井保夫君	3 6
◇早坂 通君	4 9
◇岩田好雄君	6 2
◇柳田キミ子君	7 5
日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認について（平成25年度榛東村一般会計補正予算（第10号））	8 5
日程第 6 議案第 1号 村長等の給与の臨時特例に関する条例及び榛東村職員 の給与の臨時特例に関する条例を廃止する条例に ついて	8 8
日程第 7 発委第 1号 議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例を廃止 する条例について	8 9
日程第 8 議案第 2号 榛東村隣保館の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例について	9 0
日程第 9 議案第 3号 榛東村企業立地の促進等による地域における産業集 積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特 例に関する条例について	9 2

日程第10	議案第4号	榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例 について	95
日程第11	議案第5号	榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例 の一部を改正する条例について	97
日程第12	請願・陳情	について	99
散	会		99

## ○第2号（3月11日）

議事日程	第2号		101
本日の会議に付した事件			102
出席議員			103
欠席議員			103
説明のため出席した者			103
事務局職員出席者			103
開	議		104
日程第1	会議録署名議員の指名	について	104
日程第2	議案第6号	しんとう南部公園の設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例について	104
日程第3	議案第7号	村道の路線認定について	106
日程第4	議案第8号	村道の路線変更について	107
日程第5	議案第9号	榛東村下水道条例の一部を改正する条例について	108
日程第6	議案第10号	榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例につい て	109
日程第7	議案第11号	榛東村社会教育委員に関する条例の一部を改正する 条例について	111
日程第8	議案第12号	榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例について	113
日程第9	議案第13号	榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条 例の一部を改正する条例について	116
日程第10	議案第14号	榛東村耳飾り館の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例について	119
日程第11	議案第15号	榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関す る条例の一部を改正する条例について	120

日程第12	議案第16号	榛東村中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	123
日程第13	議案第17号	平成25年度榛東村一般会計補正予算(第11号)について	125
日程第14	議案第18号	平成25年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	138
日程第15	議案第19号	平成25年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	143
日程第16	議案第20号	平成25年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第2号)について	145
日程第17	議案第21号	平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について	148
日程第18	議案第22号	平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について	151
日程第19	議案第23号	平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第5号)について	153
日程第20	議案第24号	平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算(第2号)について	155
日程第21	議案第25号	平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算(第4号)について	156
日程第22	議案第36号	工事請負契約の変更について	158
日程第23	議案第26号	平成26年度榛東村一般会計予算	160
散会			169

### ○第3号(3月17日)

議事日程 第3号	171
本日の会議に付した事件	171
出席議員	172
欠席議員	172
説明のため出席した者	172
事務局職員出席者	172
開議	173
日程第1 会議録署名議員の指名について	173

日程第 2	議案第 26 号	平成 26 年度榛東村一般会計予算	173
日程第 3	議案第 27 号	平成 26 年度榛東村国民健康保険特別会計予算	219
日程第 4	議案第 28 号	平成 26 年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算	224
日程第 5	議案第 29 号	平成 26 年度榛東村介護保険特別会計予算	227
日程第 6	議案第 30 号	平成 26 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算	231
日程第 7	議案第 31 号	平成 26 年度榛東村公共下水道事業特別会計予算	233
日程第 8	議案第 32 号	平成 26 年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算	237
日程第 9	議案第 33 号	平成 26 年度榛東村学校給食事業特別会計予算	239
日程第 10	議案第 34 号	平成 26 年度榛東村自然エネルギー発展事業特別会計予算	241
日程第 11	議案第 35 号	平成 26 年度榛東村上水道事業会計予算	243
日程第 12	請願・陳情について		249
日程第 13	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について		254
日程第 14	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について		254
日程第 15	議会運営委員会の閉会中の継続調査について		254
	日程の追加について		255
追加日程第 1	議案第 37 号	榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	255
追加日程第 2	議案第 38 号	平成 25 年度榛東村一般会計補正予算（第 1 2 号）について	256
追加日程第 3	議案第 39 号	平成 25 年度榛東村新エネルギー事業特別会計補正予算（第 3 号）について	259
	渋川地区広域市町村圏振興整備組合定例会の報告		261
	議長挨拶		262
	閉 会		263

平成26年第1回

榛東村議会定例会会議録

第 1 号

3月4日（火）

# 平成26年第1回榛東村議会定例会会議録第1号

---

平成26年3月4日（火曜日）

---

## 議事日程 第1号

平成26年3月4日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第 2 会期決定について
  - 日程第 3 諸般の報告について
  - 日程第 4 一般質問について
  - 日程第 5 承認第1号 専決処分の承認について（平成25年度榛東村一般会計補正予算（第10号））
  - 日程第 6 議案第1号 村長等の給与の臨時特例に関する条例及び榛東村職員の給与の臨時特例に関する条例を廃止する条例について
  - 日程第 7 発委第1号 議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例を廃止する条例について
  - 日程第 8 議案第2号 榛東村隣保館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 9 議案第3号 榛東村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例について
  - 日程第10 議案第4号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
  - 日程第11 議案第5号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
  - 日程第12 陳情・請願について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（14名）

1番	清水健一君	2番	松井保夫君
3番	小山久利君	4番	山口宗一君
5番	小野関武利君	6番	松岡稔君
7番	南千晴君	8番	金井佐則君
9番	松岡好雄君	10番	柳田キミ子君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	高橋正君

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	立見清彦君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	新藤彰君	住民生活課長	早川雅彦君
子育て・長寿支援課長	青木繁君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	清水喜代志君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	岩田健一君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	清水誠治君
生涯学習課長	清水義美君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

## ◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（高橋 正君） 皆さん、おはようございます。

ただいま二胡の演奏を聞き、また一段と気持ちが引き締まった思いがいたします。

平成26年第1回定例会開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成26年第1回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用のところご参集をいただき、開会できますことに対し、心からお礼を申し上げます。

この2月14日、15日に記録的な大雪が関東甲信地方を襲い、前橋市で73センチと観測史上最高となりました。群馬県内でも、地域の孤立や道路の交通どめなどの大きな被害が出ました。雪になれない地域での防災に課題も浮き彫りとなり、被害を最小限に食いとめるには、油断せず備えることが重要であると認識しているところです。

本村でも、14日16時に雪害警戒本部を立ち上げ、15日早朝より榛東村建設業協力会等の協力のもと、幹線道路の除雪が始まり、他市町村よりいち早く除雪が進み、住民から大変喜ばれました。

翌16日には各区にお願いし、住民総参加の除雪協力要請をし、特に重機所有者、家畜関係者に活躍をしていただき、通学路除雪において多大な成果が得られたのは、よい取り組みとして評価しております。これにより、自分たちの地域は自分たちで守るという住民意識の連帯感が図られ、今後、行政運営の模範になるものと確信しております。

同時に村内の情報収集を行い、農業ハウスや畜舎の倒壊、住宅やカーポートの損壊と、過去に例を見ない被害となっております。ここで被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。今後は執行側と協議しながら、迅速に大雪被害支援事業を実施したいと考えております。

私も、県町村議会議長会会長として、2月26日に上京し、これには横浜市の市議会議員長の佐藤さんの紹介がありまして、行ってまいりました。内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣官房長官、本県選出国會議員などに、「大雪による農業被害の支援に関する緊急要請」を行ってまいりました。

政府でも、「詳細な被害状況を把握し、現場のニーズを踏まえ対策を講じるなど支援に万全を期したい」とし、農業大雪被害復旧の理解を示していただきました。

近年、従来の常識を覆す災害が目立ちます。ゲリラ豪雨や竜巻、季節外れの台風襲来などでありま。地球温暖化の影響がしばしば指摘されます。今回の大雪もこの影響だと思わずにはいられません。

いずれの災害でも、事前の情報に細心の注意を払い、早目の対策を講じておこななければなりません。食料や燃料、薬などの準備を心がけ、災害時に不要な外出を避けるのも大切になっています。

経験のない災害は、いつでも起こり得ると危機感を持つべきであり、想定外の被害を次に生かす意識を忘れないよう努めるべきだと考えます。

それでは、本定例会につきましては、通告がありました6名の議員による一般質問や、村長より送



付があった条例の制定や一部改正、補正予算、平成26年度当初予算や陳情が提出されております。

平成26年度当初予算につきましては、予算特別委員会を設置し、調査を行い、要望書の提出を行ってまいりました。村長におかれましては、この点に十分配慮されました予算となったものと考えております。議員各位におかれましては、十分にご審議をお願いしたいと存じます。

また、予算の執行に当たりましては、適正・効率的な執行に心がけ、なお一層の住民福祉の向上と村の活性化にご尽力くださるようお願い申し上げます。

梅の開花とともに、春の足音がわずかながら聞こえる今日、まだまだ寒い日が続きます。議員各位におかれましては、健康に十分留意され、議会運営に特段の協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

それでは、ただいまから平成26年第1回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めておりますが、全員出席であります。

直ちに、お手元に配付した議事日程に従い、会議を行います。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

13番早坂通君、1番清水健一君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

---

### ◎日程第2 会期決定について

○議長（高橋 正君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から3月17日までの14日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月17日までの14日間と決定いたしました。

---

### ◎日程第3 諸般の報告について

○議長（高橋 正君） 諸般の報告を行います。

本定例会に提出され受理した議案等は36件、承認1件、発委1件、陳情4件であります。

次に、代表監査委員例月現金出納検査の結果に関する報告書が提出されております。その写しをお

手元に配付しておりますので、ご高覧をお願いいたします。

---

◇

## ◎村長提出議案の概要説明

○議長（高橋 正君） ここで村長より、本定例会における提案理由の説明をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） 改めまして、おはようございます。

先ほどは二胡の演奏を聞かせていただき、緊張した中でも心を和ませていただき、本当に安らぎを覚えたところでございます。

本日、平成26年榛東村議会第1回定例会は、議員各位の出席のもと開会できますことを、まづもって感謝を申し上げるとともに、14日間審議していただくことにお礼を申し上げます。

さて、先月の14日、15日、120年ぶりと言われております大雪に見舞われました。除雪に対しましては、村民を初め議員各位、区長さん方、村建設業協会のご協力により、日常生活道の確保が素早く対応できましたが、ひとえにご協力をいただきました皆様方に深く深く感謝を申し上げるところであります。

しかしながら、農業施設を初め住宅においては、瓦、雨どい、そしてカーポート等、大きな被害が発生しました。被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

特に、農業災害は甚大であり、被災者の心情を思うとき、言葉も見つかりませんでした。私は農家の人たちが希望を失うことなく再建できるよう、国・県・村、そしてJAと連携を密にし、スピード感を持って再建の力になっていかねばと強く感じながら、その対策に当たっているところです。そのためには、議員皆様のご協力とお力添えを切にお願いするところでもあります。

平成25年度も残すところわずかとなりました。また、第15期の議員さんとしてスタートし、早いもので、もうすぐ1年になろうとしております。

この1年を振り返ってみれば、参議院選において与党圧勝によりねじれ国会が解消されました。そして、安倍政権の本格主導で、経済面ではアベノミクスと言われる経済対策等が行われてきました。また、富士山の世界文化遺産登録や、2020年東京オリンピック、パラリンピックの開催決定、さらに群馬県では、前橋市育英高校が夏の高校野球で優勝するなど、明るい話題もありました。2月においては、猪瀬前都知事が辞職に伴う東京都知事選で舛添要一都知事が誕生したことも、記憶に新しいところでもあります。ソチ冬季五輪におきましても、日本にメダルをもたらしてくれた方々やメダルまで届かなかった方からも、感動と勇気をいただきました。

村内においては、相馬原演習場も含め、日米共同訓練が2月25日から、3月8日まで行われる予定とのことです。当初、オスプレイ参加を検討していたということですが、オスプレイが参加するしな

いかではなく、村として、空中機動力訓練による住民の安全・安心を担保することに、細心な注意をはらい対応をしているところであります。

このように1年間を振り返りますと、いろいろな出来事がありました。そんな中で、平成25年度村の事業につきましては、ほぼ計画どおり事業も進んでおり、新井緑地公園や南小プールについても、3月中の完成の予定となっております。また、消防一分団詰所整備も一部工事を残し、3月中に完成予定となっております。4月からは、消費税率もアップされます。県においては、群馬緑の県民税が新たに創設されることになり、住民皆様にご負担が増すわけではありますが、ご理解を賜りたいとお願いするところでもあります。

それでは、ここで本会議に上程する議案等についての説明を申し上げます。

まず、条例関係であります。14案件ございます。

村長等の給与の臨時特例に関する条例及び榛東村職員の給与の臨時特例に関する条例を廃止する条例につきましては、減額期間の終了に伴い、条例を廃止するためのものがございます。

次に、榛東村企業立地の促進による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例につきましては、企業誘致施策を積極的に推進するために設置するものであります。

また、榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、借りかえ措置期間の延長を行うものであります。

このほかに、4月からの消費税率引き上げに伴う条例改正が9案件、関係法例の改正に伴う条例改正が2件となっております。

村道の道路認定及び同路変更につきましては、新たに路線認定していただくものと路線を変更させていただくものがございます。

次に、平成25年度の補正予算についてでございますが、一般会計のほか、国民健康保険特別会計など七つの特別会計や上水道事業会計で上程させていただいておりますが、いずれも年度末を控え、歳入歳出ともに収入額や事業費等において確定あるいは確定見込みを受けての補正が主となっております。

なお、一般会計補正予算につきましては、平成26年2月14日、15日、大雪対策に伴う補正10号、専決処分の承認と、南小学校体育館整備事業の前倒し及び年度末に伴う確定見込み等の補正11号であり、補正11号については、八つの事業予算に係わる繰越明許費の追加をさせていただくものでもあります。

次に、平成26年度榛東村一般会計並びに特別会計、上水道会計の当初予算について、概要を説明申し上げます。

平成26年1月24日閣議決定されました平成26年度の経済見通しは、我が国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減には留意が必要であるが、経済対策など平成26年度の経済財政運営の基本的態度に示された施策の推進等により、年度を通してみれば、前年度に引き続き堅調な内需に支

えられた景気回復が見込まれ、好循環が徐々に実現していくと考えられます。

物価については、前年度より上昇率が高まり、消費者物価は3.2%、GDPデフレーター上昇率はプラスになると見込まれるなど、労働市場の引き継ぐ改善を伴いながら、デフレ脱却に向けた着実な進展が見込まれております。

この結果、平成26年度の国内総生産の実質成長率は1.4%程度、名目成長率が3.3%程度と見込まれております。

なお、先行きのリスクとしては、金融資本市場の動向、あるいはアジアの新興国等の経済動向、電力供給の制約等に留意する必要があるとされておりますが、今までよりかなり明るい経済見通しが発表されております。

次に、本村の財政状況でございますが、本村は社会保障費などの増大、学校教育施設の整備、高浜バイパスアクセス道路、公共下水道事業などの社会資本整備、多様化する村民要望に対応するために、各種施策を積極的に実施してまいりました。しかし、その一方で、地方交付税や自動車取得税交付金を初めとする各種交付金の伸びは期待できず、政策経費に充当できる一般財源は近年頭打ちの状況であり、将来の財政負担のある村債発行は抑制しているため、財政調整基金の取り崩しによって財源を補填している状況にあります。

今後、人口減少社会、少子高齢化社会の進行による社会保障費等の増大が見込まれ、厳しい財政状況は続くものと予想されます。

平成24年度決算における財政指標は、財政力指数が0.52、経済収支比率が87.6%、実質公債費比率が6.0%であり、いずれの指標も前年度決算と比べ、わずかながら悪化しており、総合グラウンドや社会体育館建設工事において借り入れた村債の元金償還が続き、公債費の増加による指標の悪化及び財政の硬直化が予想されます。

村債については、一般会計の平成24年度決算における残高は31億円超となり、横ばいの状態です。財政調整基金の残高は約20億円となってきております。介護保険や公共下水道などの特別会計に対する繰出金などが右肩上がりです。ふえ続けている状況でもあります。

平成26年度榛東村一般会計当初予算ですが、昨年暮れの予算特別委員会の挨拶でも申し上げましたが、第5次榛東村総合計画は平成26年度、27年度は仕上げの年であり、そこに示されている「心の重視、環境の重視、人の重視」を基本理念として、これに取り組む予算といたしました。加えて、観光振興や経済活性化を推進する基盤づくり、農業・商業・工業の振興と6次産業の推進、村民の安心・安全を推進する基盤づくり、以上3項目について特に重点を置き、予算編成に努めたところでもあります。

平成26年度の予算編成に当たっては、特に職員に指示したことは、職員一人一人が納税者の視点と村民目線に立って事業仕分けを行い、漫然と前年度と本年度の数値を入れかえることなく、予算見積もりを確実にし、事務的経費の削減の努力をすること。村内経済が活性化する視点でおのこの事

業を有機的に連携させ、パッケージとして事業を展開すること。事務事業の目的を複合的に捉え、相乗効果が得られるよう工夫して予算要求すること。重点施策に留意しつつ本村の財政状況を認識し、経済的経費の節減と合理化はもとより、経費全般にわたって調整と精査を行い、職員一人一人が協働のむらづくりに挑むことに、住民福祉の向上と魅力あるむらづくりに一層の努力を払うこと。加えて、村議会からの平成24年度決算に伴う改善点、要望事項や村監査委員等の指摘事項について十分精査を行い、必要な措置を予算に反映すること。

以上を指示したところであります。

私自身も、村長として細部にわたり、また思い切った査定を行い、全職員の英知を結集して取り組んでまいったものでございます。

それでは、平成26年度の当初予算の内容について、その概要をご説明申し上げます。

平成26年度の本村全体会計の当初予算総額は、歳出ベースで、前年度当初に比べ、金額にして1億7,950万2,000円、率にして2.0%増の93億4,017万9,000円となっております。

初めに、一般会計でございますが、平成26年度一般会計当初予算につきましては、総額50億5,800万円で、前年度当初予算に比べますと、金額で1億90万円、率にして2.0%増となっております。

平成26年度地方財政計画の伸びが1.8%でございますので、おおむね地方財政計画に沿った伸び率となっております。しかし、前年と比較して、公債費や特別会計への繰出金の合計高が6億540万9,000円で推移していることが懸念されるところであります。

また、平成26年4月からの消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、計上されている予算のうち、歳入については、地方消費税交付金が1,820万円、村内各施設等の使用料が18万9,000円、歳出については、概算で3,660万円ほどが引き上げになる影響の金額となっております。

歳入では、自主財源の中核をなす村税について、前年度当初比3,717万2,000円増の13億9,400万円を見込んだほか、地方交付税については、前年度同額の13億3,000万円を計上いたしました。

国庫支出金については、前年度より7,427万9,000円増の6億1,068万2,000円を計上。繰入金につきましては、前年度より3,661万7,000円少ない5億1,867万9,000円の繰り入れを。このうち財政調整基金からの繰入金は、前年度より1,970万9,000円少ない2億6,702万4,000円の計上となりました。

村債につきましては、将来の財政負担を伴うもので、100%交付税算入がある臨時財政対策債2億3,500万円のみを計上いたしております。

次に、歳出でございます。主なものをご説明いたします。

総務関係としては、コミュニティ供用施設について計画的に進めているコミセン改修工事と、2カ年事業である各コミセンへの太陽光発電システム設置工事を合わせて4,185万5,000円を、交通安全対策費に8,689万9,000円を、消防団運営費等に2,187万8,000円を計上いたしております。

また、自然エネルギー推進事業として、農山漁村活性化再生エネルギー事業化推進補助金及び次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金を活用し、バイオマスの調査研究費と急速充電機設置工事

費を計上いたしました。

民生関係では、民生費が17億2,068万円、予算総額の34%を占めるものでございます。目の予算額として、国保特会、介護特会など、また本年度は臨時福祉給付金を含め、社会福祉総務費が4億2,808万7,000円、障害者福祉費2億2,116万8,000円、福祉医療費1億4,942万4,000円を計上いたしました。

本村の未来を担う子供たちのための子育て支援センター運営委託料、子育て世代を支援するファミリーサポートセンターの運営費負担金、また本年度は子育て世帯臨時特例給付金給付事業などの児童福祉総務費には2億8,721万7,000円を、保育所の運営負担金などの児童措置費には3億2,339万5,000円を、学童保育費には2,824万7,000円を計上しております。

現役時代のときにご苦労いただいたご年配の皆様方の福祉対策としては、引き続き80歳以上で敬老祝い金の支給対象とならない方々には、全員に敬老のお祝い品を支給させていただくこととし、その費用として222万5,000円を計上しました。また、敬老祝い金及び100歳到達祝い金合わせて486万2,000円余りを計上しました。ふれあい館の村民無料優待券につきましても、70歳以上の方々に対しては、本年度も引き続き10枚とさせていただきます。車などの移動手段がない高齢者などを対象とした福祉タクシー利用助成につきましても、400万円を計上したところであります。

次に、健康保険、衛生関係では、予防費、一般事業、母子保健事業、健康促進事業、未熟児養育医療給付費など、過渡期であった制度が一段落しつつあります。

健康促進事業費として、各種健診に基づき早期発見、早期治療、健診のフォローアップなどとして保険師の増員とあわせ、より一層の各種受診向上のために、ワンコイン健診を廃止し無料化にしたいと考えております。このことによって、医療費の抑制につながり、健康長寿対策が図られると期待するところであります。

環境関係におきましては、自然エネルギー推進事業とあわせ、地球温暖化対策として、村内企業育成と村商工会商工振興券による商工振興も兼ね、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助金等に640万円を計上しました。

農林産業、商工関係のうち、農業関係では、経営感覚にすぐれた効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、意欲ある新規就農者、認定農業者等、農業施設機械等の導入の支援をするため、農業経営基盤強化促進事業費として、農業振興支援事業補助金、新規就農者確保事業費補助金、及び認定農業者経営改善補助金など1,048万3,000円を計上しました。また、耕作放棄地対策として、村担い手育成総合支援協議会補助金として383万8,000円を計上しております。生産とあわせて、販売面にも力を入れたいと考えております。

議長のご縁や議員皆様のご理解とご協力による大洗町友好都市や、農業委員会長のご縁による葛飾産業フェアをより一層活用し、本村内外において、農畜産物の販売、紹介等を行うイベントを実施することで農畜産物のブランド化及び販売拡大を図り、農畜産業活性化の一助とするため、葛飾区産業

フェア、大洗あんこう祭り農畜産物展の消費イベント宣伝費として91万7,000円を計上いたしました。

かねてより、議会関係者から意見をいただいております農業用水維持管理費における用水の電気料にかかわる負担割合については、用水量の割合に基づきおおむね3年をかけて適正化を図ることとし、その収支についても明確化いたしました。

商工関係では、平成25年度新規事業として実施した住宅リフォーム助成事業について、平成25年度の実績を考慮し、30件から80件へとふやし、800万円を計上したところです。この住宅リフォーム補助金事業は、さきに述べた住宅太陽光システム補助金事業と同様に、村内企業育成と村商工会商業振興券による商工振興及び住環境の改善も兼ねており、各事業を複合的に捉え、相乗的効果が得られるようにするものでございます。

加えて、商工振興費対策として、商工振興事業費補助金779万5,000円を計上しております。また、平成25年度に実施した企業賀詞交換会等により、村内企業と議会、行政が一堂に会して情報の交換を行いました。平成26年度も企業誘致を一層推進するべく、推進費を計上しております。

近年、6次産業という言葉はよく使われております。この6次産業化の可能性とあわせ、創造の森やふるさと公園周辺の民と官の施設を中心として、農業、商業、観光を有機的にパッケージとして事業展開し、相乗効果をもたらすための地域活性化基本計画策定を具現化するため、その中心施設の一つである創造の森の測量、設計、業務委託費など1,315万7,000円を計上しました。しかし、ふるさと公園活性化リニューアル事業においては、水道施設の移転、直売所運営、公園用地買収等の事業が整備された中で本施策を推進するため、平成26年度よりの新規事業は見合わせいたしました。

土木関係としましては、村民の暮らしと当村の将来の発展、活性化には道路整備は欠かせないものであります。暫定開通である渋高バイパスへの接続道路については、村内活性化や企業誘致、人口減少対策にとって急務であり、重要課題と位置づけて、防衛補助金事業を活用しながら、積極的、重点的に進めていくとともに、狭隘道路の解消など、時期を逸することなく計画的に整備していきたいと考えているところであります。

補助事業と村単独事業をあわせまして、道路橋りょう費に2億6,361万3,000円を計上いたしました。加えて、本年度から実施する地籍調査について734万1,000円を計上しております。

教育費の学校教育関係でございますが、中学校整備事業につきましては、一くくりつきましたので、平成25年度は南小学校のプール整備関連事業を進めております。当初、平成26年度において、南小学校の体育館改築を計画しておりましたが、国の平成25年度補正予算等の事情により、その一部が平成25年度へ前倒しになっておりますので、平成26年度においては1億437万7,000円の計上であります。

北小学校関係では、トイレ改修調査費や体育館東の擁壁工事など2,161万7,000円を計上。中学校整備事業では、グラウンド、トイレ兼倉庫改修工事など925万6,000円を計上しております。

また、一般会計から給食特会への繰出金は、人件費、維持管理費、運営費等の6,927万5,000円に加え、第3子の給食費無料化分として723万4,000円を計上しました。

そのほか、小中学校費として、職員給与費を除く維持管理費、運営費、教育振興費として、特に小学校費、中学校費において、学校生活をきめ細やかに対応するため、特別支援学級補助員等を置くなど、また吹奏楽の備品購入等や学校図書購入費など、北小学校に4,923万2,000円、南小学校に5,132万円、中学校費に6,974万5,000円を計上させていただきました。

幼児教育や預かり保育のさらなる充実のため、幼稚園維持管理費や運営費として、北幼稚園に1,758万5,000円、南幼稚園に2,016万7,000円を計上しております。

生涯学習関係におきましては、将来の社会教育関連施設整備へ備えるため、また財政負担の平準化を図るため、社会教育施設整備基金への積立金として5,000万円を計上しております。

南部コミュニティセンターの改修事業につきましては、補助金の関係から2カ年事業となり、本年度分として工事請負費など7,358万9,000円を計上いたしました。また、中央コミュニティセンター整備事業として、基本設計業務費1,300万3,000円を計上し、また総合グラウンドの改修計画の基本となる屋外運動場改修基本設計委託費など、259万2,000円を計上しております。

なお、一般会計から国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、学校給食事業特別会計、住宅新築資金等貸付特別会計への繰出金の合計は、6億540万9,000円となっております。

次に、特別会計の新年度予算でございますが、国民健康保険特別会計は、前年度より7,965万5,000円減の16億5,370万円を、後期高齢者医療事業特別会計は、前年度より748万9,000円増の1億504万7,000円を、介護保険特別会計では、前年度より3,851万7,000円増の10億9,366万2,000円を、住宅新築資金等貸付特別会計では、前年度より87万9,000円減の2,069万1,000円を、公共下水道事業特別会計では、前年度より8,939万1,000円増の7億261万9,000円を、農業集落排水事業特別会計は、前年度より1,296万3,000円増の1億4,237万1,000円を、学校給食事業特別会計には、前年度より1,217万3,000円減の1億4,900万円を、自然エネルギー発電事業特別会計は、前年度より954万円増の3,401万1,000円を計上しました。八つの全特別会計予算総額は39億110万1,000円となっております。

上水道事業会計につきましては、収益的支出予算は2億7,374万6,000円、資本的支出予算は1億733万2,000円、両支出予算総額は、前年度より1,349万9,000円増の3億8,107万8,000円となっております。

以上が、平成26年度各会計の当初予算概況でございます。

地方自治及び本村を取り巻く社会経済情勢は、日々変化をしていると同時に、財政の健全性といった行政課題も抱えております。

議員各位におかれましては、特段のご指導とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げますとともに、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。第1回の定例会開会に当たりましての挨拶と説明にさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。



○議長（高橋 正君） 阿久澤村長より提案理由の説明が終わりました。

---

◇

#### ◎日程第4 一般質問について

○議長（高橋 正君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、榛東村議会会議規則第58条の規定において行います。

質問の順序は届出順といたし、質問時間は答弁を含め50分以内といたします。

なお、答弁者をお願いいたします。時間に制約がございますので、質問に対し簡潔明瞭なご答弁をお願いいたします。

質問順位1番清水健一君の質問を許可いたします。

1番清水健一君。

〔1番 清水健一君登壇〕

○1番（清水健一君） 皆様、おはようございます。

議席番号1番公明党の清水健一でございます。

近年、社会構造の変化に伴い、また、たび重なる自然災害等により、社会全体にストレスが蔓延し、うつ病など心の病が急激に増加しております。日本精神神経学会など4学会の共同宣言によると、うつ病を初めとする精神疾患は、先進諸国では、がんや心臓疾患と並ぶ3大疾患で、その対策は国家政策の最優先課題であり、我が国でも、がんに次いで重大な社会的損失をもたらす、国民病とも言うべき疾病であるとされています。この病気によって引きこもり、不登校、更年期障害、自律神経の不調、さらには対人恐怖症や、働きたくても働けない、外出もできないという不安感につながり、本人も家族も悩む状況になっております。無論この病気を克服した人もいるわけですが、この病気の人がり傾向を見ると、能力を持ちながら社会でそれが発揮できないことは、人材の財産損失と言わざるを得ないのであります。心の問題でありますので、これまでは個人の問題として、行政や社会が余りかわりにくい問題でありました。しかしながら、これまでのような認識では、もはや対応できないさまざまな問題が顕著になってきました。

そこで今回、うつ病と虐待について質問させていただきます。

以降、自席に戻りまして質問をさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 1番清水君。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 通告に従いまして質問させていただきます。

政府の発表した平成25年版自殺対策白書によりますと、平成24年の全国の自殺者数は、前年比2,793人減の2万7,858人となり、2009年以来、15年ぶりに3万人を下回ったと。これは国や自治体などで進められてきたうつ病患者や多重債務者らへの自殺予防が一定の成果を上げたと分析。しかし、20歳代の自殺死亡率は高まる傾向にあり、若年層への効果的対策を急ぐ必要があると指摘しました。

うつ状態では、自己否定が大きくなり、生きる意欲をなくし、自殺に追い込まれるケースが多いようです。

そこで、本村のうつ病、自殺の現状をお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、難しい問題ですが、うつ病、自殺の現状をお話をさせていただきます。

まず最初に、自殺者数でございます。平成25年3月21日に渋川地域自殺対策連絡協議会という会議がございまして、そこでの資料についてお答えをさせていただきます。

まず、群馬県の数値を申し上げます。それから、自殺者は統計資料によりましてその数値が異なるという話を聞いております。一般的に報道される数値は、主に警察庁の自殺統計、これは発見日・発見地による自殺者数ということでございます。また、内閣府では、警察庁からの提供を受けたデータに基づきまして、自殺日・住居地、それから自殺日・発見地、住居地、発見日の集計を行っているということでございます。

平成23年の警察庁の自殺統計では、群馬県509人、内閣府の自殺日・住居地、これでいきますと500人、平成24年の警察庁自殺統計では513人、内閣府の自殺日・住居地では486人という数字が発表されております。

榛東村では、平成23年、内閣府の自殺日・居住地、これで3人、平成24年では2人となっております。

うつ病につきましては特別なデータはございませんが、群馬県の国保連合会からの疾病分類統計という数字がございまして、この中に気分感情障害、そううつ病を含むという数値がございまして、これにつきましては、平成25年の1月から12月までの1年間の数字でございますが、一般被保険者、入院で9人、それから入院外、一般被保険者が631件、それから入院外の退職被保険者が68件、合計で699件というふうになっております。総計では708件となっておりますけれども、入院以外の数値を見ますと、12月の合計でございますが、各月おおむね平均的に件数がございまして、一般被保険者では55件前後、退職被保険者では6から7件という平均的な数字になっていると思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） それでは、本村でうつ病と自殺にどうかかわって対策をとっているか、お聞かせください。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、渋川保健福祉事務所の所外事業としまして、こころの相談事業、これは渋川保健福祉事務所が榛東村に職員を派遣してこころの相談事業ということで相談を受けております。年3回開催をしております。精神科医、保健師等がカウンセリングを実施をしているということでございます。

なお、昨年からお願いして実施しております榛東健康ダイヤル24、これにつきましても、お知らせの中に書いてあると思いますけれども、精神科医によるアドバイスもお受けをしております。

また、渋川保健福祉事務所では、渋川の事務所でございますけれども、毎月第1、第3火曜日の午後にこころの相談を実施しています。

自殺対策につきましては、県からの地域自殺対策緊急強化事業補助金を受けまして、平成25年6月、昨年6月ですけれども、榛東村では初めて民生児童委員の協力を受けて、ゲートキーパー研修を実施をしております。平成26年度には、精神科医等による講演会も実施してみたいなど、こんな予定もしております。そのほかでは、自殺予防月間の広報掲載など実施をしている状況です。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） うつ病対策としては、大きく三つの段階に分けることができると思います。

まず予防対策として、知識の周知や相談窓口の設置など、また自己管理のための環境整備です。次に、早期発見、早期治療、最後にリハビリや公支援となります。

そこで、全国的に自殺者の数が減ったわけですけれども、例えば、地方自治の自治体の取り組みとして、静岡県富士市の取り組みを課長、知っておりますか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 静岡県富士市の自殺対策ということで、清水議員からの質問通告を受けまして調べさせていただきました。

これは、厚生労働省で実施しました地域自殺対策推進事業によりまして、静岡県富士市では、うつ病でよく見られる症状の一つに不眠症があるということから、さまざまな広告媒体を通じて、うつ病の対策として睡眠キャンペーンを実施したという運動だそうでございます。これは効果があるということで、全国的な展開がされたと聞いております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 大切なことは、眠れていない場合は複数の悩みが重なり、深刻な状態になるケースが多いということでありまして。中には自殺を考えている人も少なくないということでありまして。

先ほどゲートキーパーという言葉が出てきたんですけども、足立区では、自殺対策でゲートキー

パーの養成を実施していますが、そのことは、課長、知っておりますか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） ゲートキーパーの育成につきましては、全国的な動きでございます。厚生労働省が自殺対策の重点課題ということでゲートキーパーを育成していると。群馬県でも、ゲートキーパーの育成については、各保健事務所等を通じて要望がされているわけでございまして、榛東村でも、その要望に応じて、昨年ようやく実施ができたという状況でございます。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 自殺者のうち72%は、亡くなる前に何らかの相談機関に訪れているという、自殺は心の弱い人が選んだ死だと思われがちですが、実際は生きたいと願う人が追い込まれた末での死だと指摘しています。また、自殺する前段階での生きる支援を充実させること、相談窓口でSOSを受けとめ、適切な支援策に結びつける取り組みが必要であると思われま。

公明党では2006年、自殺対策基本法案の制定を推進、また2009年、自公連立政権時代に、地域自殺対策緊急強化基金の設置をリードし、自殺防止対策に努めてまいりました。自殺との関連性が強いうつ病への対策として、認知行動療法の保険適用も実現してきました。

ここで聞きしますけれども、認知行動療法を知っておりますか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 認知行動療法につきまして、これもご質問、通告の中にございまして調べさせていただきました。実際うつ病についてのこの療法は、私のほうではつかんでおりませんでしたので、調べさせていただきました。

非常に大まかな説明になりますけれども、認知療法、認知行動療法というのは、認知に働きかけて気持ちを楽にする精神療法、心理療法の一つでございます。認知というものは、物の受け取り方や考え方という意味で、ストレスを感じると悲観的に考えがちになり、問題を解決できない心の状態に追い込んでしまうということ。認知療法では、考え方のバランスをとってストレスに上手に対応できる心の状態をつくっていくカウンセリング療法ということを知っております。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 認知行動療法というのは、うつ病の特徴の事例ですけれども、自分はもうだめだ、だめだと追い込んでしまう、最後は生きている価値がないというところまで来て、結局はみずからの命を絶ってしまう、このような自己否定が極めて高く特徴づけられているということであります。このゆがんだ心をカウンセリングを通して修正していくというのが、認知行動療法であります。

厚生労働省でも薬物療法に加え、認知行動療法との併用の普及を自殺対策として打ち出しております。

1人で悩まずというところが極めて大事なところだと思います。性別でいったら、女性のうつ病患者の割合が断トツで多いわけですが、いろいろなホルモンのバランスの崩れとかあるようです。また、20代、30代の男性、やはり社会でのストレス、リストラとか、またいろいろな職場での人間関係等々のストレスがあるということでもあります。初期の段階からしっかりと相談に乗ってしっかりと対応すれば、最悪の事態は避けられます。

先ほど言ったように、1人で悩まずということ 키워ドにして対策をやっていただきたいと思っています。

次に、児童虐待についてであります。

親による子供への虐待がふえ続けています。児童虐待件数は、統計をとり始めてから連続して増加しています。大変大きな社会問題となっております。児童相談所での児童相談対応件数は増加傾向にあり、2012年度は過去最高の6万6,807件になりました。これは児童虐待防止法施行前の1999年度と比べて、約5.7倍増に当たります。

榛東村の現状はどうなっていますか。

○議長（高橋 正君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 児童問題につきましては、児童虐待防止法の広報、啓発活動の一環として、本村でもオレンジリボン運動の普及に努めますとともに、平成19年10月に榛東村要保護児童対策地域協議会が設立され、要保護児童や要支援児童、保護者らを対象として支援等に取り組んでおります。

市町村が調整機関になっている協議会の構成は、人権擁護委員さん、法務局の人権擁護課長、県地方児童相談所北部支所長、中部福祉事務所長、渋川警察署の生活安全課長、渋川地区医師会要保護担当、村社会福祉協議会長、主任児童委員、子育て・長寿支援課長、健康・保険課長、学校教育課長、各小中学校の校長、各幼稚園・保育園の園長の20人で、年1回の会議を開いております。

また、地方児童相談所北部支所、渋川警察署、学校教育課、保健相談センター、子育て・長寿支援課、それぞれの担当者が情報交換する実務者会議を毎月開催するほか、随時、個別ケース会議を開くなどの対応をしております。

本村におけます児童虐待の事例は、平成17年から23年まで一桁台でしたが、24年度に11人とふえ、今年度も前年度を上回ると見込まれます。

このような状況から、ことし4月から、新年度から子育て・長寿支援課へ保健師1人を加えて、児童問題に対する体制強化を図る予定となっております。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 残念なことに、お隣、渋川市で2006年に虐待によって3歳の子供が亡くなりました。この事件をご存じでしょうか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 質問の通告にありましたので、調べてみました。

平成18年に渋川市で発生した父母の暴行による3歳男児が死亡した事件では、もともと神奈川県内の児童相談所が介入して、亡くなった児童を乳児院へ預けられていました。しかし、生計の見通しがついたのを契機に、父母が一緒に暮らしたいと希望し、一時帰宅しました。帰宅以前に父母は渋川市に転居しましたが、転居の情報を児童相談所が入手できず、また渋川市への関係機関へも該当家族が移り込んでいることを、事件が発生するまで知りませんでした。

このような事例などが教訓となりまして、現在では広域的な連携が重視されており、該当家族が転居した場合、転居先の市町村への情報提供に努め、必要であれば転居先市町村への実務者会議に出向いて対応するなどしております。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） この事件で明らかになったことは、虐待した親も、子供のころ虐待を受けていたという事実であります。虐待を絶対なくすためにも、今、根絶させないと、また世代がかわって虐待が繰り返されてしまうという大きな問題があると思います。

2000年に児童虐待防止法が成立し、同法により、法律上初めて四つの虐待の定義が定められました。

一つ目に体への暴行、二つ目にわいせつ行為、3番目に養育の放棄、これネグレクト、4番目に心理的外傷を与える行動などと明確化され、虐待を発見した場合の通告義務も定められました。また、2007年の法改正では、児童相談所の立入調査の権限強化などが実現いたしました。2014年4月からは、虐待する親が親権を盾に介入を拒んだ場合、子供を守るために最長2年間、親権を停止する制度も発足しました。

榛東村の対策はどうなっておりますか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 最新の、2014年、ことしからということの制度につきましても、対応するように現在準備を進めている段階です。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） また、国で進めております「こんにちは赤ちゃん事業」、これを榛東村も取

り入れていると思いますけれども、実施状況を教えてください。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） こんにちは赤ちゃん事業につきましては、健康・保険課のほうで、国からの資金につきましては、次世代育成支援対策交付金ということで、子育て・長寿支援課のほうに關係する資金でございますが、その実施につきましては、榛東村の保健相談センターのほうで実施をしているという状況でございます。

こんにちは赤ちゃん事業と言いますけれども、乳児家庭全戸訪問事業という事業でございます、平成19年度からこの事業を受けて、榛東村でも実施をしております。

ただ、厚生労働省の事業の内容からいきますと、訪問については、母子保健推進員とか児童委員、子育て経験者等というふうに書いてあるんですけども、榛東村の実施状況としましては、群馬県助産師会に委託をしまして、助産師会の会員の方が生後4カ月までの新生児を訪問しているということでございます。

平成24年度の実績ではございますけれども、80名の訪問を実施しております。その中で、助産師会の方が、村内の方ではないわけですが、村からの子育て・長寿支援課で行います子育て支援、それから育児等に関する不安、あるいは親子の心身状況、そういったことをお聞き取りをいたしまして、村のほうに報告をしてくれるということでございます。

それから、乳児の場合、実家に帰っての出産というようなこともございまして、榛東村にいない状況がございます。そのような方につきましては、乳児の家庭訪問については、出生地というか、実家のところの行政のほうにお願いをしまして乳児訪問はしていただいているんですが、村の乳児訪問とこの子育て支援に関する情報提供は別でございまして、乳児訪問の内容については実施をいただいておりますけれども、榛東村の子育て支援に関する情報提供等については、村外で出産された方には届いていないと、そういう状況でございます。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） この事業なんですけれども、訪問を受けたお母さん方に意見を聞きますと、非常に心強いということで、訪問していろいろな悩みを聞いてくれる、そういった声を聞きました。ぜひ榛東村でもしっかりと事業を進めていただきたいと思います。

厚生労働省の専門委員会の分析によれば、2010年に児童虐待で亡くなった子供51人のうち、ゼロ歳児は23人と最も多く、3歳以下の事例を合わせると8割超を占めております。注目すべきは、虐待した子供の実母の多くが、若年妊娠や望まない妊娠などの問題を抱え、医療機関での健診や行政のサービスを受けていなかった点であります。

育児不安を抱えながら誰にも相談できず、孤立を深めていることが、虐待を生む原因になっていま

す。大切なことは、積極的な支援が必要になってきます。

そこで、ホームスタートという活動を取り入れている自治体がありますが、ホームスタート、これはご存じでしょうか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 質問の通告にありましたので、調べた次第です。

イギリスで1973年に始まりましたホームスタートは、日本でも平成18年からホームスタート・ジャパンが調査研究に着手し、平成20年には国内4カ所で施行、事業を実施され、24年7月時点において国内35カ所で取り組んでいるとの情報を、インターネットで認識した次第です。

仕組みにつきましては、未就学児のいる家庭へ、研修を受けたボランティアが無償で訪問する家庭訪問型子育て支援で、週に1回程度、対象家庭を訪ね、滞在中、友人のように寄り添いながら話をしたり、一緒に育児や家事を行う活動と聞いております。

ファミリーサポートセンターがどちらかといいますと、子供の預かりをテーマとした仕組みとなっている一方、ホームスタートにつきましては、保護者の子育て不安や孤独感の解消をテーマにした仕組みと解釈されます。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） ホームスタートの特徴は、友達感覚で訪問して相談ができる、相談に乗ってあげるといって形で、虐待を早期に防ぐことができる効果も出てきているようであります。

家庭内に起こる問題です。なかなか入り込めないという現実もあります。この問題を放置していくと大きな問題になり、負の連鎖が始まってしまうということになります。ですので、例えば保育園や幼稚園に行けば、保育士や幼稚園教諭がしっかりと見てあげる、また学校に上がれば先生が見るといってことで、できるのですが、その前段階で家庭の中にこもられてしまうと、なかなか社会とのかかわりはない。3歳ぐらいまでのお子さん、親を含めて、その辺しっかりとした仕組みをつくらなければいけない。そういった意味で、いろいろなところと連携をとり、しっかりとした仕組みをつくってもらいたいと要望しておくところであります。

次に、高齢者虐待についても同じ問題で、本村でどのような仕組みで対応されているかお伺いいたします。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 高齢者虐待につきましては、任意に設けております問題高齢者連絡会議が、高齢者虐待を含むさまざまな高齢者問題の対応に当たっております。

構成は、子育て・長寿支援課の高齢者担当、地域包括支援センターの職員3人、保健師となっております。



り、月1回の会議を開催しているほか、個別事例の発生に伴う随時の対応などもあります。

もともと事案発生時に関係者が集まり改善策を協議しておりましたが、連絡会議を設けて定期的に会議を催すようになりましたのは、昨年1月からです。

保護すべき高齢者に対して長期間にわたり暴力を振るったり、日常的に嫌がらせをするなどの行為をいう虐待は、25年度中、1件でした。虐待には至らないものの、家族間のけんかや認知症等に起因して暴行が加えられた場合などは、関係者が見守りを続けることとなります。

いずれの事例でも、被害者だけではなく、加害者、周囲の家族など、それぞれから事情を聞くなどして情報収集に努め、関係者が介入して問題がこじれないよう慎重な対応を心がけている次第です。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） しっかりと見守っていただきたいと思います。

また、成年後見人制度というのがありますけれども、村ではどのように取り組んで、その制度を受けた人がいるか教えてください。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 成年後見人制度は、認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方を消費者被害から守り、財産を安全に管理し、福祉や医療サービスの契約や支払いなど、その方の生活を支援する制度です。身寄りのない対象者は村が手続を行い、資産がある場合は対象者へ費用請求しますが、ない場合は村が負担する仕組みとなっております。

また、成年後見人となった方への報償金につきましても、支払える経済能力がない場合は、村が支出する仕組みとなっております。

村では、昨年2月に初めて対象となった事例がありまして、施設に入所している方2人を手続しました。対象者は経済能力が認められなかったため、1人当たり毎月1万8,000円を成年後見人へ支出しております。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 高齢者については、施設でも、家庭でも、実は虐待する側、要はいわゆる介護をする側が無意識で虐待をしている場合もあるようであります。これは、介護をする側のストレスとか大変厳しい環境のもとで介護をしている、そういうこともあると思いますが、知らずのうちに虐待になっていた部分もあるかと思えます。

それはやはり見守りも大事ですし、いろいろなサービスもありますので、しっかりとした仕組みをつくってもらい、村でも虐待を未然に防ぐ活動をしていただきたいと思えます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（高橋 正君） 以上で1番清水健一君の一般質問が終了いたしました。

ここで10分間休憩をします。

午前10時10分休憩

---

午前10時20分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

引き続きまして一般質問を行います。

質問順位2番南千晴さんの質問を許可いたします。

7番南千晴さん。

〔7番 南 千晴君登壇〕

○7番（南 千晴君） 皆さん、こんにちは。

本年の1月27日より北海道にて小学校3年生の女儿が行方不明になり、その後、住民からの通報等により無事に保護されたといった報道は、記憶に新しいと思います。そのほかにも、子供たち等の行方不明や監禁事件等も発生しており、お子さんを持つ親御さんにとって心配は絶えません。

この北海道の事件では、住民からの不審者等の情報から発見に結びついたと言われており、改めて、日ごろから地域や近所の皆様の見守りや多くの目があることの大切さを感じました。

また、全国ではストーカー行為をきっかけとした凶悪事件が相次いでいます。群馬県内でも、2月に館林市の駐車場でストーカーによる殺害事件がありました。

群馬県警察本部の発表しております平成25年版の群馬県の治安情勢によりますと、平成24年のストーカー事案の認知件数は915件で、前年より230件も増加し、平成25年は1月から11月までの期間で940件と、過去最多となっている状況です。同じく、平成24年の配偶者からの暴力事案の認知件数は699件と、前年より101件も増加しており、ストーカー、配偶者からの暴力事案対応状況は、年々認知件数がふえている状況がわかります。本村においても、重篤な事件や重大事件が発生しないことを切に願っております。

今回は、子供たちや高齢者の見守り支援について、またストーカー、DVの被害者支援について、村の取り組みや考えをお聞かせいただきたく登壇させていただきました。

以下、自席に戻り質問を続けさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 7番南さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） まず、子供たちの見守り支援について伺います。

登下校時の見守りについて、現状、村ではどのような取り組みをしているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） お答えします。

小学校における見守り支援につきましては、まず教職員の取り組みとして、例えば交通安全運動週間であるとか、それから新1年生がいて入学式後等、計画的におよそ年間にはますと50日程度、場所を決めて行っていると、交通安全指導と防犯パトロールも兼ねているものであると思います。

それから、小学校は月曜日は5校時にしまして、集団で一斉下校を行っていますので、定期的に教職員が子供たちの登下校班と一緒に下校をすると、そこで通学路の点検やパトロールを行っているという現状がございます。

それから、PTAの活動といたしましては、各区ごとにPTAの郊外生活委員さんが中心になって当番表をつくって、子供たちが下校した後等、コースを決めて巡回をしていると。あわせて、郊外生活委員のほうで月1回程度、校区内の防犯パトロールを行っているという実情がございます。

それから、村のほうの、社会福祉協議会のご協力によってシルバー人材を派遣していただいて、下校時のパトロールを実施している。これは年2期に分けております。最初は4月、5月ということで、特に1年生がまだなれていないということで、登校班について下校をしていただいているということ。それから、暗くなるのが早くなる11月から1月についても、下校指導をしていただいている。時間的には3時から1時間ぐらいと。

それから、中学校における見守り支援につきましては、これはやはり小学校と同じように、年間の計画に位置づけて、月に数回程度、教職員が交通安全指導等をパトロールも兼ねて実施しているという状況でございます。

中学校のPTAのほうも補導員さんという組織がございますので、夕方6時ぐらいから1時間程度行っていると、そういう現状でございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 榛東の場合、教職員の方、PTAの方、またシルバーといったいろいろな方に協力いただいて、現在行っているということがわかりました。

前橋市や高崎市の下校の様子を見ますと、やはり危険な交差点等に角、角に多くの方が立っていたり、そういったことをよく目にするんですけども、前橋市の元総社地区等では、週に曜日によって自治会や老人クラブや保護者などが交代で、集団下校のときにつき添って、最後の1人が家に帰るまで1キロぐらいずつに割り振って、それで見守りをしながら下校しているというような取り組みも聞いたんですけども、近隣の取り組みの状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） お答えします。

子供たちの安全を確保するというのは、学校のみならず、地域の協力が、これは不可欠だろうというふうにはまず思います。現在も青少健とか青少推であるとか、安全・安心ウォーキング等をいろいろな団体にご協力いただいているわけですが、先ほど南議員さんのほうから出ました前橋の様子につきましては、恐らく過去において、駒形小学校で下校時に非常に大きな事件があったと。精神的にちょっと障害を抱えた方だったわけですが、あれを契機にウォーキングバスというようなシステムをつくり上げた。これは子供たちが下校するときにグループをつくるんですけども、そのグループが大体この子はここで家に帰るときに保護者が立っている、次のところに行くと、また保護者を待っている。最後のところへ行くと保護者がいる。バス停にとまるような感覚でやっていますので、これをウォーキングバスというようなシステムをつくっていることだろうというふうに思います。

あとは、地域によりましては、前橋のほうでは、やはりPTAが主体で、そのウォーキングバスもそうだろうと思うんですけども、保護者の方の協力でそういうことが成り立っていると。あわせて、ある小学校のほうは、これは自治会のほうに何とか協力してもらえないかということで、自治会自体がその子供たちの見守り支援のボランティア活動を行っている。については、例えば目につくもの、腕章であるとか蛍光色のスタッフジャンパーであるとか等を着用していれば、あ、子供たちの見守りをしているんだなということアピールし、それが不審者に対しての抑止力になると、そういう状況のところもございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 教育長のほうより、前橋市の取り組み等で、いろいろな学校がいろいろな考えをしながら取り組んでいる様子がわかりました。

榛東村でも、犬の散歩をしている方等にそういった登下校の時間に散歩をしてくれないかというふうなことを呼びかけたといったような話を聞いたんですけども、やはりそういった方の話を聞きますと、ただそのまま散歩をしていたり、何もなくて立っていると、逆に怪しまれたりするから、やはりパトロールしていることが子供たちにわかるほうが、声かけとか、そういった部分もしやすいといったお話も聞いております。

見守る人が多いにこしたことはないと考えます。今後、村としてそういったボランティアになるのか、どういった団体にお願いしていくのか等もあわせて、下校時の見守りをさらに強化していく考えはないでしょうか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） お答えします。

たしか平成19年度だったと思うんですが、榛東村が、地域ぐるみの子供たちの安全の見守りをする

というような、正式名称は忘れましたが、そういう地域に指定されて、その当時は、例えば回覧等で子供たちが下校時刻を狙って、あわせて犬の散歩をしてくださいとか、外に出て子供たちに声をかけてくださいというような呼びかけを行いました。あるいは、人の目にまざる防犯はなしということがございますけれども、多くの方で子供たちを見守ることが非常に大切だと。

ただ、システムがきちんとまだつくられていないという現状があります。恐らくやはり、先ほど申しましたように、今パトロールをしているんだよ、子供たちを見守っているんだよというような一つの姿となるもの、腕章であるとかスタッフジャンパー、やはりそういうものをお配りすれば、子供たちも、学校もなかなか難しく、声かけられても話しかけるんじゃないよとか、防犯のために指導されております。そういう方向にもなっておりますので、そういう形があると、子供たちも見守ってくれてありがとうということができのかなということでは思いますが、それについては予算等もありまして、これは地域でどうしていったらいいんだろうということは、検討はしたいというふうには思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） いろいろな予算等の関係もありますでしょうし、まだ体制づくりがきちんとできていないということではありますが、そういう見守りのネットワークと申しますか、実際に、じゃ何かあったときにどこに連絡したらいいのかとか、そういったことも含めて、やはり村として体制を整えていく必要があると思うんですけども、そのあたりは、村長は見守りの体制に対してどのような考えでいるのかお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 見守りについては、先ほども申しましたように、学校関係あるいは職員、それとまたPTA活動の中での一環の事業、それからまた社会福祉協議会での理解によってシルバー等の派遣をしながら見守ってあげるとか。それからまた一部には交通安全指導員にもお願いしているというような体制を整えておりますけれども、今、南議員が話されますようなネットワーク的なもので、もしあったらどういう対策を講じるか、それから連絡とかそういうものについては、今のところ具体的なあれはありませんから、早急に関係機関と相談してつくり上げて周知徹底を図りたいと、このように思います。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 本当に多くの目があるほうが、子供たちも安心して登下校ができると思いますので、今後も、そういった村として見守りのネットワーク等をしっかりとつくっていただきたいと

思います。

続いて、高齢者の見守りについてお伺いします。

まず最初に、今回の大雪に対しまして、ひとり暮らしの高齢者や要援護者等に対する安否確認に関して、村はどのような対応をとったのかお聞かせ願います。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 地域的にひとり暮らしの高齢者の見守りにつきましては、民生委員児童委員さんが中心となって見守りをさせていただいております。また社会福祉協議会が取り組んでおります支え合いマップづくりに参加している区長さん等関係者も、見守りの一翼を担っていただいております。

2月9日の最初の大雪のときには、民生委員児童委員協議会のほうで、自発的にひとり高齢者宅を訪ねて安否確認等に取り組んでいただきました。また2月14日から15日の記録的な大雪時には、民生委員児童委員さんの自発的な電話による安否確認に加えまして、必要に応じて対象者宅へ訪問し、状況に応じて防災ボランティアの皆さんにも連携してもらって対応するよう、対策本部からお願いした次第です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 民生委員さん、また防災ボランティアの方にお世話になったということで、雪かきシャベルを持って行ったんだよというふうなお話も、私も直接聞いております。やはり心配したのは、14、15日の大雪に関して、ひとり暮らしの高齢者では、どうしても雪かき等ができない状況があったのかなと思うんですが、そのあたりの雪かきに関しては、どのように対応したんでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 雪かきの状況については、その都度の回報でお知らせというか、こういうことをしましたということをお話ししましたけれども、改めてお話しさせていただきますと、16日の対策会議において、各幹線道路の確保ができたんですけれども、細かい生活道についての除雪ができないということで、16日の9時に区長さんをお願いしまして、3時間程度、村民の皆さん方にご協力を願いたいということで、区長さんのほうから周知徹底をさせていただきまして、村民の皆様方に出てかいていただいたと。そしたら、報告の中で今、南議員が話されますように、各地域にひとり暮らしや、それから独居老人がいるというのは、地域の人たちが把握しております。その人たちがボランティア精神で全部その道路を確保してやった。道路というか入り口を確保してやったというような連絡もいただきましたし、報告もいただいております。本当に皆さん方が、そういうときには地域の何というか、きずなを持ってやってくれているんだなということに、改めて敬服したところでございま

す。

これからも、そういった地域づくりについていろいろな面でも対応できるような対策を講じていきたい、こんなふうに思っています。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 地域の皆さんに本当にお世話になったということで、確かに防災マップづくりがあつて、私も参加させていただいたんですけども、自分の住んでいる周りにそういった方があるということ認識しているのとしていないのでは、自分の行動が全く違ってくるなということは経験しましたので、そういったことに今後とも力を入れていただきながら、全体で見守っていけるように、またそういった漏れがないような形にしていきたいと思います。

群馬県のほうでも、榛東村でも安心、触れ合い、ごみ戸別収集事業や緊急通報システム、また社会福祉協議会等に委託しています配食サービス等で、幾つか安否確認を含む事業を行ってくださっております。また、緊急時も平常時も民生委員の皆様にご協力いただきながらやっているということですが、群馬県で高齢者の孤独死を防ごうと、昨年3月に新聞販売組合など民間事業者と地域見守り支援事業協定を結んだと、新聞等で見ました。住民の様子が明らかにふだんと違う場合に、各市町村や消防などに報告してもらおうというような取り組みということですが、この県の協定により、逆に村としてはいろいろな事業者と協定を結ぶ必要がないということで理解してよろしいんですか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 昨年の4月からスタートしているわけなんですけど、その事業につきましては、電気やガスの使用料、新聞や宅配便、定期的な食料品の受取とか、そういう状況、またそういう尋ねていった人が洗濯物の干し方の異常、そういう外観等で異変を認めた場合は、市町村へ連絡する仕組みとなっております。その登録業者につきましても、高齢者担当のほうに、県のほうから、こういうふうな業者がまた新たに加わりましたので認識してくださいというような情報が入っております。

そういう仕組みができておりますので、特段、村でまたそれに加えて新たな仕組みをつくるというのは、昨年からはまったその事業がどのようになっていくのか見きわめて、必要な場合は設けなければならぬと思いますが、とりあえず、その群馬県の事業を見きわめたいと思います。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 県の事業ということでありまして、本当に多くの団体と協定を結んでくださっているようでもありますので、これが本当に各市町村との連携ができれば、本当に見守りとしてはす

ごい強みになるなどは思っているんですけども、またその状況を踏まえて、村として独断で判断したほうがいいのか場合には、そういった協定等も考えていっていただきたいと思います。

ひとり暮らしの高齢者は、年々榛東村でも増加している状況であります。民生委員さんも、懸命に注視してくださっておりますが、さまざまな目があるほうがよりよいと考えます。

他の市町村では、ひとり暮らし高齢者の安否確認のために、乳酸飲料を自宅に配付し安否の確認をする見守り支援事業や、行政の刊行物や配布物をポストに入れるのではなくて、手渡しで配布して、そういった部分を見守っていく事業を単独で行っている自治体もありますが、本村においても、さらなる見守りの支援のための事業を行っていく考えはないでしょうか。村長、いかがでしょう。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今お話しされましたことは、これからの高齢化社会にはぜひとも必要な対策ではないかというふうに思います。

今は65歳以上が占める率を示す高齢化率ということでちょっとお話しさせていただきますと、本村の場合は、14年度が15.4%、それから平成16年度が17.5%、平成24年度が19.8%とふえ続けており、25年度10月1日の値では21.2%と、初めて20%台を超えたということになります。

このような状況から、高齢者福祉に関する各種サービスの向上は重要であり、依存サービスの充実を図るとともに、各自治体で取り組んでいるさまざまなサービスを研究し、村内の状況や時代に適応したサービスを検討しながら、村民の安心・安全を守らなければならないかというようなふうになっているところがございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） さらなる見守り支援のため、新年度の予算等はもう今議会に上程されておまして、すぐに予算化というのはすごい難しいというのはあれなんですけど、来年度の中で何かできる事業等を関係課で検討していただいて、その次の年等につなげていただければと思っております。

子供もそうなんですけれども、高齢者も含めて、やはり榛東村で、逆にこの小さい市町村というか、小さい地区だからできることっていうのがあると思いますので、それを逆に生かしたネットワーク等を今後もつくっていただきたいと思います。

次に、ストーカー、ドメスティック・バイオレンス、DVの被害者支援について伺いたいと思います。

冒頭でも、群馬県におけるストーカー、配偶者からの暴力事案対応状況が、年々認知件数がふえているという状況を話させていただきました。

現在、榛東村でもDV、ストーカー行為及び児童虐待等の被害者を保護するため、住民票の写し及び戸籍の写しの交付や住民基本台帳の閲覧を制限することができる被害者保護支援措置の申し出を受



け付けている状況であると思います。

2012年、逗子市内で起きたストーカー殺人事件では、被害者女性の個人情報、新聞報道等を見ますと、市役所から流出したとされる問題で、市が先月の28日に職員を停職、懲戒処分にしたと発表したという報道がありました。

個人の情報が漏れるということは、本当にあってはならないことだと思っております。しかし、家族などを装って電話で被害者の住所を聞いてくることは、今後も予想されることではないかと思えます。このようなことから、住民票や戸籍の窓口担当者と、担当職員はもちろんですが、役場全体としても、情報の保護の徹底をしなければならないと思っておりますが、他の課や職員への周知、またそういった情報の共有が徹底されているのかお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 早川住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長（早川雅彦君） お答えします。

被害者から、先ほどの支援措置申請があり、窓口であります住民生活課におきまして支援措置決定をした場合に、住民基本台帳システムに支援対象者であることを登録するというふうになっております。

このシステムに登録されますと、他の部署におきまして住民情報を検索をした場合に、画面上に情報開示制限の対象者であることを示すフラグというものが自動的に表示をされまして、注意を促すというふうな仕組みになっております。

また、これとは別に、住民情報をもとに業務処理を行う部署に対しましては、別途、申請者の同意をいただいた上で、支援の目的が達成されるべく、業務上におきまして配慮をするよう通知を出すことになっております。

支援措置対象者に対する個人情報の取り扱いに関する周知と注意喚起につきましては、定期的に行うなど、庁内における情報の共有化を図っているところでございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 特に電話等でそういった問い合わせ等も来るような話も聞いておりますので、どこの課にそういった話が来るのかわかりませんので、ぜひそれぞれ役場全体として徹底をしていたいただければと思います。

また、この被害者等から相談があった場合、さまざまな支援や制度を考える上で他の課と連携した対応をすることが必要だと考えますが、そういった横の連携はできているのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長（早川雅彦君） DVやストーカー被害者などの相談につきましては、住民票などの

発行制限のほかにも、一時的な避難施設や住むところ、子供の健診や学校の問題など、ケースによっては多岐にわたることがございます。

このような場合には、相談者の了解を得た上で県の関係機関のほか、役場内のそれぞれ関係する部署へ周知するとともに、担当者を交えましたケース会議などを開きまして、情報の交換あるいは今後の対応などについて協議するようになっております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 課長のほうから、やはり相談があった場合、それぞれの支援等も多岐にわたるということですが、特にストーカー、DV相談においては、被害者が複数の職員に状況について何度も説明するということが、心的な負担になると考えます。そのようなことを軽減するためにも、村の機関内において共通シートといいますか、共通メモといいますか、そういったことで、あらかじめそういったものを作成して、何度も同じ話をする負担を軽減できるようになればよいと考えておりますが、本村でもそのような共通シートを導入する考えがあるのかお聞かせ願います。

○議長（高橋 正君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長（早川雅彦君） DVなどの相談につきましては、住民生活課へ直接持ち込まれるケースのほかに、児童虐待の相談のときに、DV被害の存在が明らかとなるようなケース、あるいは村営住宅の申し込み時に判明するもの、学校での相談の中で判明するものなど、いろいろなケースがございますけれども、いずれのケースにおきましても、最初に取り扱った部署において、相談や被害の状況などの内容をまとめまして、それを関係する部署に配布する形で情報伝達を行っています。その後、必要に応じまして、ケース会議等により対応方法を協議するというふうな流れになっているものでございます。

ただいまのご指摘の件につきましては、児童虐待等におきましては、書式が様式化をされておまして運用もされております。DVやストーカーなどの対応についても、関係課の情報の共有化を図るよう、必要とする情報項目などの検討を行いまして、今後、様式化を図ってまいりたいと、このように考えています。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） また、DV等の被害者の多くは女性といわれております。被害者が相談しやすいように、担当の職員の配置への配慮もお願いしたいと思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 現在、住民生活課におけるDV等の相談窓口担当は、女性を配置しており

ます。

しかしながら、これまでの相談件数も少ないことから、その職員を専門ではなく、他の業務と兼務をさせておりますので、その時々に対応によっては男子職員が当たる場合もありました。しかし、その場合には、保健師等に立ち会いを求めて、相談者が相談しているという現状でございます。

DVやストーカーなどの被害は圧倒的に女性であり、相談する側から見れば、議員がおっしゃいますように、担当職員は女性のほうが相談しやすいといった事柄は、これはあると思います。職員人事につきましては、その時々事情によることとなりますけれども、その辺に配慮した人事を心がけていきます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） その申請につきまして、先日、児童虐待も含めて被害者支援のホームページのほうにアップしていただきました。相談を受けて手続を行う場合は、やはりプライバシーを守るため、相談室への異動の配慮やまた一定の場所に関係部局の担当者が出向いて、被害者が1カ所で手続等を進められるようにすることが望まれると思います。市町村によっては、申請書をダウンロードできるところ、また相談室等をあらかじめ予約しておけるようなシステムをとっているところもありますが、村としても、そのような対応を今後図っていただけないでしょうか。

○議長（高橋 正君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長（早川雅彦君） 本村におきましては、被害者、いわゆる相談者が支援措置申請や相談に来られた場合に、職員にはカウンターでの対応を避け、相談室で行うよう指示をしております。

この対応の中で、住民票等の発行制限などの支援措置以外にも、相談や対応の必要性があるか否かについて確認を行いまして、必要に応じて関係する課の担当者に同席を求め、相談と今後の対応を協議することとしております。

またDV、あるいはストーカーともに、身体生命に危害を及ぼすおそれがあると判断されるようなケースでは、直ちに警察への届け出と相談をしていただくようお願いすることとしております。

また住民票等の発行制限などの支援措置につきましては、加害者が閲覧等を行う可能性があるか否かについて、警察等の意見を求め確認することになっていることから、緊急性の必要がない場合でも、警察への届け出をしていただくことになっているものでございます。

相談業務につきましては、住民票等の発行制限などの支援措置や、その他の相談につきましては、役場住民生活課及び関係課を加えまして、DV関連につきましては、県の女性相談センター、児童虐待関連につきましては、中央児童相談所、DV、ストーカー、いずれも県警本部あるいは各警察署などが相談等対応に当たることになっておりますけれども、その申請方法や相談窓口などにつきましては、現在ホームページに登載させていただいております。

また先ほどお話しございました、申請書のダウンロードがホームページでできないかと、これについても、早急にダウンロードができるような対応をとらせていただきたいというふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） なるべく被害者が相談室等1カ所で手続等を進められるように、関係部局の連携等の配慮をお願いしたいと思います。

また市町村におけるDV被害者などの支援につきましては、平成19年の配偶者暴力防止法の改正により、配偶者暴力相談支援センターの設置と、配偶者からの暴力防止と被害者の保護に関する基本計画の策定について、市町村の努力義務となっております。本村では、センターの設置や計画策定は行わないのか、そのあたり説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ご質問の件につきましては、平成19年にあった法律の一部改正によって盛り込まれたもので、市町村基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が、市町村に対しましては努力義務として位置づけられてきたものでございます。

基本計画の策定につきましては、必要性は感じているところでございますが、現実的な相談件数が少ないことや、県内においてもいまだ策定した市町村はないことなどから、本村においても作成に至っていないのが現状でございます。

今後の県内の市町村等で策定があった場合、また資料提供を受けたり、情報収集を行うなどの積極的な対策に向けて準備を進めていきたいと、こんなふうに考えております。

また配偶者暴力相談支援センターでございますけれども、このセンターでは、相談業務のほか、さまざまな相談機関の紹介、カウンセリング、緊急時における安全の確保、自立支援などについての情報提供や助言、関係機関との連絡調整などの業務を担うとされており、設置には機能を果たすだけの箱物としての空間が必要となるほか、業務に当たる専任の職員の配置が必要となるものでございますが、群馬県においては、県立の配偶者暴力相談支援センターは設置されているものの、やはり市町村立のセンターはいまだに整備されていないのが現状でございます。

本村におけるDV被害者からの相談件数は、ここ数年、年に一、二件ほどであり、相談者に対しては、現状においても十分な対応をとれるものと考えております。

しかしながら、DVのような相談業務はカウンセリングも必要となることなど、専門性が強く求められる部分でもあることを承知しております。3市町村による共同設置の提案というものも頭にはありますけれども、今後いろいろな面からそれらを踏まえて検討していくということで、また機会がありましたら、2市町村とも意見交換をしてみたいと考えております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 村長のほうから、単独で設置するには相談件数や職員の配置等で難しいといったことで、広域等、そういったところと連携しながら、もし考えていただければ、そのあたりも、逆に言うと専門性を持ったセンターが設置できる可能性もありますので、ぜひその辺は、広域圏の市町村とぜひ協議していただければと思います。

現在、榛東村で教育委員会や青少年育成推進委員連絡協議会において、携帯に関して子供たちに持たせないといった呼びかけをして、電子メディアの危険性等の講演を行ってくださっております。確かに、小中学校では危険性から持たせないということを保護者に理解していただくという取り組みをしていますが、いずれ中学校を卒業しますと、ほとんどの子供たちが携帯電話やスマートフォンを持つことになっているのが実態です。昨年の6月には、ストーカー行為等の規制に関する法律が改正されて、メールもつきまとい行為になるということに改正されました。

最近では、ストーカー行為の手段も多様化しており、メールだけでなくツイッターやフェイスブックやインターネットのブログなどを悪用したものも多くなっており、居場所を特定されるなどのストーカーの危険性も出てきます。

そこで、現在行っている講演の内容にプラスで、ストーカーなどのさまざまな、携帯を持った場合にはこういった行為に関しても危険があるよと、また困ったときの相談をどこにしたらいいのか等も一緒に啓発していったらよいのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 村の青少推、青少健、子育連、小中PTAの4団体が取り組んでおります子供たちに携帯電話を持たせない運動につきましても、これまで被害に遭わないよう注意喚起に努めてまいりましたが、これからは、被害に遭った場合の対処なども加えて周知を図っていきたくと考えております。

また、小中学校の入学説明会では、青少推、青少健の方々が、その携帯を持たせない運動を呼びかけるなどしておりますので、その際には保護者も大勢来ております。そういう中で、そういう周知を図っていきたくと思います。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） ほかの市町村では、独自にDV被害者等に防犯ブザーを貸し出しているところもあります。県警のほうでも、ココセコムというんですか、位置情報を知らせる措置や防犯ブザーの貸し出し等を行っているとも聞いたんですが、村でも独自で防犯ブザー等の貸し出しを行う考えはないでしょうか。

○議長（高橋 正君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長（早川雅彦君） 群馬県の警察におきましては、ご質問にございましたように、防犯ブザーなどの貸し出しを行っております。時には需要が多く、貸し出しができない場合もあるというふう聞いております。

対応機器につきましては、ブザー機能だけのものから、ただいまありましたようなGPS機能のあるもの、そういったもので所在地が確認できるものまで、ケースによって使い分けをしているとのことでございます。

ストーカーにより身の危険性を感じているなど、差し迫った状況下にある場合には、まず警察への届け出等、支援申し出が何より大切であり、このようなケースでは、警察の貸出制度を利用するのが一番よいのではないかと考えています。

警察においては、防犯機器の貸し出し以外にも、加害者に対して必要に応じて警告を発したり、公安委員会によって禁止命令を発するなどの対応のほか、婦人相談所などと連携して一時保護などの対策を講じるなど、身の安全確保について、よりベストな形で協力を仰ぐことができるものと考えております。

なお、防犯ブザーにつきましては、その機能によって価格も違ってくるとは思いますけれども、安いものであれば1,000円から2,000円というものもあり、比較的安価で購入できるものと思っております。最近はGPS機能によって所在地が把握できる機能のついたものもあるようでございますけれども、このような多機能型のものにつきましては、比較的高価になるものと考えております。

警察の貸出制度は期限つきとも聞いておりますので、安価な機器で対応可能なものについては、個人で購入をしていただくのが望ましいものと考えております。

また、多機能型タイプが必要な場合には、先ほど申し上げたとおり、警察と協議をしてもらうのがよりよいのではないかと考えております。

貸出制度につきましては、支援措置の申請者の数あるいは希望する方々の動向を見ながら、今後、検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 県警のほうでも貸し出しを行ってくださっているんですけども、ココセコム等のほうは、随時貸し出し中だというようなことで、やっとな年度、群馬県の予算を取っていただきまして、少しふやして下さってはいるそうなんですけども、やはり課長がおっしゃるように、結構、需要というかニーズが高いような話も聞いておりますので、村としても、県のそういった部分で足りているのか、その点を踏まえながら検討していただければと思います。

群馬県の人権男女共同参画課が出しています資料では、やはりこういったDV等の相談をどこにも相談しなかった人が35.6%と一番多く、警察等に相談したのが4%ということで、警察等に相談する

のは非常に少ないなということを感じました。

村は本当に身近な役所といますか、身近でありますので、今後もDV、ストーカー等の被害者支援の強化等を相談しやすい体制づくり、迅速で丁寧な対応をしていただきたいと思います。

最後に、幼稚園と保育園の今後について伺います。

来年度から幼稚園の預かり保育の時間が延長となりました。早朝預かりは7時からとなり、職員の配置や体制づくりが急務だと思いますが、現状、そのあたりはしっかりと整っているのかお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 清水誠治学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） お答えをいたします。

早朝預かり保育、午後の預かり保育の実施に伴いまして、臨時職員の募集につきましては、しんとう広報あるいはハローワークのほうで現在募集を行っておりますが、応募がない状況でございます。

応募がなかった場合の対応でございますが、早朝預かり保育につきましては、現在の幼稚園教諭あるいは臨時職員で交代制で行っていただき、また午後の預かり保育につきましては、クラスの補助教諭がおりますが、継続して行っていただくといった考えでおります。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 臨時職員の募集を行っているが、まだ応募してきた方がいないということで説明いただいたんですが、その臨時職員がもし来年度に入っても見つからない場合は、子育て支援センターのほうは実施できるのか、そのあたり説明してください。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 早朝預かり保育を7時からということで、8時半まで早朝預かりを行っていただいて、12時まで子育て支援センターのほうをやっていただくということで、現在募集しているところでございますが、現在応募がない状況でございます。

この部分について、応募が今後なければ、子育て支援センターについては、開催することはできないというふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 子育て支援センターが開催できないということで、せっかく預かり保育室を新築しても、その時間帯、開催できないというのは非常に残念だなと思っていることなんですが、もし今後も臨時職員等が見つからないような場合には、ずっと開催できないわけではありますが、例えば、空いている教室を満3歳児の受け入れ等に使う等、ほかの方法を考えていくようなことは難しいので

しょうか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 現在、子育て支援センター、これの職員については募集しておりますけれども、ない状況でございますが、今後も継続して募集を行ってみたいと考えております。

また、7時から臨時職員の募集をかけているところでございますが、子育て支援センターの運営については、8時半なりから12時というふうな中で再募集をかけるとか、そういったことで今後、子育て支援センターの設置に向けて努力していきたいと、そのように考えております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 努力をしていくということではありますが、職員が見つければ本当にいいなどは思いますが、見つからない状況ですっといくという中で、違った活用も踏まえて考えていただければいいかなとも思っております。

今、幼稚園も延長したことで、預かり保育の延長、マックスの時間と幼児教育の時間がほぼ同じような時間があるということになりました。村の幼稚園に関しては地方交付税措置ということで、それが財政支援がされているところであります。認定こども園に関しては、今、子ども・子育て支援制度等を踏まえて、今後方向性が決まってくるんですけども、どうも平成27年度より施設型給付に財政措置が一本化されるような話を聞きましたが、仮に榛東村の幼稚園を認定こども園にした場合、今までなかった、そういった保育、預かり保育等の部分に関して、新たに補助が来る可能性等はないのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） お答えをいたします。

まず、公立幼稚園での預かり保育への子育て支援につきましては、保護者の就労を理由としまして、毎日利用されるような形態は、認定こども園に移行した場合に、利用者が市町村から保育の必要性の認定を受ける場合につきましては、施設型給付の支給対象になると考えております。

それ以外の一時的預かりにつきましては、村が実施する地域子ども・子育て支援事業の1類型に該当することが考えられまして、認定こども園に移行すれば、預かり保育部分での増額が見込めることになると思われます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 認定こども園等にすると増額が見込まれるというようなお話を今、課長のほうから聞きました。



村長にお聞きしたいんですけども、今後この部分に関して、認定こども園としたほうが保護者のニーズ、また財政措置も含めてプラスであると判断した場合、移行する考えがあるのか。また今ずっと幼稚園のことを話させていただいたんですけども、今子ども・子育て会議でいろいろな幼稚園と保育園のことを検討しているんですけども、担当の事務局が子育て・長寿支援課長のみでありまして、でも、この支援制度をいろいろ私も調べて計画を見ている中で、やはり幼稚園の部分と、あと健診、妊婦健診や、先ほど言っていました、こんにちには赤ちゃん事業等も含まれる計画となるので、ぜひ事務局には、子育て・長寿支援課長だけでなく、健康・保険課長と、あと学校教育課長は必ず入れておいて、その中でしっかりと計画を策定していくべきだと思うんですけども、現状も踏まえて、村長の考えをお聞かせ願います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今質問事項が2つあったかなというふうに思います。時間がないので、はしょってお答えします。

認定こども園につきましては、これは本村の施設の状況から、3歳児を対象とした幼稚園型認定こども園が考えられます。そして、幼稚園保育料につきましては、法定価格を基本として、保育園と同様に所得水準に応じた応能割とならなければならないことから、保護者負担の問題も生じてきます。

そんな中で、これからは慎重にいろいろな面を精査して、榛東村に合ったその保育施設、認定こども園に移行するかどうかということは、もう少し精査をさせていただきたい。保護者負担というのが考えられますので、そこいらを精査しないと、これをやりますよというわけにもいかないの、もう少し研究をさせていただきたいというふうに思います。

それから、その制度についていろいろな仕組みが、いろいろな部署にかかわっているということですので、それはまた課長会議等で検討しまして、改善をすべきものであれば改善をしていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 以上で7番南千晴さんの一般質問が終了いたしました。

引き続き、質問順位3番松井保夫君の質問を許可いたします。

2番松井保夫君。

〔2番 松井保夫君登壇〕

○2番（松井保夫君） 皆さん、こんにちは。2番松井保夫でございます。

まずは、先月の14、15日に未曾有の大雪が降りまして、榛東村についても相当被害を受けました。村民の皆さん、そしてそこにいる職員の方々、議員の方々の中にも被害をお受けになった方いらっしゃると思いますけれども、その方々に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

本日につきましては、この大雪の村の対応、2点目が体力向上について、3点目が学校等の給食について、4点目が自然エネルギーについて質問させていただきたいと思います。

以後、自席に戻って質問を順次させていただきます。

○議長（高橋 正君） 2番 杉井君。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） では、ただいまから大雪災害の村の対応について質問をさせていただきます。まず初めに、村長、今回の村の対応について、よかった点、悪かった点を含めましてお答え願いたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 私個人としてでございますけれども、今回の大雪は、本当に未曾有の災害でございました。

そんな中で、非常に困ったことは、一番困ったということは、幹線道路の確保でございました。そういう中から今までの経験を生かしながら、その対策には、14日の降る前にその対策会議を立ち上げて、村民の皆さん方にそういった面での周知徹底をさせていただいたことが本当によかったかなと。そして、それによって住民の人たちが動いてくれたということは、本当に感謝にたえないというところでございます。

一番苦慮したというか困ったということは、やはり住民が安心・安全の確保が素早くできないかなということを考えさせられたのが、一番でございました。そんな中で、職員ともどもいろいろと知恵を絞りながら、その除雪、そしてまたその後の対応というものに素早く対応するんだよということは、課長会議なり職員なりに話を申しつけて、それがスムーズにできたのかなと。

ただ、これからが正念場でございます。その再生に向けたものについては、先ほども冒頭で申し上げましたけれども、スピード感を持って、そして皆さん方が正常な生活、それから経営に戻れるような対策を進めてまいりたいと、このように思います。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） 私は、村のとった対応についてよかったとか悪かったとか、一切物申すつもりはありません。ただ人間というのは、例えば自分の家から出た道路、この道路に雪があれば、どうしたんだよ、榛東村除雪してないじゃないかという、こういう苦情がやはり出るんですね。そういう中で、私は15日の夕方だと思うんですけども、渋川から災害派遣を見込んで歩いてきた自衛官、高崎から歩いてきた自衛官、この2人に会いました。そういう中で、もう70センチも雪があって、そこを歩くのは大変で、その中をこの隊員は歩いてきたそうです。そういう中で、榛東村に来たら、道路に車の跡がある、もう歩きよくてしょうがなかった。こういうふうに言われて、いや、榛東村、ようやくやっているんだと、建設業界も含めてよくやっているんだと、こう思って、村長にも申し上げました。

やはり自分の目の前しか見えないので、一生懸命やっていることは見えなかったんですけども、やはり榛東村一生懸命やっているんだなど。ですので、私は今回の対応については、いろいろ否定するつもりはありません。

そういう中で、私はいろいろ自分なりに勉強、検討させていただきました。榛東村には、榛東村地域防災計画というのがある。平成22年につくられた本です。何回読んでも、この雪害については、雪という言葉が余り出てこない。雪という言葉が出てくるのは警報のところですよ。24時間以内に30センチ平地で降った場合、山地で100センチ降った場合、これについては大雪警報ということで、警報の欄に出ています。

ですので、私はここで申し上げたいのは、前橋市長は、2月26日にこういうことを言われています。市地域防災計画の中に雪害対策という項目を追加をしたい、要は地域防災計画を見直したい、こう言われておるんですけども、榛東村地域防災計画の見直しを、村長、お考えになっていますか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今、杉井議員から指摘されました地域防災計画の見直しはどうかということでございます。これは、今回の災害は本当に予期しなかった、それからまた、予期ができたのかなと思うのは、やはり排出CO<sub>2</sub>の排出、そしてまた温暖化、そういったものがいろいろと交わった中での災害かなというふうに思います。

そんな点から、その計画も現状に合ったものに見直すということは、これは必要でございます。早急に、これは対策会議を開きまして、また議員さんにもご意見を聞きまして見直しをさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 地域防災計画につきましては、平成25年度見直しをしておりますけれども、何かの機会に言ったと思うんですけども、繰り越しさせてもらうということで、今、もうまとまっているんですけども、さらに4月1日に県のほうが変わるということで、それにあわせてまた見直すのでは大変だということで、25年度事業を繰り越しさせてもらう予定であります。

その中で、杉井議員さんがおっしゃいました雪、雪害につきましても盛り込んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） よろしくお願いをします。

その中で、災害が起きた場合について、この計画の中にもものっておるんですけども。初動動員1

号から3号まで、この計画の中にあります。災害の大きさによって対策本部長、村長が決められて実施をするというふうになっているんですけども、今回、初動動員というのは課長クラス、それで1号動員が約25%の職員、2号が50%、3号動員が全員と、こうなっておるんですけども、私、研修で15日の朝方の4時にこちらへ帰ってきました。4時の段階で既に60センチあったんですね、雪が。そういう中で、15日の朝方4時60センチ、事後15センチぐらい積もって七十五、六センチあったというのが実情です。そういう中で、15日の朝方4時の段階、それをずっともう75センチぐらい積もった後に、雪はもう降らなかったんです。私はその日の17時、夕方の5時に余りにも村民がうるさくて、雪をかかなくちゃ道路をかいてくれ、かいてくれ、もうこういう苦情ばかりでしょうがなかったですね。役場に歩いてきました、ここに。そうしたら、15日の17時の時点で、当直、宿直がいただけです。これについては、別に今までの慣例で多分こうなっていたんだと思うんですね。ただし、今回もう15日の段階で70何センチ、12区のほうでは、もう90センチ、95センチある時期に、例えばあしたは月曜日、ごみの収集はどうするんだとか。雪のこしか皆さん頭になかったんだと思うんですね。雪をどうにか排除して幹線道路をあけるんだと、これしか頭になかったんだと思うんですけども、私は、これは今後検討していただきたいと思うのは、ここにあるんです。要は、近所の人が、役場の明かりがついている。もう暖房も俺んち灯油ないんだよ、食べ物ないんだよ。役場に行ったら何とかなるかもしれない。歩いてくる方がいるかもしれないじゃないですか。この役場で暖をとりたいという人もいるかもしれないということを考えると、やはり宿直だけではなく、今回は何名かいてほしかったな。それで、宿直の方に聞いたら、雪が降って来れないんだからしょうがねえだろって、こう言われたんです、私は。歩いてくるんです、歩いてくる。それが、村民のため、村民の生活を守るためだと、私なりに研究してみましたけれども、今後、検討していただきたいと思います、この点については。どうですか、村長。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 梶井議員の話されることは、本当に身にしみております。そんな中で、行政がとらせていただいたのは、14日の4時に雪害対策本部を設けまして、先ほど申しましたように、生活道の確保はいち早くやろうということと同時に、独居老人、それからまた、ひとり暮らしの人たちをどういうふうにするかという対策を講じてきたところでございます。

そんな中で、除雪はともかく、独居老人とかそういう人たちについては、関係課長のほうから民生委員さんに連絡をとりまして、そして、もしできなかったら役場のほうへ連絡してくださいよと、職員もお伺いしますよというような態勢を整えておったんですけども、15日の朝になりまして、本当に大雪が降っているということを確認したわけでございますけれども、14日に職員を集めて、課長以上を集めて、雪対策にするいろいろな情報については、お互いに共有するために携帯電話を持って寝てくれよというお話はさせていただきました。

朝起きてみて、やはり先ほど申しましたように、あんなような雪があったわけでございますけれども、15日についての出入りについて、やはり柘井議員もおっしゃったように、その日から宿直は、外へ出られなく家に帰られなく、また宿直も来ていただけなくということで、丸1日詰めていただいたという状況下でございました。

今、柘井議員が指摘しますように、そのところで職員の第1号招集の中で集めて対策を講じればよかったのかなと思っておるところでございますけれども、その点は反省をしなければというふうに思います。

そして、翌16日に朝5時に総務課長に電話をしまして1号動員をかけて、そのときも全部歩いてきていただいたと。車で来られる状態ではなかったので歩いてきていただいて8時集合でいろいろな対策を講じ、そして9時から行動に移ったという経緯でございます。

手落ちがございましたところは、これから反省し、そしてまた、その対策をこれからレポートへ上げさせていただきまして、今後につなげていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 柘井保夫君発言〕

○2番（柘井保夫君） 否定しているわけではなくて、今後の村のために、村民のために検討していただきたいと、このように思います。

それと検討ついでに2点ほど、これは答えなくて結構でございます。

この役場として、こういう今後温暖化が進んで大雨とか大雪が降る可能性というのが、気象庁、国としても考えられておるので、2つほど。

1つは、3,000cc以上のジープにドーザー・バケットをつけて、これで大きな石が転んでこようと排除できる、雪が降ろうと排除できる、こういうようなものを榛東村は必要じゃないかと、こう私は思っていますので、検討いただきたい。

2つ目が、実は今回、自衛隊は相当の災害派遣、この12旅団がやっておるんですね。そういう中で、私に言わせると1つ失敗しているんです。自衛隊の今までの当直指令というのは、雪が15センチ降った場合、朝方の4時の体制で新町からグレーダーが来ることになっている。それが今回来ていないんです、これが。今までの慣例が破られている。当直指令が忘れたのか、誰が忘れたのか、これはわかりません。来てないんです。だもので、自衛隊の中も全然きれいになっていない。ただこれはもう自衛隊側で反省している事項でございます。これについては、事後、協定を結ぶことはできませんので、アンダーで自衛隊の中をきれいに雪かきをしたグレーダーをもって官舎地域まで。官舎地域まで行き方いろいろあると思うんですよ。これは、アンダーでお願いしようという考えを、基地・財政課長に今後お願いしようと思ってんです。協定は結べません。いろいろ調べてみました。ですので、信頼関係によるアンダーで何とか官舎地域まで入っていただく、こう思いますので、よろしく願いをいたします。

ともあれ、この災害については、先ほど来、村長が言われているとおり、本日も補助金についていろいろ新聞に出ていまして、私も見てきました。速度を持って村民のために支援、協力をしていただきたいと、このように思います。

続きまして、2点目に入ります。

子供たちの体力向上について。

2020年のオリンピックがあるからとかいろいろあると思うんですけども、私は運動能力プラス学力とか知能を向上させるために、この体力向上が必要だと思っているんですね。そういう面で、この体力についての定義、教育長、お願いします。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 体力については、私たち人間の活動のまず源であって、一番は健康の維持と、それから精神面では、例えばやる気、意欲であるとか、それから気力の充実、ここに非常にかかわっているような、人間が活動する基本的な要素だと、そのように考えています。

今の子供たちを見たときに必要とされるものは、1つは運動をするための体力と、もう一つは健康に生活する体力が求められているというふうに捉えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 私は、この体力については身体的要素と精神的要素があると思うんです。

そういう中で、皆さんは身体的、身体的とお考えだと思うんです。やはり精神的要素、これも重視していかなければならない。ですので、体力向上、体力向上と私は申したんです。

1つ、この大雪が降ったんで言いますけれども、私ども小さいときは、大雪降ると雪だるまつくったり、そうすると、あっという間に校庭がきれいになったりするんですけども、こう見ていましたけれども、雪だるまをつくっている生徒さんというのは、余りもう見られないですね。外にはもう出すなど、外で遊ばせるなというのが、根本に親御さんもあるし、先生にもあるのかなという考えがちよとしたもので、この定義についてお伺いしました。

2点目が、現況についてお伺いします。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 子供たちの体力であるとか運動能力をどうやって測定するかと、問題が1つあるわけですけども、現状では、体力、運動能力、運動習慣等の調査というのが1つございます。もう一つは、身体力テストということでございます。

本村の子供たちの体力、運動能力につきましては、25年度におきまして、文科省のほうで小学校5

年生と中学校2年生、男女、これを全国的に実施しております。その調査でお答えをしたいというふうに考えています。

まず、小学校の5年生、男女によって違いが当然ありますが、小学校の5年生男子が、全国平均を下回っているのは筋力、それから敏捷性、全身の持久力、この3つでございます。あとの5つについては上回っている、ほぼ全国並みと。女子につきましては、全国平均より下回っているのは、やはり筋肉のパワー的なもの、それから柔軟性、敏捷性、それから全身の持久力、それから投球能力ということで、女子のほうがやや結果が本村は悪い。

中学生につきましては、2年生については下回っているのが、持久力と走る能力。女子については、持久力とボールを投てき能力であるということです。したがって、中学校の2年生のほうが、全国に比べて本村が高い。

小学校のほうが全国レベルを下回り、中学生は全国を上回っている、そういう実情でございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） 全国平均より下回っている事項については、やはり学校として対策をとられていますか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 当然、この結果は各学校とも分析をして、じゃ、これからの子供たちの体力、運動能力にどう手だてを講じていったらいいかということは、当然管理職初め体育担当は考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） やはり体力というのは、頭と比例すると言われてるんですね。ですので、知能とか学力を上げるためには、その体力の向上は絶対必要なんです。昭和50年代、ずっと体力は下がりつつあるという統計があるんですけども、この下がる背景、原因についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 体力低下の原因ということで、これはもちろんいろいろあるというふうには捉えておりますが、特に保護者、大人も含めて、子供の外遊びであるとか、それからスポーツに取り組む重要性を軽く見ている傾向があるのではないかなということが、1つあります。

それから、スポーツについても、保護者の考え方によって違いがあって、いわゆるスポーツに取り

組む子供の二極化、やる子はやる、やらない子はやらないというふうに分かれている部分があるということ。それから、子供たちを取り巻く環境を考えたときに、生活が便利になって、日常的に子供たちが体を動かす機会が減っているんだらうと。それから、スポーツするとか遊ぶとかいう時間的な、例えば塾通いが多くなっているとかいう問題、それから場所も減っているかな。友達同士も、例えばゲーム等で子供たちは一番よく家へ帰ってやるもので、そういうこともあるんだらうと。

それからもう一つ、大事なこととして食事の問題、偏っている食事であるとか睡眠時間の問題というところで、子供たちの生活習慣の乱れも大きく関係しているというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 栢井保夫君発言〕

○2番（栢井保夫君） 私もそう思うんですね。要はテレビゲームとか、あと携帯電話、こういうものが阻害事項と相当なっていると思うんです。ですので、やはり家庭と学校で一体化して言わなければいけないのかなという感じはいたしております。

体力の向上の必要性等については、先ほど教育長のほうから、定義、意義の中で申し述べていただきましたので、最後の施策とか方向性なんですけれども、要は、東京都がやったんですけれども、推進授業というのをやっている。3回に分けて東京都はやっている。それで、体力向上を何年後に持っていくという物の考えをしている。榛東村について、今後、この施策、方向性についてお伺いします。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 体力向上の施策の方向性ということでございますけれども、先ほど来、お話の中に出てはいますけれども、運動という部分と望ましい生活習慣、その2つの部分で考えなければならぬというふうに考えています。

まず、運動につきましては、これは学校教育部門でできることは、まず一番にやらなければならないことは、体育という授業、教科体育、これを充実させなければならない。そうすると、今ちょうど来年度の構想、いろいろな学校の方針であるとか具体的な施策であるとか、そういう段階に入っていますので、当然ことしの運動能力テストの結果を受けて、教科体育はこういう部分を少し重点的にやろうとか、そういうことはできるので、やっておる状況でございます。特に体力につきましては二十歳ぐらいまでがピークで、それからは減少していく方向ということで、特に小学生、中学生の時期により体を動かす教科体育、中学でも部活というものがありますので、そこをいろいろ足りない部分を補っていくことが大事なことだと思っております。

それから、生活の習慣については、やはり食育という食の部分が大きくかかわってくる。先ほど栢井議員のほうから話がありましたように、これら全て家庭ときちんと連携をとっていかないとできないことで、ただ、家庭と連携をとるには、家庭によっても違いがございますので、非常に難しい部分



かなというふうには思いますけれども、恐らく今そういう時期に入っていますので、3月の校長会等でも確認をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 結論的には、2020年に榛東村の子供たちが体力を向上して、この体力というのは競技でオリンピックに出る方もいらっしゃるでしょう。あと知能が上がって、英語の通訳とか何とかで裏方さんで出る人もいるでしょう。そういう中で、やはり参加をいただきたいというのが私の願いです。どうか榛東村の子供たちからオリンピック選手、そして裏方さんとして多くの人が参加していただければ、本当にうれしく思うところでございます。

続きまして、3項目めの学校等給食について。

給食の現況ということで、実は私、昨年11月15日に給食試食ということで南小に行かせていただきました。2年3組の子供たちは早々と私だけ早く呼びに来ていただいて、試食をさせていただきました。そのときに、私は校長さんと教育長には申し上げたんですけども、11時に主食が来て、配食するのは12時40分なんです。この学校給食センターについては副食だけをつくっておる。やはり皆さん、議員の方に聞くと、温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに子供たちに食べさせるのが一番いいんだと、こう言われて、私もやはりそう思う。

そういう中で、これは改善されていますか、課長。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 先ほど議員さんからの指摘につきましては、これは榛東づくしの日だったかと思うんですが、これにつきましては、ご承知のとおり、榛東中学校で栽培されました米を業者のほうにお願いして炊飯していただいておりますが、そのときに、ほかのものと分ける必要がございまして、一番早く炊飯したといったところでちょっと冷めていたかなと思いますが、給食センターとかにお聞きしておりますが、日常については、十分保温性は保たれているということでございます。

また、御飯につきましては、これは業者委託しておりますが、保温性の高い食缶に入れていただいておりますし、副食につきましても、発泡スチロール製の入れ物に入れて保温するとか、そういうことで対応しております。

それと、なるべくその配達時間、これは各施設の配食の10分あるいは15分前ぐらいにお届けするという時間に合わせて、なるべく温かいものを提供するといった工夫をしてやっているところでございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（栢井保夫君） よろしくお願いをいたします。

業者が主食の御飯をつくる、これはお金を払ってつくらせている話なんです。うちが主導権を握っているわけですからね。何時に持ってきていただきたい、こういう調整は幾らでもきくと思いますので、その辺も踏まえて今後検討していただきたいと思います。

2項目めの給食センターの将来像なんですけれども、去年は焼き物機五百数十万とか、いろいろ給食センターに入れていると思うんですけれども、アレルギーの子供たちも10人以下とかいらっしやる。将来この給食センターについてはどういう方向に持っていくのか。新しくしていくのか、改修をしていくのか、それとも吉岡なら吉岡と合併して給食センターをつくってやっていくのか、こういうところをちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 非常に難しいというか、自分自身もこれについては苦慮しているところでございます。

ただ現在は、学校給食の調理部門については東洋食品へ委託を行っております、今後、施設の老朽化に伴い、建てかえや委託にかかわる施設、あるいは他市町村との共同事業などのいろいろな面で検討しなければならないというふうには思っております。

学校給食事業は非常に重要なものであるということで認識はしておりますけれども、優先順位としまして、教育施設の整備や社会教育設備が本当にめじろ押しになっております。給食センターにつきましては、しばらくは現状維持で考えておりますけれども、必要に応じて検討委員会などを立ち上げてまして議論をしていただき、そしてまた、広域的にもそういうものが立ち上げられるかどうかということも、周りの市町村と連絡をとりまして進めていきたいな、議論をしていきたいな、こんなふうに思っています。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 栢井保夫君発言〕

○2番（栢井保夫君） わかりました。中のものが老朽化してきたりすると新しくしなければならぬ。また金を使いますので、その辺を含めて、将来像をにらんで検討していただきたいと思います。

それでは、4点目の自然エネルギーについて。

まず、白子の海ソーラーポートについて、総務課長。この間の雪、相当降りましたけれども、あれは雪おろしとかしても大丈夫なんですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） この前の豪雪によりまして、発電ができない、下まで雪がたまってしまって自然におりるような形になっておりますけれども、臨時職員等を使って発電できるような状態の

作業を行いました。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 栢井保夫君発言〕

○2番（栢井保夫君） 雪があるうちは発電できないという話になって、雪おろしができるという話になれば、速やかに行って雪おろしをするというのが常道ですけれども、いかがですか、課長。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 当然売電しなくなりますので、できるだけ早く除雪に対応しています。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 栢井保夫君発言〕

○2番（栢井保夫君） そういう中で、私は昨年12月に一般質問した後の話ですけれども、売電状況、白子の海、お知らせください。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 通告のありました12月、1月についての売電状況ということでありましたので、12月の売電状況ですけれども、白子の海ソーラーポートが177万5,130円、危機管理分が3万702円、合計で180万5,832円です。また1月分の売電状況ですけれども、白子の海ソーラーポートが223万3,518円、危機管理分が3万3,642円、合計で226万7,160円です。これは東京電力の検針に伴いまして、実際に村に入ってきたお金でございます。

12月及び1月につきまして、順調というかほぼ計画どおりと認識しております。先ほど来申し上げましたように、2月の豪雪によりまして発電できない日数がありました。ここでどういう検針状態か、実際の売電状況はどうかというのは、まだ実際に入ってきておりません。多分大分落ちるんではないかと思えます。また、そのほかに、雪によってパネルの破損等がありました。これについては、売電には影響ないという状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 栢井保夫君発言〕

○2番（栢井保夫君） 年間を通せば予定どおり、想定範囲内という形でよろしいですね。

そういう中で、あれは村の財源ですから、こんなに雪が降っても、大事な、大事な子供と同じなんですね。だから、やはり雪が降ったらおろしてやらなければだめなんです。財源ですから、あれ。その辺も含めてよろしく願いをいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ソーラーポットの除雪については、先ほど総務課長が話されましたように、対策室の職員総出で雪かきをさせていただきました。それで、雪かきをしたんですけれども、ここにパネルがありますよね。そうすると、こっちはよく滑るんですけれども、このところももういっぱいになっていると、降っただけで。ですから、おらないんですよ。その雪をこの下へかくようなことの作業を3日ぐらい続けて、売電の努力をしたという経緯がございますので、お知らせしておきます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 村長が言うまでもなく、私も見させていただいています。村の財源ですので、よろしくお願いをしたいと思います。

八州高原についてちょっと確認をしたんですけれども、私は第1回目というか9月の一般質問のときに、この自然エネルギーの推進事業ということで、議会も、村も、観光普及啓発とか自然エネルギーの推進に関する条例とか、こういうふうに説明したことがあるんですけどね。

八州高原については、ソフトバンクのSBエナジーの太陽光のほかに、いろいろ周りを、大雨が降ればきれいになっているとかと、こうあるんですけれども、やはり毎回毎回、毎年じゃなくて、村として八州高原の大きな完成図、これを示していただかないと、どうもおかしいと、こういう感じになりますので、やはり八州高原、SBエナジー、ソフトバンクいいんですけれども、それに対する観光はこういうふうな配置をしてこうだよという大きな配置を、村長、示すつもりはございますか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） この件につきましては、前からいろいろお話し申し上げておるんですけれども、経済と観光の振興ということで、その周辺整備を進めさせていただいております。

ご案内のように、25年度内においては、村内周遊観光コースの目玉として使わせていただきました。また、自然エネルギーの普及活動のために、村民にも多くの人たちに来ていただいて、その成果、それから状況を説明させていただきました。

おかげをもちまして、今度の開発委員会には、個人でその事業をやるという案件が3件ございます。そういった面を考えると、ソフトバンクにお願いし、そしてまたその土地を利用しながら、そういった効果が出てきているのかなというふうに思っております。

それから、完成図というお話でございますけれども、今のところ完成図というものはございませんけれども、先ほど申し上げているように、経済と観光の目玉として、その1つの事業というか場所として取り上げて、これからも取り組んでまいりたいと、こんなふうに思っています。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） やはり先ほどの雪の話じゃないんですけれども、目の前に見えないとやはり

不安に思うんですね。ですので、八州高原については、大きなこういう形を最終的にはとりたいんだというものを示していただくと、非常に助かると思いますので、今後検討していただきたいと思いません。

最後に、バイオマスエネルギーについて質問をします。

時間もなくなってきましたので、最初に大きなところを伺いたいと思います。

このバイオマスの私たち幹事というのを命じられて、それで調査、研究、新潟へ行って、北海道まで行かせていただいて、私は私なりにプロフェッショナルになったと個人的には思っています。バイオの栢井と言われていいのかなと、こう思っていますけれども、そういう中で、私は幹事ですので、決定権はありません。決定というか賛成、反対、これありません。ただ議員とすれば、これは質問してもいいのかなという感じがします。これ個人的に榛東村でやる方がいないという場合については、そういう結論が出た場合には、村長、どうされるおつもりですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） この事業は、国の補助金を受けて現在ソフト事業を行っております。当然のことながら、ソフト事業は榛東村内でのバイオマス発電所の事業化を前提にソフト事業を行っているもので、その調査、研究等の結果、断念する場合があります。ただ前提としては、あくまでも事業化に向けた調査、研究ということで進めさせていただいております。

また、個人的にやらせようというか、また村でやろうかという質問については、村内の法人等がつくる方が有効的な事業となるか、それとも村がそれに携わるほうがよいのかということも含めて、これからの課題として、調査、研究中ということでございます。

私個人としては、願うものであれば、個人が経営を立ち上げてくれるということが非常に望ましいんではないかというふうに思っています。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 栢井保夫君発言〕

○2番（栢井保夫君） 実は、私は榛東村、唐突過ぎると思うんですけどもね。これ2月24日の前橋市の読売新聞、前橋市の見解なんですけれども、要は、前橋市は、2011年に1万8,243キロワット、これは太陽光、家の上にずっと太陽光ありますけれども、こういうのがこのぐらいあったと。それを2020年には11万156キロワット、約6倍にしようという物の考え方、その中には、もちろん太陽光もあればバイオマスもあるんですね。こういうふうにやって、2020年までの間に今の電力を6倍にしようと思っています、前橋市はね。それで、その中にバイオマスも含む、こういう長期的な物の考えで前橋市は今動いておるんですけども、榛東村も、このバイオマスについては、いろいろ、一石何鳥じゃないともうからない。これは北海道に行っても、研修した結果です。要は、牧場主が自分たちの牛の排尿を使ってやることによって一石何鳥。肥料も売れる、売電もできる、牛の排尿も処理でき

る、こういう話なんです。

ですので、この一石何鳥ということをやはり村民の個人なり、団体でやられる方については説明が必要ですし、この辺も含めまして、このバイオについては、やはり相当ご近所説明会でも、こんなのだめだよという人もいれば、いや、リンゴのかすを入れてやってみようかな。ただここが一番問題になってくるのが原料なんです。原料の中で、ふん尿とか、あと生ごみとか、こういうものの考え方で、ほかもあるんだよという方もいれば、そんなのできっこないよと。こう言えば、皆さんこう言う。半々の気持ちでいっぱいなんです。ですので、この辺で、村長については、大きくは個人がやらない場合については、今言われたとおり、村としてはやらない。ただ村の個人を、なるべく自然エネルギーをやっていたく人を発掘していくんだと、こういうお考えでいるというのはよくわかりました。

その中で、やはり私はこのバイオについては、個人的には幹事は賛成、反対、言えないんですけども、私は議員として、個人的にはこれ賛成です。理由は、私には夢があるんです。将来ここに温水プールをつくりたい。それであともう一つは、ふれあい館のお湯をこのバイオで沸かしたい、こういう夢がありますので、これを何とか将来的にできればいいなという夢がありますので、これは個人的には賛成をさせていただきます。

ただ、やはり多くの方が疑問なりを持っていらっしゃるので、やはり説明努力やこういうのは必要じゃないかなと、このように思いますので、今後ともよろしく検討していただきたい。

最後になりますけれども、総務課長、今までいろいろ質問させていただきましたけれども、これをもって何か3月31日で定年になられるということで、お疲れさまでございました。

以上をもって質問を終わります。

○議長（高橋 正君） 以上で2番松井保夫君の一般質問が終了いたしました。

ここで昼食休憩といたします。

1時から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

質問順位4番、早坂通君の質問を許可いたします。

13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君登壇〕

○13番（早坂 通君） 13番早坂通です。

本日は、地方自治権について、教育委員などの役職の選出方法について、教育委員会制度の改革について、村教育委員会の現況について、以上4項目の質問をします。

まず、地方自治権についてですが、村長は、日米共同訓練を議題とする議員懇談会などで、国策だからを連発していましたが、地方公共団体には地方自治権があります。当然、村長は、地方公共団体には地方自治権があることは承知していると思いますが、少々誤解しているようにも思われます。地方自治権を筆頭に、冒頭述べた4項目について、自席に戻り質問をします。

○議長（高橋 正君） 13番早坂君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 村長、地方の自治権ですね、地方自治権というと、地方の自治権と言ったほうが聞きやすいかもしれないんですけども、については、憲法92条で保障されていることは知っておりますね。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 存じております。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） じゃ、憲法92条を承知しているということではありますが、私のほうで読んでみたいと思います。

憲法92条、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定めるといふふうになっております。

そこで村長、ここで言う地方自治の本旨というのはどういうことだかご存じですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 私の見解としては、みずからの自由な意思に基づいて行為を行うと認識しております。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 考え方としては決して間違っていないと思うんですけども、一応正確に言いますと、この地方自治の本旨というのは何を指しているかということ、住民自治と団体自治ということなんです。この住民自治というのは、もう文字からおわかりだと思うんですが、その地域の住民がみずからその地域をおさめるということなんです。団体自治というのは、その地域の団体がみずからその地域をおさめると。はっきり言って、この団体というのは、榛東村で言えば榛東村役場です。榛東村という地方公共団体ですね。そういうふうに言われているんです。

大事なことは、当然そうなると、村長、わからなければわからないでもいいんですけども、ちょっとお聞きします。じゃ、今この地方の自治権に関して、大まかに言って3つの説があるんです、学問

的には。それはご存じですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） それはちょっと存じません。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私もこの質問を通告するまでは、おぼろげにそういうのは全部覚えていたんですけれども、あえて今から言う細かいことは、正直いってわかりませんでした。調べましてわかったんですけれども、1つは固有権説というのがあります、固有権。それともう一つは承認説というのがあるんです。もう一つは制度的保障説というのがあるんです。だから、これは簡単に言うと学説です、3つの学説に分かれているということなんです。

固有権説というのは、これは地方の自治権というのは基本的人権と同じように、もう生来認められているものだと、そういう考え方のものであります。そして、承認説というのは、ちょっと読ませてもらいますけれども、この文章を。伝來說というのが1つあって、伝來說は承認説と制度的保障説に分かれましたと。今日の日本では制度的保障説が通説で、判例もこの考え方を採用していると言われていましてということで、じゃ、その承認説というのはどういうことかということ、地方自治保障の範囲を法律によって国が定めることができるかと考えていますと。ある意味で、この固有権説と全く違う立場なんですよ。

それで、今通常使われているものは、制度的保障説と言うんです。これは地方自治制度を歴史的、伝統的に保障されたものと捉えますと。そして、地方自治の本旨は、国の法律をもってしても侵すことのできない地方自治制度の革新的な部分を意味すると考えたのです。もう一度読みますね。制度保障説は、まず地方自治制度を歴史的、伝統的に保障されたものと捉えます。そして、ここが大事ですよ、地方自治の本旨は、国の法律をもってしても侵すことのできない地方自治制度の革新的な部分を意味すると考えたものということなんです。この考え方が今通説になっているわけです。それを踏まえていただきたいと思います。

じゃ、村長、ちょっとお聞きします。

村長が冒頭言いましたように、日米共同訓練のいろいろな会議のときで、国策だからというふうに言った、その意味です。それはどういう意味で言ったんでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今でもっていれば、その自治法にのっとって発言すればよかったのかなという思いはあるんですけれども、そのときはそのときで発言した内容というのは、私としては、国策だから仕方がないとか、それから何もしないと、意見を申さないとかという考えはございませんで



した。そしてその中で、今回の件に対しましては、自治体を預かるトップとして、12旅団が所在する自治体であるからこそ、住民の安全・安心のために何をしたらよいかを住民側に立って考え、また議員皆様にも相談し、村としての考えを、すなわち地方公共団体、村が自主性、自立性を持って国の干渉を受けることなく要望書を国に提出し、大筋で自治体の要望を確保できたということは、団体自治の本質に沿ってあるのかなという、今は思いがしているところでございます。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） ここで申しておきますけれども、私が日米共同訓練に反対とか賛成とか、それはもうこの場では別問題として考えてもらいたいです。例えばの話、日米共同訓練、オスプレイが来るという話じゃなくて、例えば榛東村に原発をつくるというような話があれば、当然これすぐ今回みたく、国策だからというふうには言わなかったと思うんですよね。やっぱり住民の意見を聞いてというふうに、発想になったと思うんですね。

いずれにしても、いろいろ沖縄なんかでも基地問題でもめていますよね。それは、やっぱりこの地方の自治権というものがあるから、あるから国だって困っているわけです。そういう自治体も、この地方の自治権というのをバックボーンに国の施策に対してノーを言っているわけですよ。繰り返しますけれども、国は、憲法で認められているわけですから、だから、国は自治体のそういう姿勢を力づくでどうにもできないわけです。

こういう関係で、結局いろいろ話し合っただけで、話し合った末に、今までは多くのところは、結局はもう幾らお互いこういう主張し合っても折り合いがつかないから、じゃ、いろいろな住民のための施策をしますから、そのために幾らのお金を投入しますからと。その結果としてこういう話になってきたわけですよ、今までの歴史を見ると。それで受け入れてという話になってきたわけですよ。それで、今回の沖縄の辺野古なんかは、ずっとそういうふうに来てきたんだけど、結構国のほうもね、私も言われたことがあるんですけど、ある防衛関係の人に。どっちみち金を払えば解決するよと、そういうふうと言われたことがあるんですけど、今回の辺野古のあの市は、何ていう市でしたか。

〔「名護」の声あり〕

○13番（早坂 通君） 名護市民は、そういうふうと言われることは心外だという意味も含めてノーを突きつけたわけですよ。ですから、何も日米共同訓練に反対しろ、オスプレイに反対しろということじゃなくて、自治体の長としたら、この地方の自治権、今言った地方自治の本旨、住民自治、団体自治、このことをしっかり押さえて、今後こういうようなことには対応をしていくべきだというふうに考えるんですが、村長の決意、お願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今回、早坂議員の質問の申し入れについて、初めて私自身もこういうこと

を勉強させてもらったというのが本音でございます。今回勉強しましたことを肝に銘じて、これからもこういうものについてはいろいろと対策を考えながら、住民側に立った、そしてまた、地域に合ったもので対応していきたいと、そんなふうに決意を新たにすることでございます。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、次の質問に移ります。

次の質問は、教育委員などの役職の選出方法について、村長にお聞きしたいと思います。

教育委員などの役職は、本来行政が選出するものと認識していますけれども、本村は、議会（議員）が選出している場合が多いと思います。議会が協力することはいいと思うんですけども、選出する立場じゃないというふうに私は認識しているんですが、村長、いかがですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 現在のご案内のように教育委員が5人おまして、そして地域ごとの選出も必要でありということで、そのうち4人の方に、先ほど指摘されたように議員の推薦をいただきまして、議会議決をさせていただいて同意を得ておるのが現状でございます。私としては、今までのやり方からいって、悪い推薦方法じゃないのではということでは思っております。というのは、地域のバランス、輪番制をとって、地域をうまく良好な地域の醸成に役立っている件もあるというふうに、私は認識しております。また、地域での人間対人間の見識が一番よくわかるのは、その地域の人たちではないかというようなことも鑑みますと、今の選出方法は、私はいい方法じゃないかなというような気はいたしております。

ただ、今度教育法も変わらしまして、いろいろと制約もあるようでございますので、そういった面も踏まえて、今後直せるものは、直していかなければならないものについては直していかなければというふうに思いますけれども、議員におかれましては、ほかにより方策があれば、またお聞かせいただいで、今後の検討課題とさせていただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今私が聞いたのは、教育委員を含めたいろいろな役職の選任は、議会議員がする立場にないというふうに言っているんです。それは村長、もしくは文部省から、総務省から来るようなものについては課長が選任するかどうかわかりませんが、いずれにしても、この役職を選出するのは、村長、もしくは行政の責任でしょうということを言っているんです。いかがですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） それは承知しております。ただ、その選任ではなくて推薦過程においては、

やはり地域の人たちの意見も踏まえた中で、そして先ほど申し上げましたように、地域での山子田地区、新井地区、何々地区なんていろいろな決め方が今まで榛東村でなされてきたわけですけども、それをやることによって地域がうまくいくというか、行政に対してうまく協力ができているんだなというものが、私には一番強いインパクトでございますので、これからもそういうものについては、やっぱり推薦は皆さん方をお願いしたいなと、こんな考えであります。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） このことについて、私、県庁のほうに聞きました。教育委員会のほうに聞いたら、それは総務課ですからと、総務課に回されました。榛東の現状を話しました。そうしたら、苦笑していました。していたんで、私はその係の人に、榛東のやり方をどうお考えですかと聞きました。そうしたら、私は答えられる立場にありませんということでした。それで、私は渋川のある市会議員にも聞きました。渋川はどうやっているんだいと、教育委員の選出のやり方についてね、それで榛東の現状を話しました。榛東はこうやっているよと。そうしたら、渋川の市会議員も、その市会議員は知っている人ですから、本当に笑っていました。本当にそんな大事な委員をそんなやり方やっているのかいと。俺も恥ずかしいから、これ口外しないでねと、そういう念押しをしまして言いました。

いずれにしても、こういう選出の仕方をしているところは、ほとんどないと私は思うんですよね。私も全部調べ切らないんですけども。それで、1つ、村長、ここに文部科学省が出しています。教育委員の選任の改善というのがあります。それをちょっと読みたいと思います。

教育委員会が本来の機能を発揮するためには、教育委員に適材を得ることが不可欠であり、その点で任命権を持つ知事、市町村長や承認を行う議会の責任は大きいと考えられる。教育委員の選任に当たっては、従来の慣行に捉われず、地域の住民の代表として地域行政に深い関心と熱意を有する人材の登用に努める必要があるということです。

ほかでも言っているんですが、こういったことは、広く人材を求めなさいということなんですね、広く人材を。そういったことに考えれば、字ごとに1名なんてもう言っている時代じゃないんですよ。ただ私は、小学校区が2区ありますから、だから、この小学校区ごとにせいぜい分けるのがいいのかなとも思いますけれども、それもわかりませんよ、実際どうなのかとね。私も教育行政にそんなに携わったことないから。ただ言えることは、やっぱりもうこれだけ教育問題が騒がれていますし、教育委員会制度は騒がれているんだから、教育委員はそれなりの広い視野でもってきちっとした人材を求めることが一番大事だと思うんですよね。その地域のバランスとかなんとかじゃなくて。極端な話、私は1区に2人いたっていいと思いますよ、その人が適任だと思われるんなら。なおかつ全国では、公募制をやっているところもあるんですよ、結構。教育委員を公募する。そして、昔は公選でやっていたけれども、選挙で。選挙の弊害が出たから、それを取りやめて、記憶に新しいところだと、中野区が準公選制というのをしましたよね。公選制は廃止されたから、選挙はできないから、準公選制

というものをしいたんですよ。つまり住民が推薦した後、住民投票で決めるという、こういうやり方をしたんです。

ここまで教育委員なんかについては広く人材を求めて公平な選考をしようというのが、全国で行われているわけですよ。ですから、榛東も、その地域性どうのこうのなんてもう言っていないで、やっぱり広く人材を求め、適任な方を教育委員にするというふうにしたほうがいいと思うんです。村長、どうですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今、早坂議員が言う中で、新しい改革事案も出てきておりますし、また我々が今まで行ってきた対策等も幾つか含まれているのかなというような思いで、今聞かせていただきました。そして、今現在、村で進めている中では、先ほども申し上げましたように、よい人材を広いところから求めるということになれば、やはり住民の方、議会人も含めて推薦をしてもらおうということが広く求めている状況じゃないかというような、私としてはそんな考えであります。

それで、先ほどからいろいろ話されましたけれども、今回、教育委員のいろいろな改正が出てきましたので、それもリンクしながら、今まで早坂議員が話されたものも含め、今後、検討をさせていただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） ここでも前置きをしておきますけれども、今の教育委員がどうのこうのということじゃなくて、本来あるべき、本当に教育行政をよくしようということから発想すれば、やっぱり今みたいな選出方法を考えると思うんですよね。ぜひ本当に早急に検討をしていただきたいと思います。そして、ほかの役職の選出についても、もう昔からの慣例を破って、ちゃんと責任ある立場の人たちが選出をするということをしてほしいと思うんです。ほかの役職、保護司でも何でも。当然そのときには、議会は、議会としても議員としても情報提供、なおかつ、その協力は惜しまないはずですよ。ですから、その辺は大きな転換をしていただきたいと思います。最後に、そのことだけ村長、いかがですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） それを取り入れるについては、非常に何ていうか、いろいろな問題等が出てくるような気がします。ですから、今回の教育委員、あるいは先ほど早坂議員が言われますいろいろな役職を決める面に、皆さん方に本当に迷惑はかけているわけですが、それらを含めて、また検討してまいります。

○議長（高橋 正君） 13番。

[13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) 迷惑がかかっているとかそういう問題じゃないんですよ。教育委員会をよくしようと思えば、やっぱりそれなりの人材を求める必要があるわけですよ。その人材を求める方法としたらどうなのがいいかということです。私は少なくとも、今、榛東でやっているような方法では、ベストな人材はなかなか求められないというふうに思います。そういうことで言っているんですし、本来、村長なり行政が責任を持って選出、選任するのが本来の筋なんですから。やっぱりそこはちゃんとやらなくてはだめですよ。それは何と言ってもだめですよ。いや、何かありますか。なんだったら国に俺、言ってもいいですよ。

○議長(高橋 正君) 村長。

[村長 阿久澤成實君発言]

○村長(阿久澤成實君) 地方自治という観点から考えれば、やっぱり広く住民の意見を求めて、そして決めるということが原点だと思うんですよ。それで、私どもが、じゃ、これがいいからお願いしますよと言えば、そうなるかもしれないですけども、それは意見としての広さは全然違うんですよ。そうすると、やっぱりその中で一番我々が当てにするというか、協力を得たいというのは議会なんです。そこをわかってほしいなと思うんですけども。

○議長(高橋 正君) 13番。

[13番 早坂 通君発言]

○13番(早坂 通君) 村長ね、俺が言いたいことわかっていないですよ。さっきから言っているとおり、議会も議員も情報提供、協力は惜しみませんよ。ただ、私が言いたいのはそこだけじゃなくて、ほかにもいっぱい情報を、協力を求める人たちは村にいますよ。その最たるものは公募。公募して、その人をいろんな人たちの情報を集めて、そこで村長が選任するというやり方。だから、議会だけじゃなくて、ほかにも求めて、最終的な情報でもって村長が選任するのが筋でしょうということを行っているんです。わかりますよね、わかっておりますよね。

[発言する声あり]

○13番(早坂 通君) なら、いや。それならいいです。

次に移ります。

教育委員会制度の改革について、今、新聞紙上をにぎわしていますけれども、一応自民党の案が何かまとまったようなんですけども、そこで、通告に出しておりますように、ちょっと教育長にお聞きします。思ったよりも時間食ってしまいましたので、スムーズにやっていきたいというふうに思います。

まず教育長、答えにくいことは、ちょっと答えにくいというんで結構ですから。非常勤の教育委員から成る合議体がトップであることや、教育委員長と教育長との関係がわかりにくいというのは、私たちからしてもわかりにくいんですけども、実際、中で教育行政をとっている立場としてどうです

か。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） お答えします。

教育委員長と教育長とのこの関係といいますか、わかりづらいと。この点については、私は常勤ということで、教育事務にかかわるような、たくさんありますけれども、それを全て事務に当たっていると。教育委員長という立場は合議制でありますので、そのトップということで、例えば定例教育委員会の議長をしていただくとかという形にはなっていると。私自身は、長かったものですから、その関係というのはよく理解をしておりましたけれども、地域住民の方には若干わかりづらいところはあるんだろうなど。ただ、私の立場は常勤で、全ての教育事務等を人事も含めてやっているの、その辺の差があるのではないかと考えています。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私も教育長と教育委員長の違いですね。当初議員になったときには、教育長が一番偉いと思ったんですよ。何でもかと言えば、学校の卒業式でも議会でも、教育長がみんな対応するわけですから。そして、3年ぐらいてから、何だかわからない、あ、何だ、形とすれば教育委員長が一番偉いんじゃないかというふうに思った記憶があるんで、それは3年ぐらいてからですよ。だから、なかなか一般の人にはわかりにくいんだとは思いますが、それはそれとして、次の質問に移ります。

その市町村云々というのはちょっと抜かしまして、その次の特に地方において法令違反や児童生徒の生命、身体、教育を受ける権利を侵害する重大な事態が発生した際に、国の責任の果たし方は十分かというふうになっているんですけども、この点については教育長、どうですか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 権限と責任の所在が不明確という欄の3つ目ですけども、この課題については教育再生会議のほうで提言という形で出されてきているわけです。私が考えるに、このきっかけとなったのは、1つは天津のいじめ事件。あのときに県の教育委員会の対応と首長部局の対応にずれがあったということだというふうに思います。

それから、本当にその天津のいじめ事件の教育委員会の対応というのは、今度制度改革がうたわれていますけれども、本当に教育委員会はその時点で動かなかったのかと、そこに1つ疑問がある。動いたでしょうということは思います。それから、今度の改革で、教育長が権限が集中されるということになるんですけども、本当にそうなるのかということは、個人的には非常に疑問を持っています。

国の責任ということですけども、現行の教育委員会制度でいけば、先ほど来出ています教育委員

さんの資質、能力、危機管理能力等々、そういうものを備えあわせていれば、大津のあのような対応はなかったのではないかなというふうに思います。国がそこへ入ってきたということ。

それからもう一つは、昨年度、全国学力・学習状況調査で、静岡県ではもともと教育委員会というのは中立性を保つということで、いろんなところから圧力を受けないでやるという、そういう行政委員会のはずなのだが、知事のほうから非常に横やりが入って、現行文科省の学力・学習状況調査の実施要綱を無視して、できない学校の校長の名前を上げるとか、そういうふうに、言葉は悪いですけども、横やりが入ってきたと。

そういうことで、国の対応については、その辺の反省点があればいいんでしょうけれども、ちょっと私は今までの経緯を見ていると、国のやり方はちょっとどうなのかなと、疑問は持っているところです。

以上です。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 本当は8項目あるのを5項目ぐらい聞こうと思ったんですけども、教育長には申しわけないんですけども、時間が迫ってきてしまったので、ちょっと最後のこのことについては、質問になるんですが、2のところの最初ですね、直接選挙で選ばれる市長との意思疎通、連携に課題があるということについては、教育長、どうお考えですか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） これは、本村で言えば、村長部局と教育委員会部局が村長と私という関係になるわけですけども、意思疎通というのは、これは私と村長が日ごろから教育課題も共有しつつ、お互いに情報を交換したり、または村長のお考えを聞く場面もあるわけです。その部分を充実すれば、私は何ら問題ないなというふうには日ごろ考えています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今回の教育委員会の制度改革についていろいろところで言われていることが、1つは責任の所在の明確化、もう一つは教育委員会の中立性の確保、そして3つ目が教育行政の継続性、安定性の確保なわけです。とりわけ私は、さっきのいじめの問題なんかをもっていろいろ言われているのが、責任の所在が不明確だということなんです。だから、一番極端な例は、首長が教育長を任命して、最終的な責任は首長が持つみたいな教育委員会制度が、初め出されましたよね。そういう中で論議されていて、教育委員長と教育長は一本化すると、自民党の案でも。そういう形になってきましたよね。

ただ、私は、中立化というのも、やっぱり教育行政ですから、これ中立化というのもきちっと確保しなければいけないと思うんです。そういったことで、これは私なりに考えたことなんですけれども、ちょっと読ませていただきます。教育委員会改革で重要なことは、責任の所在の明確化と中立性の確保、そして継続性、安定性の確保です。責任の所在の明確化は、教育長と教育委員長を一本化し、教育長を教育委員会のトップとすることです。また、中立性を確保するためには、教育長は村長が任命し、議会の同意を得て教育委員会で承認する、また、教育長の罷免権を教育委員会に与え、罷免したときは議会の同意を得ることにするというふうに、これ私の案ですので、私の考えです。どこにも出ていません。これ私の案なんですけれども、私はこうすることによって、責任の所在の明確化と中立性の確保はできると思うんです。私の浅薄な知識で考えたことですから、一応いろいろ問題はあろうと思うんですけれども、教育長、どうですかね、この案は。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 今突然、早坂議員の私案ということで振られてしまったわけなんですけれども、私もこの責任の所在が不明確というところで、早坂議員の提案とちょっと外れるとは思いますが、教職員の人事についても、これが例えば市町村教育委員会に移譲されるというようなこともうたわれているわけです。そうすると、本村では、教職員人事は動かなくなるという非常に懸念を持っています。

あとは、新しい制度で、これは国の動きを見てから考えなくてはならない部分がたくさんあるとは思っているので、まだ結論は出ていないので、今の段階ということですが、確かにこの職に当たって、教育長と教育委員長という、さっき説明したように常勤、非常勤の差があって、実務的には教育長がほとんど握っているわけですから、それは1本にしても私はいいんだろうというふうには考えています。

あとは、私、教育長を任命する、承認するというのは、首長であって、議会の同意を得ていくという部分も妥当な線だろうというふうに考えていますけれども、その辺のところはそれでいいのかなと、現在は考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） ここに、私の新しい考え方というのは、教育長の罷免権を教育委員会に与えるということですね。これは何でかという、やっぱり教育委員会の中立性を担保するためにこういうふう考えたわけなんです。それはそれといたしまして、これから国がどういう方向に動くかわかりませんので、いずれにしても私がここで言いたいのは、教育委員会というのは責任の所在の明確をすることと中立性を確保することと、継続性、安定性の確保をすることは、これは最優先とし



て考えなくてはいけないことだというふうに思うんです。

それを申しまして、次に進みます。

教育委員会の現況についてなんですけれども、先ほども村長、話が出ましたけれども、村長の先ほどの考え方からいくと、あえてこれを聞いてもしようがないかなと思うんですけれども、でも、あえて私の質問事項に載っていますので、質問します。

教育委員の公募や、もしくは選考委員会をつくるなんていうことについては、村長、どうお考えですか。教育委員を選任するときに、公募をするとか、もしくは選考委員会をつくるとか、そういうようなことについてはどうお考えですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 即答はできませんけれども、先ほどから申し上げましたように、教育委員制度のあり方について、国が今いろいろとまとめております。そのものについてもいろいろと村に導かなければならないことがあると思います。そんな中で、今言われたものについて、その中でまた検討を重ねていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） ここでちょっとお断りしたいんですけれども、今まで話した中で、今までの質疑の中だと、何か教育委員会というのは学校教育だけやるんだというふうな、こともあったりすると思うので。皆さんもご承知だと思いますけれども、教育委員会というのは学校教育だけでなく、社会教育も受け持っているわけですね。

そこで、教育長にお聞きします。

学校運営協議会というものが、数年前からつくってもいいということになりましたよね。この学校運営協議会については、私はいいいと思うんですね。いいと思うんですけれども、ただつくればいいというものでもないと思うんですね。下手にただつくれば、いいというんでつくってしまっても学校の混乱を招くでしょうし。その辺は慎重な考え方というか、つくるについてはある程度PTAとかの方たちに学校運営協議会の趣旨をきちっとわかってもらって、それで作っていくということが大事だと思うんですけれども、いずれにしましても、学校運営協議会については、早い時期につくったのいいかなと思うんですけれども、村長、お考えは。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） お答えします。

学校運営協議会については、現場のほうではコミュニティスクールと、そういうふうに言ったほうがわかりやすいのかなというふうに思いますけれども、これは地教行法の改正によってできた新し

い制度であるということです。これは、学校教育部門においては、子供たちは学校だけで育てるんではありません。地域のいろんな立場の方を巻き込んで子供たちの教育をしようと、そういう制度でございませぬ。具体的な内容については、学校長が運営委員さんを集めまして、例えば学校の教育目標であるとか、運営方針であるとか、重点施策であるとかというのを年度初めにつくるわけですけども、通常の学校では、それは職員に周知すると、教育委員会に報告するというシステムなんですけれども、それでいいのかということで、4月当初、いろんな人たちの運営委員さんを集めてご意見をいただくということでございます。

一番の、まだ現場の中で混乱をしているのは、そこに運営委員さんがあたかも教職員の人事権を持っているような誤解を受けている部分があると。そこが指摘されています。そうではなくて、こういう先生が欲しいんだとか、そういう要望を上げて、それを学校は教育委員会に、人事のところに参考にしてほしいということで、全く人事権があるわけではないんですね。ですから、どうしても学校というのは、特に教職員の場合は閉鎖的になってしまうということで、教職員についても要望ができる。ただ、それには、この運営委員さんは、日ごろから学校にいろんな部分でかかわっていないと、そういう面までは見えないだろうということで、文科省もこのコミュニティスクールに名乗りを上げなさいという動きはあるんですけども、まだまだその制度を現場の、校長さんはありませんけれども、先生方にまだ十分理解を得られない部分がありますが、ちなみに県内では、指定校的な制度で高崎と伊勢崎に1校ずつと。伊勢崎の小学校については、私の後輩ですけども、話を聞いてみると、そんな難しいことじゃないということで、これはだんだん広がっていくだろうというふうに考えています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 教育長も課題はあるということですし、私も、先ほど言いましたように、ただ単につくればいいというものでもないと思いますんでね。ただし、将来的にはやっぱりこの学校運営協議会というのもつくっていく必要あると思うんですよ。だから、長いスタンスでそういうものをつくっていったらいいのかなというふうに思います。

それで、いよいよ時間がなくなりました。最後の質問になります。

教育委員会の会議の傍聴も議事録の公開も、これはどのくらい前でした、十数年前でしたかね、するよというふうになったわけですよ。議会はもうどうの昔から公開、要するに、傍聴も自由ですし、議事録の公開も義務づけられていましたけれどもね。教育委員会については十数年前からというふうに私記憶しているんですけども、前榛東村の教育委員会では、その傍聴の数、それに議事録の公開の現状はどうなっているか。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） お答えします。

当然教育委員会会議は公開をしております。これは傍聴も規則がございまして、それにのっとってやっているということでございます。定員が7名で、教育委員会の前、30分前から15分前までにお名前等書いていただいて、行っていただくということです。傍聴については、私がこの職についてからは2回ございます。人数的には数名の方ということで。

それから、議事録の公開については、情報公開の提示に従ってしていただくのですけれども、今まで一度もございませんでした。ただ、私の感想になりますけれども、定例の教育委員会については、いろんな大事なことも議事に上げております。私のほうの報告もありますので、もっと聞いていただくとありがたいなと、そんな感想を持っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 最後に、この間、教育委員会を傍聴させていただきました。正直な話、思った以上に議論は活発でした。中身がどうのこうのと今ここで言う立場にありませんからね、何でもイエス、イエスで決まってしまうんだというふうに思っていました。でも、それなりの議論は闘わされていたんで、それはそれでいいのかなというふうに思いました。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（高橋 正君） 以上で13番早坂通君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。2時から開会いたします。

午後1時46分休憩

---

午後2時再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

質問順位5番、岩田好雄君の質問を許可いたします。

11番岩田好雄君。

〔11番 岩田好雄君登壇〕

○11番（岩田好雄君） 11番岩田好雄です。

午後の眠い時間ですが、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

このたびの雪害は、観測が始まって以来の記録的な大雪となり、建物の被害、カーポートの倒壊、農業、畜産業の被害、中でもパイプハウスの被害は、作物の被害とあわせて甚大なものでありました。こういった状況の中でも、建設業者の協力や機械を持っている方の協力も大きかったが、道路の除雪に対しては、村長の呼びかけで、道路愛護対応ということで、村民総出の除雪により交通不能の事態

が最小限に避けられました。村民の協働によるむらづくりの一步が実感できたかなと思っております。今後は一日も早く被害の復旧のための施策を講じるため、村と議会で協力して復興策を進めていかなければならないと思っております。被害に遭われた方々の気持ちが折れることなく、前に向かって進めるような施策、対応が望まれます。被害に遭われた方に心よりお見舞いを申し上げます。

私の質問は、榛名カントリークラブの跡地について、下水道事業についての2点です。

榛名カントリークラブでは、県下でも数番目に完成したゴルフ場であり、まだゴルフ人口も少なく、ゴルフブーム以前のころより営業をしておりました。しかしながら、バブル崩壊後の景気の減速、後退、地理的に不利な条件下にあるため、利用客の減少による経営不振となり、閉鎖となったと認識しております。村でも開発による跡地利用の検討を行いました。成果は得られませんでした。

その後、跡地はソフトバンクによる太陽光発電所として一部の面積が開発されましたが、多くの部分は原野の状態であります。跡地利用について、村の考え方を伺います。

下水道は、私たちが清潔で健康な生活を送る上で必要かつ欠かすことのできないインフラであると認識しております。人類の歴史の中でも、モヘンジョダロ遺跡かられんが製の下水道が整備されていたことがわかっており、フランスのパリでも、1370年代から下水道が敷設された記録が残っているそうです。下水道は、私たちの生活にとって非常に重要なインフラに間違いはありません。しかし、多額の費用と長期の年月を要します。一般会計からの繰出金も多額になっております。毎年の予算、決算審査を通して感じたことは、村の予算執行に当たり、かなりの重荷になってきているのではないかと感じております。

詳細については、自席より質問します。

○議長（高橋 正君） 11番岩田君。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） まず最初に、上榛名カントリークラブの跡地利用について伺います。

この跡地であります。ゴルフ場のときもそうでしたが、12月から3月は積雪のためクローズ、また、夏は雨や雷雨の日も多くあり、地理的にも不利な条件が重なり、ゴルフ場が撤退した一つの要因ではないかと思えます。跡地の対応については、県であるとか多方面にお願いをして、村でも八方手を尽くして企業誘致等を行い、相当な努力はしたものの、景気の減速、後退、地理的に不利な場所のため、一部関心を持った企業もあつたと聞きましたが、進出企業もなく、成果は得られませんでした。その後、跡地の一部はソフトバンクの太陽光発電所として約5ヘクタールの土地が開発されましたが、その他の約20ヘクタール弱ぐらいですか、多くの部分は原野のような状態であり、コースになっていたところはイノシシが掘り返して荒れ放題となっております。

私が一番心配しているのは、村の財産であるこの土地が、村が努力しているのは理解できるんですが、約10年近くにわたって何の方向も見出せない、利用もされていない放置状態にあるということなのです。ほったらかしの状態です。村は、現状をどのように把握しているのか。また、利用計画はあ

るのか。それともこのままの状態にしておくのか。村長の考え方を伺います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 岩田議員の質問は2つあるかなというふうに捉えていました。

1つは、榛名カントリー跡地についての利用計画はどうだということでございます。これにつきましては、議員もご案内のように、7年間の榛名カントリー撤退してからのブランクがございました。そしてその後、皆様方の協力によりまして太陽光発電所ができたわけでございます。村での周辺の管理を行い、景観はすばらしく整備されておるといふふうに思っております。そしてまた、今ご指摘のように、村有地での発電の設備は、これから発電所をつくるということ自体は物理的に無理だというような中で、これからの計画としては、私は、あのようなすばらしい景観を生かす、これには今進めております経済観光振興の中の一部として捉えて、それを観光周遊コース、あるいはいろいろなイベント、そういったものの施設にこれから利用していかねばならないというふうな思いで、今いるところでございます。それについては、これからもいろいろな面でご協力をいただきながら、そしてまた意見を聞きながら進めていきたいと、こんなふうに思っております。

それから、2点目の今後の利用計画でございますけれども、利用計画については、発電所周辺地帯も含め、先ほど言いましたようにすばらしい自然環境でございますので、それを生かしながら経済振興のためにつなげていきたいと。昨年度は、イベント開催や村内周遊観光の目玉として官民施設とリンクさせながら、少しずつ村の活性化に役立ったと思っております。今後いろいろと角度を変えながら、少しでも村の活性化に寄与できるよう事業展開を考えながら行っていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） この跡地は、観光開発、イベント施設等に利用し、経済振興に役立てていきたいという今の村長の答弁なんです。現在、この発電所が約5ヘクタール開発されておるわけですが、これ以上の面積を開発する場合に、造成工事を伴う開発、造成工事を伴わない開発、現状のままの開発ですね。両者を伴う開発等いろいろあると思うんですが、そういった場合の開発規制がどんなものがあるか。例えば防災工事をやらなければならないような開発とか、道路拡張しなければならないような開発があるとか、そういった規制がどのようにかかってくるのかお答えください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） それは事業内容によっていろいろと違ってくるかと思えます。そして、あそこはご案内のように水源地帯でもございます。そういった面を考えると、今ここでこういう規制がありますよ、ああいう規制がありますよということは、ちょっと私のほうからは、勉強不足もあるん

ですけれども、言えないというか、わからないという状況でございます。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） どんな開発規制があるかわからないということなんですが、それでは、後でまた、その報告はお願いをしたいと思います。

この冬期3カ月近く雪に埋もってしまうような、こういう場所のところで、そういった中でいろいろな規制がある場合、ここで企業誘致といっても、平坦な土地の企業誘致でも今現在難しいわけです。村が相当努力しているわけですが、平坦な土地でもなかなか企業誘致ができないというようなこの経済情勢の中で、ここにいろいろなそういったものを持ってくるのは非常に不可能なことだと思います。ここはもともと山林だった場所なので、もとのような状態に戻るのが一番財産管理としては理想なのではないかと、私は思っております。

そこで、このゴルフ場の跡地は昭和30年代、ゴルフ場として開発される前のころは、12区の前八幡川、また後ろの水揚沢の下流では、6月の中旬ごろから秋にかけて大雨が降ると、しばらくの間は水が流れていました。農家の人は、養蚕の道具やむしろを洗ったり、子供たちは川に入って遊んだりしておりました。最近では、いろいろな気象条件の変化もありますが、大雨のときに一時的に流れるだけのようになってしまいました。私が思うには、ゴルフ場の跡地が立木もなく、この木による保水力がないのが原因の一つにあるのではないかと思っております。

再開発の可能性の低いこの土地をいつまでも放置しておくよりは、広葉樹の苗木を植えて、開発前のように山林として整備をして、山林が自然の力で雨水を蓄える水源確保のための水源涵養林として整備していくのが、望ましいかと思えます。この場所を水源涵養林として整備することによって、結果として湧水量の増加、大雨のときの災害防止、木材資源の備蓄、二酸化炭素の吸収による環境への貢献、自然観察林としての活用等、その効果ははかり知れないものがあると思えます。大手飲料メーカーのサントリーでは、7,600ヘクタールの森林を既に水源林として整備しております。2020年までに1万2,000ヘクタールを目標に森林整備を進めて、水源林の確保をしていくそうです。

東西に高低差のある榛東村では、ポンプの力で下から上へ水を持ち上げなければ、飲料水を初めとしてのいろいろな水利用は不可能でございます。多額の設備投資を行い、発電設備をつくって、その電気で水をポンプアップして利用するよりも、雨水、湧水をうまく利用すれば電気料金や資源の節約にもなり、環境への貢献にもなります。最新の技術を取り入れて新たな設備投資を行うのも一つの方法ですが、山に木を植えて森林を整備し、自然の力で水を蓄えて利用する、これが地味なやり方ですが、自然の摂理です。木材資源としても活用できます。これこそが本当の意味での自然エネルギー事業だと私は思います。こういったことについて、村長の考え方を伺います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今、いい提案をしてきているなというふうな思いで聞かせていただきました。確かに榛名カントリー跡地についての活用方法は、ずっと前から検討されてきたところがございます。今回、本当に時代の趨勢とともに自然エネルギーの普及ということで、今回ソフトバンクさんの力をかりながら発電所を建設したというところがございます。

それでそのほかに、今、岩田議員が言われますように、企業誘致とかそういうものを考えたという話でございますけれども、岩田議員もおっしゃるように、あのところは本当に使用される日数が限定されておるところです。そのために榛名カントリーも撤退したというような例もございます。そんな中で、あの自然を生かした中での水源涵養林というような発案については、私は本当にいい事業じゃないかなというふうに思っております。

これからも企業誘致の推移を見ながら、そういった面を考え、そして、それが本当に皆さんとともに研究しながら、いいなというものであれば、そういう方向で私も進んでいきたいと。それで、それを利用した中での観光もできるというような利点もございますので、それから維持管理費も、太陽光とかそのほかのものをつくるよりは、非常にこれはかからないような気がしますので、そこらはまた検討をさせていただきたいと、こんなふうに思います。いい提案をありがとうございます。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 私の提案に対して、村長も関心を持ったということでございますが、そういったことであれば、いろいろな事例がありますので、再度伺いますが、この二酸化炭素を吸収する森林整備を行うことによって、その削減分を相殺するカーボンオフセット制度というのがありますが、こういった制度を利用して、ゴルフ場跡地の森林整備を進める考えはありますか。

このカーボンオフセットとは、簡単に言えば、二酸化炭素の削減を割り当てられた削減目標、もしくはみずから立てた削減目標に達しないところを、二酸化炭素を吸収する森林整備を行うことによって、その削減分を相殺する事業です。沼田市は、東京新宿区と平成22年から10年間の協定を結んで事業を進めております。その費用は、植林から育成管理の経費を10年間にわたり新宿区が全額負担するということであり、沼田市の負担はないそうです。また、隣のみなかみ町も中野区と協定を結んでおるそうです。榛東村でも、この相手となる自治体や企業を見つけて事業を進めてみてはと思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） これも本当にいい提案だなというふうに認識しております。そのカーボンオフセットについては、今、岩田議員が話されましたように、そういった事業でございます。それで、この沼田の事業につきまして、私も前の議員のときに環境整備特別委員会で研修をさせてもらったことを、今思い出しました。そんな中で、やはり研修する中で、CO<sub>2</sub>の温室効果ガスの排出を相殺す

るというような状況で、うん、こういうやり方もあるのかなと、今思い出したところでございます。

そんな中で、榛名カントリーの跡地の山林地にもそういったものができれば、非常に、その森林の施策としてはいいものじゃないかというふうに認識はさせられました。それで、今、村でも企業誘致等でいろいろと企業さんと、それからいろいろな地域の人たちとの交流を持っておりますので、そういったところにもこういうものを提案して、そして沼田市、あるいはみなかみ町のような取り組みを構築していければなという思いで、今いるところでございます。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） しっかり検討して前に進めていただければと思います。

次に、このゴルフ場の跡地にある施設設備について伺います。

クラブハウスの建物、立体駐車場、電気設備、機械、車両、地中にある配線、配管、その他まだいろいろあると思いますが、こういったものの処理、処分について、今後どのように進めていくのか伺います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 榛名カントリーが撤退するときに、この問題をも片づけていただければ本当によかったのかなという今思いがしております。しかしながら、今現実を見据えた場合、これには本当に対応していけるのかという思いでございます。前の村長もこの案件について、議会等に相談をかけた上で、法的手続きを含めて行う方針を提示していたわけでございますけれども、かなわなかったという状況でございます。現状においては、特に自然体系には影響は及ぼすことはありませんけれども、時期が過ぎると複雑な解決しにくい状態になってくるというようなのが目に見えておりますので、後世にそういうものを残さないという意味からも、財政等の確保を念頭に置きながら、自分としては、今できるものであれば、手続をとってそういったものを撤去していくことが望ましいのではないかと、いうふうに思います。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 法的な手続が難しいとはいっても、いずれにしても永久にこのまま放置するということではできないわけです。いずれかの時点でこれは処分していかなければならないと思うんですけれども、こういった処分にかかる費用がどのくらいになるか、試算はしてみたことがありますか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 当時、当時というのは18年前なんですけれども、クラブハウスの撤去費



の試算は2,600万円と聞いております。聞いておりますけれども、その後の試算は特にしておりません。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 今、総務課長の答弁では、クラブハウスが2,600万ということですが、ほかの部分についてはどうですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 特に聞いていなかったのので、していないと思います。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 試算はしていないということですが、いずれにしても、そう遠くない時期に処分はしていかなければならないのではないかと思います。鉄くずのように処分も簡単で費用も安くできるものもあり、またキュービクルのような電気設備等、これ処分が簡単にはできないものもあるわけです。これからいろいろ規制もどんどん難しくなっています。いずれにしても全てが産廃となるわけなので、こういった部分もぜひ試算をして予算の計上をして、法的に相手に持たせられないということになれば、いずれにしても村でやらざるを得ないのかなと思うんですが、村長の見解を伺います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 処分の方法について、私が聞いて認識している範囲内では、今の施設について、村が全部壊すことであれば問題ないというようなお話を聞いております。私が今認識しているところではそういうんですけれども、いろいろと跡地問題については法的手続がされておりますので、一概にそれがどうかと言われると、ちょっと私も困るんですけれども、今のところ、私が認識している範囲内では、村が全部壊すということであれば、問題ないという認識を自分ではしているところでございます。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 村が全額費用負担をすれば前に進むということですが、村長、これは予算のめどがつけばすぐにでもやるんですか、ずっと先送りですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 実は、26年度予算にもこの問題をどうするかという、副村長ともお話をし

たことがございます。しかしながら、査定はしませんでしたけれども、今のところ予算的に余裕はないというようなことで、今回見送らせたということでございますけれども、議員から指摘がありますように、機会があったら、ひとつそういったものを皆さんに提示して、そして後世にその問題を残さないような観点からも取り崩しをしていきたいと、こんなふうには思っております。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 次に、このSBエナジーの発電所の周辺整備について伺います。

この発電所誘致については、当初の説明では、敷地の造成工事に上限1,500万投資をすれば、あとは売電収入の3%相当分が地代として収入に入りますということで、20年間の土地の賃貸借契約を結んだと認識しております。

しかし、施設完成後の自然災害による想定外の災害復旧工事、防災工事を含めると、3,000万円近い出費となったわけです。施設完成後は、見学者の受け入れ等、この場所にかかわる経費、職員の人件費、臨時職員の人件費、周辺整備の費用、その他もろもろの費用を積算すると、相当な金額になると思うが、今までの投資総額はどのくらいになりますか。また、その費用効果について検討したことがありますか。また、年度別の見学者の数を提示してください。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 敷地につきまして、当初1,500万を上限に整備し、誘致という夢を皆さんに買っていただいたわけでございます。昨年9月4日の杉井議員さんの一般質問で、今までかけた費用についての質問がございました。そのときは工事費を含めて限定して、8月22日現在で2,715万3,000円とお答えしましたが、今回は全部ということであります。ご存じのように人件費なんですけれども、人件費につきましては、24年度につきましては、県の緊急雇用創出基金事業市町村補助金で満額2名分が来ております。また、平成25年度は、引き続き1名が緊急雇用対策の補助金となっており、そのほか村単独経費となっておりますが、うち6月までは24年度の残りの補助金の期間ということで、2名の人件費は9カ月分となっております。また、7月よりは白子の海ソーラーポートができたことにより、施設管理1人分は発電特別会計で費用負担となっております。そのほかにも、八州高原だけに臨時職員を充てたのではなく、自然エネルギー事業全体であり、地域経済循環創造事業の仕事や農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業の仕事も含んでおりますので、臨時職員とかそういういろいろな経費については、そこだけの経費というのは特に詳細に分けることはできません。

〔発言する声あり〕

○総務課長（立見清彦君） ちなみに歳出でいきますと、23年度分の決算におきましては、造成関係もちょっと含めますけれども、559万4,467円、23年度分の繰り越しの決算ですけれども、955万8,282円、23年計としましては1,515万2,746円、このうちの1,500万円を造成に充てたわけでありま

た、24年度分の決算につきましては、これは自然エネルギー全体で申しますけれども、1,698万9,152円、24年度繰越確定見込み分が3,280万円、25年度現在の予算で1,297万2,000円、歳出関係で総合しますと7,791万3,901円という数字になると思います。

それから、費用対効果ですけれども、失礼しました、その前にですね、今の歳出なんですけれども、歳入関係で24年度分の決算としまして843万8,596円、自然エネルギー関係で入っており、これは決算です。

それから、24年度決算確定見込み額が3,280万円、それから25年度の現在の予算ベースで、歳入が1,178万4,000円、合計としまして5,302万2,596円、歳入から歳出を引きますと2,489万1,305円、これが見込みなんですけれども、一般会計財源の持ち出し分、そんなような感じになると思います。

それから、費用対効果についてなんですけれども、費用対効果につきましては、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度で、太陽光発電所第1号として榛東村の知名度アップになりました。また、見学者が村内のワイナリーや観光施設等に寄って買い物するなどの経済効果も少なくないと思っております。

ちなみになんですけれども、大手新聞の全国版に一面に広告を載せると、1億円かかるということらしいですけれども、先ほどの2,489万1,000円というのは4分の1ぐらいの広告かと思っております。

それから、平成24年度の見学者の数なんですけれども、平成24年度主要施策の成果説明書の19ページにありますように、3,878人です。それから、25年度の見学者は1月末現在で1,291名となっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 投資した割に効果は少ないのかなと、私は感じております。

この発電設備は、設置当初は非常に数も少なく珍しく、インパクトもありました。榛東村の知名度向上にも貢献したと思います。しかしながら、こういったたぐいの施設は、20年ほど前には県営のゴルフ場にも設置されておりました。最近においては、どこに行ってもあります。私の知り合いの方も、村内、村外、県外の方も見学に来ていますが、その方たちが言うのには、これからはこういった施設はどこにでもある、施設としてのインパクトはないと、皆さん同様に言っております。村として今後どのような形でこの周辺整備、見学者等の受け入れ等にかかわっていくのか伺います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今、岩田議員からは、本当におきつい発言をして、お聞きしているところでございます。私としては、考え方の相違だとは思いますが、ソフトバンクが太陽光発電所としていち早く榛東村に事業を施してくれたということは、村を全国的に知らしめていただいたという

ことは、これは大きな収穫ではなかったかというふうに思います。

そしてまた、その太陽光発電の重要性を村民が至るところで理解し、自然エネルギーの推進として、その事業着手に、今村民が本当に真剣になってあちこちで始められております。そういった面から見ますと、村自体の事業としてはプラス・マイナス、マイナスかなというふうな思いはするんですけども、地域貢献度からいきますと、私はインパクトがあって、まだインパクトは生きているんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 時間が大分少なくなってきたので、次に進みます。

下水道事業について質問します。

村全体の排水対策としては、公共下水道事業、農業集落排水事業、この両事業に該当しない地域の合併浄化槽事業になると思いますが、それぞれ事業の目的、年次計画、公共農集排の公共マスへの接続率、一般浄化槽から合併浄化槽への普及状況について伺います。

○議長（高橋 正君） 久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 下水道事業の現状についてですが、初めに公共下水道事業、目的は公共用水域の水質保全、居住、公衆衛生の向上を目的として事業を実施しております。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後2時33分休憩

---

午後2時33分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 公共下水道事業の26年1月末現在の接続率につきましては、戸数1,701戸中1,421戸で83.5%となっております。農業集落排水事業につきましては、1月末の接続率は受益者戸数、長岡の処理場ですね、長岡地区につきましては1月末接続率は、受益者戸数457戸中386戸、84.7%となっております。広馬場地区におきましては、1月末現在の接続率につきましては、受益者戸数896戸中464戸、51.3%となっております。

また、浄化槽整備事業なんですけれども、これにつきましては、25年4月1日現在の普及率につきましては、浄化槽地区3,558に対しまして、これが約1,284戸、合併処理浄化槽につきましては1,886人、約565戸で、普及率は53%となっております。

単独浄化槽世帯につきましては515基、くみ取りが51基含まれております。これにつきましては、26年度より合併処理浄化槽転換強化推進を計画しております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） ここでは特に農業集落排水事業について伺います。

全戸加入、接続するのが理想なんですが、今聞いたところによると、長岡で84.7%、広馬場で51.3%、公共マスに接続しているということですが、この事業の健全運営をしていくためには、接続率を引き上げて使用料で維持管理費を賄っていく必要があると思いますが、それには最低でも何%ぐらい接続率を引き上げていく必要がありますか。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 9割の1,217戸の接続率で、公費、総務費を除く維持管理費は賄えるということで目標としております。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 下水道事業は建設費が膨大にかかるだけでなく、維持補修にも多大な費用がかかります。この事業を健全に運営していくためには、接続率を上げていかなければなりません。事業の健全運営のために接続率を最低でも、今の説明では90%まで上げなければならないということですが、この公共マスに接続促進のためにどのような施策をしておりますか。例えば対策チームをつくって推進していくとか、建設業者をお願いして接続工事を促進していただくとか、何か方策をとっておりますか。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 現在、接続率の推進につきましては、広報等による接続推進についてのお知らせ、毎年4月ですね、公共の汚水につきましてお知らせを出しております。また、長岡地区の未接続者につきましては、接続依頼通知ということで戸別の配布113戸を12月にしております。広馬場地区におきましては、回覧等で接続推進のお知らせを依頼しております。また、維持管理組合員等による接続推進等もお願いしております。業者によりましては、排水設備工事の実績の高い指定工事店に表彰をしまして、接続の推進の強化に依頼をしております。

広馬場地区につきましては、現在農業集落排水に関するアンケート調査ということで、対象世帯902戸に対しまして、未接続の理由アンケート等を依頼をしております。現在670の回収をしておりますので、3月中には集計ができるかと思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 先ほどの答弁では、接続率が長岡で84.7%、広馬場で51.3%、約半分ですね。村でも努力はしているが、接続率が上がらないということでございます。

そこで、村長に伺うんですが、この農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第4条では、当該施設の利用が可能となった日からおおむね1年以内に排水設備を設置しなければならない、また、村長が特別な事情があると認めるときは、この限りではないと、条例で定められております。要するに、排水施設完成後おおむね1年以内に公共マスに接続しなければならないのです。実行されていない世帯があり、条例が守られていない状態です。接続加入促進のために、接続は条例で定められている旨の説明をしておりますか。また、村長が特別な事情があると認めるときにはこの限りでないところが、どのような事情を言いますか。また、そのような世帯はあるんですか。お願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） まず最初に、これを健全運営するためには、やはり接続率を上げなければならないということは、ご承知のとおりだと思います。そして、先ほど申し上げましたように、90%以上と申しましても、これは維持管理費だけであって、修理とか修繕とかというのは全然含まれていないんです。そういった計画を、もう少しこれを立ち上げるときにしてくれればよかったのかなという、本当に後追いでございますけれども、思いはしているところです。

それで、それについても、地域の皆さん方が合議で決めてやられた施設なんです。そのために縛りとして、1年間何とか猶予を置くからつなげて下さいよという条例をつくっているわけですが、これも地域の人たちが守っていただかなければ何もならないと思うんですよね。行政が、こうだから、こういう規制があるからやってくれよという今の段階ではないんですよね。だから、そこいらは、やっぱり地域の皆様方とともに、その事情を話をして、そして運営がこうだよという中で接続をお願いするという以外に、今のところ手の打ちようがないというか、そういう状況でございます。

これからも手が打てないんだからというのでなくて、いろいろな方策を考えまして、少なくとも維持管理費は利用者で負担ができるような体制を整えなければならないかなというんで、いろいろと妙案を考えてはいるんですけれども、また皆さん方にもいろいろとご指導をいただいて、その方向で対応していきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 村長の説明では、やむを得ない部分もあるというんですが、いずれにしても条例です。これをなくすしにしていくなのちょっと無理があるかなと思うんですが、できるだけ

早くこういったものが条例に沿って解決していくよう期待しております。

次に、下水道の建設に関して、国の、県の補助がありますが、維持管理に補助金はないようです。しかし、維持管理に多大な費用がかかります。施設完成後8年ほどたつと、修理が始まると言われています。特別会計への一般会計からの繰入金も多額となっております。大規模な修理への備えはできているのか、今後維持管理費の増大をどのように見込んでいるのか。借入金の元金利子の償還計画について伺います。

またあわせて、公共下水道事業、農業集落排水事業、両者に地理的条件で加入できない世帯、また未整備地区への今後の対応計画について伺います。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 農集排の大きな修繕のための蓄え、備えはできているかということですが、現在、施設管理委託として技術管理を土地改良連合会、施設設備保守点検等を民間業者へ委託しております。機械設備等の故障につきましては、毎月保守点検により確認をしている状況です。長岡処理場の機械修繕等につきましては、17年から供用開始、8年が経過していることから、保守点検等の結果をもとに必要な予算確保を検討していきたいと考えております。

また、村債の起債の残高につきましては、公共下水道につきましては25年度末の起債残高23億2,777万8,000円、起債償還につきましては平成25年度1億3,608万円、元利含めてですね。償還のピークにつきましては平成32年から37年まで、平成34年がピークで最大2億742万3,000円ほどになる見込みであります。起債の最終年ですが、30年間償還のため、平成25年の起債償還につきましては平成55年となる見込みであります。

農業集落排水につきましては、25年度末起債残高18億8,244万円、起債の償還につきましては平成25年度8,296万円、元利含めてです。償還のピークは、平成28年から平成40年まで13年間同額の1億736万3,000円となる見込みです。起債の最終年は平成52年で終了となります。

また、公共・農集地区の未整備地区の今後の対応についてなんですけれども、現状では、公共・農業集落排水以外は合併処理浄化槽整備地区として、個人設置の補助対象事業として、現在では今後も継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） この未整備地区の整備計画年度、これについて伺います。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 公共・農集排地区の未整備……

○11番（岩田好雄君） 公共・農集以外の未整備地区で。

○上下水道課長（久保田勘作君） 公共・農集排地区以外につきましては、現在合併処理浄化槽整備地区として、指定汚水処理の地区としております。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後2時47分休憩

---

午後2時48分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 平成25年4月1日現在の普及率は、浄化槽地区ですけれども、1,284戸ということで、現在、その565戸で普及率が53%になっております。26年度につきましては、合併処理浄化槽の設置の補助金を16基ほど見込んでおります。単独浄化槽からの転換につきましては平成26年、8基の予算を見込んで実施する予定でおります。

以上です。

○議長（高橋 正君） 以上で、11番岩田好雄君の一般質問が終了いたしました。

続きまして、質問順位6番、柳田キミ子さんの質問を許可いたします。

10番柳田キミ子さん。

〔10番 柳田キミ子君登壇〕

○10番（柳田キミ子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の柳田キミ子です。

このたびの豪雪により被害を受けた皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。天災とはいえ、いまだかつて遭遇したことがない大参事に直撃された無念さ、悔しさはいかばかりかと推察をいたします。村としても最大限の支援で再興を応援していただけるよう要望いたします。

さて、本日の私の質問は、社会保障としての国保制度の運営についてただしてまいります。

続きは自席に戻って述べさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 10番柳田さん。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 2012年に国民健康保険法が改正されまして、この間、何回か国保法の改正があったんですが、その改正の中で、国民健康保険の運営が都道府県、つまり広域化に移るといふふうになっております。国は、2015年をめどに広域化を進めているということです。現行の新法第1条にあるように、社会保障としての国保の役割を實踐しなければならないと思っております。

通告の順序どおりにはちょっといかないと思うんですけれども、中には抜かしてしまうこともあるかと思うんですけれども、よろしく願いいたします。



榛東村の国民健康保険税、群馬県の平成23年度の市町村国保調定額という一覧表、群馬県内35市町村の中で1世帯当たり、それから1人当たり、いずれの保険税額につきましても、榛東村は、世帯当たりが35市町村の中で一番高い額になっておりまして、それから1人当たりでは、吉岡が榛東よりも少し高くなっているというふうなことで、吉岡と榛東が高いというふうなことになっております。社会保障としての国保というふうな捉え方でありますので、保険料を負担できない人への対応を検討して実践していかなければならないのではないかと考えております。つまり名目だけの皆保険ではなくて、実質的に皆保険政策としての対応が必要だと思っております。無保険者がいることを認めた上で、現実的な対応が必要ではないかと考えております。

そうしまして、2015年から国の方針では、国保の運営者が広域化になるというふうなことになりまして、どのような影響があるのか、ないのか。あるのかと思うんですけども、どういう点で影響が出てくるか、課長、わかれば、お話ししていただきたいと思っております。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 今のご質問ですけれども、私のほうでたまたま平成26年2月10日付の国保新聞、手元にございまして、これを見ますと、平成27年度に国は法案の提出を予定しております、平成28年度をめどに都道府県移管をしたいという意向を持っているようです。ただ、この問題につきましても、この新聞にも出ているんですけども、厚労省と国保の都道府県化を議論する国保基盤強化協議会ということで、その中には、もしかすると議長が前いた団体の会長さんですとか、市町村会の国の会長さんですとかが入っている協議会だと思うんですけども、その中で保険料の設定方法等について、各市町村の保険料をいかにならしていくか、そこら辺が難しいとか、それから資産割の取り扱いが難しい課題だというような意見が出ているということは報道されているんですけども、事務レベル、それ以下のもっと下がったところの事務レベルのワーキンググループにおいては、具体的な議論は1つもされていないという状況でございます。

そういう状況ですので、今、柳田議員が質問された、どこに問題があつてどうなるのかというのは、とても今の状況で把握できる状態ではございません。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 私がちょっと調べたところによりますと、広域化になりますと、法定外の繰り入れが制限されるといいますか、できなくなるというふうなふうに私は理解したんですけども、その辺についてはわかりますか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 今の私の持っている情報の中には、その法定外繰り入れができなくなるというようなことは聞いておりません。ただし、法定外繰り入れというのは基本的にやらないのが正しい方法だと思っておりますので、それが制度的にできなくなるということが今、国あるいは先ほど言った国保基盤強化協議会とかの議論の中に出てくることはなのではないかなというふうに思います。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 現実的に榛東村の国保税は、私は高いと思っております。その高い保険税を納められる人はもちろんおります。それはいいんですけども、納められなくて無保険者になっていらっしゃる方なんかもありますよね。そういう方をどういうふうにして、どこで救済していくのかというふうなところで、それならば法定外繰り入れという私なんか言う場合には、繰り入れの中にも法定内と法定外とあるということで、法定内は、もう国から国保の、村への交付金で来る中で、これはいろいろ事務費的なものとか含めて、当然国保を運営していくのに必要な金額みたいなことで、それは法定内という言い方を私たちなんかはしているんですけども、それは幾ら運営するために繰り入れたとしても、本当に事務的なものに回っていくものですので、国保の保険税の算定のところには影響しないのではないかなというふうに考えておまして、ですから、私はいつもそうではなくて、本当に榛東村の村長のと言ってもいい、その裁量で国保税を少しでも下げるための一つの手だてとして、一般会計から繰り入れをしてほしいというふうなこと。私は議員になってから8年ちょっとですけども、ずっとそのことは、本当に意味もわかんないときもありましたけれども、ただ、とにかく国保税の負担、負担感を少しでも和らげるための方法には、まずそれが必要なというふうに思っていたので、ずっとそういうふうな形で主張してきたんですけども。だから、社会保障としてのというふうな意味がつくのだから、そういうことも言ってもいいのかなというふうに思いながら言っているんですけども。

それでは、とにかく榛東村では法定外繰り入れは一貫してやったことがないので、それはそれですずっと来ておりますので、いいんですけども、それを現実問題としておまして、では、どういうふうな形で国保税の算定をしていくかというふうなことになるかと思うんですけども、そうですね。

（3）番に納税者への適切な情報提供をと私は書きましたけれども、どういうふうな形で自分の国保税が計算をされて通知が届くのかというふうなことについて、保険税の算定方法について、納付書の裏側に、緑の小さい字で書いてあるのを、そうですね、読めば少しはわかるところもあるのかと思うんですけども、なかなかそこまでは読まないだろうなというふうなことを思うわけなんですけれども。

あとは、適切な情報提供をとということの中には、例えば病院窓口に行ったりする場合も、保険料、保険税は、自分の保険証を手に入れるためには保険税を払って、保険証を使うわけですけども、そ

の保険証を持って病院にかかりに行っても、病院は無料、保険証だけでかかれるわけじゃなくて、ほかに医療費を払わなくてはいけないわけですね。その医療費が払えないという場合もあり得る。保険証はとりあえずあるんだけど、病院の窓口で会計のところでお金を払う、そのお金がないということなんかもあると思うんですけども、そういうときに、こういう制度がありますよとか、例えば国保法の44条というところに44条減免というふうなことがありますというふうなこととかを周知というか、情報を住民の方に提示をしていくというようなことはどうでしょうか。どうでしょうかというか、保険税の算出方法については細かい緑色の字で納付書の裏側に書いてありますので、それは村としては周知を、それはしているということにはなると思うんですけども。じゃ、そのことについてお願いします。納税者へ適切な情報提供をということで。44条減免制度がありますということとか。

○議長（高橋 正君） わかった、幾つか質問があったけれども、それ1つだけだと。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 44条減免ですか。

今、柳田議員がおっしゃるように、適切な情報提供というお話なんですけれども、44条減免というのは、本当に特殊な事案が発生したときの減免であって、一般的に一部負担金を減免ができるということで、一般的なときに皆さんにお知らせをするような減免制度ではないと思います。そうじゃないですかね。例えば一部負担金を払えない人がいるから、この44条減免を教えて、窓口で、そういうようにすれば減免できますよという方法を一般にお知らせするような減免制度ではないと思うんですけども、いかがでしょうか。私はそう思っているんです。これは今回の雪害ですとかがあって、大きな収入の減額があったとか、そういった場合に44条減免ということで一部負担金の軽減、あるいはまるっきりの減免ということが使えるという話であって、一般的な個人の一部負担金の支払いに困っている状況だというだけの話で、減免ができる状況じゃないんで、これを例えば広報ですとか保険証の裏に大きく書いたりとか、そういったことはやっても無駄かなと。

また、この減免については、当然、村長宛てに減免の申請書を本人が書いて、その理由を村が審査をして、その理由があったときに、初めてその減免の証が交付をされて減免ができるという話ですから、それを一般的に知らしめて私はというような話を例えばされても、村でそれをすぐ取り上げるといような状況にはないと、そのように認識をしております。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） それでは、かつて榛東村で国保の減免には、例えば44条減免も含めてどのくらい実例がありますか。わかれば。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 今急にそういう話なんであれなんですけれども、私が前任の課長等からも聞いておりますけれども、実際その44条減免というのはないと思います、今まで。これからも、今回特別な降雪の災害がありましたので、この中でどうかというふうな感じはしておりますけれども、これも、その認定の中に生活保護費を基準として、その120%とかというような基準もございまして、そう簡単に減免、あるいは軽減ができるような条文ではございませんので、検討はさせていただいて、今回も頭の中に入っているんですけども、過去にはなかったと思います。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） そうですね、国保証を持っている方に対して、少しでも役に立つ情報ならば届けたいというふうなことでなんですけれども、例えば資格証ですけれども、ちょっと資格証に飛んでしまって申しわけないんですけども、病院の窓口に行ったら、健康保険証の役割を果たさないですね、資格証です。例えばそういう場合でも、無料低額検診というものをやっている病院もあるので、希望をなくさないでほしいというふうな思いはあるんですね。ただ、それをどういうふうにするかというのは、その特別な個別の病院の宣伝をするような形になってしまうので、そういうことはできませんよね。だから、保険証がない資格者証の方も諦めないでみたい、そんなメッセージなんかを、それは個々にやるしかないということでしょうかね。わかりました。

それでは、資格者証の話が出たんですけども、とにかく榛東の国保税は高いので、どうしても払い切れなくて、もう全然保険証が送られてこない、資格者証まではいかないにしても、短期保険証、1カ月、3カ月、6カ月ですか、そういう方たちが本当に多いと思うんですけども、いつもそうですよね、この話を担当の課長とやりましても、なかなか、窓口に一度来て納税相談をやれば何とかかなというふうなことをおっしゃるんですけども、一切そういうこちらからの呼びかけに対しても答えてくれないというふうな状況だというふうなことで、私自身も個別にはそういう方とお話もしたことがないので、無責任な言い方になってしまうかもしれないんですけども。その短期保険証も1カ月というのは、もう本当に1カ月が過ぎてしまえばまた役場に戻さなければいけないというふうなことです。何ていうか、そういう短期保険証を返しに来たりしたときにいろいろお話しするとかという、そういう機会は窓口であるのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 柳田議員さんおっしゃいますように、まず資格者証の関係ですけれども、これにつきましては、本当に窓口に来ていただければ、前回もそういうお話をしたと思うんですけども、役場の職員も相談には乗れる状況もあるんです。今おっしゃっていた1カ月の保険証につきましても、返しに来るという話もございましたが、切れたんで返しに来る方はほとんどいらっしゃいません。切れてしまったので、新しいのをもらいに来るとですね。そのときに例えば滞納額、

もう大きな方もいらっしゃるかもしれませんが、それを全て払えという状況では、とても保険証を出せませんので、相談に乗って、これは決していいことじゃないと、担当者からすればいいことではないと思いつつも、相談に来ていただいて、窓口に来ていただければ、そのとき税の一部でも納入していただいて、新しい1カ月の保険証を出すというような状況もございます。そういうことをしながら対応しているわけですから、窓口に来て少しでも相談をしていただければ、資格者証の方ももっと減るんじゃないかなというふうには考えております。

3カ月、6カ月の方については、そこそこの納入実績があつて、まだ滞納額があるということですから、1カ月の方ですけれども、1カ月の方は本当に窓口に来ていただければ、かなりの本当に高額な滞納額であっても、その状況を聞いて、来ていただいた、またそこで窓口で納めていただくということであれば、先ほど言ったような状況でもお出しをしているという状況がございます。ぜひ窓口に来て相談をしていただきたいと、そう思っております。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 本当にぜひそういう方は、自分の住んでいる村の職員の人たちを信じて、本当にいろんなことを相談に乗ってもらふようなふうになんとかなっていくるようにならうと、どうしたらいいかをこれから私も考えていきたいと思っております。

社会保障としての国保制度というふうなことで、これからは念頭に置いて事務に当たっていただけたらと思っております。

次、2番に進みます。

中学校の修学旅行を広島原爆資料館へということで、この一般質問は2回目になりますけれども、私が参考にしました渋川市の北橋中学校の記事とかもありましたので、そちらのほうで何かそこからお話を聞いたらヒントになることがあるのではないかなというふうなことで、教育長にはちょっとお話をしたんですけれども、その件に関して、教育長のほうで何かありましたらお答えいただきたいと思っております。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 柳田議員の通告を受けて、北橋中学校へ出向いて行って、いろいろなお話を聞き取ってまいりました。北橋中学校では、2泊3日の修学旅行は初日、新幹線でいきなり広島まで行ってしまうと。広島で原爆資料館であるとか、それから原爆ドーム、4時間ぐらいの見学時間を確保できると。その後、京都に戻って7時ぐらいになってしまうと。子供たちお腹をすかせているので、できるだけ駅に近い宿をとると。2日目については、子供たちの班別行動で、京都をとってもいいし、行けない奈良をとってもいいと。それは生徒の自由な計画に任せてと。3日目については、半日、京都の何か体験学習的なこと、例えば座禅とか、そういう組み方をしていられるというこ

とでした。

校長のほうの話を聞いて、学ぶことであるとか課題というのは、次のように思いました。

1つは、いきなり中学校3年生で広島に行っても、何も平和学習、意味がわからない。当然教科の学習でやっていますけれども、それには中学1年、2年、3年で3年間のスパンで平和学習に取り組みないとできない。北橋中は27年度に3年生が行くわけですから、ことし25年度に1年生が平和学習に行く。それは前橋を選んだそうです。前橋にはまだ戦争の傷跡ということで、爆撃を受けて残っている倉庫であるとか、比刀祢橋なんかには傷痕爆弾の傷がついているところがあって、資料館もありますので、そこで1日語り部の方に話をさせていただくとか、班別にそういうところをめぐるとかということで、1年生はそういうカリキュラムを組んで、2年生は、榛東中も同じですけれども、東京で班別行動、これは修学旅行の練習にもなるわけですが、必ず最初は東京の戦争資料館を見て、それで平和学習をする。最後のまとめとして、唯一の被爆国である広島を見てくると、こういうやはり3年計画でなければいけないということと、その準備に当たって非常に大変だったということです。

ということは、25年度、今年度に1年生を入れたんですから、何年か前から計画を立てていた。ちなみに、渋川のほうでは、広島を修学旅行で取り入れているのは、最初は渋川北中、次は子持中と、これは何年もやっています。それで名乗りを上げたのが北橋中と伊香保中ということでございます。

それで、実施するに当たって、まず1番は、教職員の理解を得られないと困ると。およそ4月に教職員に、こういうふうな形で校長はやりたいんだと。次にやることは保護者のアンケート、保護者もお金が高くなるわけですね。というのは、関東修学旅行委員会という組織がありまして、榛東中もそこを使うとJRが何割引きかになるというシステムになっていますので、お金が多くなる。それから、今まで京都、奈良をやっていた意義もあるだろうということで、保護者にアンケートを出して、集約をして、また保護者のところに返したところ、たまたま6割ぐらいの保護者が賛成、1割が反対、残りがどちらとも言えないということで、やってみようじゃないかということです。教職員も同じだと思います。教職員も、よし、やろうぜというような、全教職員がそういう気持ちにならないと、とてもじゃないけれども持ち上がらないということがございました。

あとは、やはり小学校段階から、身近にある戦争の傷跡といいますか、そういうものも取り入れていかなければならない。ということは、修学旅行を広島にするに当たって、教科ではありませんので、総合的な学習という時間がございますけれども、そのカリキュラムをきちんとつくっていかねばならない。ですから、一朝一夕では実現のできないところがある。渋川のほうのある中学校では、保護者は反対をしていて持ち上がらなかったというところもある。教職員の機運も高まっていなくて持ち上がらなかったところがあるということを、私はいろいろ校長からお聞きして、なるほどなというふうに思いました。

これを榛東中学校に当てはめた場合ですけれども、1つは、榛東中学校は京都、奈良を選定している、そこには意味があるんだろうと。中学校のその意味をもう一度再確認をしなければならない。そ

れから、修学旅行というのは学校行事でもありますので、教育委員会のほうから、修学旅行を広島でやりなさいと、こういう性質のものではないと。やはりある程度学校の特徴で、学校長を初め、先生方が平和学習の大切さも十分に理解をして、じゃ、変えようじゃないかという機運が高まらないとできないだろうと。こちらからの押しつけでは持ち上がらない部分もあるだろうというふうに思います。

それから、先ほどと重なりますけれども、保護者の理解を得る必要があると。そうすると、金額的に広島は関東修学旅行委員会がしている地域ではないので、JRの割引はないと。したがって、今までより料金が、私の計算では五、六千円で済みそうなんですけれども、そこをどう理解するかと。それから、全体的なカリキュラムをどうするか。そうすると、あとは下見という問題がございますね、子供たちを連れていくわけですから、下見をするのに教職員は年間の旅費決まっていますので、その旅費でとてもじゃないけれども、行かせられるほど余裕はございません、今の時代ですから。旅費の問題がある。北橘中の校長は、自分がやろうというふうに決断したわけで、自腹で当然行っているわけです。つぶさに調べてきていると。旅費の問題があるということでございます。

したがって、この話については、中学校のほうにお伝えはしますけれども、やはりあくまでも主体は学校かなと。教育委員会からの押しつけではうまくいかない部分もあるということで、校長とはまたいろいろ情報交換をしたいと考えています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 今、教育長から渋川の北橘中に行っているいろいろとお話を聞いてきていただいて、榛東に当てはめた場合の問題点などもお話をいただきました。何ていいますか、戦争の傷跡というのも、やっぱりそのまま知らないで大人になってしまっただけというふうなことも往々にあるんですけれども、できれば、この時期にというふうな時期がやっぱり私はあるかなと思っていて、それがこの中学の1年、2年で、集大成で広島に3年生でというふうなことで。あとは大人になってからでも長崎の原爆資料館は、それでもいいと思っておりますので、いろいろ旅費の問題、それから保護者の方たちのまずは賛成といたしますか、理解というのも必要ですので、アンケートとかというふうな形になるのかと思いますけれども、何とか榛東中学校の3年生で、3年目の集大成として平和学習に広島の資料館にということが実現できるような形でいけるように期待をしております。

それでは、2番の修学旅行を広島にということについては、私はそうなんですけれども、村長はあれですか、村長の考えはどうでしょうなんて、じゃ、一言。議会ですので、村長の考えを。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 失礼しました。

柳田議員の思いは、切々とと言われて、私もそういうやり方もあるのかなという中で、今まで教育長

が話されましたように、いろいろな面で精査をし、そしていろいろな面で準備をしていかなければならないということでございます。いいことは何年かかっても精査しながら前向きに進むというのが、私は信条ですけれども、そういった面では、教育長にもう一度その辺を考慮して、お互いに研さんをし、そしてできることであれば、そういうものを学校のほうから進めさせてくださいというような雰囲気をつくれればなというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） ありがとうございます。

それでは、次に進みたいと思います。

お年寄りの方たちが足の手段ということで、榛東の場合は福祉タクシーを今は利用しているということで、その前段のデマンドバスというのは、福祉タクシーに至るまでの試行期間でした。それから、ぐるりんバスの現状はというのは、お隣の高崎市のことだったものですから、本当は消してもらったつもりでいたんですけれども、すみません、言葉が足りませんで、出てきてしまったんですけれども。

その足の問題について、福祉タクシーの現状を、まず説明をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） デマンドバスの試行運行を経て創設されました福祉タクシー助成制度は、平成22年度の途中からスタートし、24年3月に見直しを行い、現行方式になったのは24年度からとなっております。

24年度は、利用者数が111人で、利用枚数が8,295枚でした。25年度につきましても、1月末現在で利用者数が昨年の111人に至っております、利用枚数も8,685枚ということで、既に前年度実績を上回っております。

利用者の内訳は、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が7割余りを占めて、日中独居の方が20人余り、障害者手帳や療育手帳所持者が10人程度となっております。

年度当初の手続につきましては、民生委員児童委員さんの定例会におきまして、利用者からの申請書を取りまとめるようお願いし、村の審査を経て、3月中旬の区長便により、1枚500円の福祉タクシー券1年間分80枚が利用者へ届く流れとなっております。

申請書には民生委員児童委員さんの所見を記入する欄がありますので、年度途中の申し込み方法につきましても、随時民生委員児童委員さんを通じて手続は行われます。福祉タクシー券は、利用者がタクシーを利用した際、料金相当額のタクシー券をドライバーに渡して精算する仕組みとなっており、1回につきの利用枚数に上限はありません。本村の福祉タクシー券が利用できるタクシー会社は、村内の2社と前橋市、高崎市、渋川市で営業している26社となっております。



以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 村内のタクシー会社が2社ということで、前橋市等のほうで26社というふうなことであります。デマンドバスの試行運行を経まして福祉タクシーのほうに進んでいるわけなんですけれども、本当にこの福祉タクシーを利用することによって、昼間足のない、子供さんたちがお休みのときで一緒に乗せていってくださるときは別としまして、そういうふうな形で福祉タクシーがあることで自分の用を足せるというふうなことなので、本当によかったなというふうに思っております。

この福祉タクシーの運行をしている中で、事務も含めてなんです、何か問題点とかというのは、声とかありましたでしょうか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 今まで、仕組みの根本的な、致命傷的なものは認められないと思います。ただ、配ったものを全て利用しなかったという、利用できないという人が結構認められますので、そういう人たちに、多く使っていただくように呼びかけることも大切かなと感じている次第です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） ありがとうございました。

利用している方からいろんな声が出ることによって、中身も改善できればもっとよくというふうなこともあるかと思うんですけれども、今報告を聞いたところによりますと、本当にたくさんの方が利用しているというふうに感じました。ありがとうございます。

最後に村長に、この間、28日、オスプレイは来ませんでしたけれども、訓練機2機、海兵隊も参加しての合同演習を行ったわけなんですけれども、村長のぜひ相馬原、確かに演習場ではありますけれども、戦争を想定するような、戦場になっては困るというふうな思いから、できれば、村長には今後は相馬原演習場を利用しないでほしいというふうな考えを持っていただきたいというか、思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先日28日には、議員さんともども研修をさせていただいたところでございます。端的に申し上げまして、オスプレイが来るか来ないかという問題よりは、やはり自分としては、今、空中旅団として12旅団がいるわけなんですけれども、その中で日常訓練をしています。そういう中で、

今度は新たに日米合同ということで、今までの機種プラス高機能の空中訓練機が来たということでございます。そんな中で、私どもはいつも言っているんですけれども、住民の安全・安心を保つために、その担保をとることで一生懸命にやらせていただきました。今、柳田議員がおっしゃいます戦争に結びつくようなことはさせないでくれということは、私も同感でございます。

しかしながら、この訓練は戦争に結びつくということではなしに、災害の日米の共同の作業の確認、それからまたトモダチ作戦ということで、災害があったときにどんな手だてをしていくかというような訓練、こういったものは日常から練習に練習を重ねていかなければならないというふうにとめております。ですから、この今回の日米合同演習が、私は戦争に結びつくという感じではなくて、国民の安全・安心を守るためにやっているんだということから考えれば、やはりこの国の施設である中で、国が相馬原でしますよということについては、住民の理解を得ながら、私は容認をしていく方向でいかなければならないかなというふうには思っております。今回もそういった意味で、皆さんご承知のとおり反対するものではないということで、皆さんにご理解をいただいたところでございます。

○議長（高橋 正君） 以上で、10番柳田キミ子さんの一般質問が終了いたしました。

以上をもちまして、通告のあった6名の議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。開会を3時50分から行いたいと思います。10分間休憩。

午後3時38分休憩

---

午後3時50分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

---

**◎日程第5 承認第1号 専決処分の承認について（平成25年度榛東村一般会計補正予算（第10号））**

○議長（高橋 正君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認について（平成25年度榛東村一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読は終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 2ページをお願いいたします。専決処分書でございます。

専決第2号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度榛東村一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成26年2月14日、榛東村長、阿久澤成實。

専決理由でございます。榛東村一般会計歳入歳出予算に補正の必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。

3ページをお願いいたします。朗読させていただきます。

平成25年度榛東村一般会計補正予算（第10号）。

平成25年度榛東村一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,826万7,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4,178万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

今回の専決処分による補正予算（第10号）は、平成26年2月14日、15日の大雪によるもので、歳入につきましては財政調整基金の取り崩し、歳出につきましては各施設等の除雪対策費用でございます。続きまして、4ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

19款繰入金、補正額1,826万7,000円、計4億9,321万6,000円、1項基金繰入金、同額でございます。歳入合計、補正前の額52億2,352万円、補正額1,826万7,000円、計52億4,178万7,000円でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。歳出でございます。同じく左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

3款民生費、補正額2万円、計17億2,195万1,000円。1項社会福祉費、補正額2万円、計10億3,154万6,000円。

6款農林水産業費、補正額116万7,000円、計3億1,693万8,000円、2項林業費、補正額116万7,000円、計1,812万9,000円。

8款土木費、補正額1,661万3,000円、計5億701万円、2項道路橋梁費、補正額1,640万円、計2億3,341万4,000円。5項都市計画費、補正額21万3,000円、計2億5,522万4,000円。

10款教育費、補正額46万7,000円、計9億3,513万円、2項小学校費、補正額10万円、計2億8,712万6,000円。3項中学校費、補正額7万円、計8,236万4,000円、4項幼稚園費、補正額8万円、計1億2,771万8,000円、5項社会福祉費、補正額14万3,000円、計1億9,338万3,000円、6項保健体育費、補正額7万4,000円、計1億3,923万8,000円。

歳出合計、補正前の額52億2,352万円、補正額1,826万7,000円、計52億4,178万7,000円でございます。

7ページから8ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書（総括）表でございます。説明は省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。

19款1項1目繰入金、補正額1,826万7,000円は、財政調整基金からの繰入金でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。主なものについてご説明申し上げます。

下の枠、8款2項2目道路維持費、補正額1,640万円は、道路関係の除雪対策費を計上させていただきました。

8節報償費210万円は、区対応の道路等の除雪に対して、1区当たり10万円、21区分を計上させていただきました。

次のページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料は道路の除雪に伴うもので、1日当たり200万円7日分を計上させていただきました。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

11番岩田君。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 12ページの6款の農林水産業費の林業振興費、この除雪作業等委託料116万7,000円ですが、こういった緊急事態に林道整備ということだとする必要があったのか。これほどの緊急予算とは思えませんが、なぜこれほど急に必要だったのか説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 村上産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 今回の豪雪に伴う除雪であります。林業管理につきましては、林道は2本あります。12区から持っていく新井盗人越線、それとハルナグラスですか、これから富士見峠に持っていく吾妻山線、この2本があるわけですが、今回の除雪の関係につきましては、新井榛名線につきましては、創造の森からその上流部の富士見峠まで。それから、吾妻山線につきましては、逆に富士見峠からハルナグラスへ下っていく除雪ということなんです。

この場所につきましては、創造の森等がありまして、4月から開設するというところでございます。岩田議員さんもお存じだと思うんですけども、かなり日陰地がありまして、昨年も3月末ごろまで

根雪がありまして、かなり車も上ったり下れないような状態でした。ことしにつきましてはそれ以上の豪雪ということで、早期にこの雪を排除して創造の森等の活用をしたいと。

また、吾妻山線につきましては、水道の水源地等もあります。林道等の火災、こういうものにも速やかに対応したいという、それからまた林業関係者の利便性を図るということで、今回除雪をさせていただきたいということで上げさせていただきました。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第1号 専決処分の承認について（平成25年度榛東村一般会計補正予算（第10号））を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

**◎日程第6 議案第1号 村長等の給与の臨時特例に関する条例及び榛東村職員の給与の臨時特例に関する条例を廃止する条例について**

○議長（高橋 正君） 日程第6、議案第1号 村長等の給与の臨時特例に関する条例及び榛東村職員の給与の臨時特例に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 提案理由の説明をさせていただきます。

村長、副村長並びに教育長及び榛東村職員の給与の臨時的な減額措置を定めた条例を、減額期間の終了をもって廃止しようとするものです。

議案書の18ページをお願いします。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

村長等の給与の臨時特例に関する条例及び榛東村職員の給与の臨時特例に関する条例を廃止する条例。

次に掲げる条例は、廃止する。

第1号 村長等の給与の臨時特例に関する条例。

第2号 榛東村職員の給与の臨時特例に関する条例。

附則。この条例は、平成26年4月1日から施行する。

なお、村長等の給与の臨時特例に関する条例は、例規集の459ページに、また榛東村職員の給与の臨時特例に関する条例は、例規集の501ページ及び502ページにあるものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第1号 村長等の給与の臨時特例に関する条例及び榛東村職員の給与の臨時特例に関する条例を廃止する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第7 発委第1号 議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例を廃止する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第7、発委第1号 議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読は終わりました。

提案理由の説明を求めます。

岩田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 岩田好雄君登壇〕

○議会運営委員長（岩田好雄君） 議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例を廃止する条例について、提案理由の説明を行います。

村長等の給与の臨時特例に関する条例及び榛東村職員の給与の臨時特例に関する条例の減額支給措置が平成26年3月31日をもって終了する。これを踏まえて、実施されていた議会議員の議員報酬の臨時的な減額措置を終了とするものでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第1号 議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例を廃止する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第8 議案第2号 榛東村隣保館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第8、議案第2号 榛東村隣保館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読は終わりました。

提案理由の説明を求めます。

住民生活課長。

〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長（早川雅彦君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

消費税法等の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、使用料の改正を行うとするものでございます。

議案書の20ページをお願いいたします。

なお、例規集については951ページから、新旧対照表については1ページでございます。

朗読をさせていただきます。

榛東村隣保館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

榛東村隣保館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改めるというものでございますけれども、この先については新旧対照表で説明をさせていただきます。対照表の1ページをお願いいたします。

表の右側が現行、左側が改正案、表中のアンダーラインが引いてある部分が改正箇所でございます。初めに、会議室下段、村外者の部分。右側現行の9時から12時及び13時から17時ともに、「4,000円」を左側改正後は、各時間帯ともに「4,110円」に。

次に、教養娯楽室の下段、村外者部分、同様に、各時間帯現行「2,000円」を「2,050円」に。

次の生活改善室（料理実習室）の下段、村外者部分、同様に各時間帯ともに現行「3,000円」を、「3,080円」にそれぞれ改めるものでございます。

議案書20ページにお戻りください。

附則でございます。1として施行日。この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2として（経過措置）。この条例による改正後の榛東村隣保館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設の使用に係る使用料で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日以前に行った施設の使用に係る使用料で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設の使用に係る使用料で施行日前に納付するものについては、なお従前の例によるというものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

8番金井君。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 課長に1つお聞きいたします。

今までが4,000円、今度4,110円ということで3%上がると、消費税が上がるということになると、単純に計算して120円と出るんですけども、これは110円なんですけど、どんな計算方法なんですか。

○議長（高橋 正君） 住民生活課長。



〔住民生活課長 早川雅彦君発言〕

○住民生活課長（早川雅彦君） 従前の4,000円というのは消費税を含んだ金額でございます。改正に当たっては、この4,000円を現行の税率1.05で除して得た数値、これが使用料本体でございます。この額に1.08を掛けさせていただいて出た金額に10円未満を切り捨てる形で算出をさせていただいた金額が、この表にある金額でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第2号 榛東村隣保館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第9 議案第3号 榛東村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例について**

○議長（高橋 正君） 日程第9、議案第3号 榛東村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読は終わりました。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 提案理由を説明させていただきます。

産業の集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意（基盤技術及びアナログ技術

関連産業・医療健康・食品産業)を国及び県から受けたことにより、本村の企業誘致施策を積極的に推進するため。

議案書の22ページをお開きください。

新規条例ですので、全文朗読して説明にかえさせていただきます。

榛東村の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法第6条第1項の規定に基づき、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第14条第3項の規定により承認された企業立地に関する計画(法第15条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認企業立地計画」という。)に従って、当該承認企業立地計画に係る法第5条第5項の規定による同意を得た基本計画(法第6条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。)における集積区域(以下「同意集積区域」という。)においてその業種に属する事業に係る企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき業種として指定する業種(以下「指定集積業種」という。)に属する事業のための施設のうち、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令第3条に定めるもの(以下「対象施設」という。)を同意集積区域内に設置した事業者(指定集積業種であって省令第4条に規定する業種に属する事業を行うものに限る。)に対する固定資産税の課税の特例について必要な事項を定めるものとする。

(固定資産税の課税免除)

第2条 村長は、同意基本計画の同意の日(以下「同意日」という。)から起算して5年以内に対象施設を設置した者について、対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以降3年度分に限り免除する。

(課税免除の申請)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、規則で定める期日までに、村長に免除の申請をしなければならない。

(課税免除の取消し)

第4条 村長は、虚偽の申請その他不正な行為により第2条に規定する固定資産税の課税免除を受けた者については、課税免除を取り消すものとし、課税されるべき当該土地又はその取得に係る固定資産税を納付させることができる。

(報告)

第5条 村長は、第2条の規定の適用を受けている者に対し、必要な報告を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

この条例について補足説明をさせていただきます。

群馬県においては、厚い産業集積やすぐれた立地環境をベースに企業立地促進法に基づく群馬県地域の基本計画を作成し、また、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、関係市町村と共同して基本計画を策定し、国の同意を得ています。また、その中で次の3つの産業、基盤技術・アナログ技術関連産業、医療健康・食品産業、環境関連産業を市町村ごとに指定地域として指定し、技術開発、人材育成、企業誘致などの各種施策を進めております。本村においては、この3つの産業が産業の集積指定地域として指定されておりまして、これらの産業の誘致を図るべく、今回新規に条例を制定して、基本計画で規定する業種に属する事業者が企業立地計画に従って県の承認を得て、新規に立地を行う場合に取得した土地、建物について、固定資産税の課税免除を行い、企業への優遇措置を図り、企業誘致の推進を図るものです。

それでは、簡単に条文ごとにご説明をいたします。

第1条の趣旨の条文の中で、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第14条第3項の規定」ですが、これは進出する事業者が企業立地に関する計画を作成し、この計画が群馬県知事の承認を得て、また、この計画が法第5条第5項は、県が国から同意を得た計画で、これに即して指定地域、本村において指定する業種の施設で、ここで言う施設は、総務省令第3条の規定により、土地、家屋、構築物で、取得価格の合計額が2億円を超えるものを言い、この施設に係る固定資産税の課税の特例について定めるものです。

第2条、固定資産税の課税免除では、「村長は、同意基本計画の同意の日から起算して5年以内に対象施設を設置した者」とありますが、先ほど3つの産業が国の同意を得た指定業種となっております。基盤技術・アナログ技術関連産業と医療健康・食品産業の同意日が平成25年5月20日、環境関連産業の同意日が平成22年3月25日となっており、この同意日以後5年以内に県の承認を得て、立地計画に基づき、本村に土地、家屋及び構築物の設置した者、なお、土地については、その土地を取得した日から1年以内に家屋、または構築物の建設に着手した場合に対して、固定資産税について、最初の固定資産税を課すべきこととなった年度から以後3年分に限り、免除するものです。

第3条、課税免除の申請では、条例第2条の適用を受けようとする者は、規則で定める日、規則では固定資産税が初めて課税される年度の1月31日までに申請をしなければならないと規定しております。

第4条、課税免除の取消しでは、条例第3条で課税免除申請が虚偽であった場合や不正な行為によ

り課税免除を受けた場合に、課税免除を取り消すものです。また、それにより本来の固定資産税を納付させるものです。

第5条、報告では、条例第2条の適用を受けようとする者に対して、必要な報告を求めることができるものです。

以上、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番南さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 第2条の中に、5年以内に対象施設を設置した者というような部分で書いてあるんですけども、もしこの条例が制定された場合、対象となる企業等、村のほうで現在あるのか、わかる範囲で教えてください。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 今のところ、ございません。これはあくまでも企業立地計画に基づいて県の承認を得るということですから、今現在、県の承認を得た事業所はありません。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第3号 榛東村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第4号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第10、議案第4号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読は終わりました。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 提案理由を説明させていただきます。

中小企業信用保険法が改正されたためでございます。

議案書の24ページをお開きください。榛東村例規集は1,181ページ、新旧対照表は2ページでございます。

議案書の24ページ、榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例。

榛東村小口資金融資促進条例の一部を次のとおり改正する。

第2条第2号中「保険法第2条第2項」を「保険法第2条第3項」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

今回の改正につきましては、中小企業信用保険法の一部が改正されたことによる改正です。群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部も改正されたことにより、あわせて改正するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第4号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第 1 1 議案第 5 号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第11、議案第 5 号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読は終わりました。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 提案理由を説明させていただきます。

村内中小企業の経営安定を図るため、小口資金融資の借りかえ措置期間の延長を行おうとするためでございます。

例規集では1, 181ページ、新旧対照表は3ページでございます。

議案書の26ページをお開きください。

榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり改正する。

新旧対照表3ページをごらんください。左が改正案、右が現行となっております。アンダーライン部分が改正となっております。

それでは、対照表に基づき説明させていただきます。

現行、（借換の特例）附則の第2項中、既往債務の融資の申込期間を現行では「平成26年3月31日」を、改正案では「平成27年3月31日」に改めるものです。

また、現行、（融資期間の特例）附則の第5項中、融資を受けた者について、現行「平成24年度以前」を改正案では「平成25年度以前」に改め、同じく融資延長期間の申請で現行「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」を、改正案では「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」に改めるものです。

議案書の26ページに戻ります。

附則です。この条例は、平成26年4月1日から施行する。

今回の条例改正について、簡単に補足説明をさせていただきます。

榛東村小口資金融資促進条例は、県と連携し、金融機関及び群馬県信用保証協会の協力を得て、村

内中小企業の信用力及び担保力の不足を補い、小口の事業資金の融資を促進し、村内中小企業の振興を図るものです。今回は、既往債務の借りに係る申込期間を、県では平成27年3月31日までに変更しました。また同じく県では、融資期間の特例措置として、平成26年度においても引き続き融資期間の延長申請があった場合、3年を超えた期間を限度として融資期間を延長できることで変更しました。本村でも同様に今回改正し、この促進を図るものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番早坂君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例というものがあるんですか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 今回の改正は附則でございます。附則の改正の場合は、一部の一部という使い方をしているということです。附則の改正のときには、通常は一部の改正と言うんですけども、附則の改正のときは一部のまた一部と。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後4時30分休憩

---

午後4時32分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第5号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第12 請願・陳情について

○議長（高橋 正君） 日程第12、請願・陳情についてを議題といたします。

お手元の請願・陳情つづりの一覧表により、順次付託を行います。

受理番号1号、第11区区長、平澤壽治氏よりの陳情は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

受理番号2号、第11区区長、平澤壽治氏よりの陳情は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

受理番号4号、長岡字会会長、星野孝佑氏よりの陳情は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

受理番号6号、第18区区長、高橋督治氏よりの陳情は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎散 会

○議長（高橋 正君） 以上をもちまして、本日付議されました案件は全て終了いたしました。

第1日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時34分散会



平成 2 6 年第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

3 月 1 1 日 (火)

# 平成26年第1回榛東村議会定例会会議録第2号

平成26年3月11日（火曜日）

## 議事日程 第2号

平成26年3月11日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 6号 しんとう南部公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 7号 村道の路線認定について
- 日程第 4 議案第 8号 村道の路線変更について
- 日程第 5 議案第 9号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第10号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第11号 榛東村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第12号 榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第13号 榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第14号 榛東村耳飾り館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第15号 榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第16号 榛東村中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第17号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第14 議案第18号 平成25年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第19号 平成25年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第20号 平成25年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第21号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第18 議案第22号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について

- 日程第19 議案第23号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第20 議案第24号 平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第25号 平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第22 議案第36号 工事請負契約の変更について
- 日程第23 議案第26号 平成26年度榛東村一般会計予算
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（14名）

1番	清水健一君	2番	松井保夫君
3番	小山久利君	4番	山口宗一君
5番	小野関武利君	6番	松岡稔君
7番	南千晴君	8番	金井佐則君
9番	松岡好雄君	10番	柳田キミ子君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	高橋正君

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	立見清彦君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	新藤彰君	住民生活課長	早川雅彦君
子育て・長寿支援課長	青木繁君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	清水喜代志君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	岩田健一君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	清水誠治君
生涯学習課長	清水義美君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

## ◎開 議

午前9時開議

○議長（高橋 正君） 皆さん、おはようございます。

開会前に、お祝いと御礼を述べさせていただきます。

先ほど、岩田議員におかれましては、副議長4年以上在職者ということで県町村議会議長会表彰を受賞されました。議員を代表して改めてお祝い申し上げますとともに、今後のご活躍をお祈り申し上げます。

私も議会議長7年以上在職者ということで、全国町村議会議長会表彰、また知事感謝状、県議会議長感謝状の贈呈をしていただきました。これもひとえに議員各位のご理解とご協力のたまものであり、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

また、平成26年2月12日に開催されました群馬県町村会定期総会で、県町村会特別表彰に、管理職であります建設課長の清水喜代志さん、生涯学習課長の清水義美さん、会計課長の岩田健一さんの3名が、県町村会一般表彰を、生涯学習課清村昌一さん、産業振興課浅見英一さんの2名が受賞されました。表彰されました5名の方々、本当におめでとうございます。これからも村民の見本となり、村政発展のためにご尽力賜りますことをお願い申し上げます。まことにありがとうございます。

それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまから平成26年第1回榛東村議会定例会第2日目を開会いたします。

その前に、10時から副村長が公務のために退席をいたしますので、ご了解をお願いいたします。

それでは、出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています。全員出席であります。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程に従い、会議を行います。



### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

13番早坂通君、1番清水健一君を本日の会議録署名議員に指名いたします。



### ◎日程第2 議案第6号 しんとう南部公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第2、議案第6号 しんとう南部公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水喜代志建設課長。

〔建設課長 清水喜代志君発言〕

○建設課長（清水喜代志君） 提案理由の説明を申し上げます。

消費税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、施設使用料の改正を行うもので、増税分につきまして施設使用料に転嫁するものでございます。

議案書27ページをお願いします。

しんとう南部公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

例規集につきましては3巻の1,355ページ、新旧対照表につきましては4ページでございます。

一部改正でありますので、新旧対照表によりまして説明させていただきます。

新旧対照表4ページをごらんください。

右側が現行、左側が改正案、アンダーライン部分が改正箇所でございます。

現行第7条及び第1条中の「別表第1」を「別表」に、また、一番下の行「別表1（第7条、第11条関係）」を「別表（第7条、第11条関係）」に改め、表につきまして全てを改正案とするものです。

また、改正内容につきましては、施設使用料欄の村内者「2,000円」を「2,050円」に、同じく村外者「5,000円」を「5,140円」に改めるものでございます。

なお、使用料の算定につきましては、現行の料金が内税となっておりますので、消費税5%分を除き、その金額に新たに8%分の消費税を加え、10円未満を切り捨てまして算出いたしました。

議案書28ページをお願いします。

附則としまして、1項につきましては、この条例は平成26年4月1日から施行する。

2項につきましては、施設の使用日と使用料の納入日についてのもので、3月中に施設を使用し使用料を4月移行に納付するものと、4月以降施設を使用するもので3月中に使用料を納付するものは、従前の例によるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第6号 しんとう南部公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第3 議案第7号 村道の路線認定について

○議長（高橋 正君） 日程第3、議案第7号 村道の路線認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

[建設課長 清水喜代志君発言]

○建設課長（清水喜代志君） 提案理由の説明を申し上げます。

道路法第8条の規定に基づき道路認定の議決をお願いする路線は1路線でございます。

議案書30ページが認定路線調書、31ページが路線認定図でございます。これにより説明申し上げます。

30ページをお願いします。

路線番号5260、路線名、立畦15号線、起点、大字新井字立畦2394番1地先、終点、大字新井字立畦2394番6地先の路線でございます。この路線は、高渋バイパス立畦の信号の西に位置し、1号計画道路から南へ入った大和土地により造成された宅地開発地内につくられた道路でございます。延長が69.4メートル、幅員が5メートルでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
直ちに採決を行います。

議案第7号 村道の路線認定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

#### ◎日程第4 議案第8号 村道の路線変更について

○議長（高橋 正君） 日程第4、議案第8号 村道の路線変更についてを議題といたします。  
議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 清水喜代志君発言〕

○建設課長（清水喜代志君） 提案理由の説明を申し上げます。

道路法第10条第3項の規定に基づき路線変更の議決をお願いする路線は1路線でございます。

議案書32ページをお願いします。

路線名、川端17号線、路線番号5257、変更前の起点、榛東村大字山子田字川端648番2地先、変更前の終点、榛東村大字山子田字川端651番1地先、延長が37.12メートル、幅員が8メートルでございます。変更後であります、起点は変更前と同じでございます。変更後の終点、吉岡町大字南下字大藪126番1地先、延長58.72メートル、幅員が7メートルから8メートルでございます。

33ページをお願いします。

認定路線調書になります。変更後のものとなります。

34ページをお願いします。

路線認定図になります。左側が変更前、右側が変更後でございます。

吉岡町との町村界が陽なた坂橋の橋の途中にあり、道路認定の扱いにつきまして吉岡町と協議を行った結果、利用の状況から、橋につきましては榛東村が認定を行うということで合意をいたしました。

なお、越境認定でありますので、吉岡町議会の議決が必要になります。議決につきましては、昨年



12月17日付で議決済みとなっております。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第8号 村道の路線変更について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第5 議案第9号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第5、議案第9号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 提案理由についてご説明いたします。

消費税法等の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、料金の改正を行うものです。

議案書36ページをお願いいたします。

榛東村下水道条例の一部を改正する条例。

榛東村下水道条例（平成7年榛東村条例第16号）の一部を次のように改正する。

内容につきましては、新旧対照表5ページをお願いいたします。

右が現行、左が改正案です。

18条、使用料の一部改正で、消費税率を5%から8%に改正するものです。アンダーライン部分が改正された条文になります。左の改正案で説明いたします。

18条、一般用基本料金「1,050円」を「1,080円」に、臨時用「1,575円」を「1,620円」に、超過料金、10立方メートルを超え50立方メートルまで「105円」を「108円」に、50立方メートルを超えるもの「115円」を「118円」に。

議案書36ページに戻っていただきたいと思えます。

附則。

施行日。この条例は、平成26年4月1日より施行する。

経過措置。この条例による改正後の榛東村下水道条例第18条の規定は、平成26年4月使用分の料金から適用し、同年3月使用分までの料金については、なお従前の例による。

例規集につきましては、第3巻の1,221ページになります。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第9号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第6 議案第10号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第6、議案第10号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 提案理由についてご説明いたします。

消費税法等の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、料金の改正を行うものです。

議案書38ページをお願いいたします。

榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例。

榛東村上水道給水条例（平成10年榛東村条例第15号）の一部を次のように改正する。

内容につきましては、新旧対照表6ページをお願いいたします。

右が現行、左が改正案です。

改正案についてご説明いたします。

料金、第25条、使用料。

専用給水装置、一般用（一般地域）基本料金「1,050円」を「1,080円」に、一般用（旧滝沢簡易水道受益者）基本料金「945円」を「972円」に、臨時用「2,520円」を「2,592円」に、超過料金「157円」を「162円」に、私設消火栓「1,050円」を「1,080円」に。

30条、月の途中において水道の使用を開始し、または使用をとめるときの料金は次に定めるところにより算定した額に「100分の5」を「100分の8」に、「100分の8」を乗じて得た額とするの改正でございます。

加入金、34条、加入負担金ですけれども、13ミリ「7万6,650円」を「7万8,840円」に、20ミリ「10万8,150円」を「11万1,240円」に、25ミリ「21万6,300円」を「22万2,480円」に、30ミリ「37万9,050円」を「38万9,880円」に、40ミリ「75万7,050円」を「77万8,680円」に、50ミリ「129万7,800円」を「133万4,880円」に、75ミリ「216万3,000円」を「222万4,800円」に改正するものでございます。

議案書38ページに戻っていただきたいと思えます。

附則。

施行日。この条例は、平成26年4月1日より施行する。

経過措置。この条例による改正の榛東村上水道給水条例第25条及び第30条の規定は、平成26年4月使用分の料金から適用し、同年3月使用分までの料金については、なお従前の例による。

例規集につきましては、第2巻1,103の163ページでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

します。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第10号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第7 議案第11号 榛東村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第7、議案第11号 榛東村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水義美生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） それでは、提案理由を申し上げます。

社会教育法（昭和24年法律第207号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。例規集につきましては3巻の1,341ページ、新旧対照表につきましては7ページでございます。

議案書の40ページをごらんください。

榛東村社会教育委員に関する条例の一部を次のように改正する。

一部改正ですので、新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表の7ページをごらんください。

右側が現行、左側が改正案、アンダーライン部分が改正箇所でございます。

(設置) 第2条、「法第15条第1項の規定により榛東村社会教育委員（以下、委員という。）を置く」に改める。

第6条を削り、第5条を第6条とする。

第4条第1項に次のただし書きをつけ、「ただし、再任されることを妨げない」とし、第4条第2項中、前項の規定にかかわらず、「補欠の委員」を「補欠委員」に改め、同条を5条とする。

2条の次に、次の1条を加える。

(委嘱) 第3条、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第7条中「この条例に定めるもののほか」を「この条例の施行に関し」に改めるとするものです。

議案書の40ページをごらんください。

附則。この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成25年6月に第3次一括法が改正され、社会教育法第18条の社会教育委員の委嘱基準等は地方公共団体で定めることとされ、委嘱基準などの判断基準は教育委員会に委ねられるというものです。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

8番金井君。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） この条例を見ますと、現行では、第6条に解職というのがありまして、特別な事情が生じたときは、その任期中であっても、これを解職することができるかとあるんですけども、新しいところには削るとあるんですが、なぜこれを削ったのか、説明していただけますか。

○議長（高橋 正君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） ご説明いたします。

現行の第6条の解職規定は、教育委員会が委嘱する人員であり、人格ともにふさわしい委員であることや、任期が2年など、特別な事情等を考慮しなくてもよいという判断で削除させていただきました。

また、他の条例規則においても、このような解除規定が少ないということも理由でございます。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） そうしますと、特別な事情が生じたときには、万が一一生じたときにでも解職はできないと。人格的に非常に素晴らしい人を選んであるんだから、その必要はないと、こういう解

釈でいいんですか。

○議長（高橋 正君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） はい、そのように解釈しております。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第11号 榛東村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第8 議案第12号 榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第8、議案第12号 榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） それでは、提案理由を申し上げます。

消費税法等の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、使用料等の改正を行うものでございます。

例規集につきましては3巻の1,347ページから1,348ページ、新旧対照表につきましては8ページから11ページでございます。

議案書の42から45ページをごらんください。

榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

一部改正ですので、新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表の8から11ページをごらんください。

右側が現行、左側が改正案です。アンダーライン部分が改正しようとする箇所でございます。

なお、改正される使用料の朗読につきましては省略させていただきます。

また、新たな使用料の算出方法につきましては、内税となっているこれまでの使用料に1.05を除し、税抜きの使用料を算出し、その使用料に1.08を掛けた額に10円未満を切り捨てた額を改正の使用料とするものです。

また、9ページの中段、更衣室シャワーにつきましては、使用時間「9時から21時30分まで」を「1人1回」に改め、10ページ備考の5につきましては「使用時間の何時から何時」に「まで」を付して、11ページの備考3には「別表第1に掲げる」を加えるというものです。

議案書の45ページをお開きください。

附則。

施行日。第1条、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

経過措置。第2条第2項、この条例による改正後の榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例別表第1及び第2の規定は、この条例の施行の日（以下、施行日という。）以降に行う施設の使用等に係る使用料で施行日以降に納付するものについて適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料で施行日前、または施行日以降に納付するもの及び施行日以降に行う施設の使用等に係る使用料で施行日前に納付するものについては、なお従前の例によるというものでございます。

2項の内容は、施設を使用する実使用日と使用料の納付日についてのもので、4月1日以降の使用で4月1日以降の納付は改正後の改正使用料が適用され、3月中に使用し、その使用料を4月1日以降に納付するものと、4月1日以降の使用で3月中に使用料の納付があったものは従前の例によるとするものです。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

3番小山君。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 議案書42ページ、43ページにわたりまして、総合グラウンドのほうでサッカー場、多目的運動場、テニスコート、終了がこれ21時30分がいいんですか、一番最後なんですけれども、「12時半」までとあるんですけれども、新旧対照表は「21時」になっているんですが、恐らく21

時の間違いだとは思いますが。

あともう一点、続けていいですか。

3カ月に1回調整会議を行っているんですが、村外者、一番高い料金のところなんですけれども、それが3月末に、例えば、ゴールデンウィークに使いたいという団体につきましては、調整期間が多分村外者は1カ月前に入れられると思うので、料金のところでは3%なんですけど、その辺は予定として入れられるものかどうか確認したいんですけども、すみません。

〔発言する声あり〕

○3番（小山久利君） 3カ月に1度やりますよね。そのとき、村内の団体が優先的にとって、村外者が使用する場合は、1カ月前じゃないと料金が払えないと思うんですが、調整会議で使っていないくて、日程的には入れられるんです、3カ月前、2カ月前でしたか、村外者が予定に入れられるのは。そうすると、1カ月前、料金を払うことができないと思うんです。その辺は可能であるのかどうか、教えていただきたいんですけども。

○議長（高橋 正君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） 大変申しわけございませんでした。

条例の中のサッカー場と多目的、あとテニスコート、これの「18時から12時30分まで」となっております。ここは「13時30分から21時30分まで」でございます。訂正をお願いいたします。アリーナの使用とか、グラウンドの使用については、21時30分まで使用し、22時をもって終了という形でやっているところでございます。それでは、訂正のほうよろしく申し上げます。

それから、あともう一点、利用調整会議で、3カ月前に村内の団体、スポ少などの団体につきましては調整を図って、まず、村の団体さんのほうを優先利用をさせていただいているという形の中で、その中には村外の団体者が入り込む余地はないわけでございます、まず、調整会議で決定した残った部分について、たしか1カ月前ぐらいまでは受け付けというか、電話等、また、施設に来ていただいた方にそこを利用してもらうという形で行っております。

使用料の納付については、申請があったときに使用料を納付していただくという形で、1週間前に納付してくださいということになってございます。ただし、納付につきましては多少前後することもあるということで、今回、この条例の中では、その前後する部分について従前の例によるという形でさせていただいております。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

10番さんはいいの。10番はいいか。柳田さん手を挙げたけれども、さっき。

〔「同じです」の声あり〕

○議長（高橋 正君） はい。

8番。



[ 8 番 金井佐則君発言]

○ 8 番 (金井佐則君) ただいま議案書で、課長が21時30分までというところを訂正をしてくれと、変更になるので訂正してくれと。これは、この議案書を訂正するだけでいいんですか、これ差しかえをしなくても。

[「これ、議会運営上どうなんですか、問題ないんですか」「問題なきやいいんだよ」の声あり]

○議長 (高橋 正君) 暫時休憩します。

午前9時36分休憩

---

午前9時38分再開

○議長 (高橋 正君) 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長 (高橋 正君) 生涯学習課長。

[生涯学習課長 清水義美君発言]

○生涯学習課長 (清水義美君) 大変ご迷惑かけました。

後で差しかえさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長 (高橋 正君) ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長 (高橋 正君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長 (高橋 正君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第12号 榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長 (高橋 正君) 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第9 議案第13号 榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

○議長 (高橋 正君) 日程第9、議案第13号 榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条

例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

[生涯学習課長 清水義美君発言]

○生涯学習課長（清水義美君） それでは、提案理由を申し上げます。

消費税法等の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、施設使用料の改正を行うものでございます。

例規集につきましては3巻の1,381ページから1,382ページ、新旧対照表につきましては12ページでございます。

議案書の47ページをごらんください。

榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

一部改正ですので、新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表の12ページをごらんください。

右が現行、左側が改正案でございます。

なお、改正される使用料の朗読につきましては省略させていただきます。

また、新たな使用料につきましては、先ほどの社会教育施設等で説明したとおりでございます。

議案書47ページをごらんください。

附則。

第1項、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

経過措置につきましては、先ほどの社会体育施設と同様の内容でございます。

2項につきましては、4月以降の使用で4月1日後の納付は改正後の使用料、3月中の使用料を4月1日以降に納付するものと4月1日以降の使用で3月中に使用の納付があったもの、これについては従前の例によるというものでございます。

ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

3番小山君。

[3番 小山久利君発言]

○3番（小山久利君） 学校開放のところで、管理は体育施設管理事務所で行っていると思うんですが、夜間の管理というのは一切行われていないのが現状でしょうか。

○議長（高橋 正君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） 回答させていただきます。

学校開放で小学校体育館、中学校の講堂等を使用させていただいているんですけども、現実、夜間については管理事務所が1名対応でございまして、巡視等できる状態ではございません。それですので、学校開放を使用している団体さん、そちらのほうに適切な使用をお願いするよう調整会議等いろいろな働きかけ、呼びかけて、適切に管理するようにお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 今までそんなに大きなトラブルがなかったと思うんですが、何か緊急事態とかトラブルが発生した場合、管理事務所に対応できる方法を考えていただければと思います。

○議長（高橋 正君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） 学校開放につきましては、使用者等の通報によっていろいろ出てくるんですけども、連絡を管理事務所のほうにさせていただきまして、管理事務所の職員は外に出られないので、連絡があった場合、担当課長なり課長補佐なりが出向いて対応するようにやっているというのが現状でございます。そういう形で今後もやりたいと思います。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第13号 榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第14号 榛東村耳飾り館の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第10、議案第14号 榛東村耳飾り館の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

[生涯学習課長 清水義美君発言]

○生涯学習課長（清水義美君） それでは、提案理由を申し上げます。

消費税法等の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、特別観覧料及び特別  
展示室使用料の改正を行うものでございます。

例規集につきましては3巻1,373ページから1,374ページ、新旧対照表につきましては13ページで  
ございます。

議案書の49ページをごらんください。

榛東村耳飾り館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

一部改正でございますので、新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表13ページをごらんください。

右側が現行、左側が改正案です。アンダーライン部分が改正しようとする箇所でございます。

ここで訂正をお願いいたします。

新旧対照表の別表第2の改正案、模写・模造・実測・採拓が「3,090円」となっていますが、  
「3,080円」の誤りです。大変申しわけございませんでした。

なお、改正される特別観覧料及び特別展示室使用料の朗読は省略させていただきます。

新たな特別観覧料及び特別展示室使用料の算出につきましては、内税となっているこれまでの観覧  
料及び使用料に1.05を除し、税抜き額を算出し、その額に1.08を掛け10円未満を切り捨てた額を改正  
の観覧料及び使用料とするものです。

議案書49ページをごらんください。

施行日。第1項、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

第2項、経過措置、この条例による改正後の榛東村耳飾り館の設置及び管理に関する条例別表第2  
及び別表第3の規定は、この条例の施行の日（以下、施行日という。）以降に行う特別観覧に係る特

別観覧料及び特別展示室の使用に係る使用料（以下、特別観覧料等という。）で、施行日以降に納付するものについて適用し、施行日前に行った特別観覧及び特別展示室の使用に係る特別観覧料等で施行日前または施行日以降に納付するもの、並びに、施行日以降に行う特別観覧及び特別展示室の使用に係る特別観覧料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例によるものとなります。

この考え方も、先ほど説明したとおり、4月1日以降の使用で4月1日以降の納付は改正前が適用され、3月中に使用し4月1日以降に納付するもの、それから、4月1日以降に使用し3月中に観覧料を納付するものについては、従前の例によるものとなります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第14号 榛東村耳飾り館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第11 議案第15号 榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第11、議案第15号 榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） それでは、提案理由を申し上げます。

消費税法等の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、使用料等の改正を行うものでございます。

例規集につきましては3巻1,363ページから1,364ページ、新旧対照表につきましては14ページから15ページでございます。

議案書の51ページから52ページをごらんください。

榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

一部改正でございますので、新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表の14から15ページをごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。アンダーライン部分が改正しようとする箇所でございます。

なお、改正される使用料の額の朗読は省略させていただきます。

新たな使用料の算出方法につきましては、内税となっている使用料に1.05を除し、税抜きの使用料を算出して、この使用料に1.08を掛けた額に10円未満を切り捨てた額を改正後の使用料とするものでございます。

また、15ページの上段、南部コミュニティセンターの区分欄の「9時から13時」を「8時半から13時」に改めます。

備考。現行の村外居住者が使用する場合と、村内者、村外者の規定を明確化するために、条文を改めさせていただきました。

議案書52ページをごらんください。

附則。

施行日。第1条、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

経過措置。この条例による改正後の榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下、施行日という。）以降に行う施設の使用等に係る使用料で、施行日以降に納付するものについて適用し、施行日以前に行った施設の使用料に係る使用料で、施行日以前、または施行日以降に納付するもの及び施行日以降に行う施設の使用等に係る使用料で施行日以前に納付するものについては、なお従前の例によるというものでございます。

2項につきましては、施設の使用する実施日及び使用料の納付についてのものです。4月1日以降の使用で4月1日以降の納付は改正後の使用料、3月中に使用した使用料を4月1日以降に納付するもの、4月1日以降の適用で3月中に納付するものについては、なお従前の例にということであってございます。

以上で説明を終わりにいたします。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします

す。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） この料金の減免に対して教育長がその許可を出すところなんですが、緊急事態とか、どうしても急に必要な申請書を出す時間がないとかという使用が見込まれる場合は、教育長に減免申請を出してからということではよろしいのでしょうか。

〔発言する声あり〕

○3番（小山久利君） 災害とか、そういうときに使用する場合は減免申請を。

○議長（高橋 正君） 立って発言して。

暫時休憩します。

午前9時56分休憩

---

午前9時56分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） 申請については、一応規定では1週間前までに申請し、使用申請を出していただいて、それを決裁した後に教育長までの決裁を受けてやっています。

減免申請につきましては、申請と同時に減免申請等を出していただいて、決裁し、減免しているということで運用しているんですけれども、災害等の関係で緊急に使用が必要になったというときのことでよろしいと思うんですけれども、その場合は緊急ですので、その施設の使用の日程が入っていれば当然その施設の利用者に対して連絡をして、緊急で使用する場合の話をして、緊急で使用させていただくという形になりますし、緊急という話になれば、村の関係でございますので、その減免申請という形ではなく、教育長が判断した中でやはり減免するような形でできるというふうに解釈しておりますけれどもという答弁でございます。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 例規集の1,365ページのところに村長の判断も入れていただければ、村長判断で貸し出しができると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど課長のほうから話されましたように、入っているいない、ともかく、

緊急の場合には、入っていればその人に連絡をとって、了解を得て、そして、緊急用ということで使用していただくということが前提だと思います。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第15号 榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ◎日程第12 議案第16号 榛東村中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第12、議案第16号 榛東村中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） 提案理由をご説明いたします。

消費税法等の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、使用料等の改正を行うものでございます。

例規集につきましては3巻の1,359ページから1,360ページ、新旧対照表につきましては16ページでございます。

議案書の54から55ページをごらんください。

榛東村中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。



別表を次のように改める。

一部改正ですので、新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表16ページをごらんください。

右が現行、左側が改正案です。アンダーライン部分が修正箇所でございます。

なお、改正される使用料の額の朗読は省略させていただきます。

使用料の算出方法につきましては、ご説明省略させていただきます。

また、16ページ上段、区分欄の現行、使用時間帯に括弧を加えます。現行の「暖冷房使用時」を「冷暖房使用時」に改めます。現行の「営農相談室（講義室）」「研修室（会議室）」及び「放送器」を「講義室」「会議室」「放送器具」にそれぞれ改めます。そして、備考、現行の「村外者は倍額とする。」を村内者、村外者の規定を明確にするための条文に改めさせていただきました。

議案書54ページから56ページをごらんください。

附則。

施行日。第1項、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

経過措置。第2項、この条例による改正後の榛東村中央公民館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下、施行日という。）以降に行う施設の使用等に係る使用料で、施行日以降に納付するものについて適用し、施行日以前に行った施設の使用等に係る使用料で、施行日前、または施行日以降に納付するもの及び施行日以降に行う施設の使用等に係る使用料で施行日前に納付するものについては、なお従前の例によるというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第16号 榛東村中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。20分から開会いたします。

午前10時3分休憩

---

午前10時20分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

---

◎日程第13 議案第17号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第11号）  
について

○議長（高橋 正君） 日程第13、議案第17号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成25年度榛東村一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国の平成25年度補正予算（第1号）に伴い、南小学校の体育館建設を平成26年度当初予算から本補正予算に前倒しに伴い、歳入につきましては、義務教育施設整備基金からの繰入金及び国庫負担金等、歳出につきましては、南小学校整備事業の補正をお願いするものでございます。

また、年度末を控え、歳入歳出ともに確定あるいは確定見込みによる補正となっております。これを受けて、浮いてきた一般財源により、財政調整基金の繰り入れを減額するもの及び社会教育施設整備基金に積み立てるものなどでございます。

議案書57ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございまして、左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1 款村税、補正額4,996万7,000円、計14億679万9,000円。1 項村民税、補正額1,515万4,000円、計6億5,321万9,000円。2 項固定資産税、補正額1,683万9,000円、計6億4,432万4,000円。3 項軽自動車税、補正額59万円、計3,525万6,000円。4 項村たばこ税、補正額1,738万4,000円、計7,400万円。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、補正額497万1,000円、計6,497万1,000円。1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、同額でございまして。

14款使用料及び手数料、補正額53万5,000円、計3,072万1,000円。1項使用料、補正額53万5,000円、計2,246万1,000円。

15款国庫支出金、補正額2,956万2,000円、計6億9,927万円。1項国庫負担金、補正額885万1,000円、計3億4,200万4,000円。2項国庫補助金、補正額2,070万4,000円、計3億5,273万円。3項国庫委託金、補正額7,000円、計453万6,000円。

16款県支出金、補正額20万7,000円の減、計3億8,624万7,000円。1項県負担金、補正額207万3,000円、計1億8,365万6,000円。2項県補助金、補正額198万8,000円の減、計1億7,527万8,000円。3項県委託金、補正額29万2,000円の減、計2,731万3,000円。

17款財産収入、補正額435万9,000円の減、計5,674万4,000円。1項財産運用収入、補正額435万9,000円の減、計5,356万1,000円。

次のページをお願いいたします。

18款寄附金、補正額20万円、計70万円。1項寄附金、同額でございます。

19款繰入金、補正額3億4,266万5,000円、計8億3,588万1,000円。1項基金繰入金、同額でございます。

21款諸収入、補正額351万8,000円、計3,617万5,000円。4項雑入、補正額351万8,000円、計3,303万1,000円。

22款村債、補正額2,090万円、計2億6,872万7,000円。1項村債、同額でございます。

歳入合計、補正前の額52億4,178万7,000円、補正額4億4,775万2,000円、計56億8,953万9,000円でございます。

続きまして、59ページをお願いいたします。

歳出でございます。同じく左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1款議会費、補正額296万6,000円の減、計9,137万6,000円。1項議会費、同額でございます。

2款総務費、補正額1,908万1,000円の減、計7億5,459万4,000円。1項総務管理費、補正額1,614万9,000円の減、計6億2,279万8,000円。2項徴税費、補正額244万4,000円の減、計8,548万4,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正額18万8,000円の減、計3,441万9,000円。4項選挙費、補正額29万円の減、計1,083万円。5項統計調査費1万円の減、計59万6,000円。

3款民生費、補正額5,992万円の減、計16億6,203万1,000円。1項社会福祉費、補正額2,536万7,000円の減、計10億617万9,000円。2項児童福祉費、補正額3,455万3,000円の減、計6億5,487万9,000円。

4款衛生費、補正額1,524万5,000円の減、計2億8,604万円。1項保健衛生費、補正額1,524万5,000円の減、計1億6,983万1,000円。

6款農林水産業費、補正額1,138万円の減、計3億555万8,000円。1項農業費、補正額1,041万9,000円の減、計2億8,839万円。2項林業費、補正額96万1,000円の減、計1,716万8,000円。

7款商工費、補正額241万6,000円の減、計3,667万4,000円。1項商工費、同額でございます。

8款土木費、補正額1,412万7,000円、計4億9,288万3,000円。1項土木管理費、補正額15万円の減、計1,148万9,000円。

次のページをお願いいたします。

道路橋りょう費、補正額838万4,000円の減、計2億2,503万円。4項住宅費、補正額78万7,000円の減、計489万3,000円。5項都市計画費、補正額480万6,000円の減、計2億5,041万8,000円。

10款教育費、補正額5億7,346万1,000円、計15億859万1,000円。1項教育総務費、補正額261万4,000円の減、計1億268万7,000円。2項小学校費、補正額5億3,572万8,000円、計8億2,285万4,000円。3項中学校費、補正額158万円、計8,394万4,000円。4項幼稚園費、補正額75万円、計1億2,846万8,000円。5項社会教育費、補正額4,169万円、計2億3,507万3,000円。6項保健体育費、補正額367万3,000円の減、計1億3,556万5,000円。

12款公債費、補正額30万円の減、計2億8,073万円。1項公債費、同額でございます。

13款諸支出金、補正額27万4,000円の減、計34万5,000円。2項土地開発基金費、補正額27万4,000円、計34万4,000円。

歳出合計でございます。補正前の額52億4,178万7,000円、補正額4億4,775万2,000円、計56億8,953万9,000円でございます。

61ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費補正、追加でございます。

いずれも年度内に事業が完成しない見込みであることから、翌年度に繰り越すものでございます。左から款、項、事業名の順に朗読させていただきます。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、農業体質強化基盤整備促進事業、金額167万1,000円。

7款商工費、1項商工費、事業名、観光資源調査研究費、金額362万1,000円。

8款土木費、2項道路橋りょう費、村単独道路新設改良事業、金額886万8,000円。5項都市計画費、防災広場整備事業、金額3,299万3,000円。ふるさと公園費、金額3,637万1,000円。

9款消防費、1項消防費、事業名、消防施設整備事業、金額78万9,000円。防災事業、金額50万4,000円。

10款教育費、1項小学校費、事業名、南小学校整備事業、金額5億5,203万4,000円でございます。

62ページをお願いいたします。3表 地方債でございます。

南小学校整備事業に伴い、学校教育施設等整備事業債の借入れを予定しているものでございます。起債の目的は、小学校施設整備等整備事業債でございます。繰り入れ限度額は2,090万円でございます。

起債の方法は、証書借入れまたは証券発行となっております。利率は年3%以内、ただし、利率見直し方式で、借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率というものでございます。

償還の方法でございます。政府資金につきましては、その融通条件により、銀行その他の場合については、その債権者と協定する。ただし、村財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借りかえることができるというものでございます。

64ページから65ページは、歳入歳出事項別明細書（総括）でございます。説明は省略させていただきます。

67ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについてご説明申し上げます。

1番上の枠、1款村税につきましては、1項村民税から次のページ4項村たばこ税まで、収入見込額の増加に伴う補正でございます。内訳につきましては、各目の説明欄をごらんいただきたいと思います。

69ページをお願いいたします。

下の枠でございます。15款1項1目民生費国庫負担金、補正額1,225万4,000円の減の主なものは、3節児童福祉費負担金1,224万2,000円の減で、主なものは説明欄にある児童手当交付金1,757万円の減で、確定見込みによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

上の枠、3目教育費国庫負担金、補正額2,125万5,000円は1節小学校費負担金で、説明欄にある公立学校施設整備費負担金は、南小学校整備事業に伴うものでございます。

真ん中の枠でございます。15款2項5目教育費国庫補助金、補正額1,996万8,000円でございます。1節小学校費補助金1,633万円は、説明欄にある学校施設環境改善交付金で、南小学校施設整備事業に伴うものでございます。3節幼稚園費補助金363万8,000円は、説明欄にある同交付金で、北幼稚園施設整備事業に伴うものでございます。

73ページをお願いいたします。

一番下の枠でございます。19款1項1目基金繰入金、補正額3億4,266万5,000円は1節基金繰入金で、説明欄にある財政調整基金1億3,594万4,000円の減は、各事業の確定あるいは確定見込みを受けて、浮いてきた一般財源により財政調整基金の繰り入れを減額するものでございます。義務教育施設整備基金繰入金は、4億7,954万9,000円でございます。南小学校整備事業に伴い、財源不足を繰り入れるものでございます。

75ページをお願いいたします。

上の枠、22款1項2目教育債補正額2,090万円は1節小学校債で、説明欄にある学校教育施設等整備事業債で、南小学校整備事業の財源に充当するものでございます。

77ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。主なものについてご説明申し上げます。

下の枠、2款1項1目一般管理費、補正額549万5,000円の減の主なものは、2節給料129万5,000円

の減で、説明欄、一般職で分限処分によるものでございます。4節共済費400万円の減は、説明欄にある市町村総合事務組合退職手当組合負担金の減額でございます。

少し飛ばしまして、82ページをお願いいたします。

下の枠でございます。3款1項1目社会福祉総務費、補正額1,109万2,000円の減の主なものは、28節繰出金の減で、次のページの説明欄、介護保険特別会計繰出金789万7,000円の減でございます。

85ページをお願いいたします。

下の枠でございます。3款2項1目児童福祉費総務費、補正額2,124万円の減の主なものは、20節扶助費で、次のページの説明欄の児童手当の減額でございます。上から2段目、2目児童措置費、補正額1,996万7,000円の減の主なものは、19節負担金、補助金及び交付金の減で、説明欄の一番下の行、保育負担金1,890万4,000円の減でございます。この下の段でございます。4目学童保育費、補正額665万4,000円の主なものは、23節償還金利子及び割引料416万8,000円で、前年度事業確定費に伴い、もらい過ぎていた国・県交付金を返還するものでございます。

87ページをお願いいたします。

上の枠、4款1項2目予防費、補正額1,216万9,000円の減の主なものは、13節委託料1,141万9,000円の減で、説明欄にある予防接種委託料の減額でございます。

少し飛ばしまして、92ページをお願いいたします。

下の枠でございます。2段目、8款2項3目道路新設改良費、補正額812万円の減の主なものは、13節委託料450万円の減で、説明欄にある村道測量設計業務委託料の減でございます。次のページ、22節補償補填及び賠償金300万円の減は、防衛施設周辺民生安定施設整備事業の2号計画道路の補償費の減でございます。

94ページをお願いいたします。

上の枠でございます。8款5項3目公共下水道費、補正額931万6,000円の減は28節繰出金で、説明欄にある公共下水道事業特別会計繰出金の減でございます。

95ページをお願いいたします。

一番下の段でございます。10款2項3目学校建設費、補正額5億3,803万4,000円は、南小学校整備事業でございます。13節委託料1,400万円の減は、公道整備事業実施計画委託料及びプール施工監理業務委託料の確定見込みによるものでございます。次のページ、15節工事請負費5億5,203万4,000円は、南小学校体育館建設工事費でございます。

97ページをお願いいたします。

下の枠、上の段でございます。10款5項1目社会教育総務費、補正額4,966万7,000円の主なものは、25節積立金4,992万5,000円で、説明欄にある社会教育施設整備基金に5,000万円を積み立てるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2段目でございます。4目南部コミュニティセンター費、補正額757万6,000円の減の主なものは、13節委託料746万4,000円の減で、同センター改修工事設計業務委託料の確定見込みに伴うものでございます。

100ページ、101ページをお願いいたします。

教育費明細書でございます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、松岡君。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 松岡稔です。

68ページの歳入で、国有財産提供の補助金が497万1,000円とありますが、これ、自衛隊の駐屯地司令部の建物でいいんですか、そのほかにあるんですか。

○議長（高橋 正君） 新藤税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） それでは、松岡議員さんのご質問にお答えします。

これについては、まず、基本射場、それから自動車の訓練コース、厩舎、管理事務所、それから警察の射撃訓練所、総合訓練所、滑走路、それからトイレと、こういったものが工作物ということで、これにかかわる固定資産について、交付金として国が交付するというものでございます。

この交付に当たっては、村のほうでその算定根拠について一切わかりませんので、国が算定をし、こちらでただし提供するのは、当該年度の調整交付金事業あるいは防衛事業等々、防衛で要求した関連資料を提供し、それに基づいて算定してくるということで、算定の内容について一切わかりません。そういった内容の交付金でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 我々の村民の感覚とすれば、家を建てると、税務課の職員が行って、いろいろ調査して課税するっていうのが今までのあれですけども、自衛隊、国のことについては一方的という解釈でいいんですか。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 結論から申し上げますと、そういった形で、一切根拠については解せま

せん。上がった金額が交付されるということでございます。ですから、参考に申し上げますと、23年度から24年度については5%、600万円ほど上がっています。逆に、ことしについては100万円ほどということで、かなり波がある交付の仕方をしておりますので、この根拠はどういう形で減っているか、ふえているかというのは、村のほうで把握できないというような、そういった性格を持っている交付金でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

9番、松岡好雄君。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 96ページ、開きましたか。工事請負費5億5,205万4,000円、南小学校整備事業のほうで、これはもう入札は終わったんですか。入札前だと思うんだけど、予算が通らないから、まだ、ちょっと説明願います。

○議長（高橋 正君） 清水誠治学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） この件につきましてご説明申し上げます。

まず、今回の補正でございますが、通常、26年度当初予算に計上した場合に、国のほうの文科省の補助事業でございますが、7月に内示がございます。内示をもって起工伺いができるわけでございますが、早くて8月の入札かなと。そして、標準工期ですと、10カ月ほどが必要になります。そうしますと、26年度の年度内の完成が見込めないということで、27年の6月ごろまでかかってしまうということで、26年度の卒業式、あるいは27年度の入学式に間に合わせたいということから、25年度の国の補正予算のほうに要望いたしまして、この点につきまして認められてございます。

本体の体育館の建設工事につきましては、交付決定が3月3日付でされているということでございますが、本通知については、まだ村のほうには来てございません。

また、これにかかわる太陽光の発電設備の補助金につきましては、交付決定が2月28日付でされておりまして、これにつきましても、本通知のほうはまだ来ておりませんが、補正で予算を確保しまして、26年度に繰り越しをし、5月ごろ入札をしたいと。26年度の2月には完成したいということが今回の補正の理由でございます。

○議長（高橋 正君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） もう1点、太陽光と先ほど言ったんですけども、何平米ぐらいやるんですか、予定は。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕



○学校教育課長（清水誠治君） お答えします。

太陽光発電につきましては、これにつきましては低圧でございます、国の補助金で認められる範囲につきましては50キロ未満ということでございまして、ただいま50キロ未満で設計を進めているところでございます。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

暫時休憩します。

午前10時50分休憩

---

午前10時50分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

3番、小山君。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 同じく96ページなんですけど、学校建設費の中で中学校整備事業、駐輪場撤去工事ということで200万円とってあるんですけど、建物の保険とか、それは適用にならないのか。あともう1点、どのくらいのメーターですか、坪単価というか費用見積もっているのか、わかったら教えてください。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） まず1点目の保険の適用でございますが、総務課のほうで保険加入して、その辺の確認をしておりますが、建物でないということで対象外でございます。

また、今回の駐輪場の大雪による被害でございますが、全部で5棟あるうち4棟が損壊しております。残っているものについては、一番古いものでして、前に支柱が設置されているものでございまして、今回の4棟の損壊については、片屋根式でございます。平成24年度の中学校の整備に伴いまして、新築されたものが2棟ございます。面積につきましては、123.84平米でございます。それ以前に設置されたものが2棟損壊しておりまして、これにつきましては、面積が145.77平米、合計で269.61平米の損壊ということでございます。

○議長（高橋 正君） 13番、早坂君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 70ページの15款2項5目学校施設環境改善交付金というのが363万8,000円ということになっているんですけど、これ、聞くところによると、北幼稚園の長時間預かり保育のための建物の交付金だというふうに聞いておるんですけども、この件に関しては、12月のときに修正動議まで出されて、ひとつ問題になったことですよ。私、このときに、新年度ならば450万円でしたか、交付されるという話がありましたもので、それはそれで間違いないのかというふうに学校教育課

長に確認したところ、間違いありませんと。新年度ならば450万円出ますという話だったんですけども、それが結局は、新年度じゃなくても、全額じゃなくてもこうやって出てきたということは、このことだけの問題にかかわらず、こういうことは往々にしてあるんですか、どなたか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） お答え申し上げます。

先ほど議員さんのほうから四百何十万かというような数字がございましたが、私は、補正予算のときには三百何十万というようなお答えを、正確なそのときの数字は今ございませんが、そういうお答えをさせていただいておと思います。それにつきましては、基準面積に基準単価等を掛けて、補助率でそのとき述べさせていただきました。

今回、補正した幼稚園の預かり保育室、その補正予算をまず出すときに合わせまして、うちのほうから今年度の国の補助金はどうですかというふうな話をさせていただいたときには、25年度では、その補助金は難しいという返答でございましたが、その後、再度県のほうにいろいろと、国のほうの補助金を何とかならないかというふうなことで進めた中で交付申請をして、この補助金等についてはつけられているということでございます。

○議長（高橋 正君） 13番。

[13番 早坂 通君発言]

○13番（早坂 通君） 今、私がこの質問をしたのは、学校課長の答弁が云々とか、そういうことを言っているわけじゃないんです。一般的に、行政のシステムとして、こういうことがほかにも、過去にもあるし、これからもあることなのかどうなのかということ、ひとつお聞きしたいということなんです。

と申しますのは、修正動機が出されたときには、私も、380万でしたかね、当初で出るんならば、それも大きいなというふうには考えるわけですよ。だから、そういうところに影響してくるわけですよ、今回のお金というのは、議員の議決を決める要因にもなってくるわけですよ。ですから、もし行政がそういうシステムになっていて、往々にありがちだよと。これはこういうことになるのは仕方ないんだよと。今の行政システム上。そういうことならそういうことでしょうかないんですけれども、でも、正確なもし答えをすれば、380万円は当初出ますけれども、場合によっては前倒しで出ることもありますよぐらいの答弁なんかがもらえれば、また我々の議案に対する判断というのは違ってくると思うんですよ。

そういった意味で、こういうシステムというものは、現状はどうなっているのかというのが、もしわかれば聞きたいと思っているんです。基地・財政課長あたりがわかるんですかね。

○議長（高橋 正君） 村長。

[村長 阿久澤成實君発言]

○村長（阿久澤成實君） 基本的には、ないというふうに思っています。今回の件につきましては、県もこういう事情だということで、課長が行ってお話を申し上げたという中で、この事業については、待機児童じゃなくて、子育て支援の中の対策だということでわかってくれたのかなと、自分自身は解釈をしております。基本的にはないと思います。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） ちょっと誤解をしないようにしてもらいたい。前倒しで来たことは、大変私もいいことだと思っているんですね。だから、前倒しにされたからどうのこうのと、それが問題じゃなくて、またくどく言うようですが、今回この質問をしたというのは、やっぱり議員の議決態度にもかかわるようなことにもなるので、その辺を明確にしてもらいたかったということです。往々にしてあるんなら、こういうことあるかもしれませんよというようなことも、答弁する際には言ってほしいということを求めたいがために質問したことです。今、村長の話だと、往々にしてあることじゃないからということですから、承知をいたしました。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 私も同じく70ページであります。国庫支出金、15款なんですけど、ここに3目で教育国庫負担金とあって、小学校負担金で2,125万5,000円という何か半端な金なんですけれども、この金は南小の講堂を建設、要するに整備事業の中の簡単にいうと補助金と、交付金ということでいいんですか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） お答えします。

公立学校施設整備費負担金2,125万5,000円につきましては、南小の体育館の本体に対します国の負担金でございます。資格面積が229平米に基準単価を掛けまして、補助率が2分の1ということで交付されるものでございます。あわせまして、15款2項5目に学校施設環境改善交付金1,633万円がございまして、これについては、太陽光発電に係る事業費分の補助金でございます。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 229平米のところという話ですが、これ全体で、南小、その予算で見ると5億からかかっているんですけども、文科省から来る金というのはこれっきり来ないんですか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） まず、基準面積でございますが、これにつきましては、生徒数の人数によって必要面積が、基準面積が854平米でございます。また、既設面積が625平米ということで、その差の229平米が資格面積ということになりまして、これに平米当たりの基準単価が国のほうで決まっております。それを掛けて補助率が2分の1ということでございまして、文部科学省の補助金はここまでということでございます。

○議長（高橋 正君） 8番。

[8番 金井佐則君発言]

○8番（金井佐則君） そうすると、早い話が229平米に対してのパーセントでいって2分の1ということで、これ5億からかかっているけれども、あとは太陽光とかありますけれども、全部で文科省からというのは、くどいようですけれども、これだけなんですか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） 国の補助基準によりまして、交付申請等もさせていただいておりますが、補助金についてはここまでということでございます。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時2分休憩

---

午前11時3分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

11番、岩田君。

[11番 岩田好雄君発言]

○11番（岩田好雄君） 11番、岩田です。

90ページの6款1目19節の負担金、補助及び交付金の中の原木共同購入支援事業補助金の30万、これ減額補正なんですけど、理由、説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 村上産業振興課長。

[産業振興課長 村上和好君発言]

○産業振興課長（村上和好君） この減額でございますが、当初は県単の事業ということで実施する予定だったんですけども、この事業が国庫補助事業があるということで、国庫補助事業に乗りかえたということです。国庫補助事業のほうが補助額も2分の1ということで、金額も大きいということでございまして、そちらのほうに乗りかえたということで減額させていただきました。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 県の補助はなくなったけれども、国庫補助事業で事業はできたということ  
でよろしいですか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） そうですね、そこにもありますように、県単の場合につきましては、  
県の補助が50円、1本当たり村が10円ということで、60円の5,000本ということでございまして、30  
万円ということになっているんですけれども、国庫補助事業の場合につきましては、7,000本掛ける  
2分の1という補助でございますので、国のほうが有利ということで、そちらのほうへ振りかえた  
ということです。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

10番、柳田さん。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 58ページの歳入のところの寄附金なんですけれども、補正前が50万で補  
正額に20万で70万ということなんですけれども、この中にはふるさと納税というのがどのようなふう  
に反映されているか、わかれば説明お願いいたします。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 18款の寄附金でございます。20万円、計70万円でございますけ  
れども、全額ふるさと納税の寄附金を見込んでございます。

○議長（高橋 正君） 5番、小野関君。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 5番、小野関です。

93ページ、8款土木費の2目公園費なんですけれども、ここで451万の財産購入費が計上されてお  
ります。拡幅するのか、それとも現状の部分はどこを購入するのか、説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 93ページの8款の一番下の公園費の17節の公有財産の関係でよろし  
いでしょうか。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） はい。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） これにつきましては、ふるさと公園の関係でございます。本年度、

用地買収費ということで当初予算をつけていただきましたが、交渉の過程の中で、実測面積の買収という誤謬がありました。またこれにつきましては、過去に実測したという経緯もありまして、今回、この場所について実測面積で買収するというので、その分、補正をさせていただきました。面積では、約433平米ぐらい増加するというのでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

質疑ございませんか。

3番、小山君。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 61ページなのですが、繰越明許のところちょっとお尋ねしたいんですけども、この2月14日、15日の大雪で工期のおくれとか、3月いっぱい工期の現場があると思うんですが、工期のおくれ等に伴い、これから見込める、繰り越しするという、もしあれば。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 本当に村民の皆様方にはご心配をかけました。それで、ここに出ているのは、雪とかなんとかで影響するものではございません。それで今、小山議員ご質問のとおり、雪ということなんですけれども、工期的には、日にちの延長というのは出てきましたけれども、工期内に全部仕上げると、今年度内に仕上げるということで、今事業を進めさせていただいているところです。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 先ほど96ページに質問したんですけども、もう1問残っていたんで、ちょっとこの質問は、質問になるかならないかはっきりわかりませんが、学校教育課長に質問します。

これをもし防衛の補助金でやれたら、どのくらいの見積もり、要するに補助金の対象になったんでしょうか、お願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど申し上げましたように、設計をする段階で、そういうふぐあいが出たということで、見積もりはしておりません。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第17号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第11号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

#### ◎日程第14 議案第18号 平成25年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋 正君） 日程第14、議案第18号 平成25年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読は終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成25年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入については、交付金等の確定及び確定見込みを受けてのものでございます。歳出についても、事業の確定及び確定見込みを受けてのものでございます。

議案書の105ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入です。左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

1 款国民健康保険税、補正額401万1,000円の減、計4億7,860万円。1 項国民健康保険税、同額です。

4 款国庫支出金、補正額1億1,794万9,000円の減、計3億1,590万9,000円。1 項国庫負担金、補正額6,357万4,000円の減、計2億7,347万2,000円。2 項国庫補助金、補正額5,437万5,000円の減、計4,243万7,000円。

5 款療養給付費交付金、補正額298万5,000円、計1億480万1,000円。1 項療養給付費交付金、同額です。

6 款前期高齢者交付金、補正額6,610万2,000円、計3億4,314万8,000円。1 項前期高齢者交付金、同額です。

7 款県支出金、補正額3,643万9,000円の減、計4,916万8,000円。1 項県負担金、補正額44万3,000円の減、計1,162万3,000円。2 項県補助金、補正額3,599万6,000円の減、計3,754万5,000円。

8 款共同事業交付金、補正額7,921万1,000円の減、計1億7,382万8,000円。1 項共同事業交付金、同額です。

10 款繰入金、補正額120万6,000円の減、計9,661万1,000円。1 項他会計繰入金、補正額120万6,000円の減、計9,661万円。

12 款諸収入、補正額338万1,000円、計617万3,000円。1 項延滞金、加算金及び過料、補正額270万円、計523万2,000円。4 項雑入、補正額68万1,000円、計93万9,000円。

歳入合計、補正前の額18億4,449万3,000円、補正額1億6,634万8,000円の減、計16億7,814万5,000円でございます。

続きまして、106ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費、補正額160万2,000円、計1,220万1,000円。1 項総務管理費、補正額160万2,000円、計745万3,000円。

2 款保険給付費、補正額1億2,325万1,000円の減、計10億7,856万7,000円。1 項療養諸費、補正額1億875万1,000円の減、計9億3,903万7,000円。2 項高額療養費、補正額1,450万円の減、計1億2,792万円。

6 款介護納付金、補正額70万1,000円の減、計9,304万8,000円。1 項介護納付金、同額です。

7 款共同事業拠出金、補正額939万5,000円の減、計1億9,014万6,000円。1 項共同事業拠出金、同額です。

8 款保健事業費、補正額171万4,000円の減、計1,536万1,000円。1 項特定健康診査等事業費、補正額246万4,000円の減、計1,065万円。2 項保健事業費、補正額75万円、計471万1,000円。

9 款基金積立金、補正額5,858万8,000円の減、計4,030万円。1 項基金積立金、同額です。

11 款諸支出金、補正額2,569万9,000円、計2,797万4,000円。1 項償還金及び還付加算金、補正額2,569万9,000円、計2,772万2,000円。



歳出合計、補正前の額18億4,449万3,000円、補正額1億6,634万8,000円の減、計16億7,814万5,000円でございます。

108ページから109ページの歳入歳出予算事項別明細書（総括）の説明は省略をさせていただきます。111ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについてご説明を申し上げます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、補正額654万8,000円。内訳につきましては、節のとおりでございます。同じく2目退職被保険者等国民健康保険税、補正額1,055万9,000円の減。内訳については、節のとおりでございます。

112ページをお願いいたします。

上段、4款1項1目療養給付費負担金、補正額6,313万1,000円の減。これは給付費の減額による歳入の減でございます。2目高額医療共同事業交付金、補正額26万6,000円の減。同交付金の確定によるものでございます。

中段でございます。4款2項1目財政調整交付金、補正額5,444万9,000円の減。これも歳出給付費の減額による交付額の確定見込みによるものでございます。

5款1項1目療養給付費交付金、補正額298万5,000円は、変更交付決定による補正でございます。

6款1項1目前期高齢者交付金、補正額6,610万2,000円。これは過去の実績によりまして、支払基金からの交付額の確定によるものでございます。

113ページをお願いします。

中段になります。7款2項2目財政調整交付金、補正額3,599万6,000円の減。事業費による交付額予測によるものでございます。

8款1項1目高額医療共同事業交付金、補正額2,586万8,000円の減は、対象医療費の確定によるものでございます。同じく2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額5,334万3,000円の減額も、同様に対象医療費確定によるものでございます。

114ページをお願いいたします。

10款1項1目一般会計繰入金、4節職員給与費等繰入金、補正額152万8,000円は、厚労省関係システム改修費によるもので、6節特定健診繰入金、補正額211万円の減。これは特定健診事業の確定見込みによる繰入額の減額でございます。7節その他一般会計繰入金の福祉医療費削減分、補正額77万8,000円の減は、事業費確定による歳入額の減額でございます。

次、116ページをお願いいたします。歳出です。

1款1項1目一般管理費、補正額160万2,000円は、歳入で説明いたしましたように厚労省関係のシステムのバージョンアップの改修費でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額1億875万1,000円の減は、給付実績による減額でございます。

117ページをお願いします。

2款2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費2,000万円の減。2目550万円ですが、それぞれ給付実績に基づく補正額でございます。

下段、6款1項1目介護納付金、補正額70万1,000円の減は、支払基金からの請求額の確定によるものでございます。

次、118ページをお願いいたします。

7款1項1目高額医療費拠出金、補正額106万2,000円の減額。2目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額833万3,000円の減は、それぞれ国保連合会からの金額確定通知による補正でございます。

8款1項1目特定健康診査等事業費、補正額246万4,000円の減は、13節委託料で集団健診受診者の確定により減額するものでございます。

119ページをお願いいたします。

8款2項1目保健衛生普及費、補正額75万円は、19節負担金補助及び交付金で人間ドック受診者の増が見込まれるものでございます。

9款1項1目国民健康保険基金積立金、補正額5,858万8,000円の減は、会計内の資金調整のため減額をするものでございます。

11款1項3目一般被保険者国県支出金償還金、補正額2,569万9,000円は、前年度、国県からの交付額が確定したことによる還付金でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

12番、岸君。

〔12番 岸 昭勝君発言〕

○12番（岸 昭勝君） 119ページですけれども、先ほど、基金積立金の関係で会計内の調整というのを聞いたんですけれども、これはどういう内容ですか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 国民健康保険特別会計でございまして、会計内で歳入歳出それぞれ同額にということでございます。そのために、今回、歳入に対して歳出額の増額というか額がふえたことによりまして、基金の積み立てを予定をしておりました額を減らして、歳入歳出それぞれを同額にすると、そういうことでございます。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 105ページの歳入でありますけれども、国庫支出金で1億1,794万9,000円の減額でありますけれども、大変この保険医療については難しいんですが、これは医療費の確定ということで、ましてや高額医療費がかなり減額なり、あるいは榛東村の村民が医療費に余りかからなかったもので、これだけの減額ということの認識で、課長、いいんですか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 説明でも申しましたように、国庫あるいは療養給付費等支払基金から交付金等の歳入の減額でございます。これにつきましては、歳出の療養給付費と療養費等の医療費の減額に伴う歳入の減ということで、ご理解をいただければと思います。資料等というか、私どもの手持ちの資料でございますけれども、平成24年度も国保医療費が大分落ちついたということでございます。25年度も今回の補正を組むところまでの状況では、高額医療というとまた語弊があるんですけども、高額で医療費対象となるものでなくて、それぞれ個人で月々給付を受けている、高額の給付を受けている方の人数が、平成23年度の9、10月ごろ、そのころに比べると減ってきていると、それから、給付点数も当然減ってきていると、そういったことでございます。何というか、言葉はあれですけども、個人で月々高額な給付を受けていた方が亡くなった、また、それに伴ってまた高額の給付を受ける人が今はふえてきていない、そういう状況だと思います。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） そうしますと、次のところにもあるんですが、高額医療費が1,450万円ほど減額になっております。今、課長の説明でわかったんですけども、高額医療というのは、例えばの話ですが、100万円以上とかいう、その辺が幾ら以上が高額医療というんだか、教えてください。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 高額医療拠出金というのは、書いてあるとおりの説明をさせていただきますが、当該年度のレセプト1件当たり80万円を超える高額な医療費の健康保険の見込み額の2分の1を、前年度を除く過去3年間の拠出率で掛けた額と。联合会を実施主体として、高額医療費に対する緩和再保険事業、これは村の高額医療拠出金ということで、国保連に払う金額でございます。

それからもう一つ、高額療養費というのがございまして、これは個人に払う、個人が治療を受けたときの高額療養費ということで、個人の方に支払う場合の高額療養費は、所得区分が一般の方、所得600万円以下、非課税世帯以外、療養費の給付の一部負担金が自己負担限度額というのがございまして、8万100円プラス1%、一般的には26万7,000円を引いた額を超える場合、その超える額の全額を高額で支給すると。難しいんですけども。それから、また村民税非課税世帯以外及び一般に分かれ

るというようなことになっています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） では課長、最後に一つだけお聞きをいたします。

点数は何万、100万点というんですか、100万円医療費がかかっているという方が、現在何名ぐらい村内におるんですか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 今、私の手持ちの資料なんですけれども、10万点が100万円になります。これが月なんですけれども、一月で10万点以上かかる人が、平成25年12月の数字で7人。参考なんですけれども、平成23年10月、11月時点は17人ぐらいいらっしゃいました。そこが10人ぐらい減っていると、ここら辺が大きな要因だと思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第18号 平成25年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第15 議案第19号 平成25年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋 正君） 日程第15、議案第19号 平成25年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

[健康・保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成25年度の榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正につきまして、歳入は保険料の徴収実績によるもの、また事務費等繰入金の確定見込みを受けてのものとございます。歳出は、特別会計の事務費確定見込み及び広域連合の負担金の確定見込みを受けてのものとございます。

議案書の122ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

1款後期高齢者医療保険料、補正額681万5,000円、計7,000万1,000円。1項後期高齢者医療保険料、同額です。

3款繰入金、補正額258万3,000円の減、計3,055万2,000円。1項一般会計繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額9,755万8,000円、補正額423万2,000円、計1億179万円でございます。

123ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、補正額149万6,000円の減、計250万4,000円。1項総務管理費、補正額149万6,000円の減、計94万7,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額572万8,000円、計9,908万4,000円。1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額でございます。

歳出合計、補正前の額9,755万8,000円、補正額423万2,000円、計1億179万円でございます。

125ページと126ページの歳入歳出予算事項別明細書（総括）の説明は省略させていただきます。

128ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。

1款1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料、補正額235万8,000円。2目の後期高齢者医療普通徴収保険料、補正額445万7,000円は、徴収実績によるものとございます。

3款1項1目事務費等繰入金、補正額149万6,000円の減は、事務費の確定見込みにより減額をするものとございます。

3款1項2目保険基盤安定繰入金、補正額108万7,000円の減は、保険基盤安定制度県負担金の確定見込みにより、村分4分の1、県分4分の3を減額するものとございます。

次に、130ページをお願いいたします。歳出になります。

1款1項1目一般管理費、12節役務費76万2,000円の減、13節委託料55万円の減、14節使用料及び

賃借料18万4,000円の減、計149万6,000円の減額は、後期高齢者特別会計で使用していたシステム機器の老朽化によりまして、改修を予定していましたが、村で契約をしております全体のシステムの一斉更新によりまして、後期高齢者医療での改修の必要がなくなったことによりまして減額をさせていただくものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額572万8,000円は、19節負担金補助及び交付金、補正額572万8,000円は、徴収保険料、保険基盤安定負担金歳入の確定に伴いまして、広域連合への負担金の減額でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第19号 平成25年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第16 議案第20号 平成25年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋 正君） 日程第16、議案第20号 平成25年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成25年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

介護の補正につきましても、歳入は介護保険料の歳入確定見込み、給付費の確定見込みによる国庫支出金、支払基金交付金等の確定によるものでございます。歳出は、保険給付費等の確定見込みによるものでございます。

議案書の132ページをお願いいたします。第1表の歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

1款保険料、補正額1,286万2,000円の減、計2億970万6,000円。1項介護保険料、同額でございます。

3款国庫支出金、補正額1,513万3,000円の減、計2億2,111万1,000円。1項国庫負担金、補正額783万円の減、計1億6,936万7,000円。2項国庫補助金、補正額730万3,000円の減、計5,174万4,000円。

4款支払基金交付金、補正額2,732万8,000円の減、計2億6,515万6,000円。1項支払基金交付金、同額でございます。

5款県支出金、補正額1,065万2,000円の減、計1億4,343万3,000円。1項県負担金、補正額1,047万5,000円の減、計1億3,923万4,000円。2項県補助金、補正額17万7,000円の減、計419万9,000円。

7款繰入金、補正額789万7,000円の減、計1億4,035万9,000円。1項一般会計繰入金、補正額789万7,000円の減、計1億4,035万8,000円。

歳入合計でございます。補正前の額10億7,600万円、補正額7,387万2,000円の減、計10億212万8,000円でございます。

133ページをお願いいたします。歳出です。

1款総務費、補正額33万3,000円、計1,847万9,000円。1項総務管理費、補正額33万6,000円、計732万2,000円。3項介護認定審査会費、補正額3,000円の減、計1,035万円。

2款保険給付費、補正額6,308万円の減、計9億4,278万8,000円。1項介護サービス等諸費、補正額5,760万円の減、計8億5,781万6,000円。2項介護予防サービス等諸費、補正額32万円、計3,631万6,000円。5項特定入所者介護サービス等費、補正額580万円の減、計2,866万4,000円。

3款地域支援事業費、補正額90万円の減、計2,225万2,000円。2項包括的支援事業任意事業費、補正額90万円の減、計1,955万4,000円。

4款基金積立金、補正額1,022万5,000円の減、計967万1,000円。1項基金積立金、同額です。

歳出合計、補正前の額10億7,600万円、補正額7,387万2,000円の減、計10億212万8,000円でございます。

135ページ、136ページの歳入歳出予算事項別明細書（総括）の説明は省略をさせていただきます。

138ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについてご説明申し上げます。

1款1項1目第1号被保険者保険料、補正額1,286万2,000円の減は、保険料の徴収実績見込みによるものでございます。

3款1項1目介護給付費負担金、補正額783万円の減は、給付費の確定見込みによるものでございます。

3款2項1目調整交付金、補正額747万1,000円の減は、介護給付費の確定見込みによる減額でございます。

4款1項1目介護給付費交付金、補正額2,728万6,000円の減、これも介護給付費の確定見込みによる減額でございます。

139ページをお願いいたします。

5款1項1目介護給付費負担金、補正額1,047万5,000円の減は、現年度分でございます。県負担金の確定見込みによるものでございます。

下段、7款1項一般会計繰入金でございます。主なものについてご説明を申し上げます。

1目の介護給付費一般会計繰入金、補正額788万5,000円の減は、保険給付費の確定見込みによるものでございます。2目事務費一般会計繰入金、補正額16万5,000円は、歳出のシステム改修料の増額によるものでございます。

141ページをお願いいたします。歳出です。

1款1項1目一般管理費、13節委託料、補正額33万6,000円は、先ほど説明をしましたシステム改修の委託料でございます。

下段から142ページにかけまして、2款保険給付費の補正につきましては、4月から12月までの給付実績の中で最高の値、これに2%の伸びを見させていただきまして、1月から3月までの3カ月間は見込みということで計算をし、過不足を補正計上させていただいております。

2款1項介護サービス等諸費、計、補正額5,760万円の減でございます。

143ページの中段、2款5項特定入所者介護サービス等費、補正額で580万円の減でございます。

次に144ページ、3款2項2目任意事業費、20節扶助費、補正額90万円の減は、介護医療給付金事業確定による減額補正でございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金1,022万5,000円の減は、会計内での資金調整のための減額でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。



〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
直ちに採決を行います。

議案第20号 平成25年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩といたします。再開を1時から行います。

午前11時50分休憩

---

午後1時再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

---

◇

### ◎日程第17 議案第21号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（高橋 正君） 日程第17、議案第21号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成25年度事業の事業費確定見込みによる補正でございます。

146ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入。款、項、補正額、計の順に説明をさせていただきます。なお、補正前の額は省略させていただきます。

1 款分担金及び負担金、補正額486万2,000円、計2,004万2,000円。1 項負担金、補正額、計とも同額です。

2 款使用料及び手数料、補正額22万2,000円、計4,181万2,000円。1 項使用料、補正額22万2,000円、計4,176万2,000円。

5 款繰入金、補正額931万6,000円の減、計1 億977万7,000円。1 項繰入金、補正額、計とも同額です。

8 款村債、補正額9,580万円の減、計1 億6,710万円。1 項村債、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正前の額6 億635万円、補正額1 億3 万2,000円の減、計5 億631万8,000円。

147ページ、歳出です。

2 款建設費、補正額9,329万円の減、計3 億4,913万5,000円。1 項建設費、補正額、計とも同額です。

3 款管理費、補正額618万8,000円の減、計2,378万6,000円。1 項管理費、補正額、計とも同額です。

4 款公債費、補正額55万4,000円の減、計1 億2,931万1,000円。1 項公債費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正前の額6 億635万円、補正額1 億3 万2,000円の減、計5 億631万8,000円。

148ページ、第2 表地方債補正。事業費確定見込みによる補正でございます。

150ページ、151ページの歳入歳出予算事項別明細書（総括）につきましては、同額のため、説明を省略させていただきます。

153ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書、歳入です。主なものについて説明させていただきます。

1 款1 項1 目受益者負担金、補正額486万2,000円。1 節現年度分513万円。内訳、公共が369万円です。58戸分。特環が144万円、16戸分です。2 節過年度分26万8,000円の減。

5 款1 項1 目一般会計繰入金、補正額931万6,000円の減。

8 款1 項1 目下水道事業債、補正額9,580万円の減。

154ページをお願いします。内訳につきましては、流域下水道債240万円の減、特定環境保全事業債2,200万円の減、公共下水道事業債7,140万円の減となっております。

156ページ、歳出です。

2 款1 項1 目建設費、補正額9,329万円の減。主なものは13節委託料154万8,000円の減。測量設計委託事業費確定見込みによる補正でございます。15節工事請負費8,933万3,000円の減。特環及び公共の工事費確定見込みによる減額補正です。19節負担金、補助及び交付金240万9,000円の減。建設負担金精算による減額です。

157ページ、3 款1 項1 目管理費、補正額618万8,000円の減。主なものは、11節需用費10万5,000円の減、15節工事請負費30万円の減。いずれも確定見込みによる減額です。19節負担金、補助及び交付

金578万3,000円の減。流域下水道維持管理負担金の精算見込みによる減額となっております。

4款1項公債費、2目利子、補正額55万4,000円の減。一時借入金利子の精算見込みによる減額となっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 歳出のほうで、2款1項1目ですか、この事業確定ということなんですけれども、この事業費総額というのは幾らなんですか。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 補正前の額が4億4,242万5,000円となっております。

〔「事業費」「総額で」の声あり〕

○上下水道課長（久保田勘作君） そうです。これは、委託料、工事費負担金、補助及び交付金も含まれた額です。

〔発言する声あり〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 事業費確定見込みにつきましては、3億4,913万5,000円となっております。

〔発言する声あり〕

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後1時7分休憩

---

午後1時9分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 15節工事請負費につきましては、当初予算3億8,865万8,000円となっております。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 工事費の割には減額が8,933万3,000円というのは大きいと思うんですけれ

ども、理由は過大見積もりだったのか、工事変更によるものだったのか、どうなんでしょうか。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 工事請負費の減額につきましては、確定見込みによる減額補正なんですけれども、特定環境保全公共下水道事業につきましては、管渠工事、1工区計画変更に伴う減額となっております。これにつきましては21区のフレッセイの地区の開発状況に合わせて調整をしたものでございます。250メートルほど減となっております。

公共下水道事業につきましては、委託料、これは事業費確定見込みによる154万8,000円の減となっております。

管渠工事につきましては、公共エリアにおいて700メートル程度、次年度へ計画変更いたしました。八之海道周辺の広馬場金古線の測量設計業務委託を平成26年度に行うことから、全体工事の施工計画を変更したものでございます。八之海道交差点周辺の全体計画を調整するために行いました。

あとは、舗装の本復旧工事に関しましては、北小周辺を今年度工事と含めて本復旧を施行したいことから、調整を図ったものでございます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第21号 平成25年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） お手元に、使用時間等の訂正がございましたので、差しかえさせていただきます。関係する42、43、44ページでございます。

重ねて申しわけございませんでした。よろしく申し上げます。

---

◎日程第18 議案第22号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正

## 予算（第4号）について

○議長（高橋 正君） 日程第18、議案第22号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計の補正の説明を申し上げます。

農業集落排水事業の補正につきましても、事業費確定見込みによる補正でございます。

159ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款、項、補正額、計の順に説明をさせていただきます。なお、補正前の額は省略させていただきます。

1 款分担金及び負担金、補正額120万円の減、計432万2,000円。1 項分担金、補正額、計とも同額です。

3 款繰入金、補正額444万4,000円の減、計9,591万円。1 項繰入金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正前の額1億3,264万4,000円、補正額564万4,000円の減、計1億2,700万円。

160ページをお願いいたします。歳出です。

1 款総務費、補正額10万円、計812万2,000円。1 項総務費、補正額、計とも同額です。

2 款管理費、補正額574万4,000円の減、計3,591万8,000円。1 項管理費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正前の額1億3,264万4,000円、補正額564万4,000円の減、計1億2,700万円。

162ページ、163ページの歳入歳出予算事項別明細書（総括）につきましては、同額のため、説明を省略させていただきます。

165ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書、歳入です。主なものにつきまして説明させていただきます。

1 款1 項1 目分担金、補正額120万円の減。1 節現年度分。内訳は、長岡地区5戸分の申請見込みがなくなったことによる減額です。

3 款1 項1 目繰入金、補正額444万4,000円の減。内訳につきましては、一般会計繰入金の確定見込みによる減額です。

167ページ、歳出です。

1款1項1目総務費、補正額10万円。3節職員手当等10万円。内訳につきましては、時間外勤務手当です。これにつきましては、広馬場処理場については供用開始から3年が経過し、補助事業の事後調査が緊急に必要なことによるものです。広馬場地区の事後調査に対しましては、対象世帯900戸、アンケート票、水質分析、現地調査等5カ所の報告書を県に提出するものでございます。

2款1項1目管理費、補正額574万4,000円の減。11節需用費142万5,000円の減。内訳につきましては、電気料84万7,000円の減、確定見込みによるものでございます。施設用消耗品57万8,000円の減、これは凝集剤の使用が減ったことによるものでございます。13節委託料116万9,000円の減、内訳は施設管理委託料60万1,000円の減、確定見込みによるものでございます。その他委託料56万8,000円の減、これにつきましては長岡地区の乾燥肥料の処分費が基準値以下になったため、不用になったものでございます。

168ページをお願いいたします。

15節工事請負費315万円の減。これにつきましても、長岡地区の5戸申請が減ったことによる減額と舗装復旧工事の減によるものでございます。

169ページから170ページは給与費明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第22号 平成25年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第19 議案第23号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第5号）について

○議長（高橋 正君） 日程第19、議案第23号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算

(第5号)を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長(清水誠治君) 議案第23号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第5号)について、朗読及び説明をさせていただきます。

議案書172ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正。

初めに歳入です。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

3款繰入金、補正額12万円の減、計8,710万5,000円。1項他会計繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額1億6,027万8,000円、補正額12万円の減、計1億6,015万8,000円。

続きまして、173ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、補正額12万円の減、計8,035万5,000円。1項総務管理費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億6,027万8,000円、補正額12万円の減、計1億6,015万8,000円。

174ページから176ページは歳入歳出予算事項別明細書(総括)でございます。説明は省略させていただきます。

178ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書の歳入です。

一般会計繰入金12万円の減額補正でございますが、歳出予算の減額に伴いまして補正するものでございます。

180ページをお願いいたします。

1款1項1目総務管理費、12節役務費、説明欄の電信料5万円の補正ですが、1月までの使用料と今後の支出見込みによりまして補正するものでございます。13節電算委託料17万円の減額につきましては、26年度からコンビニ収納を実施しますが、システム改修費の事業確定によるものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長(高橋 正君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(高橋 正君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第23号 平成25年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第20 議案第24号 平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋 正君） 日程第20、議案第24号 平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） それでは、平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

今回の補正は、年度末を控え確定見込みによるものですが、2月の雪害に伴うものは含まれておりませんので、よろしく申し上げます。

議案書182ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正の歳入ですが、款、項、補正額、計の順に朗読します。

1 款事業収入、補正額268万9,000円の減、計2,178万1,000円。1 項事業収入、同額です。

歳入合計、補正前の額2,448万9,000円、補正額268万9,000円の減、計2,180万円。

議案書183ページをお願いします。

歳出ですが、同じく款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1 款総務費、補正額145万5,000円の減、計1,514万4,000円。1 項総務管理費、同額です。

2 款管理費、補正額63万4,000円の減、計655万6,000円。1 項管理費、同額です。

3 款予備費、補正額60万円の減、計10万円。1 項予備費、同額です。

歳出合計、補正前の額2,448万9,000円、補正額268万9,000円の減、計2,180万円。



議案書185ページから186ページまでが歳入歳出補正予算事項別明細書の総括となります。説明は省略させていただきます。

議案書の188ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入です。

1款1項1目事業収入、補正額268万9,000円の減。1節売電収入268万9,000円の減。これは、当初、売電収入を4月1日から3月31日までの1年分を予算計上しておりましたが、実際には7月1日売電開始となったため、減額するものでございます。

議案書190ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費、補正額145万5,000円の減。内訳としまして、19節負担金、補助及び交付金1万5,000円の減、25節積立金144万円の減、この積立金につきましては、歳入減及び歳出減に伴いまして、本会計の資金調整をここでしております。

2款1項1目管理費、補正額63万4,000円の減。内訳としまして、11節需用費8万8,000円の減、13節委託料3万8,000円の減、14節使用料及び賃借料10万8,000円の減、次のページへいきまして、15節工事請負費40万円の減でございます。

3款1項1目予備費、補正額60万円の減。29節予備費60万円の減でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第24号 平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第21 議案第25号 平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（高橋 正君） 日程第21、議案第25号 平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4

号)を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

○上下水道課長(久保田勘作君) それでは、平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、3条予算の収益的収入及び支出につきましては事業費確定見込みによる補正でございます。4条予算の資本的収入及び支出につきましても事業費確定見込みによる補正でございます。

194ページをお願いいたします。

補正予算実施計画書によりまして説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出のうち収入でございます。款、項、目、補正予定額、計の順に説明させていただきます。

なお、既決予定額は省略させていただきます。

1款水道事業収益、補正予定額1,107万9,000円の減、計2億6,007万9,000円。1項営業収益、補正予定額1,288万円の減、計2億4,712万5,000円。1目給水収益、補正予定額1,300万円の減、計2億4,504万5,000円。2目その他の営業収益、補正予定額12万円、計208万円。2項営業外収益、補正予定額180万円、計1,295万円。4目雑収益、補正予定額180万円、計870万3,000円。3項特別利益、補正予定額1,000円、計4,000円。1目過年度損益修正益、同額でございます。

給水収益につきましては、使用水量が見込めなかったことによる減額でございます。新規加入負担金につきましては17戸増、新規が12戸の改造が5戸増による増額でございます。

195ページをお願いいたします。支出でございます。

1款水道事業費用、補正予定額251万2,000円の減、計2億6,107万8,000円。1項営業費用、補正予定額231万1,000円の減、計2億4,525万3,000円。1目原水及び配水費、補正予定額30万円の減、計6,762万8,000円。2目配水及び給水費、補正予定額121万2,000円の減、計4,246万4,000円。3目総係費、補正予定額22万8,000円の減、計2,157万7,000円。4目減価償却費、補正予定額57万1,000円の減、計1億1,257万4,000円。2項営業外費用、補正予定額12万8,000円の減、計1,463万4,000円。1目支払利息、補正予定額17万7,000円の減、計1,083万8,000円。2目消費税、補正予定額4万9,000円、計369万6,000円。3項特別損失、補正予定額7万3,000円の減、計19万1,000円。2目その他特別損失、補正予定額7万3,000円の減、計16万1,000円。全て確定見込みによる減額となっております。

196ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款資本的収入、補正予定額552万5,000円の減、計500万円。1 項企業債、補正予定額500万円の減、計500万円。企業債確定見込みによる減額でございます。

3 項工事負担金、補正予定額52万5,000円の減、計ゼロ。工事確定見込みによる減額でございます。197ページ、支出です。

1 款資本的支出、補正予定額1,084万3,000円の減、計8,862万8,000円。1 項建設改良費、補正予定額1,084万3,000円の減、計6,323万7,000円。2 目建設改良費、補正予定額1,084万3,000円の減、計6,260万3,000円。工事精算見込みによる減額です。配水管布設工事及び布設がえ工事8本及び減圧弁交換等2カ所によるものでございます。

198ページから201ページの説明書につきましては、収入、支出、実施計画書と同額となっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第25号 平成25年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第22 議案第36号 工事請負契約の変更について

○議長（高橋 正君） 日程第22、議案第36号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本契約の変更につきましては、議案書にありますように、契約金額の変更でございます。

工事名、平成25年度公共下水道事業25-10工区管渠築造工事。契約金額、変更前6,615万円、変更後6,205万5,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税額295万5,000円。変更後におきましては、全体で409万5,000円の減となります。契約の相手、住所、榛東村大字山子田1461-1、商号等、千木良建設株式会社、代表者、代表取締役、千木良達也。

なお、詳細につきましては、工事担当課長であります上下水道課長よりご説明申し上げます。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 変更理由ですけれども、今回の工事は推進工事が主なものでございます。409万5,000円の減額の内容につきましては、推進工の車上プラントを使用するものが現場に変更になったものでございます。これがおよそ140万円の減となっております。残土処理におきましては、指定の渋川から村内へ変更になったものでございます。これが48万円ほど減額になっております。それと、公共マスが当初9基で見込んでおりましたものが7基に変更されたということで、これが60万円ほど減額になっております。諸経費込みで409万5,000円の減額となっております。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第36号 工事請負契約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

午後1時43分休憩

午後2時5分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第23 議案第26号 平成26年度榛東村一般会計予算

○議長（高橋 正君） 日程第23、議案第26号 平成26年度榛東村一般会計予算は、本日は議案の提案理由の説明までとし、質疑、討論、採決は17日に行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） ご異議なしと認め、日程第23、議案第26号 平成26年度榛東村一般会計予算は、議案の提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は17日に行います。

日程第23、議案第26号 平成26年度榛東村一般会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成26年度榛東村一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成26年度の一般会計当初予算につきましては、総額50億5,800万円でございます。前年度当初予算と比較すると、金額で1億90万円、率にして2.0%の増でございます。

なお、説明につきましては、本予算書及び別冊の平成26年度当初予算概要説明書にて説明させていただきます。よろしくお願いたします。

初めに、予算書5ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。左から款、項、金額の順に朗読させていただきます。

1 款村税13億9,400万4,000円、1 項村民税 6 億4,544万1,000円、2 項固定資産税 6 億3,878万8,000円、3 項軽自動車税3,492万4,000円、4 項村たばこ税7,485万1,000円。

2 款地方譲与税7,800万円、1 項地方揮発油譲与税2,400万円、2 項自動車重量譲与税5,400万円。

3 款利子割交付金320万円、1 項利子割交付金、同額でございます。

4 款配当割交付金291万8,000円、1 項配当割交付金、同額でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金91万円、1項株式等譲渡所得割交付金、同額でございます。

6款地方消費税交付金1億3,000万円、1項地方消費税交付金、同額でございます。

7款ゴルフ場利用税交付金1,310万円、1項ゴルフ場利用税交付金、同額でございます。

8款自動車取得税交付金2,400万円、1項自動車取得税交付金、同額でございます。

次のページをお願いいたします。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金6,497万1,000円、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、同額でございます。

10款地方特例交付金1,000万円、1項地方特例交付金、同額でございます。

11款地方交付税13億3,000万円、1項地方交付税、同額でございます。

12款交通安全対策特別交付金250万円、1項交通安全対策特別交付金、同額でございます。

13款分担金及び負担金5,796万4,000円、1項負担金、同額でございます。

14款使用料及び手数料3,073万3,000円、1項使用料2,245万1,000円、2項手数料828万2,000円。

15款国庫支出金6億1,068万2,000円、1項国庫負担金3億4,406万8,000円、2項国庫補助金2億6,243万3,000円、3項国庫委託金418万1,000円。

16款県支出金3億7,269万円、1項県負担金1億9,180万9,000円、2項県補助金1億5,633万4,000円、3項県委託金2,454万7,000円。

17款財産収入5,463万4,000円、1項財産運用収入5,463万1,000円、2項財産売払収入3,000円。

次のページをお願いいたします。

18款寄附金50万円、1項寄附金、同額でございます。

19款繰入金5億1,867万9,000円、1項基金繰入金、同額でございます。

20款繰越金8,000万円、1項繰越金、同額でございます。

21款諸収入4,351万5,000円、1項延滞金加算金及び過料322万5,000円、2項村預金利子3万円、3項貸付金元利収入80万円、4項雑入3,946万円。

22款村債2億3,500万円、1項村債、同額でございます。

歳入合計、金額50億5,800万円でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。左から款、項、金額の順に朗読させていただきます。

1款議会費9,561万3,000円、1項議会費、同額でございます。

2款総務費7億2,473万1,000円、1項総務管理費5億8,606万4,000円、2項徴税费9,184万2,000円、3項戸籍住民基本台帳費3,224万6,000円、4項選挙費520万9,000円、5項統計調査費890万3,000円、6項監査委員費46万7,000円。

3款民生費17億2,068万円、1項社会福祉費10億7,606万円、2項児童福祉費6億4,308万9,000円、3項災害救助費153万1,000円。

4款衛生費 3億926万8,000円、1項保健衛生費 1億8,622万円、2項清掃費 1億2,304万8,000円。

5款労働費456万3,000円、1項労働諸費、同額でございます。

6款農林水産業費 3億5,908万6,000円、1項農業費 3億3,942万4,000円、2項林業費1,966万2,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

7款商工費2,077万7,000円、1項商工費、同額でございます。

8款土木費 4億1,465万円、1項土木管理費1,008万9,000円、2項道路橋りょう費 2億6,361万3,000円、3項河川費216万3,000円、4項住宅費287万6,000円、5項都市計画費 1億3,590万9,000円。

9款消防費 2億5,562万5,000円、1項消防費、同額でございます。

10款教育費 8億2,817万9,000円、1項教育総務費5,832万8,000円、2項小学校費 2億2,752万6,000円、3項中学校費8,911万5,000円、4項幼稚園費 1億363万6,000円、5項社会教育費 2億1,331万6,000円、6項保健体育費 1億3,625万8,000円。

11款災害復旧費3,000円、1項農林水産業施設災害復旧費2,000円、2項公共土木施設災害復旧費1,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

12款公債費 3億1,427万9,000円、1項公債費、同額でございます。

13款諸支出金費54万6,000円、1項普通財産取得費1,000円、2項土地開発基金費54万5,000円。

14款予備費1,000万円、1項予備費、同額でございます。

歳出合計でございます。金額50億5,800万円でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

債務負担行為は、当該事項につきまして、この行為が予算に定められた将来にわたる地方公共団体の債務を負担する行為をいいます。

それでは、左から事項、期間、限度額の順に朗読させていただきます。

事項は総合計画策定費。期間は平成27年度。限度額は250万円です。榛東村総合計画策定に係るものでございます。これにつきましては、25年度契約締結により限度額の変更に伴い、新たに提出するものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

3表 地方債でございます。

26年度の当初予算におきまして、1件の地方債の借り入れを予定しているものでございます。

起債の目的でございます。臨時財政対策債でございます。借入限度額は2億3,500万円でございます。起債の方法は、証書借入または証券発行となっております。利率は年3%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後

におきましては、当該見直し後の利率というものでございます。償還の方法でございます。政府資金につきましては、その融通条件により、銀行その他には、その債権者と協定する。ただし、村財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえることができるというものでございます。

15ページから16ページにつきましては、歳入歳出予算の事項別明細書総括表でございます。

19ページ以降につきましては、歳入及び歳出の事項別明細書となっております。

主なものにつきましては、別冊の平成26年度当初予算概要説明書にまとめてございますので、こちらで説明させていただきます。

その前に、210ページをお願いいたします。

210ページから217ページにつきましては、給与費の明細書でございます。

初めに210ページをお願いいたします。

特別職でございます。表の上段が本年度、中段が前年度、下段が比較でございます。

続きまして、211ページをお願いいたします。

2、一般職でございます。

(1)の総括の上の表が職員数、給与費、共済費合計でございます。上段が本年度、中段が前年度、下段が比較でございます。下の表につきましては、職員手当の内訳でございます。

次のページをお願いいたします。

(2)一般職の給料及び職員手当の増減額の明細でございます。

213ページをお願いいたします。

(3)は給料及び職員手当の状況、アは職員1人当たりの給与、上段が平成26年度、下段が25年度、各年1月1日現在の比較でございます。イにつきましては、初任給の学歴区分による状況でございます。

次のページをお願いします。

ウは級別の職員数でございます。これも上段が26年度、下段が25年度、各年1月1日の比較でございます。この下の表は級別の標準的な職務内容でございます。

215ページをお願いいたします。

エは昇給の内訳で、本年度と前年度の比較でございます。

次のページをお願いいたします。

オは期末手当・勤勉手当の本年度と前年度及び国の制度との比較でございます。カは定年退職及び勸奨退職による退職手当の支給率等と国の制度との比較でございます。キは地域手当の支給率及び国の支給率の比較でございます。

217ページをお願いいたします。

クは特殊勤務手当の状況、ケはその他の手当について国との比較でございます。後ほどごらんいた



だきたいと思います。

続きまして、218ページをお願いいたします。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについて、その前年度までの支給額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

本予算書11ページにあった第2表 債務負担行為の表に加え、この表で過年度提出に係るものの各年の支出状況及び財源内訳を説明するものでございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、219ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

一番下の行の合計欄を左から見ていきますと、前々年度末現在高は31億7,107万9,000円。その右は前年度末現在高の見込み額でございまして32億12万2,000円、その左は当該年度中増減額見込み、左が新たに起債を見込んだ額で2億3,500万円、その右は当該年度中に償還される元金の見込み額でございまして2億6,730万1,000円でございます。その右側が当該年度末残高見込み額で31億6,782万1,000円でございます。

それでは、引き続き別冊のカラー刷りの平成26年度当初予算概要説明書によりご説明を申し上げます。

表紙を1枚めくっていただきまして、初めに1ページでございます。

平成26年度榛東村全会計当初予算一覧表でございます。

一番上の行が一般会計、この表の左側が歳入予算、右側が歳出予算で、主に右側の歳出予算でご説明申し上げます。

一般会計の予算は50億5,800万円で、先ほど申し上げたとおりでございます。

次に、特別会計は、国民健康保険特別会計から自然エネルギー発電事業特別会計まで8つの特別会計がございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、公営企業会計、上水道事業会計でございます。これも後ほどごらんいただきたいと思います。

8つの特別会計と企業会計、さらにこれに一般会計を加えた全会計の歳出予算額の合計は、左から2行目、歳出予算額は93億4,017万9,000円で、比較増減額は1億7,959万2,000円、率にして2.0%の増でございます。

なお、一番下の純計は、会計間の繰り入れ、繰り出しの重複部分を除いた実質的な財政規模をあらわすものでございます。歳出総額は87億3,477万円でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

全会計の予算規模、歳出の推移でございます。このグラフは平成16年から26年度までの歳出ベースの全会計の予算規模の推移をあらわしたものでございます。折れ線グラフの一番右は、26年度を見ていただきますと、白抜きの数字は87.3億円でございます。先ほど申し上げました純計の数値でござい

ます。以下は後ほどごらんいただきたいと思います。

また、この表以外に、各年度とも当初予算につきましては、時系列に掲載されているものがございます。表によっては25年度は決算見込み額、それ以前については決算額となっているものがございます。また表によって、単位は億円や万円となっている場合がございます。注意をお願いいたします。

続きまして、3ページをお願いいたします。

一般会計当初予算額等の推移でございます。

一番右の26年度を見ていただきますと、青い濃い折れ線グラフにつきましては、一般会計に属する土地開発基金や収入印紙等購入基金を除く低額運用基金の残高でございまして、46.3億円でございます。

棒グラフの黄色の部分、白抜き数字は一般会計予算額で50.5億円、その下のオレンジ色の折れ線グラフは本村人口で1万4,693人でございます。その下の焦げ茶の折れ線グラフは一般会計の村債の残高でございます。31.6億円でございます。そして一番下の水色の棒グラフは村税をあらわしたもので13.9億円でございます。

4ページをお願いいたします。

住民1人当たりの予算額の推移でございます。これにつきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、5ページをお願いいたします。

一般会計当初予算財源補填措置の状況でございます。

この表は、一般会計当初予算の財源不足の補填措置の状況を整理したものでございます。当該年度歳出総額の50億5,800万円のうち、起債等を除いて確保できた財源が45億5,597万6,000円、差し引き5億202万4,000円が財源不足ということでございます。

この下の枠の中を見ていただきますと、1として、基金による補填は、財政調整基金の繰り入れて2億6,702万4,000円、そして村債の発行により2億3,500万円を補填しているというものでございます。

なお、この村債は特例債で、臨時財政対策債でございまして、2億3,500万円でございます。これは国において地方交付税の不足額を地方自治体に起債させたもので、後年度100%地方交付税措置されるものでございます。

その下の数字につきましては、一般財源比率を前年度と比較してあらわしたものでございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、6ページをお願いいたします。

一般会計当初予算の状況の表でございます。

この表は、一般会計の歳入予算の状況でございます。左から区分、予算額、構成比、財源区分の中は特定財源と一般財源、さらには臨時的収入、経常的収入、そして右には前年度当初予算額、その右

には前年度当初予算との比較の増減額、そして増減率というふう構成されているものでございます。このうち左から款名、予算額、右から2列目、比較増減額のうち額の大きいものについて、その主な要因を説明申し上げます。

初めに、1款の村税について、予算額13億4,900万4,000円、比較増減額3,717万2,000円、率にして2.7%の増でございます。主な要因は、固定資産税と村たばこ税の増加によるものでございます。

次に、6款地方消費税交付金、予算額1億3,000万円、比較増減額1,000万円、増減率8.3%の増で、主な要因は、地方消費税税率の改正等によるものでございます。

次に、13款分担金及び負担金、予算額5,796万4,000円、比較増減額1,205万円の減、率にして17.2%の減でございます。主な要因は、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与費負担金650万円及び児童保育費負担金562万5,000円の減によるものでございます。

次に、15款国庫支出金、予算額6億1,068万2,000円、比較増減額7,427万9,000円、増減率13.8%の増でございます。主な要因は、南コミ改修に伴う防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金3,859万2,000円、臨時福祉給付金給付事業費補助金2,916万5,000円、子育て世代臨時特例給付金給付事業費補助金1,778万円等の増によるものでございます。

次に、16款県支出金、予算額3億7,269万円、比較増減額1,230万7,000円、増減率3.4%の増でございます。主な要因は、児童福祉費補助金で子育て支援交付金からの移行事業費補助金1,221万3,000円の増によるものでございます。

次に、19款繰入金、予算額5億1,867万9,000円、比較増減額3,661万7,000円、増減率6.6%の減でございます。主な要因は、財政調整基金1,970万9,000円及び義務教育施設等整備基金8,368万9,000円の減でございます。なお、地域の元気臨時交付金事業基金5,081万1,000円及び農業用水維持管理基金につきましては2,553万3,000円の増でございます。

次に、21款諸収入、予算額4,351万5,000円、比較増減額1,911万7,000円、増減率78.4%の増でございます。主な要因は、農林水産業費雑入の農業用水施設電気料1,478万8,000円の増でございます。歳出の農業用水管理費の電気代について、上水道事業会計より繰り入れるもので、上水道の用水割合に応じおおむね3年程度で適正化を図るものでございます。あわせて収支を明確化したものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

一般会計歳入予算前年度比較のグラフでございます。

棒グラフは、主な歳入の項目について前年度と当該年度を比較したもので、水色が前年度、赤色が当該年度でございます。円グラフは当該年度の自主財源及び依存財源をあらわすもので、水色の部分は自主財源比率で43.2%、黄色の部分は依存財源で56.8%の比率でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

一般会計歳出予算の状況、目的別の表でございます。

この表は、一般会計の歳出予算を目的別に表とグラフにあらわしたものでございます。このうちの左から款名、予算額、右から2列目比較増減額のうち額の大きいものについて、その主な要因をご説明申し上げます。

初めに、2款総務費、予算額7億2,473万1,000円、比較増減額1億340万3,000円、増減率16.6%の増でございます。主な要因は、1項総務管理費、6目企画費1,707万5,000円で自然エネルギー推進事業によるものでございます。11目コミュニティ教養施設1,935万9,000円の増は、太陽光発電システム設置工事によるものでございます。12目電算管理費2,675万9,000円は、マイナンバー法導入に伴う業務によるものでございます。

次に、3款民生費、予算額17億2,068万円、比較増減額1,808万9,000円、増減率1.1%の増でございます。主な要因は、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費3,618万3,000円で、主に臨時福祉給付金事業によるものでございます。3目障害福祉費2,000万1,000円の増で、障害者総合支援費によるものでございます。

次に、6款をお願いいたします。農林水産業費、予算額3億5,908万6,000円、比較増減額6,779万8,000円、増減率23.3%の増でございます。この主な要因は、1項農業費、8目農林水産業費3,914万6,000円の増で、電気料と工事請負費によるものでございます。9目農業集落排水事業費1,135万5,000円は、当会計へ繰り出すものでございます。

次に、8款をお願いいたします。土木費、予算額4億1,465万円、比較増減額8,537万円の減でございます。率にして17.1%の減でございます。主な要因は、5項都市計画費、2目公園費におきまして、1億2,628万5,000円の減でございます。事業としては、前年度防災広場整備事業、新井緑地公園整備事業、ふるさと公園用地買収費の減によるものでございます。2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費は3,759万6,000円の増でございます。

次に、10款でございます。教育費、予算額8億2,817万9,000円、比較増減額1,910万3,000円減、増減率2.3%の減でございます。主な要因は、1項教育総務費、2目事務局費4,479万6,000円の減で、義務教育施設整備基金への積立金の減によるものでございます。2項小学校費、3目学校建設費は北小学校整備事業費は増加し、南小学校整備事業が減少となり、トータルでは6,431万3,000円の減でございます。

次に、12款をお願いいたします。公債費、予算額3億1,427万9,000円、増減額2,682万1,000円、増減率9.3%の増でございます。主な要因は、1項公債費、1目元金で、総合グラウンドアリーナ建設時の起債の償還及び臨時財政対策債の償還による元金の増によるものでございます。

右側の棒グラフは、主な項目についての前年度と当該年度を比較したもので、水色が前年度当初、赤色が当該年度当初でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

一般会計歳出予算の状況、性質別の表でございます。

性質別は、総務省の地方財政状況調査、いわゆる決算統計の分類でございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

全会計の村債の残高見込み額の表でございます。

一番下の合計欄だけ説明させていただきます。

前年度末現在高見込み額は79億5,965万1,000円で、当該年度中起債見込み額は5億6,620万円、当該年度中元金償還見込み額は4億5,674万5,000円、当該年度中増減見込み額は1億945万3,000円ふえて、一番右の当該年度末現在高見込み額は80億6,910万6,000円でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

全会計の村債年度末残高の推移のグラフでございます。

26年度白抜きの数字を見ていただきますと、公営企業が4.3億円、特別会計が44.6億円、一般会計が31.6億円でございます。右肩上がりに増加している要因は、特別会計中の公共下水道事業特別会計によるものでございます。濃い水色の折れ線グラフは、一般会計のうち臨時財政対策債分で100%交付税算入があるものでございます。一般会計の75%を占めているものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

全会計の基金の状況の表でございます。

この表で星印でございます。地域の元気臨時交付金事業基金でございます。一番下の計欄の右から3列目、当該年度末残高見込み額は前年度末より3億9,088万4,000円減って、49億3,359万8,000円でございます。なお、この表の作成後、25年度におきまして補正予算等が組まれたことにより、若干数字が変動してございます。ご注意をお願いいたします。

続きまして、13ページでございます。

引き上げ分の地方消費税収が充てられた社会保障施策に要する経費は、本年度新規の表でございます。地方消費税増収の使途の明確化について総務省より要請があったもので、消費税増税による増額分が社会保障費に充てられているかという表でございます。歳入の消費税引き上げ分に伴う地方消費税増収分見込み額1,000万円でございます。歳出の社会保障費に要する経費のうち社会経費の下、括弧内でございます。うち一般財源分8億4,263万6,000円でございますので、消費税増収分1,000万円ではかなり不足であります。全て社会保障費に充てられたというものでございます。

14ページ以降につきましては、後ほどごらんいただきたいと思っております。

10分ほど時間を超過しました。

以上で平成26年度当初予算の説明にかえさせていただきます。ご審議の上ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は17日に行います。

では、ここで未曾有の被害をもたらしました東日本大震災の発生から3年を迎える本日、発生時間

午後2時46分になるところでございますが、東日本大震災で亡くなった多くの皆様の冥福を祈り、1分間の黙禱をささげますので、その場でお起立をお願いいたします。あと1分ほどありますので。

黙禱。

[黙禱]

○議長（高橋 正君） お直りください。

ご協力ありがとうございました。

---

◇

## ◎散 会

○議長（高橋 正君） 以上をもちまして本日付議されました案件は全て終了いたしました。

第2日目を散会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後2時48分散会

平成 2 6 年第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

3 月 1 7 日 ( 月 )

# 平成26年第1回榛東村議会定例会会議録第3号

---

平成26年3月17日（月曜日）

---

## 議事日程 第3号

平成26年3月17日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第 2 議案第26号 平成26年度榛東村一般会計予算
  - 日程第 3 議案第27号 平成26年度榛東村国民健康保険特別会計予算
  - 日程第 4 議案第28号 平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算
  - 日程第 5 議案第29号 平成26年度榛東村介護保険特別会計予算
  - 日程第 6 議案第30号 平成26年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算
  - 日程第 7 議案第31号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計予算
  - 日程第 8 議案第32号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算
  - 日程第 9 議案第33号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計予算
  - 日程第10 議案第34号 平成26年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計予算
  - 日程第11 議案第35号 平成26年度榛東村上水道事業会計予算
  - 日程第12 請願・陳情について
  - 日程第13 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 日程第14 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで議事日程に同じ

- 追加日程第1 議案第37号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 追加日程第2 議案第38号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第12号）について
- 追加日程第3 議案第39号 平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第3  
号）について



## 出席議員（14名）

1番	清水健一君	2番	松井保夫君
3番	小山久利君	4番	山口宗一君
5番	小野関武利君	6番	松岡稔君
7番	南千晴君	8番	金井佐則君
9番	松岡好雄君	10番	柳田キミ子君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	高橋正君

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	立見清彦君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	新藤彰君	住民生活課長	早川雅彦君
子育て・長寿支援課長	青木繁君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	清水喜代志君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	岩田健一君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	清水誠治君
生涯学習課長	清水義美君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

## ◎開 議

午前9時開議

○議長（高橋 正君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成26年第1回榛東村議会定例会第3日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています。全員出席であります。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程に従い、会議を行います。



## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

13番早坂通君、1番清水健一君を本日の会議録署名議員に指名いたします。



## ◎日程第2 議案第26号 平成26年度榛東村一般会計予算

○議長（高橋 正君） 日程第2、議案第26号 平成26年度榛東村一般会計予算を議題といたします。

なお、質疑に入る前に議員各位にお願いいたします。

一般会計予算の質疑に当たっては、同一議題と解釈し、質問は歳入全般において1人3問、歳出においては1款から4款、5款から9款、10款から14款に区分して、それぞれ質問は1人3問までといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

歳入全般について質疑ございませんか。

8番金井君。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 予算書の29ページになります。2項で国庫補助金、1目総務費国庫補助金でありますけれども、この358万5,000円、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業補助金というのは、どういう目的で使うお金なのか、総務課長にお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） この名前のとおり農山漁村活性化再生可能エネルギー推進事業を進めるためのソフト事業でございます、その研究等を行うために使うものでございます。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） そうしますと、昨年の12月に同じような補正で我々が可決をし、バイオマス発電の調査研究費ということでやったと思うんですけども、それと同じと解釈を私はしております。

バイオマス発電につきましては、既に私たちは大学の先生から2回講義をお受けし、また新潟の上越に行きまして、それも研修を行い、その後、議員の代表4名が北海道へ行きまして、朝早くから夜遅くまで研修をされた。これで調査研究ということでございますけれども、これからどのような調査をし、研究するのか、これが1点と、村長にひとつお伺いをいたします。

この問題につきましては、12月、我々がそれを可決したときに、3月までということで、3月までに調査研究し、何らかの決断をするということで申されまして、私たちが簡単といいますか、よくわからないうちに幹事会という名のもとに幹事として調査研究したわけでありまして。

さきの一般質問の中で、村長は、行政がバイオマス発電をするということについてはできかねるけれども、個人でどなたかやる方がいれば、それは協力は惜しまないという答弁でございましたけれども、それに変わりがないのか。その2点をお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 最初に、どのような研究をするのかということでございます。昨年、今年度といいますか、25年度に補正でバイオマスの研究を始めました。時期的に、時間的に、全て全部研究できたとはまだ思っておりませんので、今後、榛東村にもしつくとしたらどのぐらいの規模がいいのかとか、さらにどういった地域につくったらよいか、またどんな方法でつくればいいのかとか、そういういろいろの研究があると思うんですけども、そういったものをさらに続けて研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） このことについては、去年から皆さん方にご協力を得まして、またうちのほうもできるだけの説明をさせていただきまして、皆さん方にご理解をいただいているというふうに受けとめております。

金井議員のご質問でございますけれども、今後どういう方向でいくのかということでございますけれども、今、総務課長が話されましたように、今年度の事業としては、バイオマスの地域活力利用については、どういうものがこの村にできるかと。それからまた、必要であるかというような調査研究をさせていただきました。そして、その結果を3月末までに国に報告をし、そしてそれが国のほうで、もう少し榛東村さん、よく考えた中で調査をしてくださいよということであれば、この予算がつくわけです。

ここは予算計上しているわけですが、まだ採択されたわけではございません。事業を推進す

る上で受け皿としてこういう項目を設けさせていただいているということでございます。ですから、今年度、皆さん方と一緒に調査研究をしたものの報告を国にしまして、その中で国が認めてくれたら、榛東村さんももう少し研究をして進めてみてくださいよというのでつく数字でございます。

私としては、今後、それがどういうふうに出るかわかりませんが、今のところ、先ほど金井議員が申し上げたように、事業としては非常にすばらしいことだなというふうに私も思っております。ただ、やり方、それから原料の集め方、それから地域性もございます。そういったものをこれから採択されれば研究をし、そしてなおさらに進めていくのであれば、やはり事業者としては民間がベターじゃないかというふうに思います。その民間がやるのについても、いろいろな支援は、これは村でも軌道に乗るまではしてあげなきゃならないかなというふうには私は思っております。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 今、村長が申したように、やはり事業主体が行政ということでは、これはできないということになりますと、これから調査研究をするといいますが、一個人でやる方がいい、その方の協力をして調査研究をするということであればいいんですけども、村でこれをしないということになれば、これはもう調査研究をする必要はない、そういうふうには私は思うんですけども、最後の質問でございますので、総務課長、その辺で行政がやらないということになったら、これは調査研究をする必要はないと私は思うので、その辺のご見解を課長、村長でもいいですけども、お願いをいたします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 金井議員は、この調査を今までやってきたんだと。その中で、もう結果が出ているんだからやめたほうがいいんじゃないかというような、私はそう受けとめているんですけども、そうじゃなくて、調査は今までやってこられました。けども、今後、第2ステップとして調査をしなければならぬことは多々あるわけです、先ほど総務課長が話されましたようにですね。そういったものについて調査をすると。それで、これがついたから、必ずしもやらなきゃならないというわけのものではございません。第2ステップの調査費として上げさせていただいているというところでございます。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

4番山口君。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 4番山口です。

歳入のうちの村税についてお伺いします。

委員会でも説明を受けているんですが、細部について質問するものであります。

19ページをお開きください。

村税なんですけれども、当初予算で比較しますと、前年度3,700万円ほど増加になっていると、そういう説明も受けております。その中の固定資産税が1,400万円余り、それからたばこ税が1,800万円余り。そういうことで、昨年は企業の成績がよかったと、そういうことを紙面でこういうふうに見ております。山梨県を除くと、大体46都道府県が増収傾向にあると、そういう情報なんですけど、この中で村税の中の個人住民税と法人住民税、これの736万6,000円の増加になった要因をまずお聞きします。

○議長（高橋 正君） 新藤税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） こちらの件でございますけれども、個人住民税につきまして、ちょっと暫時休憩いいですか。

○議長（高橋 正君） 休憩とるの。

○税務課長（新藤 彰君） ちょっと休憩、すみません。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時11分休憩

---

午前9時11分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 個人住民税につきましては、一旦、25年度に若干落ち込みがございましたけれども、国等の施策、あるいは所得の動き等を見ていますと、大分回復が見られるということで、全体的に村民の中で、そういう形で所得が若干回復にあるというのが1点だと思います。

それから、法人につきましても、これもかなり落ち込みがございましたけれども、ここへ来まして、法人税につきましても回復の兆しが出ております。そういったことで、全体的な経済の中で大分回復基調にあるというのが大きな見方です。

以上です。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 25年度のアベノミクスというんですかね、それによって輸出産業関連事業というのは相当収益が向上していると、円安とかそういうことで。一つの例としては、愛知県の場合は19.1%、これは事業税なんですけれども、増収して、1兆円ほどの税収が前年度に対してふえています。群馬県はどうかというと、群馬県もベストテンに入っていて、8.2%の増収を得ていると。当初、この税額は2,126万円というふうな数字が出ています。そういう中で、法人税が全体の所得の中の法人税30%、それから法人住民税が17.3%ということで、住民税の場合は法人税の額に17.3%と

ということですから、所得に対して約5.2%余りかなというふうに解釈しています。この榛東村の事業者の収益も、自動車産業とかがふえて収益が見込まれたんじゃないかと思うんです。そういう意味からして、この46万2,000円というのは、余りにも少ない伸びではないかなと、そういう感覚から質問させてもらっています。この辺をもう一度お答え願えればと思います。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 法人につきましては、全体の法人税の額は三千数千万円ですかね、入ってくるわけなんですけれども、ただ、これにつきましては、過去の年度を振り返ってみますと、余り動きというんですかね、波なく横ばい状態に推移しているというような形ではないかと思うんです。そういったことで、それと、法人数が281法人ですかね、ということで、その中で大きなもの、小さなものがございますけれども、例えば一見大きなものが収納、あるいは落ち込んだという場合についてはかなり影響出てしまいますので、そういったことで、今のところについては落ちついている状況が続いているのかなということで、ほかの税と比べますと、若干そういったことで性格を異にしているということではないかと思うんですけれども、現段階においては、法人税につきましては、山口議員おっしゃいますけれども、落ちつきを見せているというような形で分析していいのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 税務課長の今のご答弁では、村内の業者は余り成績がよくなかったというふうなことを受けとめられるんですが、賀詞交換会なんかのお話でも、それなりのこういうお話を受けたので、もっとこれが伸びてもよかったのではないかなと思っておるので、細かい業種別の内容というのは私にはわからないので、ちょっと国とか県とか、そういうところから比べると、榛東村の法人住民税は残念な数字ではないかなと私なりに判断しています。

それと、もう1点、このページの一番下に国有資産等所在市町村交付金というのが314万円減額になっています。これはなぜこういうふうになったのか。せっかく次のページに所在市町村のあれで400何万円ぐらいふえていましたよね、たしか。国有提供施設等所在市町村助成交付金497万1,000円ふえているんですが、これの関連とか何かというのはどうなのか、それを含めてちょっと説明してもらえますか。

以上です。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 山口議員さん2点かと思えますけれども、1点目でございますけれども、

国有資産等の所在市町村、これにつきましては2系統から交付がございます。1系統は県央第一水道、もう1系統につきましては、防衛の関係で、これはアパートだとかそういった形になると思いますけれども、今回の中で落ち込んでいるものにつきましては、県央第一水道の中で除却、要するに償却資産の除却ということで、年数が来ておったという形で聞いておりますので、それに伴うものが1つございます。

それから、自衛隊の関係ですかね、基地交付につきましては、これについては前回の松岡稔議員さんのほうにもお話ししたんですけれども、やはり防衛施設の中で固定資産についてかけられるこれは交付金でございますので、一定の事業実績、あるいは固定資産の額等は、大まかな数字は提供しますが、その算定に当たっては、こちらのほうで把握し切れない、防衛省のほうですべてやっているとということが1つございます。

そういったことで、1つ言えることは、ふえているということは、何らかの形で、恐らく推察するには、駐屯地の中の何階建てかありましたけれども、あれが新たに加わっていると。壊れて除却しているのもあると思いますけれども、そういったことで、ふえている要因により基地交付金が増額になったと。

先ほど申し上げましたけれども、固定資産の関係の県央につきましては、逆に一定の時期があって入ってきているのは、償却期間の除却が終わったということで起きているということが大きな要因だというふうに把握しております。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

6番松岡君。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 6番松岡稔です。

歳入の31ページ、16款県総務費で、国土調査費で507万7,000円、それと81ページの歳出で国土調査費で、今年度……。歳入だけか。

○議長（高橋 正君） 何勘違いしているよ。

○6番（松岡 稔君） すみません。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

13番早坂君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 13番です。

3点お聞きしたいと思います。

まず最初に、今26年度予算の経常比率ですね、これは幾つなのかということですね。

それと、次は基金についてなんですが、ページ37ページですね。ここに基金の繰り入れが出ている

んですけれども、ここの項目だけじゃなくて、こちらのほうの当初予算のこれを見ますと、その中に地域福祉基金というのがあります。この地域福祉基金は、今年度は全然増減が動いていないわけですね。地域福祉基金の条例を見ましたところ、いわゆる地域福祉基金というのは、高齢者の保健福祉の向上に使うということですね。そうなっているわけですが、今回この増減が全然ないのはどういうことなのかということですね。

それともう一つ、同じ基金のことなんですけれども、昔に比べると基金がすごいふえていますよね。この基金の中に基金にしなくてもいいようなものがないのか。と申しますのは、基金にしてしまうと、その目的にしか使えないわけですから、ある意味、考え方によっては、財政の柔軟な運営に支障を来すということも考えられるわけですね。そういった意味で、この基金の中で、もう用は済んだというものはないのか。

それともう一つ、基金のことでお聞きしたいんですが、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金というのがありますけれども、これはたしか以前は、多分余ったら自動的に財調に入っていたんじゃないかと思うんですね。以前こういう項目なかったんで、あえてこれを基金としてつくる必要性が私にはちょっと理解できないので、説明をお願いしたいと思います。

それと、29ページなんですけど、先ほど金井議員のほうから質問が出たわけなんですけれども、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業補助金という項目に関連してちょっと質問します。急に出てきたことなので、私も全てを理解しているわけじゃないんですけれども、ただ、今私が考えるところには、調査研究している段階なので、やはりこういうものは調査研究をして、結論が出た段階で、いざこれを実用化しようというときには、相当な慎重な判断が必要だと思うんですね。

ただ、こういうご時世なので、自然エネルギーを初めとするエネルギーを自治体としても調査研究するということは重要じゃないかというふうに思うところでありまして。そういうことなので、もう一度、村長のこの事業に対する決意をお聞きしたいなというふうに思っております。

以上、お願いいたします。

○議長（高橋 正君） 山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） まず、経常収支比率でございますけれども、経常収支比率につきましては、決算の段階で収支、指数を出す関係上、予算の段階では特に試算はしてございません。

ただ、またそれと数字だけがひとり歩きする可能性がございますので、試算はしてございません。

ただ、24年度経常収支比率が87.6%でございます。経常的な収支、経常的な支出はふえる傾向にあるんじゃないかなというふうに考えております。

それと、特定防衛施設周辺整備調整交付金でございますけれども、これは前年度、議員の皆さんに基金の設置の条例をご承認いただいたところでございます。これについては補助金が特定されているというんですかね、防衛関係の事業、または道路関係とかある程度事業が調整交付金がついた段階で



交付申請するということをごさいます。使い切れないものについては、単純に言いますと、国に返さなくちゃならないということで、使い切らない部分、工期等で、それにつきましては基金を設置しまして、次年度以降使うということをごさいます。財調に積むというようなことは性質上できません。

とりあえず私のところは以上かなと思っております。

〔発言する声あり〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） もう一つですね。あと基金、要らない基金が必要あるんじゃないだろうかというようなご質問でございますけれども、それにつきましては、今のところ全部、その基金にのっているものにつきましては条例で設置してございますので、必要だというふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 地域福祉基金について説明いたします。

この基金につきましては、平成5年、高齢者の保健福祉の向上を図ることを目的に、地方交付金をもとに設置した経緯がございます。その運用利子が高齢者福祉のほうに充てるという仕組みになっておりまして、26年度では一応50万円ということで、高齢福祉一般経費のほうに充てるように編成しております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ただいま早坂議員のほうから質問がありました農山漁村活性化再生可能エネルギーの事業については、大事なことだというお話の中で慎重にということですよ。私もそのとおりでと思います。

先ほど決意は、金井議員が質問されたときにお話ししました。その上に立って、やはりこれを進めるには、慎重に慎重を重ねた中でやっていかなきゃならないというふうに思います。というのは、補助金が出ているから安易にやっているんだというようじゃなくて、本腰を入れた中での本音で調査をさせていただくと。そして、後に皆さん方とともにどうしてもこれは村に必要なという結果が出ましたら、その後、それじゃ資金はどういうふうにするのかと。それから、いろいろな問題としては、原料はどういうふうを集めてくるんだとか、そういったイロハを全部調査した中で、もし事業化するのであれば、やはりそういったところの慎重な審議は必要だというふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 13番。

議員必携なんですけれども、議員必携にも、経常収支比率がどのように変化しているか着目しなけ

ればならないと、これ予算審議のことについてですね。そうになっていますし、経常収支比率を出していないということになると、今26年度予算、どのような指数をもって最大限健全な予算を組んだという判断をしたのかということをお聞きます。

それと、基金については、先ほどの特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金については了解しました。

ただし、地域福祉基金については50万円を今回繰り入れたということでしたかね。いずれにしても50万円。基金があるのは、これは1億6,603万円あるわけなんですけど、高齢者の保健福祉の向上の事業というのは、今盛んにしなければならない時期だと思うんですけども、それをここから50万円しか使っていないとなると、ほかで十分、一般財政で足りたので使っていないのか。その辺は実情はどうなのかお尋ねします。

それと、再度、これは村長、答弁、もししたければしてもらって結構ですし、必要ないと思えばいいんですけども、エネルギーの件ですね、これやはり研究はいいと思うんです。何で私が実用化するときには慎重にというふうに言ったのかということ、村でやるようなことになったら、それはもちろん慎重にしなければいけないですし、どこかの業者と提携するというにしたらば、それはなおかつ本当に慎重に実施しなければならないと思うんですね。相手の会社のいろいろなことを調べたりしてね。そういうようなことは当然怠りなくやるんだというふうには思うんですけども、あえてこの場をかりて進言をしておきます。というのは、私がよく出す例なんですけれども、以前、霞山カントリー周辺、あの周辺を私が初めて議員に上がったとき産業経済委員会に属してまして、あのときにあそこをリゾート開発するという話が出てきたんですね。それはアーバンという会社がやるということで、私は、そのときに、委員会自体は結構賛成の方向で動いていたんですけども、私は、要するに自然破壊という観点から、今すぐ結論を出す必要はないということを主張して、検討している結果、翌年、アーバンという会社がつぶれたんですね。だから、やはりその辺はしっかりどこかの会社に任せるにしても、そういうような調査というのは十分していただきたいというふうに思います。

私が言うよりも、村長は重々そのことは承知していると思いますが、あえてしつこく進言したいというふうに思います。

以上です。質問にお答え願います。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） どこをよりどころに26年度予算を編成したかということですが、まず1点につきましては、村長が説明したとおり、地方財政計画の伸びがおおむね1.8%、これは国ベースでございますけれども、1.8%。一般会計の伸びについては2.0%ということで、おおむねこの伸び率に沿う予算ではないかなというふうに考えております。

それと、予算の概要のところの5ページでございますけれども、基金の繰り入れによる補てんとい

うことで、25年度は2億8,670万円ほどでございます。今年度、26年度については2億6,700万円ほどということで、前年より繰り入れは少なくしているというようなことから大丈夫な予算だろうというふうな形で予算編成をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 地域福祉基金の関係でお答えします。

例規集の第2款の581ページの21で基金条例が示されております。こちらにつきましては、運用益の処理ということで、基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、高齢者の保健福祉増進を図る事業に充てるものとし云々と記されております。

処分につきましては、第5条で基金は事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り処分することができるというふうに記されております。こちらを解釈しますと、大きな高齢者を取り巻く環境で、法改正等、また市町村がやるべきこと等で大きな変革がありまして、この基金を使って対応しなければならないという状況が過去から平成5年以降、調べてみないとわかりませんが、何しろ近年はこのような機会がございませんでしたので、動きがないというふうに解釈しております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど質問がありました地域活性化再生エネルギーの推進については、民がやるのでも、官がやるのでも、気をつけてやりなさいよという忠告でございます。本当にありがとうございます。

確かに議員がおっしゃるようにアーバン開発が、今、シラコフーズができておりますあの一帯をリゾートにするということで開発計画をもくろんだことがあります。

そして、地権者も、ちょっとヘクタールはわかりませんが、あの辺の地権者は全部売買したんです。それで、いざ進もうというときに会社が倒産し、それでその計画が御破算になったという経緯は、私も——昔の話ですけれども——父親から聞いて知っております。それでその後、地権者が非常に困ったので、何とかあそこへシラコさんが来ているので、シラコさんに第2の工場でもつくっていただこうじゃないかということで、シラコフーズがあそこへ出たという経緯は私は聞いております。

そして、シラコフーズさんも、その開発をするに当たっての面積が全部は要らないということで、それで希望をとりまして、あの周辺をシラコフーズさんが買い付けし、開発するのに差し支えないところについては、地権者が買い戻しました。そういう経緯がございます。あのときは非常に大騒ぎをやったというのは、薄々私も小さいころなのに知っているんですけども、そういうことのないよう

に私も気をつけていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず最初の質問についてなんですけれども、確かに榛東村の決算における24年度の経常収支比率87.6、23年、86.9ということで、通常、学説的には75%を超えると硬直化すると、財政が、言われているわけですよ。それを目安にしていたわけなんですけれども、昔は大体75%を超えないように多くの自治体が経常収支比率を抑えていたわけなんですけれども、正直言います、私、ネットで調べました。今ほとんど80台というのが多いです。というのは、75%というラインが間違えているのか。ともなければ、実際財政が経常費の出費が多くなっていて、財政が苦しいところを何とかやり繰りしているのか。そういうのはどちらかわかりませんが、財政課長については、こういう状態が続いていて、この先、夕張みたいなことに榛東もならないのか、何か手を打たないでいいのか、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

それともう一つは、地域福祉基金については、先ほどの説明だと、何か施設をつくるときに使うんだみたいな説明に聞こえたんですけれども、そうじゃないですよ。ということは、高齢者の保健福祉の向上ということですから、これは毎年やっていることだと思うんですよ、こういうことは。にもかかわらず、この基金が増減というか、基金が使われていないというのは、もう一つ明確なそのことに対する答えをお願いしたいというふうに思います。

以上2点、お願いします。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） まず、経常収支比率でございますけれども、従前につきましては75%が理想ということでございます。平成24年度におきましては、先ほど早坂議員の答弁にもありましたけれども、県下の平均については87.0%でございます。榛東村は87.6%で、やや高目ということでございますけれども、おおむね県下の町村の平均的な数字というふうに捉えております。

また、夕張みたいな心配がないかということでございますけれども、実質収支比率につきましては、最近これは県下でもうずっと比較する数値として使っております。全国的に使っている数値でございます。平成24年度は6.0%、県下7位、いいほうから7位というふうに覚えております。このまま推移しますと、これもやや微増という感じはありますけれども、県下7位ということでございますので、この辺につきましては、まあまあ安心していただける指数ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 予算編成上、私もこの数値には非常に重きを置きながらやってきたところ

でございます。そんな中で、今、課長が話されますように、経常比率が当初の予算説明の中で、ここ数年、右肩上がりに、微妙ではあるけれども、悪化の一途をたどっているという発言をさせていただきまして、そういったところを気をつけながら予算編成させていただいたところでございます。

しかしながら、これからも私自身も本当にそういったところを心していかなきゃならないということは、いい事業があるから、補助金がつくから、じゃ、それに飛びつくかというようなことは、もうというか、そういうことはやらないと。最小限、村に必要なものであるかどうか、住民に必要かどうかというものをちゃんと精査した中で、そういった事業に踏み込んでいくというような、片や見れば、ちょっと消極的じゃないかというような見方もされますけれども、やはり健全財政をするには、そういったところも一々目をつけてやっていかなきゃならないかなんかということは、私自身も思っておりますので、これからもそういった点を気をつけながら行政運営をしていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 先ほどの早坂議員さんの高齢者福祉については、もう何年も取り組んでいるんだから使ってみてはいかがかという話なんです、元金を積んでおいて、運用利子で高齢者福祉のほうに回しておりますが、この元金のほうをどういう機会ですって使うのかというご質問だと思うんですが、これにつきましては先ほども申しましたが、これまでにつきましては榛東村の高齢化率というのは、全国でも秀でているというレベルではございません。標準的、また人口がふえているという傾向も認められますので、結構遅いほう、高齢化率も県下では低いほうだと思います。

その全体が高齢化している中で、周辺、関係機関、国・県、それぞれの仕組みもそれぞれ各市町村が困窮しないような対応をさせていただいております。この中で本当に変革があるという私が最初に答弁しましたけれども、その意味は、そこら辺の周囲の国・県等の支援以外に、特殊な事情において榛東村で独自の高齢者福祉の施策を考えるときは、やはりこれを執行すべきだと思いますが、今現在ではその必要性がないと解釈しております。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

12番岸君。

〔12番 岸 昭勝君発言〕

○12番（岸 昭勝君） 12番岸です。

予算書29ページですけれども、国庫支出金について。

前、26年度榛東村予算書というので説明を受けたんですけれども、これだけ国庫支出金の金額は大分変わっているところなんですけれども、特に変わっているのは民生費国庫補助金で、前の説明書によると560万円ほどで、昨年より1,100万円ですか少なくなっているんですけれども、今回の予算書が

出たのを見ますと6,000万円で、昨年より4,300万円多いということで、この辺の数字が変わった理由を説明していただきたいです。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） こちらにつきましては、臨時福祉給付金というのが消費税の増税に伴いまして、市町村民税非課税の方へ1万円を配るという事業が26年度に行われます。これは1回きりなんですけれども、それとあわせて、子育て世代臨時特例給付金というものもございます。その事務費と給付金合わせまして5,000万円余りとなっておりますので、そこら辺が突出しているものと岸議員さんが解釈したのと思います。一応そういう例年にないものが追加されておりますので、事業費が膨らんでおります。

以上です。

○議長（高橋 正君） 12番。

〔12番 岸 昭勝君発言〕

○12番（岸 昭勝君） 要するに行って来るほうが違うという金額なんですけれども、これは結局、この予算書、新しい予算書ができるのと前の説明のときと、補助金が給付されているのは、その後へきたということですか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 1月16日の委員会説明のときには、この予算は計上されておりました。その後いろいろと追加するような、県内35市町村それぞれ対応は違いますが、ほとんどが当初予算にのせるということで追加した経費がございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

7番南さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 7番南千晴です。

ページが37ページの部分、基金繰入金で、今回、財源不足額が5億202万4,000円ということで、その補填措置として財政調整基金からの繰り入れを2億6,702万4,000円ということであるんですけれども、今回の予算編成方針は歳入準拠ということで、村長の予算編成方針でありましたが、これだけ基金を繰り入れる。昨年度、確かに2億8,000万円と多い中で、義務教育基金や社会教育基金のほうにも積み立てもあるのでというようなお話を財政課長よりいただいたんですが、今回の繰り入れ、これだけの額を繰り入れる理由とか、その中身を教えてくださいませんか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 中身は係のほうから説明させますけれども、何でふえたかという理由は、1年間やってみて、その反省を踏まえ、そしてまた議員さんからも決算の反省材料、それから当初予算についての要望事項等々を勘案し、予算づけをして初めてそういう数字が出たということでございます。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） なぜふえたかということでございますけれども、財政調整基金につきましては、字のとおり財政を調整するというところでございます。前年度より低くなりましたけれども、2億6,700万円ほど繰り入れるということでございます。これにつきましては、歳出のほうの安全値を多少見ている部分があるので、その部分で全般的にふえたんだというふうに認識してございます。

おおむね2億6,700万円ということで、25年度より少な目ということで、厳しい中ではございますけれども、先ほども申し上げたとおりやむを得ない金額かなというふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） やむを得ない金額ということではありますが、過去、平成24年くらいまでは、大体この基金の繰り入れが1億円前後で推移していた中で、昨年、そして今年度と26年度が急激に金額がふえてきているなというのがありまして、安全値を見ているということではありますが、やはり毎年1億円なり2億円なり減っていくと考えると、本当に財政調整基金は同じような予算をずっと続けていく限り財調はなくなってしまおうと。やはり将来が不安だなと思うんですが、そのあたりに関してはどのように考えているのか。

もう1点、先ほど皆さん質問しているんですけれども、再生可能エネルギーの部分に関して、農林水産省のホームページを見ますと、この事業を公募というか募集を行っているということで、2月で一応26年度分は募集を締め切っているということで、けさ確認、ホームページのほうでしてきたんですが、ということは、2月までに26年度も予算をお願いしますよということで書類を提出していると思うんですが、そのあたりは募集をしたということで認識でよろしいのか、その2点お伺いします。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） まず、財政調整基金でございますけれども、どのくらいが適当かということがまず1点あると思うんですけれども、ちょっと前までの話だと、標準財政規模の10%ぐらい、榛東村は32億円ぐらいですので3億2,000万円、これはとても今の時代では少ない額ということで、県下を平均しますと、標準財政規模のおおむね半分程度というようなところでございます。

榛東村は32億円でございますので、県下で標準にならせば十五、六億円ということでございます。今は約20億円前後で推移していると。決算してみないと、これもわかりませんが、20億円ぐらいということで推移していますので、財政調整基金についてはなくなる心配は当分ないんじゃないかなと思っております。

ちなみに、基金の残高を過去グラフでちょっと見てみますと、平成12年から21年ぐらいまでは13億円から14億円で推移してございますので、その辺と比較しても健全財政的に大丈夫かなというふうに捉えております。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 基金についてちょっとお話しさせていただきます。

財政調整基金というのは、先ほど課長話されましたように、その年にどうしても必要だよというときに取り崩し、そして必要でないときに、また財政に余裕ができたときは基金に戻すということが原則でございます。そういったものを繰り返しながら行財政運営をしているということでございます。

一つの例で申しますと、今年度は農業災害基金がゼロになる可能性がございます。そして、じゃ、ゼロになったからどうするのというときには、やはりこれは基金の元金はちゃんと積み立てなきゃならないよという性質のものでございます。財政調整基金はそういうあれはありませんけれども、ほかの基金についてはそういう制約がございます。そういった中で行政はどんどん使うからどんどん下がっちゃうかという考え方は、その時点ではそういうふうに考えられるかしれませんけれども、そういう考えじゃなしに、財政に余力があるときには基金に戻すんですよということが原点でございますので、そういう考え方で財政を見ていただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 農山漁村活性化再生可能エネルギー推進事業なんですけれども、この事業に限らず、国の国庫補助金につきましては、前もって大体の計画とかそういうのを出しています。

実際に新年度に入って交付申請して、交付決定来て、初めて事業が採択されると。その前にはやはりこういう形で、防衛もそうなんですけれども、前もってこういう事業をしたいということを出しています。

以上です。

〔「継続したのかどうか」の声あり〕

○総務課長（立見清彦君） 継続で公募しました。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 先ほど財調のお話、課長や村長からしていただいたんですけど、あるう



ちはこのような予算組みも逆に言うと考えられるというか、課長が言うように32億円の10%、3億円、それはでも昔の話だから、今はそれ以上はないという部分ですけれども、そこになった時点で、じゃ、考える、歳出を削減するじゃなくて、やはり今からきちんとその辺の見通しというか計画を考えていかなければいけない部分と、財調があるからというよりも、そのほかの歳入、国の補助金とか、そういった部分のほかの歳入に関してもやはり考えていかなければならないと思っているんですが、その辺の今後の財政運営でどのような取り組みを行っていくのか、1点お聞かせいただきたいのと、課長の説明で公募を行ったということなんですが、その辺のお話というか、どういう内容で行ったのか。どういう順番でこの事業に対して行っていくのかも、ちょっと幹事会の中でも詳しい話が、その辺の流れに関してちょっとわからない部分が多々あるので、そのあたり今後きちんと説明をしていただけるのか、報告していただけるのか、その2点お聞きします。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 今後の財政運営ということでございますけれども、まず1点につきましては、村債の発行による補てんということでございます。これにつきましては、臨時財政特例債2億3,500万円でございます。これについては今年度、後年度、交付税算入が100%あるものでございます。金額はもちろん実のお金はふえます。ただ、指数等については余り影響されない数値ということでございます。

過去にこの借金なしの関係で、県下でもトップクラスの悪い年代がございました。そのときは、過去に借りた借金の返済、公債費の返還が多かったわけでございます。これにつきましては、だから、財政運営につきましては、今回26年度につきましては、臨時財政特例債というもののみの借り入れということでございます。それ以外にももちろん各節におきまして十分に精査したつもりでございますけれども、大きなところで言えば、起債の借り入れを交付税の算入あるもののみしたというようなところだと考えております。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） どんな内容で行ったかということなんですけれども、続きということで、延長ということでございます。今のソフト事業の延長ということです。

それから、報告ということなんですけれども、議会でも予算にこういう形でまた来年度もお願いしますということ、いろいろの形、委員会とかいろいろな形で話をしていると思います。

また、幹事会でそういう報告をしろということであれば、またそのように検討していきたいと思えます。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時58分休憩

---

午前9時59分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 予算編成のプロセスでございますけれども、各課から根幹事業、それぞれの年度の予算編成の前段としまして、各課から根幹事業を上げさせていただきまして、それに基づいてある部分、事業を精査、優先順位を決定して、その中で予算編成に持っていくという流れでございますので、ある部分その前段として、プロセスの中で根幹事業については優先順位等を精査して事業を選択しているというところでございます。これについてはその前段として総合計画というものがございますけれども、その流れの中でその事業を選択していくというところでございます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 全体として、先ほど早坂議員の質問のときに答えさせていただいたんですけども、やはりお金があるからやるんだよというんじゃないしに、これからふえてくるのは社会保障費だと思うんですね。それはもう待たないにふえてくると思います。そうした中で、総体的な歳入準拠の中で、総体的に幾らお金を使えるかというところを見た中で、あれもこれもというんじゃないくて、やはり今現在、村民に必要な施策は何かというところをやはりちゃんとした精査をし、そしてそれに投資すべきだというふうに思います。そしてまた、その投資も、最小限度で最大の効果が上がるような考え方を持ち続けながらやっていかなきゃならないというふうに思います。

全体的には、やはり予算編成ですから、歳入準拠を基準にした中での予算編成と。そして使う部署については、どうしても使わなきゃならないというものについては、もうそれだけは確保すると。そのほかについて、じゃ、住民に対する施策を施すには何ができるかといえば、その予算の範囲内の、それからまた国・県の補助の予算範囲内の中でやらせていただくということでございます。

それで、私、先ほど申し上げましたように、そういう中でも、やはり補助裏というのは、これはよくたって3分の1は持たなきゃならないです。そういう中で、課長が話されましたように、ただ起債するんじゃないくて、臨時特例債を使った中での措置をしていきたいなど、こんな考えています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 11番岩田君。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 11番岩田です。

29ページ、15款1目1節の総務管理費補助金、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業補助金、この件についてですが、村長、12月の時点では、3月いっぱい調査研究を行い、その結果

の報告書を国に提出し、国のほうから内容が認められれば次年度に調査費を計上するという、そういうことだったんですが、調査研究した報告書というのは、もう国に出してあるんですか、それともこれから提出するわけですか。そして、その内容についてなんですが、幹事会の意見集約というのはしてあるわけですか。そして、その報告書の中に幹事会の意見というものを反映されて盛り込んであるわけですか、そこを伺います。

それと41ページ、諸収入の中の4目の4節農林水産業費雑入、農業用水施設電気料1,478万8,000円、これについての説明を求めます。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） ただいま岩田議員さんからの質問で、25年度の農山漁村活性化再生可能エネルギーの事業化推進事業の報告書を出したかということなんですけれども、この事業は今年度でありますので、まだ出しておりません。これから出す予定です。

それから、幹事会の意見も一緒に含めて出すのかということなんですけれども、その辺も含めてまだ検討しております。

○議長（高橋 正君） 久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 農業用水施設電気料につきましては、平成25年度までは農業用水維持管理費のほうの電気料のほうへ戻入してありました。それを予算上明確化するという形で1,478万8,000円を農林水産費雑入のほうへ計上させていただきました。

〔「もう一回」の声あり〕

○議長（高橋 正君） もう一回、しっかりときはきと。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 前年度までは農業用水維持管理費の電気料のほうへ水道会計から戻入ということで戻し入れをしていましたけれども、それを予算に明確化ということで、新たに項目を設けて計上いたしました。

今後、水道の農業用水負担分の調整ということで、26年度については17.5%、27年度については22.5%、28年度につきましては27.5%、29年度については30%という形で計上させていただくことになりました。

以上です。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） まだ国のほうへの報告書は出していないという答弁だったんですが、また内容も検討中ということですが、幹事会の意見集約をして、それを内容に盛り込むということはやっ

ていきますか。それとも幹事会の意見集約はやらないということですか。そこを伺います。

それと、先ほどの農業用水施設の電気料ということですが、これが水道事業会計で使う電気料の総額、これが幾らになるわけなんですかね。その説明をお願いしたいのと、平成29年になると、これを30%にするということですが、実際に今はその分の差額を農業用水のほうで負担しているということですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 農山漁村活性化のほうは、事業が3月中でまだやっている最中でございます。また、3月28日にも全体の説明会みたいなものも行います。実際そういう1年間やった中を集約して報告していくという形になると思います。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時9分休憩

---

午前10時9分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

萩原副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 幹事会だけを飛び抜けて集約するというわけにはまいりません。検討委員会もいろいろなものを出して、その全体の中にその一部分であります。それを28日の事業が終わった段階で集約して国のほうに報告するというふうなことになっております。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 水道が農業用水、揚水量のほぼ3割ぐらいを使用しているということで、毎年5%ずつ調整で、平成29年度に30%となるわけですがけれども、これにつきましては、予算の割合ということで調整を図っていく計画でおります。

また、水道での26年度につきましては、長岡揚水機場にインバーター化を設置ということで工事を予定しているわけですがけれども、節電等で水道に協力していける事業があれば、どんどんしていくということで予定をしております。

以上です。

〔「合計金額」の声あり〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 26年度の電気料につきましては8,450万円となっております。

以上です。

〔発言する声あり〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 電気料の8,450万円に対しまして、26年度につきましては27.5%ということで1,478万8,000円ほど計上になっております。

〔発言する声あり〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 17.5%です、26年度につきましては。毎年の電気料を予算するものですから、その予算に対して……

○議長（高橋 正君） 待って、暫時休憩します。

午前10時12分休憩

---

午前10時14分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 先ほど総務課長の答弁では、28日以降に集約をして国に報告書を出すということですが、残りあと数日、その中で意見集約をして国に報告書を出すということなんですが、幹事会だけの意見集約はないと。あと農業者とか関連する団体、そういったものも含めて報告書をつくるということなんですが、幹事会としても詳細な説明がまだ不十分で判断がつかないところなんですが、その報告書の内容について、ちょうど説明があるのか、もしくはその説明はしないのか。また、幹事会の意見がその報告書の中に入るのか、もう一回伺います。

○議長（高橋 正君） 萩原副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 先ほども申したとおり、幹事会でするのは、全体のこの事業の中の一部であります。そのほか検討委員会だとか、地域の説明会だとか、あるいはそういうふうなもの、もろもろの調査したものの報告を国にあげていきます。その中でどうしても聞きたいということであるなら、その後の段階で報告をさせるというような形にはなってくると思いますけれども、とにかく議員もおっしゃるとおり、どの方も、新潟だけで行ってきた方、あるいは北海道まで行ってくれた方、それによって勉強の度合いが違っていると思います。そういうふうにこの分野は非常に難しく、なかなか頭の中に入れるのが厳しい人もいるでしょう、厳しい状況でありますので、全体を把握しながら、その中で事業化すると、どうしてもことだけでは結果が出せないんじゃないかということで、また来年度もお願いしようというようなことで国のほうには出してあるわけでございます。そういうふうな中で、最終的な決定をしていくのは来年度になるんじゃないかというふうに思っております。

とりあえず今年度の場合には、まだ途中だというふうな形の中から次年度もお願いするというふうなことであります。けども、25年度の予算もいただいたので、どこまで進んだかという中間報告的な形での結果は国に出していくというふうな状況になっております。その後、皆さんがどうしてもと

というようなことであるなら、その辺のところは今後検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 副村長はオブラートに包んだようなお話をしましたけれども、幹事会の皆さん方はいろいろと研究をして、そしてまた心配をされているという中で、国の報告、後先はこれはちょっとわかりませんが、国に出したものについては、時間を見て幹事会に提出をし、そして見てもらうということは約束いたします。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

9番松岡君。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 9番松岡です。

29ページをお開きください。

先ほどから農山漁村活性化再生可能エネルギーということで質問が4人の議員から出ました。自分としては、これは調査研究、北海道へ4人の幹事、議員ですけれども行って、村長も総務課長もこの中では行ったと思います。説明というんですか、意味がまだよく理解できていない人がいると思うんですけれども、これはまた、先ほどの説明を聞いていると、26年度も調査研究だということで、今途中だということなので、北海道へ行った人は、新潟だけじゃなく、北海道へ4人で研修に行った人は、黒字といういい説明を聞いて納得していると思うんですけれども、新潟だけ行った議員の人は、ちょっと幹事として行ったんだけど、何か腑に落ちない点があるらしいと。自分としては、これはぜひやるべきだと。何でもかという、自主財源確保ということは、榛東村は自主財源確保は少ないんだから、これをやって必ず自主財源確保に向けやっていきたいと。それで今、広域に出している生ごみとか、村でふん尿、いろいろあります。雑草、耕作放棄地の問題もあるし、これは将来にわたって、榛東村の将来、本当にいい方向に向けるために、これは人間が生きている限り、動物が生きている限り、このことは必要じゃないかと自分は思っています。

それで……

○議長（高橋 正君） ちょっと待って、暫時休憩します。

午前10時20分休憩

---

午前10時20分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 副村長、北海道に行きたいきさつなり、調査研究に行ったところ、少し説明

してください。お願いします。

○議長（高橋 正君） ちょっと待って、暫時休憩します。

午前10時20分休憩

---

午前10時21分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） これは358万5,000円の質問なので、今まで言ったこともあるけれども、村長、これに対して26年度、決意ですか、それをひとつ説明してください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほども幾人かの議員さんの中でお話し申し上げましたように、今年度の事業を報告させていただいて、そして国のほうでこの358万5,000円ですか、この事業費を認めた暁には、第2ステップとして進めさせていただくと、研究をさせていただくということでございます。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

3番小山君。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 3番小山です。

25ページの14款1項5目の5節保健体育使用料で、榛東総合グラウンド更衣室シャワー使用料1,000円とあるんですが、実質この施設は使われていないとは思いますが、今後この施設をどのように使い勝手のいいものにするのか、あるいは違う目的で使うのか考えございましたら、村長、お聞かせください。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） これについては、張本人は私と、前に卒業しました阿久澤茂雄議員でございます。これはなぜつくらせていただいたかという、あれだけの施設があるのに、夏場、運動する人たちがシャワー室を使わないで、そのまま帰られるというのは気の毒じゃないかというような観点から始めさせていただきました。

当時は、事務所が道路を越えた向こう側にあったために、借りに行くのに向こうへ行き、鍵を持ってきて、また終わったら向こうに行くという、その手間が非常に使い勝手が悪かったという中で、使われる人たちが少なかったということをお聞きしております。そしてまた、数字にもあらわれております。

今回、去年ですか、管理センターを立ち上げまして、そのそばで管理ができるようにということで

も、あそこへ設置した考えもございます。そんな中で、もう少し有効活用し、そしてまた運動された方がよかった、あそこへ行ってシャワーができてよかったというような体制固めをするために、管理棟をあそこへつくったり、それから鍵は1日あけておいて、そういった管理があそこのできるようにということでやらせていただいております。

それで、今回1,000円という口を設けたというので、非常に少ないというなお話でございますけれども、これこそ幾人使ってくれるかわかりませんので、とりあえずという言いぐさはないんですけれども、歳入の項目として立てさせていただくと。だから、これから幾人ふえるかどうかは、今度そこへ就任します職員に十二分にそういったものを伝えて、あそこへ来られた人たちがワンコインでシャワーができるよというような宣伝をしながら利用目的を達成したいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） せっかくある施設なので、有効に使っていただける方向でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） それでは、質疑がないようですので、次に移ります。

ここで暫時休憩いたします。

開会を35分、10分間休憩。

午前10時25分休憩

---

午前10時35分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

それでは、歳出、1款から4款についての質疑を行います。質疑ございませんか。

6番松岡君。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 6番松岡稔です。先ほどは失礼しました。81ページの国土調査費なんですけれども、県から734万1,000円、そして調査に県から507万7,000円です。それで、これは私の前の一般質問のときに、当時の建設課長が、国が50%持つとありますけれども、今回、国庫支出金はなかったんですか。

○議長（高橋 正君） 清水喜代志建設課長。

〔建設課長 清水喜代志君発言〕

○建設課長（清水喜代志君） これにつきましては、国の補助金に県がかさ上げをして県の負担金と



して入ってくるということでございます。50%の国庫はそのままついているということでございます。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） そして、残りの25%を村が負担するわけですが、その後、特別交付金が交付されるとあるんですが、この特別交付金というのは、どんな形で、どのようなあれで村に入ってくるんですか。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 地方交付税の中に特別地方交付税がございまして、その中に算入されるというお話は聞いています。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 前の答弁の中に山子田地区6区から随時調査が入るということで聞いておりますけれども、これで確定した場合、面積が広がった場合は今度、固定資産税が変わるのか、それともう一つ事務調査委託料がありますけれども、これは測量会社に委託するのか。

○議長（高橋 正君） 税務課長。

〔税務課長 新藤 彰君発言〕

○税務課長（新藤 彰君） 固定資産税のお話が出ていますけれども、これ国土調査につきましては全容をまだほとんど税務課としてもつかんでおりません。単純に言いますと1月1日現在の固定の前年度の動きを抑えて課税するというところでございますので、これがどのくらい土地の上限、当然あれば評価も変わるでしょうし、面積も変われば変わってくるということで、3年に一度評価を見直しておりますので、そこで合致すればそこでやりますけれども、逐次見直しというんですか、評価替えをしていくというふうな形になろうかと思えます。

○議長（高橋 正君） 建設課長。

〔建設課長 清水喜代志君発言〕

○建設課長（清水喜代志君） 事務調査の委託につきましては、資格等を持った民間コンサル等に委託を考えてございます。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

5番小野関君。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 5番小野関であります。

71ページ、2款総務管理費、防犯灯維持管理費の電気料であります。574万8,000円ということですが、前年に比べて130万9,000円増額で129.4%という額になっております。56ページの庁舎管

理費の電気料が前年に比べて111.7%ということでありますから、それに比べてもその上げ幅がかなり大きいと、18ポイントほど大きくなっております。防犯灯にありましては、増設もあり得ることなので18ポイント高いというのは増設分になるのかと。一気に18%も増設というのはかなり難しい話ではないかと思っているんですけども、どうあれ129.4%の増額になった理由と、防犯灯の新設による増はどのくらいあるのか、あわせて回答をお願いします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 電気料につきましては、ご存じのとおり平成25年度値上がりしております。うちのほうで見込んでいるのが24年までに1,344基の防犯灯があります。25年度が21基、26年度28基を予定して合計で1,393基を予定しております。月に47万9,000円くらいかかるということで、その12カ月分で予算計上しました。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 合わせて48基増設ということで、先ほどちょっと言った庁舎管理費は11.7%しか上がらないよと、何で防犯灯だけ29%も上がるのかという部分の説明がちょっとなかったので、その辺をお願いします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 庁舎についてはですね、非常にいろいろありまして、なるべく節電という形で毎週水曜日にはノー残業デーということで、なるべく皆さん早く帰ってくださいということで、少しでも節電ということで節電に努めております。

防犯灯につきましては、もうこれは固定でありますので、これを節電というわけにはいきませんので、とりあえずそういうことをご了解願いたいと思います。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） そこで、村長にお伺いをいたします。

経費節減は執行にとっては至上命題だというふうに思っております。群馬県は本庁舎を含めて108施設を新電力と契約を結ぶというのが新聞に載っておりました。東京電力と契約をした場合より11%削減を見込んでいるということであります。村の電気料で大きな支出をしているものをちょっと拾ってみますと、庁舎、防犯灯、農業用水、中学校、この4件だけで1億1,214万8,000円という高額になります。11%削減されれば、この4件だけで1,233万6,000円の削減ということに、経費が削減できるという試算になります。榛東村にありましても総合グラウンドとアリーナについては、25年度当初か

ら新電力と契約を結んで193万2,000円もの減額ということになっておりますが、庁舎等において新電力へ切りかえる考えがあるかどうか、お伺いをいたします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 確かに総合グラウンドにつきましては、民間のところの電力を切りかえました。庁舎につきましては、安全面とかそういうものを考えて、今のところ東京電力一本ということだと思っております。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） どの会社も安全面といえれば安全ですよと言われると思います。ただ、そこに落とし穴があるような気もするので、何しろ危機管理を持っている学校、庁舎、それから農業用水等のものについては、もう少し調査をしなければその新しいエネルギー会社に移行するというわけにはまいりません。そうかといって、体育施設がではいいのかと言えば、仮に切れても影響は最小限に済むというようなところから、始めさせていただいているということでご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 総務課長にお聞きをするんですけども、総務課長は本日をもって最後ということで、今後、二度とここで発言ができないということなので、総務課長にお聞きをいたしますけれども、59ページに2款総務費、6目企画費の中に自然エネルギー推進事業の報償金と213万7,000円とありますけれども、これはどこのと言いませんけれども、団体とか、幹事会かなと思うんですが、何名で1人お幾らの予算を見積もっているんですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） これにつきましてはですね、地域経済循環型ということで講師謝金10万円、再エネ地域力の向上、バイオマス関係です。委員会、委員謝金83万7,200円、幹事謝金22万5,000円、専門委員謝金70万円、講師24万4,200円、こういうものを見込んでおります。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 22万5,000円というのは、幹事会の幹事の報償金ということで今お聞きをいたしました。幹事会には会長がいて副会長がおるんですが、そのお二方にはこの報償金は出ないというふうにお聞きをしているんですけどもそれが1点。そして、先ほど副村長のお話の中に、この国への意見書の提出は幹事会だけの意見を集約して出すわけにいかないんだということなんです、ほ

かに運営員ですとか、推進委員の方の意見も集約するという事なんですが、この幹事会というのは一体どういう立ち位置にあるのか、幹事会というのはどういうんですか、権限もなければ責任もないというような考えでいいのか。いや、わかりません。課長にお聞きをしております。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 1点目の幹事会の会長、副会長には報償金が出ないということでありまして、これはこの幹事会の会長につきましては村長、副会長につきましては議員さんということで充てております。そのほかの人につきましては、農業者とかそういう議員としてではなく各個人というか、その職種を代表してなっていると思います。この前、名簿を最初に多分差し上げたと思うんですけれども、それにそういうふうを書いて、名簿の中に載っていると思います。

また、幹事会の内容につきましては、最初に配った幹事会要綱でしたっけ、それに載っておりますのでごらんいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時49分休憩

---

午前10時53分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 先ほどの発言をちょっと訂正します。会長は村長が充て職で、副会長が議長。村長と議長が充て職となっております。そのほかの人につきましては、その職業に応じた形となっております。

また、幹事謝金なんですけれども、1回につき幾らということで、1人幾らとそういう形では設けてはおりません。

以上です。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） わかったような、わからないようなので、何回だから予算で見ているのかということ聞いたんですけれども、まあ、いいです。それで、もとへまた何か戻っちゃうけれども、幹事会というものの立ち位置をはっきり、総務課長ね、幹事というのはこういうんですと、権限があるならある、責任があるならある、そういうのを幹事会というのはどういうものだからちょっと説明をさせてもらって、そのあれにあるらしいんだけど、総務課長の口から、ぜひお願いします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 幹事会はですね、このバイオマス関係の事業の内容を知ってもらって推進してもらい、この事業を推進するとそういう立ち位置にあると思います。等という形で多分書いてあると思うんですけども、いろいろなんですけどその事業を推進して、さらに新しい農業者、そういう事業をしたいという人を掘り出してもらいとかそういったことの仕事をしてもらいということになっております。今、ちょっと手持ちに要綱がありませんので、もう一度要綱を見ていただければと思います。目的が2条にたしか載っていると思います。

よろしくをお願いします。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 13番早坂です。

村長の所信表明の中に、漫然と前年度と本年度の数値を入れかえることなく予算見積もりを行い、事務的経費の削減の努力をするというふうに書いてあるんですけども、それで、先ほど歳入のところで質問しましたように、榛東村だけではなくて全国的ではあるんですけども、財政状況は厳しいものがあるわけですね。そうしたことで村長も経費を抑えるということで、こういうふうにしる所信表明したと思うわけです。そういうところで、今回この予算編成をするに当たりまして、こういうところはとりわけ物件費関係が多くなると思うんですけども、私は人件費を今決して抑えろとは言いません。物件費関係で、こういうところは前年度よりも抑えたというようなことが何かありますか。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 全般的な11節でございますけれども、消耗品関係の部分でございます。ただ、11節につきましては、先ほども申したとおり電気料が必然的に上がってきている部分がございます。そういう部分でなかなか抑制できなかった部分で、結果的には11節等におきましてはふえてしまったということでございます。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） そうですね、ちょっと私、なれないもので質問の仕方がおかしかったかもしれないです。要はですね、今言った中でとりわけどこにも出てくるんですけど、委託料について私も全部ではないんですけども、ざっと見ましたところ、前年度よりも委託料が少なくなっているところより簡単に言うと、前年度よりも委託料が高くなっているというほうの多いわけですね。その辺についてはその委託料を抑える努力というのはされたんでしょうか。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 今回の予算の説明でも申し上げましたとおり、26年度につきましては、29年度からマイナンバー制度というものが始まりますので、その辺の対応のところでは総務課のほうの電算委託料的な部分が、かなり多くなっているというふうに認識してございます。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） その委託料も含めまして、あといろいろ抑えられたりする14節の使用料、賃借料ですか、こういうところも努力によって抑えられるのではないのかというふうにも思うんです。今後、実際ことし契約に当たって、そういうものを抑えていくということにもなるんだと思うんですけども、ただ、先ほども言いましたように、私はこの25年度の予算書と比べてそういうものが大幅に、こういうところを減らして努力したなというところが見当たらなかったわけなんです。そういったことで、今質問をしているわけですけども、当初最初に質問をいたしましたけれども、そういった意味で委託料にかかわらず全体的な物件費として、こういうところは抑える努力をしたというところがあれば聞きたいし、そういうことはあえて特にしなかったということなら、そういうことで答弁をしてもらいたいんですけども。

もう一つ、ごめんなさいね、25年度予算を執行している間に、そういう努力をしたものがあつたのか。と言いますのはですね、例えば我々民間が何かを買うとしますね。例えば私の例で言いますと、新車を買うとしますね。そうすると、昔はそういうことはしなかったもので、セールスマンの言い値で買った時期もあつたんですね。ところが、ある程度交渉すれば割引がされるということを知りまして、2社、3社相見積もりをさせて、そういうふうに行ったところ200万円そこそこの車が35万円やすくなったという経験もしているんですね。また、一方では、私もサラリーマンをしていましたから、出版社にいましたから、そこの出版社はですね、基本的には1割値引き、でも、どうしてもならば2割まではできるよと。で、どうしてもなら3割までできると。それ以上オーバーしたらば自己負担だよと、こういうことがあつたんですね。

営業マンとしてみれば、ツーパーならば成績を上げたいから、場合によっては3割で交渉することもあるんですね。ただ、この3割ばかりやっているとそれは怒られますよね。だから、基本的に1割なんですけれども、値引きが。この1割でしたら、私なんかが行っていたお客さんというのは、私は法律出版社だったから弁護士とか、裁判官とか、あと税理士とかそういう関係の人が多かったわけです。そういう人たちというのは値引き交渉なんかしないんですね。だから、こちらは定価で買ってもらえれば買ってもらえちゃうわけですね。でも、それでもちょっと悪いなと思って、こちらのほうから1割は引きますよという話はするんですけども、このようにして私が言いたいのは、そういうような交渉も官としてきちっとやっているのか、また、昨年度そういうふうに行って安く契約した例が

あるのか、そういうことをちょっとお聞きしたいと思っておるんです。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 早坂議員さんから、貴重な経験のお話をいただきました。ぜひ執行の段階におきましては電算委託料業者等の見積もりが出てきますけれども、より一層の値引き交渉をしていただくように、各課長にお願いしたいと考えております。

25年度はどうだったかということでございますけれども、25年度においても電算委託料につきましては、値引き交渉をしてくださいと。また、建設関係の委託料につきましては、入札という制度がございますのでそれを最大限利用すると、こういうところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） これからずっと一般会計については、こういった問題が随所に出てくるわけですが、早坂議員の言う一般的には値引き交渉もやりながら安く受注しろよというお話だと思います。今ですね、行政には、自治体には国・県から余り入札については落札価格の見積価格との差をつけないでほしいという要望があるんです。というのは、落札した会社の雇用を守ることが趣旨らしいんです。それで、うちのほうでは落札価格を、皆さんにも調書をお渡ししているんですけども、調書で落札価格が見積もりより落ちていけば、これはよくやったなと一般的にはそういうふうにするんです。けども、その落ちた暁には、その会社は従業員を傷めているんだという展開なんだそうです。ですから、今通達されているのは、適正な調書というか委託料というか、十二分な計画を立てた中で見積もりをとって、その見積もりに余り落札率を下げるのではないですよという通達なんです。そういう今は通達がございますので、そういったところも考えなきゃいけないかなというふうには思っておるんです。

ただ、やはり村民のお金を使うことですから、自分とすればそういうところも考えながら、一般財源で出すものについては、これは血税ですからそういうものについては入札執行率を下げてみたり、それから補助金であるものは、やむを得ないかなというような考えのいろいろ精査しながら、その事業について入札価格を決定しているということです。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 11番岩田です。

70ページ、13目公共交通対策費の19節で委託バス運行費負担金、それと車両購入費補助市町村負担金、これについてですがこの委託バス運行費負担金は、25年ですと約1,060万円ほど、そして年度末

にきて減額補正をしたわけですね。そうすると、25年と26年では約400万円ほどこの負担金が変わってくるんですが、これについてなぜこれほど変わったのか、それと車両購入費についての説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 70ページの財源内訳を見ていただきますと、国・県支出金102万4,000円、その他ということで219万9,000円ということでございます。この辺につきましては、群バスですか、渋川箕郷線につきましては、26年度が榛東村が幹事ということございまして、県の補助金も榛東村で受けると、関係市町村の負担金も村で受けるということで、それで、まとめて群バス等に支払うという関係で、大幅にふえたものでございます。

それと、日本中央バスでございますけれども、これにつきましては車両の購入ということでですね、約事業費で800万円ほどです。国・県の補助金を除いた、吉岡町、前橋市、榛東村ということで各運行経路の案分によりまして、榛東村分が240万6,000円ということで、この辺が前年度と比較すると大幅に増えたものでございます。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

3番小山君。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 3番小山です。

69ページの2款総務費、1項総務管理費の15節工事請負費なんですが、25年度当初予算で各コミセンに太陽光発電を設置するというので、各区長さんに説明があったと思うんですが、この進捗状況を教えてください。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） これはですね、26年、27年の2カ年計画で一応やる予定でございます。太陽光発電、各コミセンの。そういうことで今のところはないということです。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 各区の区長さんは、もう去年から始まるものだと思って、説明でもう当てにしている区もあるという話を聞いたんですが、26、27年の事業化ということでよろしいでしょうか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） そのとおりでございます。

○議長（高橋 正君） 村長。



〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） このことについてはですね、区長会にもたびたび話をさせていただいております。ですから、もう25年度に始まっているんだよというのは、これは区長さんが間違えて聞いているんであって26年、27年。26年については新井、広馬場地区、しかも防衛施設でつくられたものについてということでございます。それから、27年については山子田地区、長岡地区ということでごちゃんと説明はしてあります。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑がないようですので、次に移ります。

歳出、5款から9款について質疑ございませんか。

6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 154ページの消防設備なんですけれども、先ほど早坂議員が、13節の委託料ですね。我々の感覚で言えば消防の水利、四角の穴を掘ってそこへ入れればいい。高額な委託料なんですけれども、村のほうでこういう仕様でつくってくださいと渡せば、この業務委託費はなくなると思うんですけれども、その辺は毎年毎年防火水槽をつくるたびに、このお金はかかるんですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 155ページの委託費、これでよろしいですか。これにつきましてはですね、平成26年に防火水槽を設置するというので、これはつくる場所とかそういうことによって設計も違ってきます。そういうことで必ず委託費が、つくることについて必要になってくることになりません。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） そういうつくる場所によって変わると、総務課長の答弁なんですけれども、私の考えですと道路上4メートルの村道に四角の穴を掘って、そこへ設置すればいいという考えで、先ほどの早坂議員の質問の中にも、委託料が大分ふえているんですね。この中で委託料を一つでも減らせばいいなど。それと入札、その地形によって違うというので入札制度があるということも承知していますけれども、一つでもそういうような簡単、簡単と言っちゃ申しわけないんですけど、四角の穴を掘って埋めればいいと単純に思っているのので、その辺を村のほうで、こういう仕様にしてくださいと出せば、この委託料が節減できるのではないかと思うんですけれども。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 行政でやる一つ一つは、やはりこの設計を上げて、そしてやらなければ後で責任問題になるわけです。そういった点等を考えますと、同じようなものをつくるにも、ちゃんと一つ一つ委託設計を上げて、それについて入札を行うということが建前でございますので、そこいらをケチってやった場合には、今度は行政がとっちめられますので、そういうことはできないということです。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） もう一つ、次のページの156ページの工事請負で、防火水利の補修工事というのがありますけれども、これ耐震の設計でなされていないところの防火水槽だと思うんですけども、漏水箇所というのは年に何カ所くらい見つかるのか、それと我々が思う防火水槽というのは、今は40トンが主流だと思います。村で防火水槽と位置づけているのは何十トンくらいのを防火水槽と言っているんですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） この防火水槽の修理工事、このことですかね。これは年間どのくらいあるかというのはちょっとわかりません。一応、防火水槽がある以上は、多分、水道とかそういう形で何らかの修理が必要になってくるということで、予算20万円上げさせていただいております。

それから、40トン以上のが消防法で水利ということで、そのほかに防火水槽と村で言っているのは小さいのも、昔つくったのもあります。一応防火水槽とは言っておりますけれども、水の水利の地域の面積を満たすかどうかということになると、満たさないけれども防火水槽とは言っております。

数ですか。これからつくっているのは40トンが主流であります。昔のは小さいのということで、40トンを主流と考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） ページで136ページになります。6款農林水産業費の中の創造の森維持管理費、施設管理委託料とありまして541万5,000円、この前、ちょっと説明を聞いたかなというような感じはするんですけども、忘れまして改めてこの数字をお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 村上産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 136ページの創造の森の維持管理費541万5,000円でございますが、この中には創造の森の維持管理ということでございますが、その下に建設測量設計委託料というのが

あります。測量業務と設計業務ということでありまして、これを2つ合わせますと予算では393万2,000円ということがございます。これにつきましては、創造の森のいろいろ検討をさせていただいているわけですが、あそこの施設の改修ということでありまして、駐車場の改修、それから既存トイレ等の改修、それと、またそれに伴いますアクセス道路の改修、それから広場の改修、それから水道施設の関係がありまして、これの改修ということでありまして、そのような改修を平成26年度設計したいということで、予算を上げさせていただきました。残りの金額については、シルバーの管理ということで4月から10月末まで、あそこをキャンプその他で貸し出しをするわけですが、その関係の委託ということがございます。

それと、あそこの中に桜の咲いている部分があるんですけども、そういうところの除草も含まれます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 除草作業も入っておるといことなんですが、これは前になっちゃうんですけども、自然エネルギーの推進事業の中にも除草作業の委託というのがあるんですけども、こっちのほうの作業をそっちに使うとか、あるいは自然エネルギーのほうの除草の委託をこっちのほうでやっていただくというようなことは、こういうのはできないわけですか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） これはあくまで創造の森の委託ということがございますので、創造の森の分ということで考えています。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） それでは、除草作業代だけは幾ら見積もっているんですか、予算は。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） あそこが約9ヘクタールくらいありまして、そこの除草を2回させるんですけども、1回目が9ヘクタール、残りが、2回目が4ヘクタールということでありまして、その金額が288万7,000円ということになっております。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 129ページ、15節の工事請負費、工事請負費というのは全般に出てくるこ

となんですけれども、これにひっかかまして村長にちょっとお尋ねしたいんですね。村長が先ほど言ったことだと、余り安く工事を出すとその社員に影響するから、そうはしないようにという通達が来ているようなことを……

〔「設計に対して」の声あり〕

○13番（早坂 通君） 設計に対して。というような話があったわけなんですけれども、いずれにしても私も入札の詳しいあれは知りませんが、一応そういう本があって、それにのっとって人件費から積み重ねていって、それで最終結論を出して。ですから、そういうふうに出すと大体共通した本ですから、業者のほうも大体そういう本を見つくるわけですから、大体大まかわかると。そのために歩切りというものをするということですよ。歩切りを幾らにするかということで入札をするんだと思うんですね。ですから、その規定のマニュアルにのっとって試算して工事単価を出せば、それで普通に入札すれば、何も村長が言うようにその会社の社員に影響するということはないと思うんですよ。当然、人件費幾らとかそういうのを見てやっているわけですからね。さっき言った村長の答弁だと、何か余り安く出すんじゃなくて、高く出せみたいなふうにも私は聞こえましたので。

それともう一つ、これに鑑みて先ほども委託料も全般に、議長、いいですね、委託料も全般にかかって入っていますからね。委託料について私が言いたかったのは、例えば社会福祉協議会とかいろいろそういうところに委託する部分について、安くしろということではなくて主に私が言いたかったのは、電算とかそういう民間の大きな会社なんかに対しては、きちっとした値の交渉をしていくべきではないかと。きっとそういう民間会社だって、ここまでは譲れるというやつを持っているはずなんです。果たして、行政がそういうところまで契約をするときに努力しているかどうかというのが疑問であったんで、そういうふうには先ほど言ったわけなんです。その辺のところはいかがですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 2つ質問があったかと思います。1つについては、入札について出てきたものについて、満額の中で落としてやりなさいというお話ですけども、これは必ずしもそうではなくて適正な設計を組んで、その中でうちのほうが入札価格を決めるわけですけども、その入札を決める中で、工事請負費ですね、それを余り歩切りをしちゃだめですよということなんです。入札を受ける側が満額にするんだよというのではなくて、適正な設計をした中で、適正な価格をつくっているんだから、それを余り歩切りをしちゃだめですよということでございます。

それから、2点目はいろいろあるんですけども、委託の場合は、ある程度固有の権利が発生しちゃうようなおそれがあるんです。固有の権利という表現がいいか悪いかちょっとわかりませんが、ということ、誰にもできないものがシステム化されて、それがほかの会社もできるんですけども、ほかの会社に移した場合はまた一から始めなければならないというような、弱い面がこちらにはあるわけです。それをこう精査した場合には、やむを得ず今まで委託したところを随契でこういう

ふうにやらせると。ただ、そのときにちゃんと、こういうところはこういうふうに値引きされているとか、こういうものについてはもう少し勉強をしてくださいよというやり方は、庁内全部通達してありますので、そういった点はそういうことで、早坂議員が心配しているようなことは職員がそれを肝に銘じてやっているというふうに信じております。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） わかりました。では、そのように引き続きお願いします。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 134ページの中で、負担金、補助金及び交付金ということで、日本桜の会賛助会費ということで5,000円とあるんですけども、当予算委員会の中で桜の会のほうから桜が何本か産業振興課のほうでいただけて、それを榛名カントリーの跡地のほうに植えるというようなお話だったんですが、それは予算委員会を経て現在も変わらないのか、その計画はどうなっているの、事業の中身も変わっていないのかちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 榛名カントリーのほうの関係についての桜ということでございますが、毎年緑化推進ということで渋川林業事務所を通じて、うちのほうで緑化推進の関係で申込みをしております。この春ですか、もうすぐなんですけれども、100本の桜をいただけるということになっておりますので、そのうちのたしか80本を上の方の榛名カントリーに植樹するというところで考えております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 80本を榛名カントリーの跡地にというお話ですが、今回の定例会の一般質問の中で、岩田議員のほうから榛名カントリーの跡地に関しては、水源地としてふさわしい木を植えていったらどうかというような提案というか、提言がありまして、村長もそういったすばらしい提言をいただいてというようなお話だったんですけども、やはり私もその話を聞いたときに、水源地とかもともとその土地に生息している木を植えていくという、自然に返すという部分に関してすばらしいなというような感想を持ちまして、そういった方向でもし進んでいただけるのであれば、ここに桜を植えるとなると、またちょっとそこはずれてしまうのかなということを考えて、せっかくいただけるという中で、また榛名カントリーの跡地となると限られた人しか見られない中で、もう少し上のほうではなくて、村民の中で誰もがみられて、楽しめるようなところに植えるというような、限られた人ではなくて、みんなが楽しめる場所、例えば温泉だったり、ふるさと公園周辺だったりとか、創造

の森のほうはもう木を植えるところがないというようなお話も聞いたんですけれども、ほかの部分で活用できるところがあるのではないかなと思うんですけれども、そのあたりはいま一度検討をしていただけるのか、村長にお伺いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今回出させていただいたのは、去年本当はやる事業だったんですけれども、県のほうの手違いで今年度に延びたという経緯がございます。それで、その中で桜の会のほうで登録しておりまして、今までにも創造の森に約2000年事業ということで2,000本を目標に一倉村政のときにいただいた経緯がございます。そして、あの創造の森が関越道から見て、あそこは何だと、血の流れるような滝があるではないかというような見方をできる桜の里にしたいということで、あそこを開発した経緯がございます。あとの1,000本については自衛隊を中心に村内にくまなく桜の苗木を配りまして、そして植えるところがあったら植えてくださいということで、事業を施した経緯がございます。

それで、ずっとそういう目的があってやってきたんですけれども、なかなかその一倉村長の意思に沿った事業が展開できていなかったという点から、私は今回、経済観光活性化委員会の中でいろいろと議論をしてもらった中で、そういうものも利用し、村の活性化につなげていったらいいんじゃないかというようなお話をいただきましたので、今回、去年そういうもので申し入れをし、村に1つでもそういった名所をつくろうという話の中で、補助植もあるし、それからカントリーに行く道路の縁にも植えられるところがあると、それから、今回開発しました発電事業のところにもあるというような中で、今回指定させていただいたのが発電所の入り口の下ですか、あの辺を桜の名所にし、そして、観光名所の一つとして地域経済の活性につながればなということで計画をさせていただきました。

それで、100本をいただけることになったので、それを全部ということでございましたけれども、20本については榛栄会が老木になって本当に通行が危ないという中で、今回伐採しましてその後に補助として植えるということで、20本はそちらのほうで植えていただく。それから、村の事業としてはその80本をこれから植えるところは検討しなければならいんですけれども、大まかに言って入り口の手前、入り口というか門をくぐって、ガードをくぐって、その左、右ですか、榛名カントリーで言うという上がりホールあの辺を整備していきたいなというふうな計画しております。

そして、その植樹については今、計画しているのは予算に上げていないんですけれども、予算に上げません。ボランティアで職員、それから希望ある議員さん、それから希望ある村民を募って植樹をしたいと、こんなふうに思っております。

それから、先ほど一般質問で岩田議員から落葉樹を植えて、涵養のものと水源確保をしたほうがいいというお話は、私も非常に感銘しているところです。桜の木を植えてもまたそういったものにつながっていくのではないかとこのふうには思っております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 榛名カントリーに入ってから発電、八州高原に行くところに植えるということなんですけれども、あそこは常に開放されている施設でもないですし、本当に限られた人しか見られない状況かなと思いますので、できればそうではなくて普通の人が見られる、開花の本当に素晴らしい時期に見られるように、榛名カントリーに行く道沿いだとか、創造の森から逆に上がっていくほうに植えるとか、何か限られた人ではない人が見られるようなところに、植林していただいたほうがせつかくの桜が生きるといいますかそういう部分もありますので、いま一度植える場所に関して、80本いただけるというのは相当な見映えする量の桜の木になると思いますので、また将来に渡って一度やはりそのあたりも含めて検討していただければと思うんですけれども、村長いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今回、いただいた理由としましてですね、どこへ植えるんだということがございます。その指定場所を申請しましてそしていただいたという経緯もございます。私も先日の雪が幾らかある中で登ってみたんですけれども、登る過程において、あの道路がこれからは非常に使われるという中で、村有林の杉の木が道路に物すごく日陰になっているところがあると、雪解けが遅くなっている、凍りついているそういうところを見かけましたので、今、議員がおっしゃいますように次なる桜の苗木をもらうものについては、そういうところを伐採し、そして、そのところに植えて、春は花が咲き、そして夏は涼しい環境をつくり、冬については日が当たるというような道路環境もつくっていかねばというふうに思っております。

この間本当に登ってみてわかったんですけれども、登り上がって平になってから非常に凍りついているというような関係から、左側の村有地をもう指示は出しているんですけれども、来年度どのくらいのヘクタールを伐採していいか、どうかということを精査して、森林組合のほうに出して許可を取るよというあれは出しておるんですけれども、来年度についてそういった計画を今、着々と進めて環境整備に努めたいと、こんなふうに思っています。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 5番小野関です。

132ページ、6款農林水産業費の中の11需用費の電気料であります。8,450万円という金額であります。昨年に比べて139%という大幅に延びております。その要因の説明と今、水をくみ上げている状況なんですけれども、季節に関係なく一定量をくみ上げている状況なのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 電気料につきましては、平成25年度までは農業用水維持管理費の電気料のほうへ戻入というので会計処理をしておりましたけれども、26年度からにつきましては41ページの歳入のところで、農林水産業、雑入のところで農業用水施設電気料ということで明確化されております。

電気料の増額分につきましては、燃料調整費、また太陽光促進賦課金、再生可能エネルギー促進賦課金等がございますので、自然増を見込んでの予算計上となっております。また、用水路につきましては、農業用水、田んぼへの、水田への一部補給ですけれども、これにつきましては5月から9月まで上野貯水池及び梨木貯水池が主に利用されるわけですけれども、ほかの貯水池につきましても使っているわけですけれども、5月から9月までは揚水量が上がっております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 農業用水と言えばやはり水田だというふうに思っております。5月から9月までは水量、揚水量多目というのは今説明があったところでありまして、どうあれ電気料をこんなに額、多額な費用をかけるわけでありまして、節電のためにもひとつ需要期とほかの季節の差をつけていただければというふうに思っているところであります。

それから、どうあれ農業用水維持管理基金から毎年、ことしも26年度の予算においても9,000万円近くの取り崩しをしているわけでありまして、基金が枯渇するのが目前に迫っているような状況になっております。そこで、先ほど岩田議員の質問の回答の中に、上水道として1,478万8,000円を水道会計から出すよということでありまして、26年度17.5%を29年には30%に引き上げるという話でありました。そこで、上水道と農業用水の負担割合の算定において、どのような計算でこのような方向が出たかお伺いをいたします。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 負担割合につきましては、揚水量による案分でございます。およそ300トン年間揚水量を上げているわけですけれども、農業用水として使用しているのが200万トンです。水道として使っているのが100万トンを切るんですけれども、およそ3割ということで、それに見合う分だけの電気料を負担してくださいというので、議会から等も質問があったものに回答をしたものでございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕



○5番（小野関武利君） そうすると、29年、上水道の負担割合が30%、もうこれはその先は固定ということでの理解でよろしいですか。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） また、この負担割合が変われば、今後また検討になるかと思いません。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 11番岩田です。

129ページの19節負担金、補助金及び交付金、群馬用水費なんですが、次のページの一番上で、群馬用水緊急改築事業負担金916万5,000円ですが、この事業は何年か前から始まっているわけですが、現在の進捗状況とこの負担金のいつまでこの負担が続くのか説明をお願いします。

それとですね、132ページ、11節需用費の電気料、農業用水維持管理費の中の電気料なんですが、25年予算では6,067万円と、26年は8,450万円と約2,400万円ほど電気料が上がるわけですが、実際にこの農業用水としての利用が、先ほど説明では3分の2と、3分の1は飲料水分だと、そういうことで29年度にはその30%まで飲料水分の負担を上げていくんだということですが、農業用水基金も大規模改修でもあれば数億円という工事費が発生するわけなんで、基金も枯渇のおそれがあるわけなんで、29年までこの3分の1の負担ができないというのは、どういう意味でできないのか村長に伺います。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 130ページの説明欄の群馬用水緊急改築事業負担金965万円ということですが、これにつきましてはもう事業は済んでおります。それに伴いましての負担ということですが、平成22年からこの償還が始まりまして今現在は元利償還ということで、平成38年まで償還をするということでこの916万5,000円が38年まで継続するということがございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 言われたようなもので、一遍に3分の1上げたらどうだというお話でございますけれども、従前の経緯を見ますと、いろいろと出し入れがあると。水の利用度とか、それから給水量とか、いろいろなあれを今年度でやり切れる事業でできないということで、3年間かけて適正に戻してほしいという指示を出したところでございますけれども、2年間で今回は3年間計画でございますけれども、それをどうしても早くやれということであれば、来年度は改正してみたいと思って

います。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 先ほどの群馬用水の改築の負担金なんですが、これは平成38年までということですが、これは負担は均等ですか、年々減少していくわけですか。それとこの電気料の関係なんですが、即水道料金にも反映してくると思うんですが、10年以上もう水道料金を値上げしていない状況なので、ここらの負担が農業用水のほうに負担がかかっているから水道料金が10年以上値上げせずに済んでいるのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 村上和好君発言〕

○産業振興課長（村上和好君） 元利償還の関係でございますが、これにつきましては先ほど申し上げましたけれども、平成22年から始まっています。当初の2年分については、元金据え置きということとで利子分だけということございまして、3年目から元利償還金という形になっていまして、金額については916万4,761円が固定金額という形で、38年まで行くということになっております。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 26年度につきましては、水道会計のほうから長岡揚水機場にインバーター設置工事ということで、これを3,024万円ほど計上しております。処理場の負担ですね。電気料の節電を計画しております。また、水道料金に関しましては、平成14年から料金のほうは変わっていないわけですが、村の水道料金に関しましては県下でも上位のほうの料金ということになっております。経営の安定ということを考えまして、県下でも高い水道料金なものですから、近々には上げられないということで検討しています。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑がないようですので、次に移ります。

歳出、10款から14款について質疑ございませんか。

8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 10款の教育費であります。予算書171ページ、工事請負費9,642万1,000円、南小学校整備事業の工事請負費とあるんですが、前回の補正で工事請負費5億5,200万円ほどの予算を可決したわけでありまして、この数字は9,642万1,000円というのは、この南小体育館建設工事あるいは北小の擁壁の数字だと思うんですが、少し説明していただけますか。

○議長（高橋 正君） 清水誠治学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） お答え申し上げます。

先日、補正予算でお願い申しました事項につきましては、これは体育館の補助対象部分の本体、体育館の本体と太陽光発電に係るものでございます。今回、平成26年度の当初予算に計上させていただきました部分につきましては、そのほかの部分でございまして、現在の体育館から新体育館の場所が変わるといふような関係から、給排水設備、それと電気幹線等の移設工事等が伴います。また、キュービクル、また新しい体育館の関係で建築基準法によりまして、将来新体育館から火災等が発生した場合に、現在の本校舎のほうに延焼するというふうなおそれがある中で、建築基準法に基づきまして本校舎のサッシ等を防火構造、これに変える必要等がございまして、こういったものの予算計上をさせていただいておりまして、9,642万1,000円の中のほとんどの部分が南小の体育館建設に係る村単工事の部分でございます。

○議長（高橋 正君） 8番。

[8番 金井佐則君発言]

○8番（金井佐則君） それでは、北小のこの擁壁というのは、幾らでもないということではないですか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） 金額につきましては、これは申し上げられませんが、北小のこの擁壁工事でございますが、延長が約56メートル、高さが3メートルほど現在空石積みとなっております。メリットもなく、地震等がくれば崩壊して、JAの榛東支所のほうに影響もございまして。そういったことで早期に、その部分も含めまして新しく間知ブロック等で実施をしたいということで、予算計上をさせていただいたところでございます。

○議長（高橋 正君） 8番。

[8番 金井佐則君発言]

○8番（金井佐則君） そうすると、くどいようでもことに申しわけないけれども、9,642万1,000円のうち、南小体育館建設工事に係る工事費は、幾ら予算化しているんですか。言えないかい。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） はっきりと申し上げられませんが、8,000万円ほどということでございます。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時50分休憩

午前11時57分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

12番岸君。

〔12番 岸 昭勝君発言〕

○12番（岸 昭勝君） 199ページ、南部コミセンの工事請負費ですが、当初この7,000万円の倍あって1億4,000万円あったものが、半額になったんですけれども、その辺の設計変更とか細かい部分を説明していただき、7,000万円でどういう工事ができるかお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 清水義美生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） お答えいたします。

当初1億円近くの予算を計上しておりましたが、南部コミセン改修について、北関東防衛局より26年度、27年度という形で2カ年の実施ということになりました。今回の予算につきましてはその26年度分として、補助額4,089万6,000円に対して約7,000万円ほどの工事支出になります。これにつきましては、今、実施設計を進める中で、途中でこういう話になりましたので、今、26年度の施行分につきまして内容を精査し、来年度実施に向けてやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 12番。

〔12番 岸 昭勝君発言〕

○12番（岸 昭勝君） ということは、結局、26年、27年で7,000万円プラス7,000万円で1,400万円ですということですか。

○議長（高橋 正君） 1億4,000万円です。

○12番（岸 昭勝君） すみません、1億4,000万円です。

○議長（高橋 正君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） 改修工事につきましては、議員さんの言うとおり26、27年度でそれぞれ今現在では4,089万6,000円、次年度予定が約7,000万円と、こういう金額でそれに対する事業費を遂行するというのであります。

○議長（高橋 正君） 12番。

〔12番 清水昭勝君発言〕

○12番（岸 昭勝君） 26、27年で設計段階というんですけれども、具体的に入札とか完成予定というのは予定しておりますか。

○議長（高橋 正君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） 26年度分の事業につきましては、補助金額が約4,000万円、事業費が7,000万円ということで、南部コミュニティセンターの中の多目的ホールが太陽光、そこにつきましてはかなり金額がかかるということで、27年度へという形を考えておりました、26年度中につきましては、多目的を除く部分について実施していきたいなというふうに考えております。

工事時期につきましては、8月から12月の期間で実施したいと考えていまして、というのは、多目的が1月からかなり成人式やら生涯学習フェスティバルやらいろいろあります。ですので、できれば12月中に完成させたいと思っているところでございます。

なお、この今現在予算で計上してある4,089万6,000円に対しまして、防衛省よりあと2,000万円の上積みという形でお話がございます。これについては、受ける方針で検討をしております、これにつきましては次年度以降、追加の2,000万円につきましてはまた補正等で対応していく考えでございますけれども、この2,000万円が上積みになった段階で、また内容は変わってきますのでこれについては十分精査しまして、また議会等に報告させていただいて、実施していきたいというふうに考えております。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） この計画につきましてははですね、建設委員会を立ち上げていろいろ研究をさせていただきました。そして、その中で中央コミセンの改築もあるんだから、よく精査したということでいろいろなご意見を承りました。そういった中で今回出させていただいた計画がこの金額でございます。それで、その金額の中には26年度で本当は1年でやるわけだったんです。けれども防衛のほうの補助金をいただくということから、防衛のほうでこれを2年間で延長してやってくれないかという申し入れがありましたので、それについては、では受けるからなるだけ地元の人たちに、住民に迷惑のかからないようにというような建設の仕方を、うちも考えるから防衛のほうも考えてくれということをお願いしました。

そして、当初ついた補助金の中での事業費は、来年度の、26年度の成人式、あるいはそれ以降使われるいろいろな行事について、不便さを感じないようにということで今、課長のほうから12月までに何とかしたいなというお話がございました。そしてまた、最近になってあと2,000万円をつけるから、また事業をふやさないよというお話がございました。それで、それを受けるか受けないかという話でございましたんですけれども、何しろそういうものが出てきたものについては、大変だろうけれども設計変更をかけて、早く内部だけでも充実させて、住民に迷惑をかける時間を少なくしたいということで受け入れることになりました。ですから、またこれには補正がかかるわけですけれども、またその時には議員さんにご説明を申し上げて進めたいと、こんなふうに思っております。

ですから、基本的には内装を先に仕上げて、そして住民に余り迷惑のかからないような対応をしな

がら、27年度は外装をしていくということでございます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 歳出のほうの14款の後のページの211ページになるんですけども、一般職の職員ということで、昨年度、前年度91人ということで、本年度は94人と3人ふえているという部分で、以前、村長より保健師1人増員しますというようなことは説明を受けているんですけども、この3人という部分に関してちょっと説明していただきたいんですが。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 基本的にはですね、3人ふやしたというのは1人は退職者の補充と、それからもう1人は、保健センターに今度可決されれば無料化検診もし、そしてその後追いをちゃんとやるんだという中から保健師を頼みました。そして、10月ごろでしたか、皆さんに申し上げたかどうかちょっと記憶にはないんですけども、虐待、それから登校拒否、そういった事例が非常にこの村でも多くなってきたということの心配から、その対応を今子育て・長寿支援課でやっております。その対応がですね、計算づくで何時に帰られるという問題ではございません。それと同時に、カウンセリングも必要です。そういった面からもう1人保健師をお願いしたいという要請がございました。そして、これは社会的に問題になっております事案でございますので、そればかりに携わるということではなしに、保健センターと行き来をした中での子育て・長寿支援課にそういったものを、事業をされる職員を置くということが1つです。

それから、先ほどもご説明申し上げましたように、国調に1人どうしても要だということで、3人の増員をさせていただいたということでもあります。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 保健師1人というのは、その虐待と登校拒否関係と、先ほど村長が言う保健センターと連携をしつつ1名ということですか。2名。国調1名、退職者の補充といたら4……。

〔「退職者の補充だから、それは違った、ごめん」の声あり〕

○7番（南 千晴君） ですよ。では、それはなしで保健師2名と国調で1名の3名ということなんです。職員の数がふえると、今回もそうですけれども、共済、給与費を含めて1,455万4,000円と人件費がふえていく形になっていて、今まで国の指示等もあって職員数についてはずっと削減していくようなスタイルで、ここ何十年とやってきているんですが、3人ふえるということで今後の職員のそういう採用計画というか、ふえて確かにサービスというか業務がきちんとできるということはいいいことかもしれないんですけども、一方で、財政を圧迫するというか、義務的経費がふえていくとい

うかそういった点もあるんですけども、その辺はどう考えているんですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 言われるとおりです。私もそういうところはいろいろと精査をさせていただきました。私が選んだのは、村民が安心して安全に暮らせる地域社会をつくらなければならないということが、やはり私としては原点だろうというふうに思います。職員を減らしてほかも事業をやるというようなことは、これはなかなかできないことで、何しろ住民のニーズに合った職員体制は、これは最小限必要であると思っております。そういった中で、今回そういった面も精査はしましたけれども、3人を増員し、そして村民の負託に応えたいというのが本音でございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 村長のそういう気持ちというかはわかったんですが、一人一人の職員が本当に今のこの人数で全てできない状況なのか、それともやはり一人一人の職員が能力を向上することで対応できる事案も、今後出てくるのではないかと思うんですが、そのあたりの能力をどんどん向上していくというか、今の体制、だからといって毎年ふやしていくということは、それだけ経費がかかっていくわけですから、今後に関しても、ずっとニーズがあるから全部ふやすんだというわけではないと思うんですね、先ほどの村長の話を書く限りの中でも、その辺は一人一人の職員もやはり能力を向上していただきたいということと、やはり業務の内容を本当に無駄がないような形でしていただくことが必要だと思うんですが、そのあたりの職員の体制というか、能力向上と業務に関する中身のチェック体制、そのあたりはどういうふうに考えていくんでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 議員が言われるとおり、やはりそういうところはちゃんとしていかなきゃというふうに思っております。それで、職員の教育とか能力と向上というのは、課長のほうからいろいろお話をさせていただくという中で、時間外勤務はなるだけ控えてちゃんとやりなさいよというようなシステムを構築していますし、それから、職員同士の資質向上のための話し合いもさせていただいています。それから、職員教育ということで県からの要請がありまして、そういった制度を利用して職員を派遣して研修をさせていただいておる。

それでもう一つは、私はどっちかという人を信じるほうなんですけれども、榛東村の職員においては、私は議員をしているときは皆さんと同じような考えだったんです。けども、やはり一人一人を見てみますと、能力の120%出してやっているというような方が大方でございます。そんな中で、今回3人をふやして事業がふえた中で対応をさせていただくんですけども、先ほども何か早坂議員から出た、基金の要らないものはもう削っていくんだよと、どんどんそういう新陳代謝を行うんだよ

と、それがやはり職員にも必要だというふうに思っております。ですから、事業が終えたものについてはどんどんとチェックをして、そして新しい事業にそれを仕向けていくというような努力は、これからもやらせていただきます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第26号 平成26年度榛東村一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

1時より開会いたします。

午後0時6分

---

午後1時再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

午前に続き、予算審議を行います。

---

◇

### ◎日程第3 議案第27号 平成26年度榛東村国民健康保険特別会計予算

○議長（高橋 正君） 日程第3、議案第27号 平成26年度榛東村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読は終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕



○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成26年度榛東村国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

国保会計におきましては、平成24年度当初予算で国民健康保険税の税率を平均17%引き上げさせていただきましたが、平成24年度の給付費はおおむね前年並みと落ちついて推移をしましたので、平成24年度には7,000万円を基金に積み立てることができました。平成25年度も、現時点まででは落ちついて推移をしております。

このような状況の中で、平成26年度の国保会計予算につきましては、前年度予算と比較して制度改正等による大きな変更点はございませんが、当初予算要求額は16億5,370万円、対前年度比、金額で7,965万5,000円の減額、率では4.6%の減となっております。歳入では、保険給付費の歳出減に伴う国庫支出金及び共同事業交付金の減、退職者医療療養給付費から算出される前期高齢者交付金が増額となっております。

歳出では、保険給付費は平成25年度実績見込みに対しまして5%の伸びを見込んで予算計上をさせていただきました。金額では10億7,645万5,000円となり、前年当初金額と比較しますと1億2,336万3,000円の減、率では10.28%の減となりました。

それでは、予算書に基づきまして説明をさせていただきます。

予算書の225ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、金額の順に説明をさせていただきます。

1 款国民健康保険税、金額4億8,725万6,000円。1 項国民健康保険税、同額です。

2 款一部負担金、金1,000円。1 項一部負担金、同額です。

3 款使用料及び手数料、金額2万5,000円、1 項手数料、同額です。

4 款国庫支出金、金額3億4,647万円。1 項国庫負担金、金額2億7,164万6,000円。2 項国庫補助金、金額7,482万4,000円。

5 款療養給付費交付金、金額1億820万6,000円。1 項療養給付費交付金、同額です。

6 款前期高齢者交付金、金額3億3,757万5,000円。1 項前期高齢者交付金、同額です。

7 款県支出金、金額8,836万4,000円。1 項県負担金、金額1,385万3,000円。2 項県補助金、金額7,451万1,000円。

8 款共同事業交付金、金額1億8,552万3,000円。1 項共同事業交付金、同額です。

9 款財産収入、金額30万円。1 項財産運用収入、同額です。

226ページをお願いいたします。

10 款繰入金、金額9,719万8,000円。1 項他会計繰入金、金額9,719万7,000円。2 項基金繰入金、金額1,000円。

11款繰越金、金額2,000円。1項繰越金、同額です。

12款諸収入、金額278万円。1項延滞金、加算金及び過料、金額253万2,000円。2項村預金利子、金額1,000円。3項受託事業収入、金額1,000円。4項雑入、金額24万6,000円。

歳入合計でございます。金額16億5,370万円です。

続きまして、227ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費、金額1,049万2,000円。1項総務管理費、金額524万9,000円。2項徴税費、金額482万8,000円。3項運営協議会費、金額21万1,000円。4項趣旨普及費、金額20万4,000円。

2款保険給付費、金額10億7,645万5,000円。1項療養諸費、金額9億4,907万5,000円。2項高額療養費、金額1億1,733万円。3項移送費、金額15万円。4項出産育児諸費、金額840万円。5項葬祭諸費、金額150万円。

3款後期高齢者支援金等、金額2億2,602万8,000円。1項後期高齢者支援金等、同額です。

4款前期高齢者納付金等、金額34万3,000円。1項前期高齢者納付金等、同額です。

5款老人保健拠出金、金額1万3,000円。1項老人保健拠出金、同額です。

6款介護納付金、金額9,666万9,000円。1項介護納付金、同額です。

7款共同事業拠出金、金額2億1,287万1,000円。1項共同事業拠出金、同額です。

228ページをお願いいたします。

8款保健事業費、金額1,827万4,000円。1項特定健康診査等事業費、金額1,361万7,000円。2項保健事業費、金額465万7,000円、

9款基金積立金、金額30万1,000円。1項基金積立金、同額です。

10款公債費、金額1,000円。1項公債費、同額です。

11款諸支出金、金額225万3,000円。1項償還金及び還付加算金、金額201万3,000円。2項指定公費負担医療立替金、金額24万円。

12款予備費、金額1,000万円。1項予備費、同額です。

歳出合計、金額16億5,370万円です。

231、232ページにつきましては、事項別明細書の総括でございます。説明については省略をさせていただきます。

235ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについて説明をさせていただきます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、本年度4億5,322万3,000円、比較1,527万1,000円の増でございます。内訳については、右の節にあるとおりでございます。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度3,403万3,000円、比較1,062万6,000円の減でございます。国民健康保険税の合計で言いますと4億8,725万6,000円、比較で464万5,000円の増でございます。

います。

236ページをお願いいたします。

上から3段目になります。4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、本年度額2億5,779万3,000円、比較で6,718万7,000円の減でございます。一般被保険者給付費の減額によるものでございます。

その下、4款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、本年度額が7,482万4,000円、比較2,198万8,000円の減でございます。歳出での療養給付費、それから療養費、高額療養費の減によるものでございます。

237ページ、上段になりますが、5款療養給付費等交付金、1項1目の療養給付費等交付金、本年度額1億820万6,000円、比較で772万4,000円の増でございます。歳出での退職者に係る医療費の増加による歳入増でございます。

次に、6款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金、本年度額が3億3,757万5,000円、比較で6,052万9,000円の増でございます。前年度の退職者医療療養給付費から算出をされまして、支払基金からの交付額の増額予定による歳入増でございます。

次に、7款県支出金、1項1目高額医療共同事業負担金、本年度1,193万1,000円、比較で196万4,000円の増でございます。高額医療対象の増、県が4分の1を負担する再保険制度の資金でございます。

次に、238ページの一番上になります。

7款2項2目財政調整交付金、本年度額6,958万5,000円、前年度比較で174万1,000円の増、普通調整交付金、特別調整交付金の内訳は、節欄記載のとおりでございます。

次に、中段になります。8款の共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金、本年度3,191万4,000円、比較2,020万6,000円の減でございます。高額医療費の減額による国保連合会からの交付額減額見込みによるものでございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金、本年度1億5,360万9,000円、比較で4,713万6,000円の減でございます。国保連合会からの交付額見込みによるものでございます。

次に、239ページをお願いいたします。

上段になります。10款の繰入金、1項1目一般会計繰入金、本年度9,719万7,000円、比較61万9,000円の減でございます。内訳は、右の説明欄にあるとおりでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出の事項別明細書でございます。245ページからお願いいたします。

同じく主なものについてご説明申し上げます。

1款総務費については省略をさせていただきたいと思っております。

247ページをお願いいたします。

2款保険給付費につきましては、平成24年11月から平成25年10月までの12カ月間の給付費の平均額に5%の伸びを見込み計上をさせていただきました。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、本年度8億4,573万4,000円、比較では9,802万4,000円の減でございます。

2款1項2目退職被保険者等療養給付費、本年度8,946万円、比較26万4,000円の増でございます。

1項療養諸費計では、9,821万3,000円の減となりました。

248、249ページをお願いいたします。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、本年度1億206万円、比較2,730万5,000円の減でございます。

2目退職被保険者等高額療養費、本年度1,512万円、比較371万5,000円の増、退職被保険者関係の給付費は減額でも少な目か、増額の傾向でございます。

250ページをお願いいたします。

中段になります。4項1目出産育児一時金、本年度840万円、比較では126万円の減でございます。平成25年度実績見込みによりまして20人を計上させていただきました。

次のページをお願いいたします。

5項1目葬祭費、本年度150万円、比較30万円の減でございます。平成25年度実績見込みによりまして30件を計上させていただいております。

251ページ、3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金は、後期高齢者医療保険へ国保加入者数に応じた支援金を支払基金へ納付するものでございます。本年度2億2,600万7,000円、比較で1,730万9,000円の増でございます。

252ページをお願いします。

下段になります。6款介護納付金、1項1目介護納付金は、第2号被保険者、40歳から64歳になりますけれども、保険料について各保険者を通じて徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございまして、本年度9,666万9,000円、比較では292万円の増でございます。

253ページ、7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費拠出金、本年度4,772万5,000円、比較では785万7,000円の増でございます。

次に、2目保険財政共同安定化事業拠出金、本年度1億6,509万6,000円、比較では547万3,000円の増でございます。

次に、8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、本年度1,361万7,000円、比較で50万3,000円の増でございます。

255ページをお願いいたします。

8款2項1目保健衛生普及費465万7,000円、比較69万6,000円の増でございます。13節委託料、説明欄では、24時間安心ダイヤルサービス事業、26年も継続実施を予定しています。事業の利用状況に

つきましては、予算特別委員会で説明をさせていただいたとおりでございます。

256ページ、19節で人間ドックの補助金を予定しておりますが、25年度の申請状況によりまして28名分の増、金額で70万円の増額を予定しております。

次に、9款1項1目国民健康保険基金積立金30万1,000円は、基金利子の積み立てを予定するものです。

以降、10款、11款、12款は前年とほぼ同様ですので、説明は省略をさせていただきます。

258ページ、12款予備費につきまして、これまで100万円でしたが、会計予算に対しましては0.06%という率でございました。給付費等の支払いにつきましても、月々1億円から1億5,000万円ほどの支払いでございます。支払規模等を勘案しまして、平成26年度予算予備費を1,000万円とさせていただきます。

259ページについては、給与費明細書となっています。後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上で説明にかえさせていただきます。

ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第27号 平成26年度榛東村国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

#### ◎日程第4 議案第28号 平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算

○議長（高橋 正君） 日程第4、議案第28号 平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読は終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

この制度が発足し6年が経過をするところでございます。平成26年度には2年に一度の保険料改定がございまして、均等割が4万3,600円プラス900円、それから所得割が8.60%、プラス0.12ポイントということで上昇となっております。予算総額では、前年度当初より748万9,000円の増、1億504万7,000円、率にしては7.68%の増でございます。

それでは、予算書に基づきまして説明をさせていただきます。

265ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算。

最初に、歳入でございます。

左から款、項、金額の順に説明をさせていただきます。

1款後期高齢者医療保険料、金額7,256万円。1項後期高齢者医療保険料、同額です。

2款使用料及び手数料、金額1,000円。1項手数料、同額です。

3款繰入金、金額3,247万7,000円。1項一般会計繰入金、同額です。

4款繰越金、金額1,000円。1項繰越金、同額です。

5款諸収入、金額5,000円。1項延滞金、加算金及び過料、金額2,000円。2項償還金及び還付加算金、金額2,000円。3項預金利子、金額1,000円。

6款雑入、金額3,000円。1項滞納処分費、金額1,000円。2項雑入、金額2,000円。

歳入合計、金額1億504万7,000円です。

続きまして、266ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費、金額165万5,000円。1項総務管理費、金額47万2,000円。2項徴収費、金額118万3,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、金額1億319万円。1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額です。

3款諸支出金、金額2,000円。1項償還金及び還付加算金、同額です。4款予備費、金額20万円。予備費、同額です。

歳出合計、金額1億504万7,000円でございます。

269、270ページにつきましては事項別明細書の総括表となっております。説明は省略させていただきます。

きます。

273ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

主なものについてご説明させていただきます。

1款1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料5,217万1,000円と2目後期高齢者医療普通徴収保険料2,038万9,000円は、広域連合からの数値でございます。14.849%の増となります。保険料率の改定と被保険者の増などによるものでございます。

下段になります。3款1項1目事務費等繰入金756万3,000円は、一般会計からの繰入金でございます。比較では230万円の減。主なものは一般管理費の歳出減に伴う減額でございます。

2目保険基盤安定繰入金2,491万4,000円、比較41万4,000円の増は、これも広域連合からの数値によりまして一般会計からの繰入金で、県分4分の3の歳入に村分4分の1を加えたものでございます。

274ページから275ページの4款繰越金、5款諸収入、6款雑入につきましては、前年と同様に増目によるものでございます。

次に、279ページをお願いします。

歳出です。

主なものをご説明いたします。

1款1項1目一般管理費47万2,000円、比較197万1,000円の減は、12節役務費、13節委託料におきまして村設置の後期高齢者医療電算システムの更新等費用が減額となったものでございます。

2項1目徴収費118万3,000円、比較37万4,000円の減は、村の電算システムの効果に伴いまして、委託料等業務が個別化され減額となりました。

次、280ページの中段をお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1億319万円、比較983万4,000円の増は、保険料率の改定と被保険者の増によるものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。

ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第28号 平成26年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第5 議案第29号 平成26年度榛東村介護保険特別会計予算

○議長（高橋 正君） 日程第5、議案第29号 平成26年度榛東村介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康・保険課長。

[健康・保険課長 小野関 均君発言]

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、平成26年度榛東村介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

介護保険につきましては、平成24年度から26年度までの3カ年を計画期間とする第5期介護保険事業計画の3年目、最終年度となります。平成26年度には平成27年度から29年度までの3カ年を計画期間とする第6期介護保険事業計画の策定年度となります。

介護保険特別会計歳入については、歳出の保険給付費の増額を受けて、本年度の国庫支出金は2億4,593万6,000円、910万円の増、率で3.84%。支払基金交付金は3億454万9,000円、1,206万5,000円の増、率で4.1%の増となっております。

歳出におきましては、保険給付費を平成25年度給付予測額に26年度の給付伸び率を10%見込んで予測をしております。4,046万円の増、10億4,632万8,000円計上をいたしました。

予算総額では、前年度当初より3,851万7,000円の増、率にしては3.65%の伸びで、10億9,366万2,000円を計上させていただきました。

それでは、予算書に基づきまして説明をさせていただきます。

287ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、金額の順に説明をさせていただきます。



1 款保険料、金額2億2,744万6,000円。1 項介護保険料、同額です。

2 款使用料及び手数料、金額1,000円。1 項手数料、同額です。

3 款国庫支出金、金額2億4,593万6,000円。1 項国庫負担金、金額1億8,465万円。2 項国庫補助金、金額6,128万6,000円。

4 款支払基金交付金、金額3億454万9,000円。1 項支払基金交付金、同額です。

5 款県支出金、金額1億5,988万8,000円。1 項県負担金、金額1億5,540万5,000円。2 項県補助金、金額444万3,000円。

6 款財産収入、金額5万円。1 項財産運用収入、同額です。

7 款繰入金、金額1億5,578万6,000円。1 項一般会計繰入金、金額1億5,578万5,000円。2 項基金繰入金、金額1,000円。

8 款繰越金、金額1,000円。1 項繰越金、同額です。

288ページをお願いします。

9 款諸収入、金額5,000円。1 項延滞金、加算金及び過料、金額1,000円。2 項村預金利子、金額1,000円。3 項雑入、金額3,000円。

歳入合計、金額10億9,366万2,000円でございます。

続きまして、289ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費、金額2,051万1,000円。1 項総務管理費、金額928万2,000円。2 項徴收費、金額116万9,000円。3 項介護認定審査会費、金額996万6,000円。4 項趣旨普及費、金額9万4,000円。

2 款保険給付費、金額10億4,632万8,000円。1 項介護サービス等諸費、金額9億5,401万2,000円。2 項介護予防サービス等諸費、金額3,980万2,000円。3 項高額介護サービス等費、金額1,766万7,000円。4 項高額医療合算介護サービス等費、金額262万8,000円。5 項特定入所者介護サービス等費、金額3,129万2,000円。6 項その他諸費、金額92万7,000円。

3 款地域支援事業費、金額2,412万円。1 項介護予防事業費、金額384万2,000円。2 項包括的支援事業任意事業費、金額2,027万8,000円。

4 款基金積立金、金額5万1,000円。1 項基金積立金、同額です。

5 款公債費、金額160万円。1 項財政安定化基金償還金、同額です。

6 款予備費、金額100万円。1 項予備費、同額です。

290ページをお願いします。

7 款諸支出金、金額5万2,000円。1 項諸支出金、同額です。

歳出合計、金額10億9,366万2,000円でございます。

293ページ、294ページにつきましては、事項別明細書の総括表でございます。説明は省略をさせていただきます。

297ページをお願いします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについて説明をさせていただきます。

1款1項1目第1号被保険者保険料、本年度が2億2,744万6,000円、比較では456万2,000円の増です。高齢者人口の増加による被保険者の増によるものでございます。

次に、3款1項1目介護給付費負担金1億8,465万円、比較で745万3,000円の増、給付費に対しまして施設15%、その他20%の割合により国から交付されるものでございます。

3款2項1目調整交付金5,231万6,000円、比較202万3,000円の増。給付費に対しまして5%を基準に国から交付されるものでございます。

298ページをお願いします。

3款2項3目地域支援事業交付金801万円、比較66万2,000円の減、これは任意事業費の歳出減による歳入の減でございます。

中段、4款1項1目介護給付費交付金3億343万6,000円、比較1,173万4,000円の増、これも給付費等の伸びによる増でございます。

次に、下段になります。

5款の1項1目介護給付費負担金1億5,540万5,000円、比較569万6,000円の増、これも給付費の伸びによる増でございます。

299ページをお願いします。

上段になります。2項2目地域支援事業交付金、本格的な事業2事業、400万4,000円、比較で33万1,000円の減、国庫支出金と同様、任意事業費の歳出減による歳入減でございます。

下段になります。7款繰入金、5、一般会計繰入金、本年度1億5,578万5,000円、比較723万4,000円の増、内訳につきましては、説明欄のとおりでございます。これも給付費等歳出の伸びによる歳入の増額でございます。

300ページをお願いします。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、増目でございます。

8款繰越金から9款諸収入も同様でございます。

次に、305ページから歳出の事項別明細書でございます。

主なものについてご説明いたします。

1款1項1目一般管理費、本年度928万2,000円、比較229万6,000円の増額、これは第6期計画策定業務委託費等でございます。

306ページをお願いします。

1款2項1目賦課徴収費、本年度116万9,000円、比較43万4,000円の増額、これにつきましては13節委託料で保険料システム改修が必要となり増額となりました。

308ページをお願いします。

2款保険給付費につきましては、先ほども説明をさせていただきましたが、平成25年度の給付予測額に26年度の給付伸び率10%を見込んで予測をしております。

以降は、金額の大きいものについて説明をします。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、本年度4億2,065万1,000円、比較4,784万1,000円の増でございます。要介護1から5の方が自宅で受ける介護サービスということでございます。

次に、3目地域密着型介護サービス給付費、本年度6,239万2,000円、比較では165万9,000円の増でございます。グループホーム等の経費でございます。

次に、309ページをお願いします。

5目施設介護サービス給付費、本年度が4億2,748万2,000円、比較937万5,000円の減、8目居宅介護住宅改修費、本年度353万1,000円、比較148万9,000円の減、9目居宅介護サービス計画給付費3,929万2,000円、34万1,000円の増でございます。5目、8目減あるいは9目の、わずかな増でございますが25年度の実績が若干減傾向にあるということでの減額あるいは微増ということでございます。

310ページをお願いします。

2款2項1目介護予防サービス給付費、これは要支援1、2の方の関係経費でございまして、本年度3,330万8,000円、比較では408万2,000円の増となります。

311ページをお願いします。

下段になります。2款3項1目高額介護サービス費、今年度1,757万8,000円、比較114万1,000円の増。

次に、312ページの下段になります、2款4項1目高額医療合算介護サービス費、本年度261万8,000円、比較5万1,000円の増でございます。

313ページをお願いします。

2款5項1目特定入所者介護サービス費、本年度317万2,000円の減となります。これにつきましては、低所得者の施設利用が困難とならないよう申請によって食費、居住費等について介護保険から給付をされるものでございます。

314ページの下段をお願いします。

3款1項2目介護予防事業、2次予防事業、本年度338万2,000円、比較で99万7,000円の増。13節の委託料でございます、これにつきましては2次予防対象者把握業務、毎年実施をしているんですが、平成26年度が、先ほど申しましたように、3年に一度の計画策定年度のため調査内容が変更となり増額となったものでございます。

次、315ページの下段になります。

2項1目包括的支援事業、本年度1,368万8,000円、比較14万9,000円の減、これは地域包括支援センターへの委託料でございます。2項2目任意事業費、本年度659万円、比較で152万7,000円の減、これにつきましては20節の扶助費が150万円の減でございます。これにつきましては、任意事業費の

割合によりまして基準額が率を超えてしまうということで、介護慰労金の関係ですけれども、要介護3の対象者を一般財源で手当てをしていただくということで、本年度、補正でもお願いをしましたが、26年度は当初から要介護3の対象者は一般財源で手当てをしていただくということで減額となりました。

316ページの下段になります。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、基金の利子5万1,000円を予定しております。

317ページ、5款1項1目財政安定化基金償還金160万円、480万円の借り入れをいたしました3年間均等償還ということで、平成26年度が最終年度になりまして、160万円償還して、借り入れはゼロとなります。

319ページをお願いします。

地方債の各年度における現在高の見込み額と年度中の増減の調書でございます。ただいま説明したとおり、本年度160万円償還し、償還完了ということでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第29号 平成26年度榛東村介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第6 議案第30号 平成26年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算

○議長（高橋 正君） 日程第6、議案第30号 平成26年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

早川住民生活課長。

[住民生活課長 早川雅彦君発言]

○住民生活課長（早川雅彦君） それでは、平成26年度榛東村住宅新築資金の貸付特別会計予算についてご説明を申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業につきましては、平成8年度に貸し付けが終了しており、現在は貸付金の回収と起債の償還が主なものとなっております。

平成26年度当初予算につきましては、前年度当初予算に比べまして、額にして87万9,000円、率にして4.1%の減となっているものでございます。

議案書の325ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。

初めに、歳入でございます。

款、項、金額の順に朗読をさせていただきます。

1 款県支出金、金額9万円。1 項県補助金、同額でございます。

2 款繰入金、金額448万1,000円。1 項繰入金、同額でございます。

3 款諸収入、金額1,612万円。1 項貸付金元利収入、同額でございます。

歳入合計、金額2,069万1,000円。

続きまして、326ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、金額12万4,000円。1 項総務費、同額でございます。

2 款公債費、金額2,056万7,000円。1 項公債費、同額でございます。

歳出合計、金額2,069万1,000円でございます。

329、330ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書の総括表でございます。後ほどごらんをいただきたいと思っております。

続きまして、333ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

主なものについて説明をさせていただきます。

2 款繰入金、1 項1 目繰入金、本年度額448万1,000円、比較152万2,000円の減、これは一般会計からの繰入金でございますけれども、歳出におきまして公債費が減となったこと及び歳入において貸付金が未収入が増となったことなどによるものでございます。

3 款諸収入、1 項1 目貸付金元利収入、本年度額1,612万円、比較109万7,000円の増。内訳は、こ

のページから次のページにかけての説明欄にあるとおりでございます。

続きまして、337ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

下段になります。2款1項公債費、1目が元金、2目が利子、合計が一番下の行、本年度額2,056万7,000円、比較87万9,000円の減でございます。いずれも簡保生命保険への還付償還金でございます。

次に、338ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。一番下の行、合計欄の一番右の列、当該年度末現在高見込み額7,660万円でございます。

なお、起債償還につきましては平成33年度をもって終了するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。

ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第30号 平成26年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第7 議案第31号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計予算

○議長（高橋 正君） 日程第7、議案第31号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

公共下水道事業も事業着手から22年が経過し、全体計画面積は316ヘクタール、認可区域のうち26年4月には約230ヘクタールが供用開始となる見込みであります。26年1月末の接続状況につきましては、受益者数1,701戸に対し接続戸数1,421戸、接続率83.5%になっております。供用人口につきましては、5,581人に対し、接続人口3,939人、接続率70.6%になっております。

平成26年度の主要事業といたしましては、特環エリアについて測量設計委託1,056メートル、舗装本復旧工事1,700メートル、公共下水道エリアについては測量設計委託8,065メートル、管路工事3,625メートル、舗装復旧工事3,500メートルを予定しております。

それでは、343ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。

歳入です。

1 款分担金及び負担金1,718万7,000円。1 項負担金、同額です。

2 款使用料及び手数料4,448万3,000円。1 項使用料4,443万3,000円。2 項手数料5万円。

3 款国庫支出金1億8,093万6,000円。1 項国庫補助金、同額です。

4 款県支出金404万6,000円。1 項県補助金、同額です。

5 款繰入金1億2,688万7,000円。1 項繰入金、同額です。

6 款繰越金1,000円。1 項繰越金、同額です。

7 款諸収入787万9,000円。1 項村預金利子1,000円。2 項雑入787万2,000円。

8 款村債3億2,120万円。1 項村債、同額です。

歳入合計7億261万9,000円でございます。

344ページをお願いいたします。

1 款総務費405万3,000円、1 項総務費、同額です。

2 款建設費5億2,487万6,000円、1 項建設費、同額です。

3 款管理費3,042万3,000円、1 項管理費、同額です。

4 款公債費1億4,326万7,000円、1 項公債費、同額です。

歳出合計7億261万9,000円でございます。

345ページをお願いいたします。

第2表 地方債でございます。

起債の目的、流域下水道事業債、限度額730万円。起債の方法、証書借入又は証券発行、利率年

3%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還、もしくは低利による借りかえをすることができる。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業債、限度額3,220万円、公共下水道事業債、限度額2億8,170万円、起債の方法、利率、償還の方法については同様でございます。

起債限度額の合計3億2,120万円。

349ページから350ページの総括につきましては、説明を省略させていただきます。

353ページをお願いいたします。

歳入でございますが、主なものについてご説明申し上げます。

1款1項1目受益者負担金、本年度予算額1,718万7,000円、比較200万7,000円。1節現年度分1,575万9,000円。内訳ですけれども、受益者負担金公共分1,183万2,000円、40戸分となっております。受益者負担金特環分392万7,000円、17戸分でございます。平成25年度の供用開始予定戸数がふえたことによる増額となっております。

2款1項1目下水道使用料、本年度額4,443万3,000円、比較289万3,000円。1節現年度分4,395万1,000円。内訳ですけれども、公共分2,520万円、690戸分です。特環分720戸分で1,875万1,000円を見込んでおります。

354ページをお願いいたします。

3款1項1目国庫補助金1億8,093万6,000円、比較1,916万6,000円、事業量が増加することによる補助金の増額です。

4款1項1目県補助金404万6,000円、比較134万6,000円、村単独分の3%となっております。

5款1項1目一般会計繰入金1億2,688万7,000円、比較346万4,000円。

355ページをお願いいたします。

7款2項1目雑入787万8,000円、比較221万5,000円。1節雑入ですけれども、内訳、説明欄の消費税還付金786万7,000円となっております。

8款1項1目下水道事業債3億2,120万円、比較5,830万円。説明欄の流域下水道事業債730万円、特定環境保全公共下水道事業債3,220万円、公共下水道事業債2億8,170万円となっております。

359ページをお願いいたします。

歳出です。

1款1項1目総務費405万3,000円、比較7万9,000円の減額。

360ページをお願いいたします。

2款1項1目建設費5億2,487万6,000円、比較8,183万4,000円、主なものにつきましては、361ページ、13節委託料ですけれども6,997万円。



362ページをお願いいたします。

実施設計委託料、特環1,056メートル、公共分ですけれども8,065メートルの設計業務委託となっております。15節工事請負費4億3,161万円、特環、公共の管渠工事及び舗装本復旧工事等になっております。特環の舗装復旧につきましては1,700メートル、公共の新管工事につきましては3,625メートル、舗装復旧については3,500メートルを計画しております。19節負担金、補助及び交付金773万2,000円、流域下水道の建設負担金でございます。

363ページをお願いいたします。

3款1項1目管理費3,042万3,000円、比較44万9,000円。

364ページをお願いいたします。

13節委託料234万8,000円、内訳につきましては、施設管理委託料59万4,000円、その他委託料128万9,000円となっております。19節負担金、補助及び交付金2,546万1,000円、内訳につきましては、流域下水道の維持管理負担金となっております。

365ページをお願いいたします。

4款1項1目元金償還金ですけれども8,800万4,000円、比較751万4,000円、これは据え置き期間が終了した元金償還が開始になるものでございます。30年償還5年据え置きの25年間の償還でございます。2目利子償還金5,526万3,000円、比較32万7,000円の減額となっております。

366ページから372ページにつきましては、給与費明細書でございますが、後ほどごらんいただきたいと思っております。

373ページをお願いいたします。

地方債の年度末現在高の見込みに関する調書でございます。

合計欄、一番右の欄ですけれども、当該年度末の現在高の見込み額、平成26年度末の見込み額につきましては25億6,097万5,000円になる見込みでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第31号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について、原案のとおり可決すること

に賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで15分間休憩といたします。

午後2時休憩

---

午後2時15分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

---

◇

### ◎日程第8 議案第32号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算

○議長（高橋 正君） 日程第8、議案第32号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成26年度は、長岡、広馬場地区の施設の運転、維持管理、新規住宅の建設、新規加入申し込みに伴う公共マス設置工事等を継続的に実施いたします。

26年度1月末の接続戸数ですが、長岡地区386戸、同意戸数457戸に対しまして84.7%となっております。広馬場地区464戸、同意戸数897戸に対しまして464戸で51.3%となっております。

それでは、379ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入です。

1 款分担金及び負担金266万2,000円、1 項分担金、同額です。

2 款使用料及び手数料2,763万円、1 項使用料、同額です。

3 款繰入金1億1,207万3,000円、1 項繰入金、同額です。

4 款繰越金1,000円、1 項繰越金、同額です。

5 款諸収入5,000円、1 項村預金利子1,000円、2 項諸収入4,000円。

歳入合計 1 億4,237万1,000円でございます。

380ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費823万8,000円、1 項総務費、同額です。

2 款管理費4,120万円、1 項管理費、同額です。

3 款公債費9,293万3,000円、1 項公債費、同額です。

歳出合計 1 億4,237万1,000円でございます。

383ページ、384ページの事項別明細書総括につきましては説明を省略させていただきます。

387ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、歳入でございます。

主なものについて説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目分担金266万2,000円、比較74万円。1 節現年度分266万円。内訳につきましては、長岡地区事業費分担金128万円、これは5戸プラス分納分でございます。広馬場地区事業費分担金138万円、これにつきましても5戸プラス分納分でございます。

2 款 1 項 1 目下水道使用料2,763万円、比較86万6,000円。1 節現年度分2,762万8,000円。内訳につきましては、長岡地区下水道使用料1,155万1,000円、366戸分となっております。広馬場地区の下水道使用料1,607万7,000円、これにつきましては456戸分でございます。

3 款 1 項 1 目繰入金 1 億1,207万3,000円、比較1,135万5,000円、一般会計からの繰り入れでございます。

391ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目総務費823万8,000円、比較30万2,000円。

392ページをお願いいたします。

27節公課費281万円、内訳は消費税でございます。25年の確定及び中間納付分でございます。使用料徴収による仮受消費税額でございます。

2 款 1 項 1 目管理費4,120万円、比較268万8,000円。主なものにつきましては、393ページ、11節需用費1,975万6,000円、説明欄の処理場中継ポンプ電気料でございます、1,615万円。12節役務費161万6,000円、内訳につきましては電信料108万9,000円でございます。テレメーター警報等による電信料でございます。13節委託料1,396万円、内訳につきましては施設管理委託料1,266万1,000円、維持管理、技術管理、電気保安点検等でございます。その他委託料129万9,000円となっております。使用料システム委託料等となっております。

394ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目元金の償還金でございます。5,606万9,000円、比較1,088万7,000円。2 目利子の償還

金でございます、3,686万4,000円、比較で91万4,000円の減額となっております。

396ページから402ページにつきましては、給与費明細書でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

403ページをお願いいたします。

地方債の年度末現在高の見込みに関する調書でございます。

当該年度末の現在高見込み額、平成26年度末の見込み額につきまして18億2,637万2,000円になる見込みでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第32号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第9 議案第33号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計予算

○議長（高橋 正君） 日程第9、議案第33号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） それでは、議案第33号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、朗読及び説明をさせていただきます。

409ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算。

初めに、歳入です。

1 款事業収入7,248万2,000円、1 項事業収入、同額でございます。

2 款使用料及び手数料3,000円、1 項使用料、同額でございます。

3 款繰入金7,650万9,000円、1 項他会計繰入金、同額でございます。

4 款繰越金1,000円、1 項繰越金、同額でございます。

5 款諸収入5,000円、1 項村預金利子1,000円、2 項雑入4,000円。

歳入合計1億4,900万円。

続きまして、410ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費6,952万5,000円、1 項総務管理費、同額でございます。

2 款事業費7,896万5,000円、1 項事業費、同額でございます。

3 款公債費1万円、1 項公債費、同額でございます。

4 款予備費50万円、1 項予備費、同額でございます。

歳出合計1億4,900万円。

413ページから414ページは、歳入歳出予算事項別明細書総括でございます。説明は省略させていただきます。

417ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入です。

主なものについて説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目事業収入、本年度額7,248万2,000円、比較24万1,000円の減額理由ですが、園児・児童・生徒の合計で前年度比3人の減少となっていることと、第3子目以降の給食費無料対象者を153人見込んでいるためでございます。1 節現年度分子算額7,173万1,000円は、3子目以降無料対象者を除いた幼稚園児98人、小学校児童754人、中学校生徒432人、教職員等126人の給食費の計上でございます。2 節滞納繰越分75万1,000円は、説明欄のとおりでございます。

3 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金7,650万9,000円は、歳出に伴う不足分の一般会計からの繰入金が6,927万5,000円で、3子目以降給食費無料化対象者153人分の給食費を一般会計から723万4,000円繰り入れを行うものでございます。

424ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳出でございます。

説明欄一番上の行ですが、施設管理委託料3,429万6,000円のうち、3,423万6,000円が東洋食品への委託料でございます。15節工事請負費533万2,000円は、下処理室シンク入れかえ工事と下水ますの点検ぶたの取りかえ工事を行うものでございます。

425ページ、2款1項1目事業費、本年度額7,896万5,000円で、内訳は給食費分の賄い材料費が7,173万1,000円で、第3子目以降の無料対象者分723万4,000円でございます。

427ページから434ページは、給与費明細書となっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第33号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第10 議案第34号 平成26年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計予算

○議長（高橋 正君） 日程第10、議案第34号 平成26年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） それでは、平成26年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計予算のご説明を申し上げます。

昨年の7月1日に発電開始以来、初めての年間を通した発電となります。

予算書439ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算の歳入です。款、項、金額の順に朗読します。

1款事業収入2,623万1,000円、1項事業収入、同額です。

2款財産収入2,000円、1項財産収入、同額です。

3款繰越金1,000円、1項繰越金、同額です。

4款諸収入777万7,000円、1項村預金利子1,000円、2項雑入777万6,000円。

歳入合計3,401万1,000円。

440ページをお願いします。

歳出になります。同じく款、項、金額の順に朗読します。

1款総務費2,606万6,000円、1項総務管理費、同額です。

2款管理費724万5,000円、1項管理費、同額です。

4款予備費70万円、1項予備費、同額です。

歳出合計3,401万1,000円。

443ページから444ページまでが、歳入歳出予算事項別明細書の総括となっております。説明は省略させていただきます。

447ページをお願いします。

主なものについての説明をさせていただきます。

1款1項1目事業収入、本年度予算額2,623万1,000円、比較176万1,000円。1節売電収入、これにつきましては、発電収入で当初計画では年間57万キロワット・アワー、発電を計画していましたが、計画を少し上回り、白子の海ソーラーポート分で年間60万キロワット分を見込み、また危機管理発電の分で年間7,200キロワット・アワーを見込んでおります。それに消費税を含めて43.2円で売電した場合の金額でございます。

448ページをお願いします。

4款2項1目雑入、本年度予算額777万6,000円。1節雑入、同額です。これにつきましては、主に消費税の還付金でございます。

次に、451ページをお願いします。

事項別明細書の歳出です。

主なものについて説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費、本年度予算額2,606万6,000円、比較948万5,000円。内訳としまして、4節の共済費8万2,000円。7節の賃金45万円。23節償還金、利子及び割引料1,057万円、これは運用資

金戻入金1,000万円及び従前の運用資金の戻入金でございます。25節積立金1,496万4,000円。

次に、2款1項1目管理費、本年度予算額724万5,000円、比較5万5,000円。内訳としましては、4節の共済費33万8,000円。452ページになります。7節賃金188万8,000円、これにつきましては、1名の管理する臨時職員分でございます。9節4万8,000円。11節需用費44万6,000円。12節役務費36万2,000円、これにつきましては通信料及び保険料ということで、この前の合同委員会で保険料は幾らだということだったので、ここは23万1,407円を予定しております。予算では23万2,000円とっております。13節委託料210万6,000円、これにつきましては管理委託料でございます。14節使用料及び賃借料195万円。15節工事請負費5万4,000円。16節原材料費3万3,000円。19節負担金、補助及び交付金2万円です。

次に、3款1項1目予備費、本年度予算額70万円、これにつきましては29節予備費70万円でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第34号 平成26年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第11 議案第35号 平成26年度榛東村上水道事業予算

○議長（高橋 正君） 日程第11、議案第35号 平成26年度榛東村上水道事業会計予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。



提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成26年度榛東村上水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

上水道事業の経営状況ですが、平成26年度は節水型社会において、節水型の機器等の普及により給水収益が平成21年度から減少傾向にあり、経営状態の利益は減少している状況です。

平成26年度予算につきましても、こういった状況を踏まえ、さらに安心・安全でおいしい水を安定的に供給すべく経営に取り組んでまいりたいと考えております。

工事につきましては、建設改良、配水管新設と不明水対策の老朽管布設がえ工事等、5路線を予定しております。

施設の設備につきましては、梨子木平浄水場と新長岡浄水場への送水調整用として、長岡揚水機場インバーター設置工事により、節電対策と湧水の有効利用を計画しております。

また、水圧調整のため、山子田と広馬場地内に減圧弁2カ所を計画しております。

経理ですが、水道会計規程については、平成26年度予算から地方公営企業会計基準の見直しにより、会計規程の勘定科目等も見直しをされております。

460ページから463ページに、上水道会計実施計画書、464ページから465ページは、上水道事業キャッシュフロー計算書、これは前年、資金計画書で、これにかわりましてキャッシュフローということで現金の流れを示す収入から支出を差し引いた純利益と、現金・預金の期首・期末残高等が明示されております。減価償却費の合計についても報告されております。

465ページの一番最後なんですけれども、資金の期末残高につきましては、現金・預金が7億3,000万1,797円となっております。

466ページから471ページまでは、給与費明細書になっておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

472ページから475ページにかけては、平成26年度の予定貸借対照表でございます。

475ページをお願いいたします。

475ページ、下から5行目なんですけれども、ハの当年度未処分利益剰余金は、平成26年度末未処分利益剰余金予定額の10億5,911万2,608円でございます。25年度末につきましては4,446万8,553円でしたが、増額の理由につきましては、会計基準の見直しにより繰り延べ収益の長期前受金、国庫補助工事負担金、受贈財産、資本剰余金の収益化による増額となっております。実際には現金が伴わない収入であるため、現金の収入には影響がございません。

476ページから477ページにつきましては、注記事項ですので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

478ページをお願いいたします。

25年度末の予定損益計算書でございます。

下から3行目、当年度純利益65万7,000円を見込んでおります。下から2行目の前年度繰越利益剰余金は4,180万9,760円と合わせました当年度末未処分利益剰余金、一番下ですけれども4,246万6,760円になる予定でございます。

479ページから482ページにつきましては、25年度予定貸借対照表で記載の状況となっております。

483ページをお願いいたします。

26年度上水道事業会計予算説明書により説明させていただきます。

前年度に比べ変わった項目や主なものについてご説明を申し上げます。

初めに、3条予算、収益的収入及び支出の収入でございます。なお、前年度予算額は省略させていただきます。

1款水道事業収益、本年度予算額3億2,323万円、比較5,207万2,000円。1項営業収益、本年度予算額2億5,694万9,000円、比較305万6,000円の減。1目給水収益、本年度予算額2億5,487万7,000円、比較316万8,000円の減。1節水道料金、内訳ですけれども、一般基本使用料分6,868万8,000円、これにつきましては給水件数5,300件分でございます。超過使用料使用分1億8,563万円、これにつきましては9万5,489立米となっております。

2項営業外収益、本年度予算額6,627万7,000円、比較5,512万7,000円。給水収益でございますが、給水人口はほぼ横ばいの傾向にあり、水道水の全体使用料につきましては、やや減少状態が続いております。25年度の実績見込みを考慮し計上させていただきました。営業外収益につきましては、受取利息及び配当金は186万7,000円で、消費税の還付はございません。

484ページをお願いいたします。

3目長期前受金戻入、本年度予算額5,346万1,000円、会計規程の見直しにより収益化されたものでございます。内訳につきましては、国庫補助金3,012万9,000円、OAの補助金等でございます。工事負担金967万7,000円、工事の負担金でございます。受贈財産842万7,000円、受贈財産につきましては、鉄建公団及び給水工事等でございます。資本剰余金522万8,000円、これにつきましては新井浄水場改修工事に伴う補償の前受金の取り崩しとなっております。

485ページをお願いいたします。

支出でございます。

1款水道事業費用、本年度予算額2億7,374万6,000円、比較563万8,000円。1項営業費用、本年度予算額2億5,711万7,000円、比較503万5,000円。1目原水及び浄水費、本年度予算額6,972万4,000円、比較179万6,000円。内訳ですが、3節受水費6,859万1,000円、これは県央水道の受水費でございます。日当たり3,580トン、契約数量は4,100トンですけれども、この1年間分でございます。2目配水及び給水費、本年度予算額5,273万4,000円、比較905万8,000円。内訳、2節委託料1,109万7,000円、備考

ですけれども、上水道施設保守点検202万4,000円、これは機械の保守点検と減圧弁の保守点検でございます。量水器の交換業務234万円、本年度につきましては802個の交換になっております。

486ページをお願いいたします。

5節修繕費1,199万1,000円。上水道施設修理756万円、漏水修理修繕費でございます。7節動力費2,062万円、農業用水維持管理費へ1,478万8,000円、それと電気料でございます。

487ページをお願いいたします。

総係費2,308万2,000円、人件費の減324万1,000円の減額となっております。

489ページをお願いいたします。

4目減価償却費、本年度予算額1億1,056万7,000円、比較257万8,000円の減。2項営業外費用、本年度予算額1,472万5,000円、比較3万7,000円の減。

続きまして、491ページをお願いいたします。

4条予算の資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますけれども、なお前年度予算額は省略させていただきます。

1款資本的収入、本年度予算額1,054万円、比較1万5,000円。1項企業債、本年度予算額1,000万円、比較同額。3項工事負担金、本年度予算額54万円、比較1万5,000円。工事負担金は他課関連の工事等の工事負担金でございます。企業債につきましては、配水管布設工事等に充当するものでございます。

492ページをお願いいたします。

支出の部でございます。

1款資本的支出、本年度予算額1億733万2,000円、比較786万1,000円。1項建設改良費、本年度予算額8,091万8,000円、比較683万8,000円。1目建設改良費、本年度予算額7,888万5,000円、比較543万9,000円。2節委託料486万円、配水管布設等の設計業務委託でございます。4節建設改良費7,393万7,000円、内訳ですけれども、浄水場更新工事3,024万円、これにつきましては長岡機場インバーター設置工事でございます。配水管布設工事2,732万4,000円、配水管布設及び老朽管の布設がえ工事5路線でございます。その他工事1,313万3,000円、減圧弁2基設置とパソコンの更新等でございます。

493ページをお願いいたします。

2項企業債償還金、本年度予算額2,641万4,000円、比較102万3,000円。1節企業債償還金は元金償還の据置期間が終了した償還が開始されたことによる増額でございます。26年度末の起債残高は4億3,733万8,000円になる見込みでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

8番金井君。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 485ページの量水器の交換業務で802個を今度予算化して234万ということなんですが、基礎的なあれなんだけれども、交換をして古い量水器というのは、これはどうなるんですか。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 納入業者に処分していただく形になります。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） それは、じゃ、納入業者というと、それは無料なんですか。それを例えば何か検査をして、また使えるというものではなくて、その都度、新しいやつを買って、古いやつは納入業者に幾らでとか、金額はどういうんですか、それはただなんですか。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 計量法の改正によりまして、リサイクルは使えないということになりました。全て新規のものを使用しております。処分につきましては、現在のところ収入は見込んでおりません。

〔「はっきり言って……」の声あり〕

○上下水道課長（久保田勘作君） メーター器の処分につきましては、収入は予算上は見込んでおりません。

○議長（高橋 正君） 8番。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） そうしますと、2つ質問します。

これは何年に一度するんですか。それで1基幾らするんですか。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） メーター器につきましては8年に一度の更新になっております。量水器につきましては、13ミリから50ミリですか、個々によって値段が、単価が違うんですけども……

〔「13ミリ」の声あり〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 13ミリにつきましては、新規で3,900円です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 11番岩田です。

農業用水のところでも伺ったんですが、26年から29年にかけて水道関係の電気料、だんだん応分な負担をして電気料の負担をふやしていくと。そういった中で、今年度、当年度純利益が65万7,000円ということになっているんですが、この電気料負担、応分の負担をしていくことによって、収益がだんだん悪化していると思うんですが、年々この収支が悪化していった場合、即水道料金の改定をするのか、それとも何らかの方法で補っていくのか伺います。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 料金改正につきましては、平成14年度のときに改正しているわけですが、それにつきましては3年間、1,000万円以上の赤字経営が続きましたので、そのときに改正になっております。現在については、まだ、とりあえずは赤字になっておりませんので、改正につきましては、その経営状態を見てからの改正になるかと思えます。今後の検討になると思えます。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） そうすると、仮定の話になっちゃうんですけども、どのくらいの赤字幅が出たら改正するということですか。

○議長（高橋 正君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） 平成14年度のときにつきましては、1,000万円以上がおおよそ2年、3年ぐらいですか、続きましたので、そのときに改正ということになりましたので、おおよそ同じくらいの条件がそろえば改正になるかなと思えます。

○議長（高橋 正君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） そうすると累積で2,000万、3,000万、赤字額がふえなければ改正はしないということですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 料金の改定は、村民に直接影響するので、非常に慎重にしなければというふうに思っております。しかも榛東村の水道料金は、ほかの市町村から比べて非常に高いという印象づけがございますので、そこらは慎重にしていかなければというように思えます。先ほど課長のほうから話されましたように、14年度で上げた経緯は1,000万円以上の赤字が3年間続いたので、やむな

く上げたという話でございます。

水道会計が電気料が云々ということよりは、経営自体が安定していれば、これは上げなくもいいというふうな考え方でおりますけれども、先ほど議員が指摘されておりますように、電気料の値上げ、その中での農業用水の負担をこちらへ繰り入れるというような是正をしておりますという、おのずから経営がだんだんと悪化してくるのではないかというような懸念もされます。そんな中で、すぐ、じゃということではなしに、やはり経営状況を見ながら、推移を見ながら、そういったものは考えるべきだというふうに思いますので、今、何年に幾ら上げるかということではなしに、もう少し経営状況を見ながら、そしてまた健全経営を目的に、なるべくなら上げないほうが村民のためにはいいわけですから、そういった努力をしながら、努力の限界になったときには、また皆さん方をお願いして、何%上げるかというお話になろうかと思いますけれども、それまでは今のところ上げるつもりはございません。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

暫時休憩します。

午後2時59分休憩

---

午後3時再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第35号 平成26年度榛東村上水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第12 請願・陳情について

○議長（高橋 正君） 日程第12、請願・陳情についてを議題といたします。

過日付託を行いました請願・陳情の審査経過及び結果について、各常任委員長より審査報告を求め

ます。

初めに、山口総務産業建設常任委員長より審査の報告を求めます。

山口総務産業建設常任委員長。

[総務産業建設常任委員長 山口宗一君登壇]

○総務産業建設常任委員長（山口宗一君） 陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成26年第1回第4号、付託年月日、平成26年3月4日、件名、村道富沢15号線改良舗装工事について。

委員会の意見。本路線は富沢地区から高崎渋川線バイパス側道に接続済み道路で、長岡地区農業集落排水処理場の出入りにも使用されている。利用頻度の高い路線である。しかし、未舗装のため、豪雨時による路面の洗掘や雑草により通行に支障を来している。本路線の整備をすることにより、交通の利便性が向上し、長岡地区処理場の管理からも必要と判断できる。よって、本陳情は採択とする。審査結果、採択。

陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成26年第1回第6号、付託年月日、平成26年3月4日、件名、村道214号線改良舗装工事・危険防止の甲蓋設置について。

委員会の意見。現地調査したところ、本道路は宿井戸尻線として、19区及び旧箕郷町に通じる重要な道路であり、19区地内においては、道路側溝が整備されて交通量がふえている。18区側は簡易舗装がされているが、年数が経過し劣化が著しい。側溝も圃場整備時に整備したので道路との段差がある。よって、本路線を整備することにより、地域住民の生活環境の改善や交通の利便性が図れるので、本陳情は採択とする。審査結果、採択。

陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成25年第2回第4号、付託年月日、平成25年6月12日、件名、村有林借地料減額に関する嘆願書。

委員会の意見。ゴルフ場の価格競争により経営の厳しさは理解できる。しかし、借地料を減額するのは、個人地主にも多大な影響を及ぼす。本委員会でも、地主代表と協議した経緯や本村の歳入を考えると、重要な財源である。ゴルフ場のさらなる経費節減などの経営努力を行っていただきたい。よって、本委員会は不採択とする。審査結果、不採択。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、審査中の次の事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第71条の規定により申し出いたします。

受理番号、平成26年第1回第1号、区分、陳情、提出者、第11区区長平澤壽治、件名または要旨、村道長谷津21号線舗装と側溝蓋設置工事依頼について。

受理番号、平成26年第1回第2号、区分、陳情、提出者、第11区区長平澤壽治、件名または要旨、村道判塚10号線舗装と側溝設置工事依頼について。

以上です。

○議長（高橋 正君） ただいま山口総務産業建設常任委員長より審査の報告がありました。

平成26年第1回陳情受理番号第4号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成26年第1回陳情受理番号第4号の採決に入ります。この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、委員長報告のとおり、採択に決定いたしました。

平成26年第1回陳情受理番号第6号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成26年第1回陳情受理番号第6号の採決に入ります。この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、委員長報告のとおり、採択に決定いたしました。



平成25年第2回陳情受理番号第4号は、審査の結果、不採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成25年第2回陳情受理番号第4号の採決に入ります。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、委員長報告のとおり、不採択に決定いたしました。

平成26年第1回陳情受理番号第1号は、継続審査の申し出がございました。

したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

平成26年第1回陳情受理番号第2号は、継続審査の申し出がございました。

したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

次に、南文教厚生常任委員長より審査の報告を求めます。

南文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 南 千晴君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（南 千晴君） 陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成25年第4回第5号、付託年月日、平成25年12月3日、件名、「全国一斉学力テスト」学校別結果公表反対を求める請願。

委員会の意見。この請願の趣旨は、教職員の待遇改善に重きを置いている内容となっており、学校別結果公表に関しては、数値の公表を指しているのか、問題別の分析などの公表なのかなどを具体的に示されていません。全国学力学習状況調査の学校別結果の公表に関して、現在榛東村では数値の公表はしていませんが、全国や県との比較状況を全国並みなどといった言葉で公表をしています。また、結果の分析や改善事項等も保護者に文章などで伝えております。今後も、本村の教育委員会の判断を尊重したいと考えます。よって、本請願は不採択とします。審査結果、不採択。

○議長（高橋 正君） ただいま南文教厚生常任委員長より審査の報告がありました。

平成25年第4回請願受理番号第5号は、審査の結果、不採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

13番早坂君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 13番早坂です。

「全国一斉学力テスト」学校別結果公表反対を求める請願の不採択に対して、反対の立場で討論を行います。

教育とは、教え育むと書きます。以前は生きる力を育てることが頻繁に言われましたが、最近では聞かれなくなり、学力向上という言葉が頻繁に耳にするようになりました。本当の意味での学力向上は、私も大賛成です。

しかし、今言われている学力向上は、小手先の改善はしているようではありますが、本質は以前と同じ詰め込みによる知識偏重の学力です。1980年ごろから詰め込み教育の反省から、ゆとり教育への転換が行われましたが、再び学力低下を理由に知識偏重の詰め込み教育が行われようとしています。テストの結果をよくしようとすれば、詰め込み教育が行われることは明らかです。

その上、さらに全国学力テストの結果を公表し、順位を競わせれば詰め込み教育を激化させることになり、子どもたちの精神面での発達にゆがみをもたらすこととなります。学校教育で大切なことは、生きる力を育て自立した人間を育てることです。人間はさまざまな刺激を受け成長します。学校では、授業があり、部活があり、生徒会活動があり、友人との交流など刺激を受ける局面が多くあります。その中で、学校において授業は重要であります。国語なら文学作品から人間のみにくさ、おろかさ、優しさ、強さなどを学び、数学では理論的思考を学び、人生の難関をどう解決していくかの力をつけることであります。

このような授業を行えば、子どもたちは知る喜びを知り、新しい発見に感動し、学ぶことに興味を持ち、みずから勉強するようになり、結果、成績も上がることとなります。それには、教師が授業の力をつける必要があります。だからこそ、教師にも時間的余裕が必要なのであります。

以上のことから、「全国一斉学力テスト」の学校別公表はすべきではないと考え、請願の不採択に反対をいたします。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかに討論ございませんか。

11番岩田君。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 賛成討論を行います。

この請願の学校別結果の公表とは、数値に関しての公表なのか、各問題の正答率の公表なのか、ま

たはそれらを国から各市町村の教育委員会にも公表しないように求めるものなのか、請願事項の具体性に欠けております。

仮に各問題の正答率や調査結果に関しても、国が各市町村の教育委員会へ現在のような公表を行わなかった場合、結果を分析して授業に生かすことさえできなくなってしまうと思います。既に、全国で学力学習状況調査の学校別結果の公表に関しては、各市町村の教育委員会の判断となっており、榛東村の教育委員会は、平成26年度に関しても、今までどおり数値の公表はしない方針となっております。

公表に関しては、村の教育委員会の判断を尊重し、国に公表反対を求める意見書を出す必要はないと考えます。

以上のことから、委員会の意見に賛成し、賛成討論とします。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成25年第4回請願受理番号第5号の採決に入ります。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 賛成11人、賛成多数です。

よって、委員長報告のとおり、不採択に決定いたしました。

---

◇

◎日程第13 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第14 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（高橋 正君） お諮りします。

日程第13、総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでを会議規則第34条により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、日程第13から日程第15までを一括議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定によりお手元に配付いたしました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

午後3時16分休憩

---

午後3時27分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

先ほどの受理番号第5号、採決の結果の賛成12人ではなく賛成11人です。訂正します。

---

### ◎日程の追加について

○議長（高橋 正君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思いますが、この案件を審議するため、榛東村議会会議規則第20条の規定により、お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、議事日程に追加することに決定いたしました。

---

### ◎追加日程第1 議案第37号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 追加日程第1、議案第37号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 提案理由を説明いたします。

南部第一学童保育所の移転に伴い、当該施設の住所を移転先に改めるものでございます。

新旧対照表は17ページ、例規集は第2款899ページとなります。

現行条例の一部改正となりますので、新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表の17ページをお開きください。

右側が現行、左側が改正案となります。

現行の第4条、学童保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。の下にあります表中、南部第一学童保育所、位置「広馬場1088番地」を改正案で「広馬場1156番地1」と改めるものです。

議案書204ページをお開きください。

附則です。この条例は、平成26年4月1日から施行するとさせていただきます。

以上で提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第37号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎追加日程第2 議案第38号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第12号）について

○議長（高橋 正君） 追加日程第2、議案第38号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成25年度榛東村一般会計補正予算（第12号）につ

いてご説明申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、2月の大雪に伴い大雪災害見舞金給付事業、農業施設災害復旧支援事業及び中学校駐輪場改修工事などについて補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、義務教育施設整備基金及び農業災害基金からの繰入金、群馬県町村会寄附金等でございます。また、あわせて歳入について、地方消費税交付金及び地方交付税の確定により補正をお願いするものでございます。

206ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

6款地方消費税交付金、補正額252万9,000円の減、計1億1,747万1,000円。1項地方消費税交付金、同額でございます。

11款地方交付税、補正額168万2,000円、計13億7,770万4,000円。1項地方交付税、同額でございます。

16款県支出金、補正額44万9,000円、計3億8,669万6,000円。2項県補助金、補正額44万9,000円、計1億7,572万7,000円。

19款繰入金、補正額2,010万5,000円、計8億5,598万6,000円。1項基金繰入金、同額でございます。

21款諸収入、補正額1,017万9,000円、計4,635万4,000円。4項雑入、補正額1,017万9,000円、計4,321万円。

歳入合計、補正前の額56億8,953万9,000円、補正額2,988万6,000円、計57億1,942万5,000円でございます。

続きまして、207ページをお願いいたします。

歳出でございます。同じく左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

2款総務費、補正額57万8,000円、計7億5,517万2,000円。1項総務管理費、補正額57万8,000円、計6億2,337万6,000円。

3款民生費、補正額700万円、計16億6,903万1,000円。3項災害救助費、補正額700万円、計797万3,000円。

6款農林水産業費、補正額483万3,000円、計3億1,039万1,000円。1項農業費、補正額483万3,000円、計2億9,322万3,000円。

10款教育費、補正額1,747万5,000円、計15億2,606万6,000円。3項中学校費、補正額1,747万5,000円、計1億141万9,000円。

歳出合計でございます。補正前の額56億8,953万9,000円、補正額2,988万6,000円、計57億1,942万5,000円でございます。

続きまして、208ページをお願いいたします。

2表 繰越明許費。

追加でございます。いずれも年度内に事業が完了しない見込みであることから、翌年度に繰り越すものでございます。左から款、項、事業名、金額の順に朗読させていただきます。

3款民生費、3項災害救助費、事業名、大雪災害見舞金給付事業、金額700万円。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、農業施設災害復旧支援事業、金額483万3,000円。

10款教育費、3項中学校費、事業名、中学校整備事業、金額1,947万5,000円でございます。

210ページから211ページは歳入歳出事項別明細書総括表でございます。説明を省略させていただきます。

231ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。主なものについてご説明させていただきます。

上の枠、6款1項1目地方消費税交付金、補正額252万9,000円の減は確定を受けての減額でございます。

その下の枠、11款1項1目地方交付税、補正額168万2,000円は普通交付税の確定によるものでございます。

その下の枠、16款2項4目農林水産業費、県補助金、補正額44万9,000円は、説明欄にある農業災害対策事業費補助金でございます。

一番下の枠、19款1項1目基金繰入金、補正額2,010万5,000円の主なものは、説明欄にある義務教育施設整備基金繰入金1,747万5,000円は中学校整備事業、農業災害基金繰入金260万4,000円は農業施設災害復旧支援事業にそれぞれ充当するものでございます。

214ページをお願いいたします。

21款4項4目雑入、補正額1,017万9,000円は、群馬県町村会からの寄附金1,000万円と庁舎雪害に伴う災害保険金17万9,000円でございます。

216ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。主なものについてご説明をさせていただきます。

真ん中の枠でございます。3款3項1目救助費、補正額700万円は20節扶助費で、大雪災害見舞金給付事業における大雪災害見舞金でございます。

その下の枠、6款1項2目農業総務費、補正額483万3,000円は19節負担金、補助金及び交付金で、説明欄にある農業施設災害復旧支援事業によるものでございます。

次のページの農業災害見舞金63万円、農業災害対策事業費補助金310万3,000円及び農業用廃ビニール処理費補助金110万円でございます。

217ページの下の段でございます。

10款3項3目学校建設費、補正額1,747万5,000円は15節工事請負費で、中学校整備事業における駐輪場改修工事でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

8番金井君。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） この間も事細かな説明があり、質疑もさせていただきましたけれども、217ページ、中学校の整備事業の駐輪場のことでありますけれども、合計で1,747万5,000円という多額な金を使って駐輪場の雪よけを建設するわけですが、既存の今まであったようなタイプの簡単なやつでありますと、またこれは倒壊するというおそれもございまして、しっかりと構造計算をするなりして設計をしっかりと70センチ、80センチも降っても大丈夫だというような駐輪場をつくっていただきたいと、これひとつ要望ございまして、大変2,000万近い金をかけるんですから、そのようにお願いを教育長にもしておきたいと、こんなふうに思います。答弁はできればやってくれて結構ですけれども、要望ですのでどちらでも結構です。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第38号 平成25年度榛東村一般会計補正予算（第12号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎追加日程第3 議案第39号 平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋 正君） 追加日程第3、議案第39号 平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。



[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

立見総務課長。

[総務課長 立見清彦君発言]

○総務課長（立見清彦君） それでは、平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第3号）のご説明を申し上げます。

今回の補正は2月の雪害に伴うものでございます。

議案書219ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入ですが、款、項、補正額、計の順に朗読します。

2款諸収入、補正額277万9,000円、計278万円。2項雑入、同額です。

歳入合計、補正前の額2,180万円、補正額277万9,000円、計2,457万9,000円。

議案書の220ページをお願いします。

歳出ですが、同じく款、項、補正額、計の順に朗読します。

2款管理費、補正額277万9,000円、計933万5,000円。1項管理費、同額です。

歳出合計、補正前の額2,180万円、補正額277万9,000円、計2,487万9,000円。

議案書222ページから223ページまでが、歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括となります。説明は省略させていただきます。

議案書225ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入ですけれども、2款2項1目雑入、補正額277万9,000円、1節雑入277万9,000円、これ雪害に伴う公有財産損害保険金でございます。

227ページをお願いします。

2款1項1目管理費、補正額277万9,000円、工事費、15節工事請負費277万9,000円、これにつきましては、2月の雪害に伴う補修工事費でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第39号 平成25年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎渋川地区広域市町村圏振興整備組合定例会の報告

○議長（高橋 正君） ここで、去る2月25日に渋川地区広域市町村圏振興整備組合定例会の報告を早坂議員から報告をお願いいたします。

13番早坂君。

〔13番 早坂 通君登壇〕

○13番（早坂 通君） それでは、今、議長からあったように、2月25日に渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会の定例会がございました。その報告をいたします。

まず最初に、1号議案として、公の施設の指定管理についてという議案がございました。これは、渋川広域斎場しらゆり聖苑の指定管理の議案ですね。5社の入札の結果、富士建設工業に決まりました。代表者名は鳴海利彦さん、所在地は新潟県新潟市北区島見町3307番地16であります。指定管理期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日であります。

ちなみに、これについては公募をしまして、応募した団体が今の富士建設工業を含めまして5団体ありまして、ちょっと名前読み上げてみますね。北群渋川農業協同組合、しぶかわ聖苑管理グループ、3つ目が群成舎、4つ目として株式会社サンアメニティですね。そして、富士建設工業株という5つの団体が応募した結果、選考委員会において富士建設工業が選定をされました。

2号議案は、手数料条例の一部改正であります。これは詳しく説明しても日が暮れちゃいますので、要するに手数料ですね。こういうので全部ありましたので、もしあれでしたら、必要な方はこれお見せしますので、見てください。

〔「消費税絡みですか」の声あり〕

○13番（早坂 通君） 必ずしもそうじゃなくてね。じゃちょっと改正の理由、ちょっと最後に読みますね、書いてありますので。

地方団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布により所要の改正をしようとするものでありますということです。

で、3号議案といたしまして、廃棄物及び清掃等に関する条例の一部改正がございました。

これにつきましても、このようにいっぱい廃棄物ですからね。一番ちょっと提案理由にどっかにあったかな、3号議案ですね。これは消費税法の改正に伴い所要の改正をしようとするものだというふうになっております。

4号議案といたしまして、消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定がございました。

この理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法例の整備に伴い、消防長及び消防署長の資格を定める条例を制定するものであります。

5号議案は、平成25年度一般会計補正予算であります。これは確定による補正予算であります。

平成25年度歳入歳出それぞれ4,728万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,753万8,000円とするというものであります。

議案第6号、これは関係市町村の負担金分賦割合の改定がされました。

ちなみに、この分賦割合の改定につきましては、平成25年度、去年度までは夜間急患診療に係る運営費、火葬場・斎場に係る運営費、借地費、これらのものについては、負担金分賦割合というのが均等割10%、利用者割90%でありました。これが26年度改正されたのは、これらのものについては均等割が6%、利用者割が94%、ちなみに、榛東村については有利な改正だと思うんですね。

そのほか、それぞれの改正が行われまして、それぞれの事業内容によって、これだけがちょっと違うのかな。あとは改正は同じなんですけど、ただ1つだけ違うのがあります。消防救急にかかわる経費です。これは平成25年度は均等割10%、消防費基準財政需要額割90%ということでしたが、これは改正によって、均等割4%、消防費基準財政需要額割が96%となりました。そういう改定がなされました。

7号議案として、一般会計予算が提案をされました。

歳入歳出予算の総額は39億5,482万9,000円であります。細かい内容につきましては、ここではちょっと説明は省かせてもらいます。知りたい方は議案書がありますので、言ってくださればお見せしますので、それを見てください。

以上で報告を終わりにしたいと思います。

○議長（高橋 正君） ご苦労さまでした。

ちょっと1点だけ、補足説明をいたしますけれども、今までが激変緩和があったんですけども、その激変緩和が廃止になったということでもいいんだね、村長。そういうことです。



## ◎議長挨拶

○議長（高橋 正君） 以上をもちまして、本日までに付議された案件は全て終了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

3月4日の開会以来、本日までの14日間、6名の議員からの一般質問、補正予算、平成26年度当初予算、請願・陳情などについて、熱心な審議、活発な質疑、討論がなされたことに対し深く感謝を申し上げます。

平成26年度予算では、一般会計の歳出総額は50億5,800万円で前年比で2%の伸び、特別会計の歳出総額は39億101万1,000円で1.7%の伸び、公営企業会計の歳出総額は3億8,107万8,000円で前年比

3.7%の伸びで、歳出予算総額では93億4,017万9,000円で対前年比2%の伸びとなる積極的な予算が可決成立いたしました。

村民の健康・医療・介護・福祉対策や道路、下水道などの社会基盤の整備、農業・商工業・観光業の産業振興対策、教育環境の整備、充実に向けた予算となっています。予算の執行に当たっては、住民福祉の向上と村の活性化が図られるよう、適正かつ効率的な執行をお願いするものです。

日に日に柔らかな日差しとともに、清らかな春の息吹が感じられる季節となりました。もうじき樹木は一斉に花開く華やかな季節が訪れます。

議会終了後も、議員各位を初め執行部の皆さんも健康に十分ご留意され、今後も議会並びに村の発展のために特段のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

---

◇

## ◎閉 会

○議長（高橋 正君） 以上で、平成26年第1回榛東村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 高 橋 正

榛東村議会議員 早 坂 通

榛東村議会議員 清 水 健 一